

金 光 教 學

金光教教學研究所紀要

7

1964

金 光 教 教 學 研 究 所

1964

No. 7

教祖一家の農業経済についての—考察

—近世大谷村農地の実情—

……………三矢田 守 秋… 1

教祖の信心の基本的特性

—現実生活との関係を中心として—

……………瀬 戸 美喜雄… 31

教祖時代入信、取りつぎに

従った諸師について (続) ……金光 真 整… 53

教祖の信心における道理の

自覚について……………藤 村 真佐伎… 70

取次者の課題

—布教、教導上の諸問題について—

……………沢 田 重 信… 87

教会家庭の諸問題についての—考察

……………藤 井 記念雄…105

資 料

小野家文書—宗門御改寺請名歳帳……………127

彙 報 —昭和38. 4. 1~39. 3. 31—……………152

第六回教学研究会発表要旨 (昭和38. 6. 11~12) ……170

教内既刊図書一覧表 (2)

研究報告一覧表 (3)

(第六号正誤表 P198)

教祖一家の農業経済についての一考察

— 近世大谷村農地の実情 —

三 矢 田 守 秋

「百姓共は、死なぬ様に、生いかさぬ様に」しほりあげ、年貢をとりあげるのが江戸時代の支配者の方針であった。多くの触書もこのことを示している。しかし、現実に、この種触書をそのままの形で百姓におしつけ得る状態であったかどうか、ということになると、なお疑問の余地があるようである。

もしわれわれが、当時の封建領主が農民から全剰余労働の殆んどすべてを搾取し得たとする考えを前提として、御伝記「金光大神」をひもとくならば、そこにみられる農家としての教祖一家の経済生活の余裕は、いったいどこから生じたものなのか、理解に苦しまねばならぬであろう。事実、青木茂氏は、その論文「立教前後における教祖一家の農業経済の実際について」(金光教学院研究部編金光教学院第五集)において、教祖の農業経営、特に、田畑からの生産と消費との実際面について、綿

密な考察を試みられた結果、教祖一家の経済生活にみられる余裕という点に関しては、今後の研究調査にまつほかはないとしておられる。本研究は、右のような疑問に答え、教祖の農業生活を、より実際に即してとらえうるよう意図するものである。

二

本論に入るに先立ち、まず問題点を明確にするため、教祖一家の経済生活にみられる余裕並びに前記青木茂氏の考察について概観しておきたい。

教祖が農家としての赤沢家の戸主の地位にあったのは、二十三才の天保七年(一八三六)八月から四十六才の安政六年(一八二五)三月までの二十四年間であるが、この間、一家には家族の病気や死、家屋の増改築、旅行、結婚、飼牛の死等多額な出費を要したと思われる出来事が相ついでいる。しかるにその間、所有の田畑を人手にわたすどころか、かえって次々に田畑山林を購入している。^①これらの一々について検討する煩はさけるとしても、そこには、経済的にかんがりの余裕があったとみなければならぬ。試みに天保年間について、その余裕ぶりをたずねてみよう。

周知の如く、天保三年秋から八年夏までは、いわゆる天保の大飢饉で、悪疫の流行と相俟って、その惨状は全国にわたり目を蔽わしめるものがあつた。古来氣候風土に恵まれた備中南部に位置する大谷村に於ては、餓死者を出すまでに至らなかつたが、「古来稀成飢饉」と記録に見えていること(永代御用記)、支配役所より「穀物高値につき、他領へ売渡しを禁ずる」旨の通達が再度出されていること、天保七年には年貢米が減免されていること、難没者に対する御救米が数度に亘って出されていること、死亡者も天保七・八・九年には例年の二倍近くに及んでいること、また、当時の庄屋小野光右衛門の日記の天保八年十月廿一日の条に「昨年凶年之処御年貢御日限迄ニ無滞相済、今凶年貧者共之義ニ

付大ニ心配、村方穩ニ秋へ移候様取計候段、於ニ殿様も太儀之事ニ被レ為ニ思召、大庄屋・村々庄屋共へ銀七匁つつ御酒料被レ為レ下レ之」と記るされていること、その他例年でないこととしては、天保七年九月七日より十一月一日まで、同八年三月二十一日より六月十日まで、村内四カ所に、稻・綿・麦等の農作物の番小屋を設け夜番にあたっていること（大谷村小割帳）等によっても知られる通り、その災禍は少くないのである。そして教祖一家もこの災厄の埒外ではなかったはずである。

ところが教祖一家においては、その間、天保七年七月十三日に義弟竊太郎、つづいて八月六日には養父桑治郎がなくなり、相当の出費であったと思われるのに、教祖はその年、村内の大地主川手秀太郎に「二十年外請約定」^⑤で、田畑買請の証文を入れ、暮には隣家古川八百蔵の長女とせを妻に迎えている。つづいて翌八年三月、風呂場と便所を建て増し、更に翌九年九月には、実際に川手秀太郎から田畑を入手している。もっともこの時には、六〇六匁で入手した田畑合せで一反一二歩を、すぐに売主の川手秀太郎に質入して、三・四匁余の借金をしているが、それも四年後の天保十三年には皆済している。

これらのことが、少なからぬ田畑を耕作したり、金廻りのよい余業を兼営したりしてのことなら納得もゆくが、当時の検地帳（土地台帳）によれば、所持の田畑はわずか二反六畝乃至三反六畝であり、余業もなく、加えて「胡麻の油と百姓は、しぼればしぼるほど出るもの」であるという治農方策のもとで、苛斂誅求に苦しまねばならなかったのが、当時の農民一般の実情であったとすれば、右のような教祖一家の経済的余裕は、いったいどこから生じたものなのか、誰しも不審の眉をひそめざるを得ないであろう。

天保年間より年次は下るが、青木氏による安政六年次の教祖一家の収支計算を整理すると、その帳尻りは左のようになる。

教祖一家の安政六年次の収支計算（表I参照）

収入の部	支出の部	差引
米五七七・五〇 ^升	自作年貢(米)	一七九・一四 ^升
麦五六二・四〇	生産費(米)	九二・三〇
米一〇〇・〇〇 ^④	生産費(麦)	七三・〇〇
(川手十右衛門より購入)	主食費(米麦合せ)	一二二四・〇〇 ^升
足役(村仕事)そ	小作年貢(銀)	三二・二三 ^匁
の他、銀二一・三〇 ^匁	購入米代(銀)	一四五・〇〇
	雑種税その他(銀)	一四二・九六
		米麦合せ三石二斗 八升五合四勺と、 銀二九八匁八分九厘の不足

すなわち、収入は米麦合せ一二石三斗九升九合と銀二二匁三分、支出は米麦合せ一五石六斗八升四合四勺と銀三二〇匁一分九厘、差引米麦合せ三石二斗八升五合四勺と、銀二九八匁八分九厘の赤字となっている。しかも支出の部には、年貢・生産費(肥料並に農具代、労賃は含まず)・主食費・雑税がみこまれているだけで、住居費・被服費・交際費・副食費・その他の出費は省かれている。したがって、これらを含みこめば赤字はさらにふえることになる。これではあまりにも赤字が大きすぎるので、青木氏は食費については再考の余地があるのではないかとしておられる。つまり右の計算では、大人(当時四人)一日平均五合食、子供(当時四人)同じく三合五勺としているのを、粥食やいも類の主食代用を考慮し、大人四合、子供二合五勺見当とするというのである。これにしたがって、いま筆者の手許において食費を計算しなおすと—この際、主食の米麦混合の割合いを米一麦二とする—^⑤家族の年間主食費は八石七斗六升となり、収支の差引は、米麦合せ一斗九升四合六勺の残、銀二九八匁八分九厘の不足となる。当時大人の日当が(但し大谷村の村仕事の場合)仕事の内容によって高低はあっても、大むね一匁乃至一匁五分^⑥であったことを考え合せれば、銀二九八匁余の不足といえ

ば相当多額な赤字である。

以上青木氏が当時の村方文書によってなされた安政六年次の教祖一家の収支計算の概要であるが、それなら実際に当時の教祖一家の家計は赤字つづきであったのか、というところではなかったようである。その点を青木氏は同論文において、

ここまで考えてきて不思議なことは教祖の書かれたものなかに、安政五年の九月、悴や妻には『稲をこいで（その年の新米であろう）朝のまにこしらえて干しておけ。』わたしには、『古い粃（昨年度）一石あり、朝のまに挽いて米にしておけ』とおしらせがあったとある事実である。すでに新秋ともなれば、去年の粃なぞ残っておろうはずがない。米びつの底まで食いはたしておるのがじょうせき。年貢収めがすむまでは、絶対に口にするのできぬはずの新米にさえ、手の出そうなの時期に、まだ去年の粃一石をもっているという経済事情である。そしてまたこの年の年貢が物納でなく、御切手米として金納になっているその経済的余裕である。よゆうがなくてはこんなことはやれない。

と指摘しておられる。それではこのような教祖一家の実際と、青木氏の計算の結果との相違はどこから生じたものであろうか。御伝記「金光大神」の記述から推測される教祖一家の経済的余裕が事実として動かぬものとすれば、青木氏の計算に不備があるとしなければ、それはどのような点に見出されるのであろうか。

三

青木氏は前記の論文において、教祖一家の生産量の推定にあたっては、算定の基礎となる田畑の地積については、検地帳に記載の数値をそのまま信用しておられるようである。そしてそのことは、封建領主の権力を絶大なものと評価し、封建体制の確立維持のための基礎的要件である検地が、きわめて厳正に行われたとする従来の学界の一般的傾向よりして当然のことといわなければならないが、実はここに問題があるのである。つまり検地によって検地帳に記載された田

畑の地積と実際の地積とは、ほぼ一致するという従来の学界の通念を、そのまま大谷村にあてはめることは、果して当を得たものであるかどうかということであり、結論的に云えば、そこにはかなりの差があるということなのであって、青木氏の計算の不備としてあげられる第一の点はここにあるのである。次にそれを資料によって確かめてみよう。

小野家文書のなかに、大谷村夕崎の一区画を測量した図面がある。安政三年のものと推定されるのであるが、そのなかに次のような記事がある。

1、川手 五百三十五歩一一九七五

公畝一反一畝十八歩 高五斗七升九合九勺

三右衛門作 預畝一反七畝廿三歩

2、(イ)中嶋 二百八十五歩七九九八五

公畝五畝十一歩四厘 高二斗六升九合

(ロ)中嶋 五十六歩九九三五

下田二畝 高一斗四升

(ハ)中嶋 三十三歩三厘

下田十三歩 高三升

三処々三百七十六歩〇九三二五

辰五郎作 預畝一反二畝十六歩

右のなかで、川手・中嶋とあるのは、耕地の所有者名であり、所有者名の下の数値は実面積^⑧であり、公畝幾何或は下田幾何とあるのは検地帳上の面積である。また三右衛門作・辰五郎作とあるのは、それぞれの耕地の小作者を示すものであり、預畝とあるのは、1の場合を例にとれば、五三五歩余(一反七畝二五歩余)の耕地を一反七畝二三歩として、地

主川手が小作者三右衛門に委託しているという意味である。

これら耕地の実面積と検地帳上の面積（公畝）とを比較してみると左のようになる。

區別	地主	小作者	公畝(A)	実面積(B)	倍率 B/A
1	川手	三右衛門	三四八・〇 ^歩	五三五・一 ^歩	一・五三 _倍
2のイ	中嶋	辰五郎	一六一・四	二八五・八	一・七七
2のロ	〃	〃	六〇・〇	五七・〇	〇・九三
2のハ	〃	〃	一三・〇	三三・三	二・五四

これによって、

- a 総じて実際の面積と検地帳上の面積とは、少なからぬひらきがあり、実面積の方がはるかに大きいこと。
- b 逆に実面積の方が小さい場合もあるが、この例は少いこと。
- という推測が生まれてくる。しかしこれはあくまでも推測であって、さらに多くの事例について確かめなければならぬ。

次に同じく小野家文書のなかに「慶応紀元乙丑五月小野中正量之唐船新田図」としてされた一枚の測量図がある。唐船新田は、寛文元年(一七六一)より天保元年(一八三〇)に至る「大谷村御免定」の写しに

貞享元甲子

一、徳米 三石 唐船新田之徳取

今年、唐船新田事申始り而歎と被存候

貞享四丁卯 今年御檢地と相見エ候

一、高九石五斗六升式合五勺 唐船新田

内

五斗五升三勺 砂入荒共

残 此徳米 壹石

とあるから天和・貞享の頃（一六八〇年代）に開發されたものである。以後畝高・石高ともわずかの増減を示しつつ明治初年に至っているが、「明治四年畝高石盛仕分書上ケ帳」によれば、

畝 貳町壹反三畝貳拾壹歩半 高 九石貳斗八升九合壹勺

とするされている。したがって檢地帳上の面積は、二町一反三畝二一步半である。ところが前記小野中正の測量図では、三町四反三畝二八歩四となっており、兩者の間には一町三反余のひらきがある。因に、小野中正の祖父光右衛門は、天文・曆象・数学の大家として多くの著述をあらわし、中央にも名を知られた人であるが、測量術にも長け、領内外の土木事業に屢々重用せられ、国絵図の作成等にもあたっている^⑨。その用いた小方儀・大方儀等今に伝わっているが、極めて精巧なものである。このような祖父をもった中正の測量によるものであるから、三町四反三畝二八歩四という数値は、一応実面積に近いものと考えてさしつかえあるまい。そこで唐船新田の場合実面積は、帳面上の面積の約一・六倍ということになる。当時唐船新田には四二筆の田畑があり、それらを一筆毎に検討してみれば、なかには檢地帳記載の数値の方が実面積よりも大きい場合もありうるかと考えられるが、全体としてみた場合は右のような結果となり、前記の推測 a（総じて実際の面積と檢地帳上の面積とは、少なからぬひらきがあり、実面積の方がはるかに大きい）は、ほぼ當を得たものといえることができる。

しかし、この推測を確証するためには、なお本田（江戸時代以前に開發せられた田畑屋敷）についての検討がなされねば

ならない。その理由は、唐船新田はすでに述べたように江戸時代前期の末頃に開発された新田であり、新田はそれがもし条件の悪い土地を開発したものであれば、その検地に際しては、耕地の品等、面積ともに手心を加え、実際より下値に見積るのが一般であったからである。そして唐船新田も塩分の多い干拓地であり、加えて用水の便わるく「窪所平地にて御座候へ共、用水不自由ニ御座候て、水旱両難波場ニ御座候」(文化十三年大谷村明細帳)というような悪条件の土地であった。したがって、唐船新田については前記の如き結果が得られたとしても、それを直ちに本田にあてはめて考えることは早計に過ぎるのである。

それでは次に本田畑の検討に入ろう。しかし本田畑の分布は相当広範囲であるし、そのすべてにわたって検討することは煩雑でもあり、調査も行き届きかねるから、江戸時代の姿をほぼそのまま今日に伝えてある横池原並びに休場・松カ坪・栗尾下と呼ばれる区域に限ることとしたい。(図1・2を参照)なおこれらの区域には、本田畑以外のものとして古新田六筆があるが、これは調査から除外した。

表IIは、右区域に所在する田畑の検地上の地積と、現土地台帳の地積とを一筆毎に対比したものである。なおいままでもないことであるが、この比較に当って留意せられねばならぬことは、同じく一坪といっても、現在と江戸時代とは広狭があるという点である。即ち現在では曲尺の六尺を一間として丈量されているが、江戸時代に於ては、大むね古検(太閤検地)の村では曲尺の六尺三寸を一間、新検(太閤検地以後の検地)の村では六尺一分を一間としていた。したがって現土地台帳の一坪と新検の一坪とは、その差は僅少であるが、古検とは約一割の差があるのである。大谷村の場合、古検・新検のいずれであったのか、いまのところ確認しがたいが、ここでは仮に古検の村として考えてみた。

表IIから指摘しうることは、

1、現土地台帳の地積が検地帳の地積よりも小さいのは、横池原の総数四七筆のうち八五三・八七六番(現土地台帳の地番、以下同じ)のわずか二筆、休場その他の総数三九筆のうち一筆(七〇八番)であり、いずれも約二畝歩以下の小

な田畑であること。

2、逆に現土地台帳の地積が検地帳の地積の三倍以上にのぼるものは二三筆もあり、全体の二割八分をしめており、しかもそれらの地積の平均値は、一筆あたり約五畝歩を示していること。

3、検地帳地積に対する現土地台帳の地積の倍率は一筆毎に異り、最低〇・五倍（八七六番）から最高は四〇倍以上（八五六番）までであるが、全体の平均値は、横池原は二・三倍、休場その他は一・九倍であること。

等である。この事実にもとづき、現土地台帳の地積を実際の面積と考え、前記推測 a・b を補足再確認すれば、

A 実際の面積と検地帳の面積とは少なからぬひらきがあり、実面積の方がはるかに大きいこと。

B 逆に実面積の方が小さい場合もあるが、その例はきわめて稀で、かつ地積の小さい田畑（約二畝歩以下）にみられること。

C 実面積の検地帳面積に対する倍率は、一筆毎に異り高低さまざまであり、全体としても区域によって差はあるが、二倍前後であること。

ということが出来る。かくて大谷村においては、検地帳に記載されている田畑の地積は、本田畑・新開田畑ともに、実際の面積とは、大巾な差があり、検地帳記載の地積をそのまま信用して、当時の農民の実生活を推論することは当を得ないということになるが、引用の資料が尙部分に過ぎるうらみがあるので、いま少く資料を追加して確認しておこう。

表Ⅲは、表書に「文政二年七月大谷村田畑預ケ畝預ケ米引渡帳」としてなされた帳面にもとづいて作成したものである。この帳面は、笹沖村（現倉敷市）の金融資本家又兵衛が、天明七年（一八一七）以来文政二年（一八二一）まで、大谷村において所持していた田畑のすべてを代銀六十貫目で、大谷村の総百姓に売渡すことになり、その際調べられたものである。尚、売渡しの事情は明らかでないが、「新開（現岡山県浅口市寄島町）を企て失敗し倒産す」ということであるから、おそらくそのためであろう。

これには、本節のはじめに引用した大谷村々崎地区の測量図のように公畝（検地帳の面積）の記載はなく、預ケ畝と小作料（預ケ米・預ケ銀）、小作者の名前及び田畑の見取図がしるされている。預ケ畝の総計は田畑合せ一二町七反八畝余となつてはいるが、享和元年の検地帳、「田畑山林質入売渡証文奥印帳」（享和3、文久2）、文化二・五・六の「御物成帳」等によつてしらべてみると、この又兵衛の所有田畑は、享和元年以降文政二年まで全く異動がなく、公畝（享和元年検地帳の面積）は次の通りである。

本田	合	畝	四町貳反壹畝九歩半
	高	三拾貳石六合七勺	
内	田	三町六反貳畝貳拾歩	三拾石五斗五升八合六勺
	畑	五反八畝拾九歩半	壹石四斗四升八合壹勺
古新田	合	畝	七反五畝廿四歩
	高	五石九斗貳升七合貳勺	
中新田	合	畝	五反三畝廿九歩六厘
	高	貳石五斗七勺	
内	田	四反四畝貳歩六厘	貳石貳斗三合貳勺
	畑	九畝廿七歩	二斗九升七合五勺
唐船新田	合	畝	六反六畝廿六歩七厘
	高	貳石九斗八升八合七勺	
内	田	四反九畝三歩壹厘	貳石四斗五升五合貳勺
	畑	壹反七畝廿三歩六厘	五斗三升三合五勺
開	合	畝	七反壹畝拾八歩半
	高	壹石七斗四升六勺	

總 合 畝 六町八反九畝拾八步三厘
高 四拾五石壹斗六升三合九勺

公畝の總計は六町八反九畝余であるから、預畝の公畝に対する倍率は一・八五倍となる。さらに、又兵衛の田畑を種目別にみると、本田・古新田・中新田・唐船新田及び開の五つにわたっており、当時の大谷村の田畑の種目は、このほかには中嶋新田があるのみであったから、ここまですすめてきた検証の結果を中嶋新田についても確認できれば、前記確認事項のA・Cは、Bのような例外もあるが、總体的には、大谷村田畑の実態といえることができる。なおついでながら、又兵衛の所有田畑の生産量を算定し、領主・地主・小作者の得点を示すと表IVとなる。以下これに若干の説明を加えることとする。

まず収穫量の推定であるが、預畝一二町七反八畝余のなかには、田もあれば畑もあり、さらにそれらは、上・中・下下々の品等にわかれてはいるが、これをつっこみで下田とみなし、表作を反当米一石五斗、裏作は總畝高の七割を可能とみ、反当麦一石二斗^⑩とし、麦二石を米一石の割合で換算した。次に領主の得点は、文化六年の御物成帳により、地主得点は、前記の「預ヶ畝預ヶ米引渡帳」の預ヶ米（小作料）の總計から地主が領主に納めるべき年貢（領主得点三九石五斗）を差引いたものとした。領主・地主・小作者の得点は表示した通りであるが、領主得点が全収穫量の一六％で二割にもみたくないことに注目したい。文化十三年の大谷村明細帳によると、領主の得点は、本田八割零三厘・古新田六割七分・中新田六割・唐船新田六割四分五厘・中嶋新田八割一分・開三割五分で、本田・中嶋新田の如きは、八公二民の高率になつてはいるが、それは、検地帳の地積をほぼ実面積に近いものとし、かつ領主の反当認定石高をぎりぎりの生産可能量とした場合であつて、検地帳の地積と実面積との間に、すでに述べたようなひらきがあり、さらに反当りの生産量も認定石高をかなり上廻る大谷村の実際は、逆に二公八民というような低率になり、領主が農民から収奪しえたものは、全生産量の二割程度ということになる。さらに領主・地主の得点は固定していたから、収穫量が上昇すればそれだけ小

作者の得分は増大することになる。これなら農民も、凶作その他不測の事故がつづかなければ、まずまず食べてゆけたのではなからうか。

次に、明治新政府が明治六年より着手した地租改正に関する大谷村の資料によって、中嶋新田並に大谷村の総田畑について、検地帳面積と地租改正事業^⑧によって認定せられた面積との比較を試みてみよう。

明治九年の小野中正の備忘録に、地租改正事業を経て明治新政府によって査定された浅口郡諸村の農地の反別（畝高）がしるされている。そのなかから大谷村の分を抜き出すと次の通りである。

本郡（浅口郡）改正反別

中略

同区（小十二区）大谷村

田六拾九町八反三畝拾七歩

収穫千百四十六石六斗九升壹合

反米壹石六斗四升壹合九勺八四四

畑三拾四町六反四畝拾壹歩

収穫二百五石五斗八合

反米五斗九升三合式勺〇六三五

宅地六町七反六畝拾式歩

価金二千七百三十六円八十一銭

反金四十円四十六銭壹厘四六九

同区中嶋新田

田式拾町三反式拾七歩

畑四反壹畝式拾四歩

宅地六反三畝廿壹歩

下略

次に検地上の面積を「浅尾県へ書上控」と記るされた「明治四年辛未年八月畝高石盛仕分書上帳」によって示す。

本田	田畑合	畝	拾九町九反貳拾六歩半
		高	百三拾石五斗五升壹合四勺
古新田	合	畝	四町八反貳畝拾五歩貳分
		高	三拾七石五斗九升貳合四勺
中新田	田畑合	畝	壹町七反貳畝貳拾七歩四分
		高	七石五斗貳升六合六勺
唐船新田	田畑合	畝	貳町壹反三畝貳拾壹歩半
		高	九石貳斗八升九合壹勺
開	合	畝	八町八反七畝貳拾七歩八分
		高	貳拾貳石三斗五合壹勺
中嶋新田	田畑合	畝	拾町貳反八畝拾六歩八分
		高	四拾九石壹斗六合貳勺三才
惣	合	畝	四拾七町七反六畝拾五歩貳分
		高	貳百五拾六石貳斗三升八勺三才

表Ⅴは、右資料によって検地帳反別と改正反別の比較を試みたものであるが、中嶋新田の改正反別は検地帳反別の一・九倍で、これまで検討してきた、他の区域とはほぼ同様の結果を示している。さらに中嶋新田をも含めた大谷村の総反別の比較では、二・五倍となり、唐船新田・中嶋新田・横池原・休場その他の区域についてみた倍率よりも少し高い数値を示しているのである。

以上、本節においては、検地帳面積と実面積という視点から、大谷村農地の実態を解明したのであるが、これによって、教祖の所有田畑の実際についても、また青木氏の教祖一家の収支計算の結果と実際とのずれについても、およその

見当はつくわけであるが、次節においては、まず教祖の所有田畑の実際を確認し、ついで小作地の検討を行い、さらにそれらの収穫量を算定し、青木氏の収支計算の結果との比較を行ってみよう。

四

表Ⅶによって、安政六年次の教祖の所有田畑について、検地帳面積と現土地台帳の面積とをくらべてみると、検地帳の面積は六尺竿に換算して、田二反五畝二〇歩、畑六畝一七歩（内二畝二五歩屋敷）、合せて三反二畝七歩であるが、現土地台帳の面積は、田四反四畝一六歩、畑一反一畝二九歩（内四畝一五歩屋敷）、合せて五反六畝一五歩もあり、検地帳面積の一・七五倍となる。このほかに小作地があったのであるが、これについて青木氏は前出の論文のなかで、安政六年大谷村御物成帳の教祖関係記事に「本田一斗七升五合、御年貢諸役福武へ払入分、川手十右衛門へ払」とあることにもとづき、横谷村（現岡山県小田郡矢掛町）福武仁吉の入作地のうち、本田石高一斗七升五合（推定畝高中田四畝）をあげ、「現存の記録でみるかぎり、ほかにはどうもないらしい。但し占見・占見新田などの小作ならば、大谷村の記録にのらぬから話は別になる」と述べておられる。たしかに青木氏のいわれる如く、教祖の小作地として大谷村の記録（小野家文書）に直接あらわれているものとしては、前記のもの以外にはないのであるが、教祖の記録（金光大神御覚書）並に伝承等に徴するとき、教祖の小作地と推定しうる田畑がなおいくつもあるものであって、青木氏の所論の不備としてあげられるもう一つの点がここにあるのである。

それでは、教祖の小作地と推定しうる田畑にはどのようなものがあつたのであろうか。御覚書の記述のなかから、小作地と目されるものを拾いあげると左の通りである。（図3参照）

(イ)「同じく（弘化）二乙巳二月八日午後七つ、大新田下の田へ麦草取りに行き」（P.10 l.6 ~ l.7）

(ロ)「同じく(安政五年)七月、稲の出穂に秋うんかわき、総方皆油入れ。私に金乃神様お知らせ。『此方には油入れな。……』とうない田”へは、人並みに入れ。油一升のものなら二升、人より二倍入れ」とお知らせ」(P.38.9~P.40.6)

(イ)「(安政五年九月)早々朝の内に片付け、飯を食べて三人綿摘みに”五反場”へ出」(P.44.3~4)

(ニ)「(安政五年九月)三日の日和に下淵の田も野こぎにいたし。”このまわり”の稲もさで、だいま刈り上げ。……次に、”このまわりの小田”、牛使い。途中に雨降り出し」(P.45.2~9)

(ホ)「(安政六年八月~九月)綿しつけ、堂東ほかに”小田三町”。綿つみに出、つみよし、綿目よし」(P.78.3~4)

右のうち(イ)の”大新田下の田”と(ロ)の”とうない田”は、同一の田であり現土地台帳によると、地番は一七五九、地積は二反三畝二六歩となっているが、検地帳(天保十四年大谷村本田古新田地並帳)の記載は左のようである。

千拾九(旧地番) 同所東下 千拾四番(新地番)ノ北

千九(新地番) 一、古新田壹反廿式歩 八斗五升八合六勺 仁吉(横谷村福武氏)

なお”とうない田”というのは、一枚の田を他のものと作りわけけることをいうのであるから、二反三畝二六歩(現土地台帳の地積)のすべてを教祖一家が耕作していたのではない。この田の現況をみるに、中央部を南北にはしる小さな畦によって丁度二分されているが、これよりして、教祖一家が耕作していたのは、二反三畝二六歩の半分一反一畝二八歩と考えられる。

次に(イ)の”五反場”の田であるが、検地帳(前に同じ)によると、当時五反場には次の六筆の田があった。

(1) 千廿六(旧地番) 同所溝北東切川田

九百四十八(新地番) 一、古新田三畝 式斗四升 恕平(浅口郡阿賀崎新田村)

(2) 千廿五(旧地番) 同所西上、津前新田下ノ田 五反場(朱書)

九百四十九(新地番) 一、古新田壹反五畝九歩 壹石式斗式升四合 与十郎(川手氏)

(3) 千廿四(旧地番) 前新田 五反場(朱書)

同所上大町東ノ切

a一、古新田七畝十六歩半 六斗四合 仁吉(福武氏)

中ノ切

九百五十
b一、古新田七畝十六歩半 六斗四合 秀太郎(川手与十郎養子)

(新地番)
西ノ切

c一、古新田七畝十六歩半 六斗四合 礒右衛門

南ノ切道辺り

d一、古新田七畝十六歩半 六斗四合 弁次郎

右六筆のうち、どれが教祖の小作田であったのか、伝承も記録もなく確認しがたいが、安政六年大谷村御物成帳によると、(3)のcの所有者礒右衛門、同dの弁次郎の所有田畑の石高はそれぞれ一石三斗三升四合五勺、七斗七升七勺で、この二人は自己の所有田畑を小作に出す余裕は到底なく、自らも小作をすることによって生計をたてねばならなかったものと推測される。したがって教祖の小作田は、(1)・(2)・(3)のa・(3)のbの四筆にしばらくられる。このうち(1)の田は、嘉永二年から福武仁吉の所有となっている。福武氏は、小田郡横谷村の庄屋・地主であり、川手氏は大谷村一番の大地主で、両家は姻戚関係にあり、福武氏の入作地は川手氏が管理していた。教祖はこの両家の所有地を小作していたから、右四筆のうちのどれが、或はどれらが、教祖の記述に該当する田であるのか、みきわめ難いが、(1)の田は、もと阿賀崎新田村の恕平の所持するものであり、かつ教祖が恕平の田畑を小作していたと推測せしめるような資料は皆無であるから、除外して差支えないと考えられる。残る三筆の現土地台帳の地番並に地積は左の通りである。

(2) 一七九八 二反六畝一七歩

(3)のa
 (3)のb } 一七九四 二反二畝

次に、(二)の「このまわり」の田、「このまわりの小田」に該当するものとして、自作地(表Ⅶの検地帳地番五六五・五七二)二筆があげられるが、ほかに小作地もあったと考えられる。というのは、さきに第三節で紹介した「文政二年大谷村田畑預ケ畝預ケ米引渡帳」をみると、窪屋郡笹沖村又兵衛の入作地の小作者として文治郎(教祖の曾祖父)の名が出ているのである。文治郎は寛政十二年(一〇〇〇)に死去しているから、それから十九年を経て作成された文政二年の帳面に文治郎の名が出てくることはおかしいのであるが、これは文治郎の死後も子孫のもの(文政二年当時は教祖の養父兼次郎が戸主)が小作地をうけついでいたことを示すものであろう。いま当面の問題としている安政五・六年の頃といえは、文政二年から下ること四十年、かなりの年月を経過しており、その間所有者も又兵衛から他に移っているが、享和元・天保十四・安政六各年度の検地帳を検討してみると、文政二年の帳面にみえる文治郎作りなる田畑十二筆のうち、安政の頃もひきつづき教祖一家が小作していたと推定しうるものが少くとも表Ⅵに示した三筆(預畝一反七畝歩余)はあるのである。¹⁶⁾ なおこれら三筆を教祖一家の小作地と推定する根拠は、

I、三筆の田の所有者の文政二年以降安政年間までの変遷をさぐると、 笹沖又兵衛 → 川手・福武共有地 → 福武(四一番)、 笹沖又兵衛 → 福武 → 川手(一三五番・一三九番)となっており、川手氏は先述の如く大地主であり、福

武氏は大谷村からかなり離れた小田郡横谷村の庄屋・地主であって、教祖一家が三代(文治郎→善兵衛→兼治郎)にわたってひきついで小作権を排除してまで、これらの田を自家の手作り地としなければならぬ理由は考えられないこと。

II、当時の教祖一家の家族構成ならびに牛保有の事実からして、自小作合せ約一町歩の耕作はかなりの骨折りで¹⁶⁾ としても可能であると考えられること。

等である。

次に⑩の「小田三町」であるが、ここに小田といわれているのは、小さな田という意ではなく、村内の地名の意と解せられるのであるが、「小田」には教祖の自作地はなかったから、これも小作地ということになる。しかし、その地番・地積ともいまのところ明らかではない。

さて、以上の検討を経て、安政五・六年頃の教祖一家の小作地のうち、検地帳（天保十四年大谷村本田古新田地並帳）並に現土地台帳によって、地番・地積を確認乃至推定しうるものをあげると次の通りである。

検地帳	現土地台帳
一〇〇九 古新田一反二二歩の内半分	一七五九の内 一反一畝二八歩（大新田下の田・とうない田）
五六三 本田（中田）五畝七歩半	二八六 一反二畝八歩（このまわりの田）
五五九の内 本田（中田）一畝二二歩半の内	二七〇の内 推定一畝一歩（このまわりの田）
九〇の内 本田（中田）一反二畝の内	五一二の内 推定七畝（このまわりの田）
九四九 古新田一反五畝九歩	一七九八 二反六畝一七歩
九五〇東ノ切 古新田七畝一六歩半	一七九四 二反二畝 の内？ (五反場)
九五〇中ノ切 古新田七畝一六歩半	

右のうち、五反場の田については、九四九・九五〇東ノ切・九五〇中ノ切と推定されるだけであるが、いずれであるにしてもその地積は、少くとも検地帳で七畝一六歩半、現土地台帳では一反一畝はあったと考えられる。したがって、安政五・六年頃の教祖一家の小作地の面積は、四反三畝七歩（現土地台帳の面積）以上ということになり、自小作合せてその経営面積は、約一町歩はあったと推定されるのである。

表Ⅶにこれら田畑からの推定収穫量を示したが、自作地からの米九石一升と麦七石七升、小作地からの米八石三斗三升と麦五石八斗八升を基礎に、安政六年次の教祖一家の収支計算をしながらみると次の通りである。但し主食量は、

大人四合・子供二合五勺とし、米麦混合の割合を、米一麦二とした。

収入の部	支出の部	差引
米一七・三四 ^石	自作年貢(米)	一・七九 ^石
麦一二・九五	小作年貢(米)	五・八八
米一・〇〇	生産費(米)	二・七八
(川手十右衛門より購入)	生産費(麦)	一・六八
足役その他	主食費(米)	二・九二
銀二一・三〇 ^匁	主食費(麦)	五・八四
	購入米代(銀)	一四五・〇〇 ^匁
	雑種税その他(銀)	一四二・九六

差引(米一石の値段を銀一四五匁
―|物成帳による―として計算)

米二石九斗七升と麦五石四斗三升
及び銀二三匁三分四厘の残

収支の差引は、米麦合せ八石四斗と銀二三匁余の残となり、青木氏の計算の結果(主食を大人五合・子供三合五勺とした場合は、米麦合せ三石二斗八升余と銀二九八匁余〔米に換算して約二石〕の不足。主食を大人四合、子供二合五勺とした場合は、米麦合せ一斗九升余の残、銀二九八匁余の不足)とは、大きなひらきをみせている。しかし、いうまでもなく、右の収支計算の残は、文字通りの残となるのではなく、このなかから、住居費・被服費・交際費・副食費・その他の支出がまかなわれ、ゆかねばならなかったものであり、そうした点の検討も必要なわけであるが、今のところ、それらの支出が全生活費のなかで、どれほどの比重を占めていたのか、確たる見当がたにくいので、これ以上深く立入ることは差控えたい^⑩。

なお、教祖一家の収支計算にあたって、当然考慮せられねばならぬことであって、これまで全くふれずにきた問題に綿作のことがある。この綿作について青木氏は、自家消費程度にしか考えておられないのであるが、さきに引用した

御覚書の記述（『安政五年九月』）「早々朝の内に片付け、飯を食べて三人綿摘みに五反場へ出」。『安政六年八月と九月』「綿しつ
け、堂東ほかに小田三町。綿摘みに出、摘みよし、綿目よし。……綿買う人が「綿よし、こがよう出る」と申し。摘むのに早し。選り
なし。値がよし。」からすると、自家消費の範囲をこえ、商品作物として栽培せられていたものと考えられる。それ
は、その栽培面積はどの程度のものであり、教祖一家の農業生産のなかでどれほどの比重をしめていたものであろうか。
資料としては、前記御覚書の記述よりほかによるべきものはないのであるが、五反場の田の実面積は、すでに明らかに
したように、少くとも一反一畝はあったと考えられるし、堂東の田（表Ⅶの九九九番荒田）は、九畝一八歩であるから、
安政五・六年とも綿の栽培面積は、一反を少し越える程度ではなかつたろうか。

ところで、綿作と稲作とは、反当収益にどれほどの差があったのであろうか。このことに関して太田茂弥氏は「近
世における備中綿作地域と農村経済構造」（社会経済史学第二五巻、二・三合併号）のなかで、天保七年（一八三六）浅口郡七島村の庄屋日記、明治八
年の玉島港の西国屋の相場表等に拠って次の如く述べている。

水田綿作の場合は一反に二・五〜三俵（十二貫目入）の実綿の収穫があったから平均収量二・七俵として四〇五匁の売上となるが、
そのうち一反の金肥として五〇匁を引くと三五五匁の純益であった。——中略——米の収入を見ると天保六年では一石一六〇匁で一反に
一石五斗の生産を得ているので二四〇匁の売上収入となる。稲作は金肥は殆んど使用していなかった。結局は綿作の方が一反につ
いて百匁内外純益が多かった。

維新後の状況は米価・金肥共に暴騰し綿作の利潤は著しく殺滅された。明治八年の玉島港の西国屋の相場表によると、繰綿一本（六
貫二百目入）八円九五銭、米一石七円四五銭であったのでこれにより算定すると、実綿反収三五貫と見て繰綿九貫を得ると十三円五
銭の売上となり、これより金肥代金（干鰯一貫五〇〇匁＝二円四五銭の相場で一貫目使用した）一円六〇銭を差引くと綿作純益は一
円四五銭となる。米の方は、中田反当一石五斗と見て一三円四二銭の売上で若干の金肥代を引いたとしても、上中田においては綿
作の方が不利であったと考えられる。

右の記述のなかで、明治八年の稲作収益にはミスプリントがあるようであるが、結論によれば、天保七年の頃は、綿作の方が反当収益で百匁ほどまさり、維新後明治八年の頃は、上中田の場合稲作の方が反当り二匁前後有利であったということである。この両時点の中間に当る安政五・六年頃の実際については明らかでないが、同論文によれば、玉島港を中心とする半経二〇軒以内の地域（大谷村も含まれる）における綿作は、天明二年（一七九一）をピークとして漸次衰退していったことであるから、安政五・六年の頃は、なお綿作が有利であったとしても、天保の頃ほどの差はもはやなかったとみてよいのではなからうか。そうとすれば、綿作を考慮しても、先述の収支計算にはさしたる影響はないとして差支えあるまい。しかし、このことは安政五・六年の時点において言うることであり、年次をさかのぼるほど綿作の方が有利であったようであるから、その頃は安政の頃にくらべて教祖一家の綿作付面積も大きく、収益の点でも、米作のみとした場合とはかなりの差を生ずるであろうことも十分考えられることであり、教祖一家の経済生活を考える場合、この点も見落してはならないであろう。

以上、私は農家としての教祖一家の経済生活にみられる余裕の因をたずねて、検地帳面積と実面積との差に着目し、その観点から、まず近世大谷村の農地の実際を明らかにし、ついで教祖一家の自作地並に小作地についての検討を行い、その経営規模の把握、収穫量の推定、収支の計算等を行ってきた。その結果、細部にわたっては尚幾多問題もあるであろうが、教祖一家の経済生活にみられる余裕の主たる因については、大体的見当がついたのではあるまいか。即ち、教祖一家の経営面積が自作併せて一町歩ほどもあり、しかも検地帳面積と実際の面積とはかなりのひらき（自作地の場合は検地帳面積の一・七五倍）があったということ、この土台、客観的条件があつてこそ、教祖をはじめ家族の働きが御伝記にみられるような経済生活の余裕を生みだすことになつたと考えるのである。

もちろん、このように考えたからといって、教祖や家族の働きを軽視するものではない。教祖一家に与えられた右のような客観的条件は、何も教祖一家に限られたものではなく、大谷村農民のすべてがそのような条件のもとにおかれて

いたのである。しかしすべての農家が教祖一家のようにありえたかというところではなく、所有田畑の増加という面だけからみても、教祖一家に匹敵するほどの農家は極めて稀^⑩なのであって、この点からも、客観的条件にプラスした教祖や家族の働きを看過することはできないのである。

稿を終るにあたって一言つけ加えておきたいことは、教祖一家の経営面積が自小作合せて一町歩ほどもあったということに関連してのことである。先にも少しふれたように、当時の教祖一家の家族構成並に牛一頭保有の事実からして、一町歩の経営は可能ではあるけれども、それが果されるためには、教祖を中心として家族のものが、日々油断なく家業にかかりきってまず手一杯というところである。そのようななかで「そと、家業はいたし、農業へ出。人がねがい出、よびにき、もどり。ねがいがすみ、また農へ出。またもよびにき。農業するまもなし」ということが行われていたのであり、まことに容易ならぬことであつたと思わしめられるのである。

(教学研究所属員)

註

- 1 金光教本部教庁発行「金光大神」及び同別冊年表参照。
- 2 金光眞整氏「二十五才のときの教祖について」(金光教学院研究部編金光教第五集)
- 3 二十年の期限つき売買で、約束の期限(この場合は安政四年)が切れれば、買戻しをなさずとも田畑は売主に返還される。
- 4 青木氏は、この米一石購入のことについて、食料用か、年貢米(公租)にあてるためか、いずれにしても、この前後の教祖の経済状態からみて、買入れねばならない理由がわからないとしておられ、筆者においても、或は、教祖が川手へ納入すべき

小作料のうち米一石を金納したのではないかとも考えるが、ここでは一応自家消費用と考え、収入の部に入れ、その支払代価は支出の部に計上した。

- 5 金光眞整氏が旧大谷村の隣村佐方村(現金光町佐方)の古老友田梅雄氏より聴取されたところによると、米麦混合の割合いは、米三麦七程度であつたろうということである。なお、大谷近在には、いばったこと、えらそうなことをいうな、という意で「半麦のことをいうな」という方言がある。半麦というのは、米麦半々の飯をいう。また同じく友田氏によれば、大人一日の主食量は、雑穀がよほど足しをしていたが、五合は食べていた

だろうとのことである。

6 村仕事の日当は、一般の日傭仕事の日当よりは下値であり、加えて当時物価騰貴の傾向が逐年はげしくなっているにもかかわらず、村仕事の日当は従前のまま据おかれているので、一般の日当とはかなりの差があったと推測されるが、一般の日当についての資料が手許にないため、「安政六年諸入用足役帳」により、村仕事の日当のみを掲げた。なお「永代御用記」の慶応元年の部に「諸足役並小割帳銀立共、村方示談之上伺済にて当暮より増方取り計い候」とあり、慶応元年暮れに至って村仕事の日当も、従前の二乃至三・五倍程度に引上げられている。

7 青木茂氏論文の六節の註8参照。

8 ここにしるされている数値が実面積そのものというのではなく、ほぼ実面積に近いという意である。

9 小野光右衛門「役用並天象出行日記」天保八年十一月の条参照。

10 筆者がきくところでは、実面積が現土地台帳の地積を上廻る例はかなりあるということであり、したがって現土地台帳の地積は、必ずしも実面積とはいいがたいが、本論では現土地台帳の地積を一応実面積と考えることとした。なお、現土地台帳の地積が実面積よりも小さい例はまずあるまいということである。

11 青木茂氏「近世農村に於ける金融資本の侵入とその変貌につ

いて」(尾道短期大学紀要第一輯)

12 青木氏は「立教前後における教祖一家の農業経済の実際について」のなかで、麦の反当收穫量を二石としておられるが、筆者が現金光町大谷の農家三軒より聞くところによれば、田畑ならして普通一石から一石五斗ぐらいまで、二石もつくろうとすれば、よほどきばらねばならぬということである。

13 地租改正事業は、明治新政府が従来の封建的幕政から急抛飛躍して、近代的租税政策を積極的に具現することを意図するものであった。そこでこの事の実施に当ってまず急を要したことは、従来それぞれの幕藩領主によって、異った条件のもとに分轄領有せられていた土地を、全国的に統一掌握することであった。そのためには、同一条件によって国内の土地を測量し、土地台帳と地絵図を作成しなければならなかった。そしてその実際の編製に当っては、村から選出せられた編製担当者である戸長はじめ村用掛が、県から派遣された官員により編製上の伝習を受けたり、また実施に臨んでの実際指導をうけてなされた。したがって絵図編製の基礎となる土地の実測も絵図作成も村民の手によってなされたのである。この場合できる限りの正確を期したことはいうまでもないが、実際には優秀な技術者にめぐまれているところとそうでないところでは、精粗まちまちでその差は極めて大であった。(以上木村東一郎氏「近世村絵図研究」による)

しかし、大谷村においては、先述の小野中正が当時副戸長をつとめており（明治五年二月二日と十年十一月九日）、他にも測量技術にすぐれたものがいたから、この際認定をみた農地の面積は、江戸時代のそれに比して、かなり実面積に近くなっていると考えられる。

14 金光眞整氏「聖跡をめぐりて」（金光教徒社発行）

15 表VIに示した三筆のうち、地番四一本谷荒神下の田は、教祖の家より直線距離にして約二百米ほどあり、教祖が「このまわり」という場合は、呼べば声がとどく範囲をさしているようであるから、この田を、「このまわりの田」とすることは適当ではないかもしれない。

16 この村では、農機具の発達の著しい今日でも、夫婦二人で八反も作れば大作りといわれ、一町歩も作るものはきわめて稀である。

17 この村の慣習として、小さな田という意で小田という語を用いる場合には、「このまわりの小田」というように、場所の指定がある。

18 註5の友田梅雄氏の談によると、金を使うことは極力きりつめ、家を建てる場合でも、骨組みは大工にたのんでも、壁ぬりなどは自家の手で、屋根も近所同志が手伝いあってすますというのが一般で、その他被服・副食・燃料等は、ほとんどすべて自給自足であったということであるから、こうしたものの支出は、さしたる比重をしめていなかったのが実情である。

19 拙稿「教祖一家の所有田畑の移動について」（金光教院研究部編 金光教学第六集）参照。

表I 教祖耕作地からの生産量推定表（安政6年） 青木茂氏作

種別		畝高	石高	年貢	推定実収	裏作
自作	下畑(屋敷)	2.17	6.40	石 1.7914	斗 23.00(反当2.3) 石 1.12.50(〃2.5) 92.00(〃2.3) 90.00(〃2.0) 50.00(〃2.5) 10.00(〃2.0) 97.00(〃1.5)	全水田3反のうち、2反5畝及び開畑3畝余を裏作とし、反当2石出来とみる。 石升 麦 5.62.40
	中田	1.00	4.80			
	上田	4.15	54.00			
	新検中田	4.01	40.33			
	下田	4.20	14.05			
	新検上田	2.04	14.18			
	下田	0.16	3.73			
	新検荒田	6.13	45.00			
開畑	3.12	8.50				
小作	中田	4.00	17.50	升 公租 22.11 小作料 30.00	1.00.00(〃2.5)	
合計		33.08	石 2.08.12	石 米 2.31.25	石升 米 5.77.50	石升 麦 5.62.40
差引計					米 3.46.25 (推定実収-年貢)	米 3.46.25 麦 5.62.40

表Ⅱ 大谷村本田(横池原、休場・松力坪・栗尾下)の検地帳面積と実面積の比較

横池原					休場・松力坪・栗尾下					
A 現土地帳		B 検地帳 (天保14年)			倍率 A B	C 現土地帳		D 検地帳 (天保14年)		倍率 C D
地番	地積	地番	地積(6尺竿換算)			地番	地積	地番	地積(6尺竿換算)	
	歩		歩	歩		歩		歩		
832	126	410	36	(39.6)	3.2	611	66	39	25 (27.5)	2.4
833	166	412	35.5	(39.1)	4.2	612	306	38	212.5(233.8)	1.3
834	216	411	95	(104.5)	2.1	613	365	37	177.5(195.3)	11.9
835	215	409	80	(88.0)	2.4	614	182	426	75 (82.5)	2.2
836	275	408	91	(100.1)	2.7	615				
837	201	407	75	(82.5)	2.4	616	369	36	180 (198.0)	1.9
838	185	406	94	(103.4)	1.8	678	317	15	175.5(193.1)	1.6
839	122	405	93.5	(102.9)	1.2	679	105	16	55 (60.5)	1.7
840	54	404	3	(3.3)	16.4	680				
841	107	403	45	(49.5)	2.2	681	232	17	200 (220.0)	1.1
842	140	402	74.5	(82.0)	1.7	682	290	18	210 (231.0)	1.3
843	42	401	13	(14.3)	2.9	683	607	23	221 (243.1)	2.5
844	165	400	21.5	(23.7)	7.0	684				
845	250	399	118	(129.8)	1.9	685	189	24	90 (99.0)	1.9
846	248	398	120	(132.0)	1.9	686	179	25	90.5(99.6)	1.8
847	298	397	125	(137.5)	2.2	687				
848	151	396	83	(91.3)	1.7	688	109	26	43 (47.3)	2.3
849	141	381	34	(37.4)	3.8	689	212	27	115.5(127.1)	1.7
850	247	380	138.5	(152.4)	1.6	690	93	28	21 (23.1)	4.0
851	122	373	60	(66.0)	1.8	691	329	30	162 (178.2)	1.8
852	420	372	120	(132.0)	3.2	692				
853	25	359	30	(33.0)	0.8	693	44	34	4.5(5.0)	8.8
854	66	360	36.5	(40.2)	1.6	694	222	31	180 (198.0)	1.1
855	37	361	17	(18.7)	2.0	695	232	32	60 (66.0)	3.5
856	48	371	1	(1.1)	47.3	696	227	33	10 (11.0)	20.6
857	165	362	77.5	(81.3)	2.0	697	210	425	47.5(52.3)	4.0
858	157	370	72	(79.2)	2.0	698	183	424	80 (88.0)	2.1
859	335	369	132	(145.2)	2.3	699				
860	66	385	20	(22.0)	3.0	700	74	423	25 (27.5)	2.7
861	45	384	17	(18.7)	2.4	701	218	422	67.5(74.3)	2.9
862	128	383	67.5	(74.3)	1.7	702	273	417	83 (91.3)	3.0
863	111	386	45	(49.5)	2.2	703	137	416	60 (66.0)	2.1
864	194	387	102.5	(112.8)	1.7	704	93	415	75 (82.5)	1.1
865	76	382	20	(22.0)	3.5	705	172	413	60 (66.0)	2.6
866	257	392	120	(132.0)	1.9	706	139	414	60 (66.0)	2.1
867	36	391	12	(13.2)	2.7	707	51	418	10.5(11.6)	4.4
868	163	390	60	(66.0)	2.5	708	33	419	40 (44.0)	0.8
869	343	393	75.5	(83.1)	4.1	709	121	420	80 (88.0)	1.4
870						710	119	421	75 (82.5)	1.4
871	139	395	45	(49.5)	2.8					
872	213	394	46.5	(51.2)	4.2					
873	116	389	27.5	(30.3)	3.8					
874	122	388	27.5	(30.3)	4.0					
875	25	368	10	(11.0)	2.3					
876	30	367	53	(58.3)	0.5					
877	50	366	12	(13.2)	3.8					
878	172	363	50	(55.0)	3.1					
筆計	47	歩 7010	筆 46	歩 2729.5(3002.4)	倍 2.3	筆 39	歩 6398	筆 33	歩 3071.5(3378.7)	倍 1.9

表Ⅲ 文政2年笹沖村又兵衛入作地の検地帳畝高と有畝(預畝)の比較

A 検地帳畝高 (享和3年)	B 有 畝	倍 率 $\frac{B}{A}$
田 町反畝 歩 531.21	町反畝 歩 971.5	1.83
畑 158.7	307.5	1.94
計 689.28	1278.10	1.85

表Ⅳ 領主・地主・小作者の得分と%(文政2年大谷村田畑預ケ畝預ケ米引渡帳)

田畑面積	推定収穫量(%)	領主(%)	地主(%)	小作者(%)
町反畝 1278	石斗 245.3 (100)	石斗 39.5 (16)	石斗 107.3 (44)	石斗 98.5 (40)

表Ⅴ 検地帳反別(明治4年畝高書上ケ帳)と改正反別(明治9年)の比較

	A 検地帳反別	B 改正反別	倍 率 $\frac{B}{A}$
中嶋新田	10町2反8畝 (6尺竿に換算) (11町3反1畝)	21町3反6畝	1.9
大谷村体	47町7反6畝 (同上) (52町5反3畝)	132町6反7畝	2.5

表Ⅵ 教祖の小作地のうち「このまわりの田」

文政2年大谷村田畑預ケ畝預ケ米引渡帳				検地帳(天保14年)	現土地台帳
地番	場所	預ケ畝	預ケ米		
41	本谷荒神下、下より三つ	田 5畝5歩	7斗7升	90(中田1反2畝)の内	512(700歩)の内 推定210歩
135	文治郎前道下	田 28歩	1斗3升7合	559(中田1畝22歩)の内	270(445歩)の内 推定31歩
139	多郎左衛門下六郎右衛門屋敷畑共数五つ	田 1反1畝	1石4斗	563(中田5畝7歩)	286の1~13 368歩

表Ⅶ 教祖耕作地の実際と推定生産量（安政5～6年）

	検地帳（天保14年）		現土地台帳		倍率 $\frac{B}{A}$	推定生産量 (米)	推定生産量(麦)	生産費・公租・小作料	差引残
	地番	A地積(6尺竿に換算)	地番	B地積					
自作地	127 上田	歩 歩 64(70)	230 231	歩 101	1.43	石 0.76 1.33 1.39	屋敷を除く田畑の8割を麦作可能とみ、反当収量1石7斗とする。 石 7.07	〔生産費〕 米1石につき1斗6升 麦1石につき1斗3升とす。 但し労賃は含まず 石 米 1.45 麦 0.92 〔公租〕 石 米 1.79	米 石 5.77 麦 6.15
	中田	121(133)		歩 191					
	下田	140(155)		歩 221					
	520 上田	135(149)	336	319	2.14	2.39			
	565 中田	30(33)	276の1	130	3.93	0.90			
	566 屋敷	77(85)	276の2	135	1.59	—			
	571 下田	16(18)	287の内	86	4.78	0.51			
	999 荒田	193(212)	1749	288	1.36	1.73			
	開415 畑	90(99)	?	推定 198	2.00	—			
	開417 畑	12(13)	?	推定 26	2.00	—			
計	878(967)		1695	1.75	米9.01 麦 7.07	米 3.24 麦 0.92			
小作地	90の内 中田	歩 360の内?	512の内	推定 歩 210	?	石 1.45	全水田の8割を麦作可能とみ、反当収量1石7斗とする。 石 5.88	〔生産費〕 米 1.33 麦 0.76 〔小作料〕 但し公租を含む。 石 米 5.00	米 石 2.00 麦 5.12
	563 中田	157(173)	286	368	2.13	2.54			
	559の内 中田	52の内?	270の内	推定 31	?	0.21			
	949} 950} の内 古新田	459} 226} 226} の内?	1798} 1794} の内	最小限 330	?	1.98			
	1009の内 古新田	322の $\frac{1}{2}$ (177)	1759の内	358	2.02	2.15			
計			1297		米8.33 麦 5.88	米 6.33 麦 0.76			
合計			2992		米 17.34 麦 12.95	米 9.57 麦 1.68	米7.77 麦 11.27		

<備考>

1. 検地帳の面積は、古検すなわち6尺3寸竿によるものとした。
2. 米の生産量推定にあたっては、古検の反当収穫量を上田2石5斗、中田2石3斗、下田2石、荒田2石、古新田2石とし、それより各1割を減じた額を6尺竿の反当収穫量とした。
3. 検地帳の地番開415畑、同417畑については、現土地台帳の地番を確認しがたいため現土地台帳上の面積は、検地帳面積の2倍とした。

図1 横池原 新(現土地台帳)
旧(天保14年検地帳)地番対照図

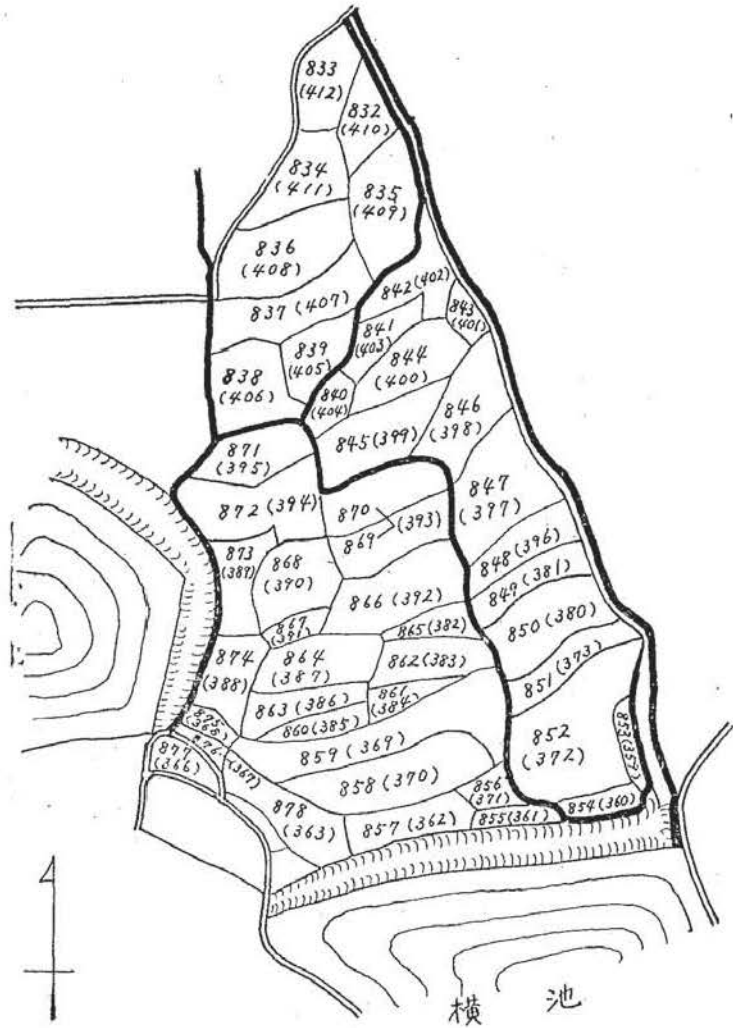
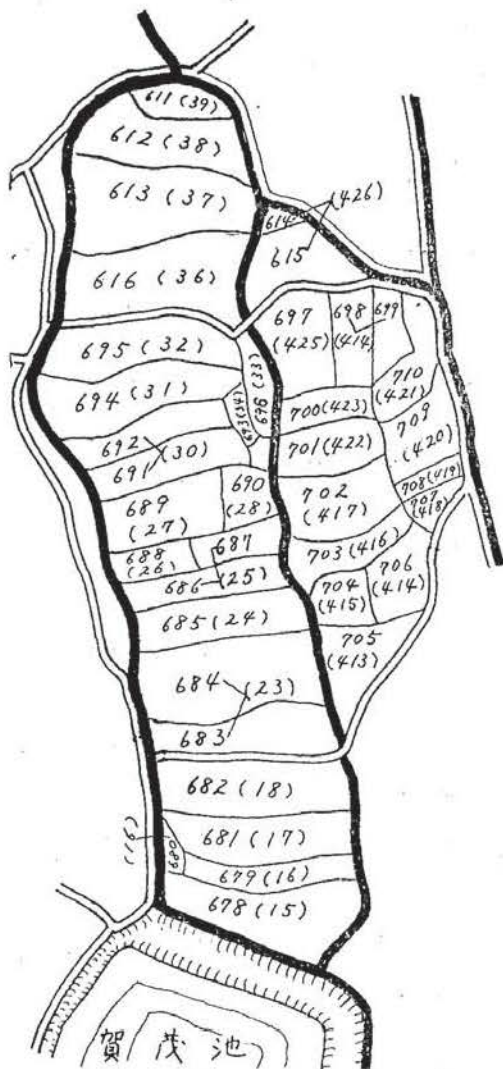


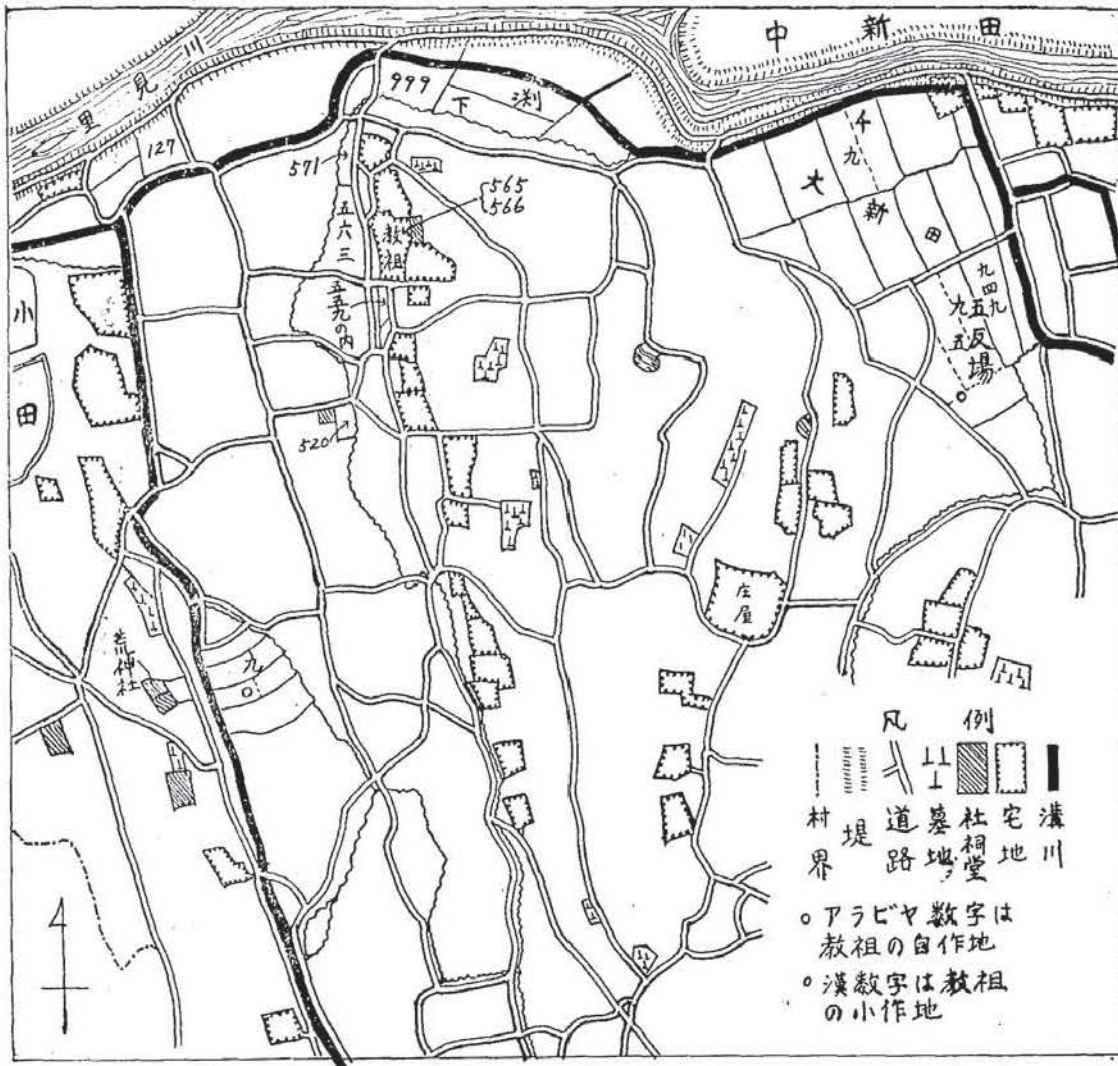
図2 休場・松力坪・栗尾下
新(現土地台帳)旧(天保14年
検地帳)地番対照図



凡 例
 | 田界
 || 堤
 || 溝
 \ 川
 / 道
 \ 路

○括弧内の数字は
旧地番を示す

図3 教祖一家の耕作地 (安政5~6年)



教祖の信心の基本的特性

— 现实生活との関係を中心として —

瀬戸美喜雄

一 はじめに

宗教といわれるものにおいて、その開祖が、いつの時代にも尊び崇められ、それぞれの宗教のあり方を求め方向を正すに当って、「開祖にかえる」ということが、つねにそのよりどころとなってきたことは、私がここに、改めていうまでもないことである。これは、本来、宗教というものが、人間の主体的な生き方に関わるものであり、ある宗教を信仰するということが、その宗教の開祖の生き方を、全的にみずからの内に体得しようとするものであるからであろう。つまり、宗教とか信仰とかいうものは、開祖の残した教説や戒律及びそれに底流する開祖の生き方を、自分がいまいかに生きるかという意識とは離れたところで、是とし可とするという程度のものでなくて、それらを、まさに自身の現在の日々の生き方の中に引取って問題とし、それらを貫く真実性に、究極的な無限の信をおくものである。そのため、つね

に開祖が宗教、信仰の中において問題にされ続け、よりどころとなり続けるのであろう。私が、ここで、本教教祖の信心について考察しようとするのも、基本的には、そのようなところからのことである。

ところで、このように、それぞれの宗教において、等しく開祖がよりどころとなるにしても、そのなり方は、多種多様である。後々の信仰者が、開祖をいかにみているかをみれば、それが明らかである。

一般に、宗教、宗派の教祖、宗祖といわれる人々には、その出生から死亡まで、生涯かけて幾多の奇瑞や伝説が伝えられており、また、その修行、祈禱、救済教化などの宗教的行為が、極めてすぐれた奇蹟性、神秘性を具えるものであったことが高調されている。このように、教祖、宗祖を世人とは特異な存在として特殊視するものは、これを一応大別して、本来のものと、非本来のものとにすることができる。本来のものは、その特殊視が、教義やその宗教の性格から必然的に導き出されてくるものであって、教祖を生まれながらの人間ならざる人間と信ずることが、教義体系の最中心となる如きものである。これに対して、非本来のものは、特殊視の必然性をむしろもたないものであって、あるいは宗教的権威を高めようとし、あるいは世俗的権威を与えようとして、附会された如きものである。

これら本来のもの、非本来のものいづれにしても、それらが出てくるところには、それぞれの宗教にとって、教義上の乃至は現実上の要請があり、また、それぞれ意味のあることであって、その当否を一般的に云々することは、もちろん許されるものではない。しかし、こうした特殊視を必要ならしめ、あるいは可能ならしめたものが、これまでの宗教の中に少なからずあったことは、ここに確認しておく必要があるように思う。それは「宗教を語るといえば、主としてその教義、教説の精神的乃至思想的な面、また、神、霊、儀式などの神秘的な面、或は慈悲、愛、忍従、犠牲的奉仕などの崇高な行為——総じて、こういった類の問題のみがとりあげられ^①」、しかも、そのとりあげ方が、そこに開かれている普遍的真理の崇高さを、主たる眼目とする如きとりあげ方であったことである。いわば、開祖の信境の最先端、その意味で開祖の生き方の信仰的結果が、専らとりあげられてき、それを、後進の信仰者として、自己の主體的生き方の上にと

う仰ぐか、という問題のし方であつたのである。そこから、開祖の特殊視が、おのずと起きてもきたのであると考えられる。

この点、本教は、その性格として「金光大神（教祖）によって初めて體現されたこの道による生き方が、本教の教義であり、道そのものなのである」（『金光大神（刊行の言葉）』）といわれるべきものをもっていると思われる。もちろん、教祖の教説に開かれている真理、真実の崇高さが、教義上さしたる意味をもたぬというのでは決してない。しかしながら、この崇高さは、単独にそれのみで尊いのではなくして、その崇高さが現実の生き方の中に體現されてきた過程に、極めて充実したものがあつて尊いのである。いふならば、他の何かの故にではなくて、むしろ、生き方自体の故に、その生き方が尊いのである。それ故、われわれが生きる上での光となるのは、まさに、教祖のありのままの生き方であるといわねばならない。このような意味合いから、教祖の生まれ、身分、生い立ちなどに潤色を加えたり、思想的乃至精神的な面に、生まれながらの非人間的な天性をみたりするのはもちろんのこと、その宗教的言動を、現実にあつたがまま以上の何物かで権威づけるなどの教祖の特殊視は、本教本来の生命を失わせるものであることを、まず確と念頭におくことが大切である。

さて、教祖の信心を考察しようとするについては、研究者の問題意識にしたがつて、さまざまな側面、時点についていろいろな立場から考察することが可能であろう。私としては、この稿においては、表題に示した如く、教祖の信心の基本的な特性、なかなづく、その信心と生活との関係の面を中心に、考察していきたいと思う。その理由は、即自的には、教祖において開かれたこの道による生き方を、自己の现实生活での生き方として問い求める上に、このことがどうしても闡明される必要があるからであり、対他的には、後述の如く、教祖にはじまる本教の信心が、现实生活というものをいかに観じているかに、他の諸宗教と比して著しい特質を有しており、また、本教が、いわゆる現世利益信仰との断点をどこに見、どう考えているかについても、明らかにし得ると考えるからである。とりあげる時点としては、もちろん教祖の全生涯にわたつての展望を欠かすことはできないが、教祖の信心の基本的な性格は、その四十二才の前後、主として信心が形成されてくる段階において、すでにうかがうことができると考えて、その時点までを、焦点的にとり

あげることにする。

そうした考究を進めるに当って、前述のところから、まず第一の課題となるのは、教祖の生き方の基盤となっている一般的な物の見方・考え方を、ありのままに把握しておくことであろう。それは具体的には、一般人としての教祖のもつ思惟方法を、その内容、性格や由来、また一般大衆のそれとの関係などから、ありていにみていくことである。これを、まず次の第二節で取扱う。

しかしながら、いうまでもなく、教祖の生き方は、ただその基盤としての思惟方法のみから説明でき得るものではない。それに根ざしながらも、なお、それを超えた生き方が教祖に体现されている。そもそもそれなくしては、本教の信心、本教者の信奉は起り得なかつたであろうし、続くこともなかつたであろう。したがって、一般人としての思惟方法を踏まえつつも、なおそれを超えた生き方を、教祖に探ることが次の課題となる。この課題を、私は、二つの視角に分けて考察したいと思う。その一つは、その超えていかれる過程、すなわち、教祖の信心が日常現実の生活を営む中に結実していく過程を明らかに、その過程をつき進めた要因を追求するという視角で、これを第三節でとりあげる。その二つは、そのような信心の形成のされ方というものが、これを信心の側からみるときいかなる意味をもつか、いい換えれば、信心をいかに特性づけることになったか、を探るといふ視角である。それを、更にその次の節の主題としてみたい。そして、おわりに、全体をとりまとめの意味で、教祖における信心と生活というものの観じ方を手だてに、そこで、人間というものがいかに把握されているかにつき、若干うかがうこととしたい。

二 一般人としての教祖の思惟方法

教祖の生活のあり方の基盤たる、その一般人としての物の見方・考え方についてみていくとき、そこで最も大きな比

重を占めているのは、やはり、教祖が一農民であったという事実である。そこで、その点を中心に、教祖の物の見方・考え方をみていきたい。

一般に、人が農民として生きるといふとき、その最大の関心の的となるのは、日々の労働の集積された成果たる、年々の農産物の多寡である。この労働とその成果との関係について、農業というものは、一つの大きな特色をもっていると思われる。すなわち、それは、労働がその成果と極めて直接的、具体的な関係を有しているということである。農業においては、灌漑、耕耘、除草、施肥その他の手入れなど、諸々の働きに応じて、農作物は極めて直接的な反応を示し、具体的な産高の増加をもってこれに答える。注入された労働が、質的、量的にいかほどのものであったかは、やがて、それに比例して産み出された果実をもって、明白に実証されるのである。

もとより、このような具体的、直接的な関係は、他のあらゆる生業にも当然みられるところであって、必ずしも、農業に限られたことではないかもしれない。がしかし、通常そこでは、素質、才覚、手腕、処世術、義理人情など、労働とその成果とを必ずしも直線的に結びつけ得ない要素が、却って大きな意義をもつものとして、その間に介在している。その点、農業自体にも、働きとその成果との具体的・直接的関係を断ち切る如き天候の不順、病虫害の発生など、不測の事態が起り得るが、それは、あくまで、不本意な、本来そうであってはならぬ筋合のものと考えられていることに、留意する必要がある。

このようにみえてくると、農業においては、本来、労働とその成果とは、より具体的、より直接的に結びつけられ得るものであり、したがって、農業を生業とし、その成果の多寡がつねに問題となる農民にあっては、自然、自己の生きていく上での働きそのもの、働きのあり方、ひいては人生万般が、より具体的に意義づけられ、反省せられる傾向にあつたと考えられる。

ところで、このことは、見方を変えれば、体験が極めて重視せられたということである。何故なら、右の如き具体的関

係法則の中に、みずからの身を置いている農民にとっては、「具体的なものを現わす」とは、「身を以って事柄に処していく」ことにほかならないからである。そこでは、人間が生きていくことの、具体的な意義づけや反省を支えるのは、積み重ねられた個々の体験であるからである。であるから、問題に対して、思索的に向わないで、体験的にその身を投じて取組むという傾向も、やはり、農民のもつところであったといえよう。結局、農民にあっては、その日常の生活に対する意義づけや反省が、具体的、体験的に、ときに生存にも関わる如き重い内実を伴って、なされていたと考えられる。また、その意味で、総じて、日常実際の生活が、非常に重んじられていたということができよう。

以上、農業というものの本来的性格から、農民の思惟傾向をうかがってみたのであるが、更に、それにも劣らず、そうした傾向を強力に要請し持続せしめたものに、永年、農民の置かれてきた歴史的状况がある。すなわち、農民が「死なぬ様に生かさぬ様に」生かされる存在であって、名目上はともかく、事実としては、社会的にも経済的にも、最下層に属せしめられていたことは、周知の事柄である。日本の社会が、古来、政治がすべてに優先する社会であったことと関わってか、農民は、みずから米を作りながら、米に最も縁遠い存在であった。それ故、農民に最も欠けていたのは、人間としてのぎりぎりの生存の保障であり、かつ、彼等が最も渴望したのも、やはりそのことであつたといえる。人間は、何を措いても、まず、現実に生きねばならぬ存在であるにもかかわらず、それが永年侵され続けてきたというそのことが、農民（大衆）をして、具体的なものを求め、現実的生活を重んずる方向へと導いたのである。

教祖は、このように、本来的に、具体的・体験的・現実的生活を重視する思惟方式をもち、實際的にも、それを重視せざるを得ない状況の中にある、農民の一人であつた。それ故、教祖においては、その日常の生き方に対する意義づけや反省が、決して抽象的、思索的であり得ず、また、日々の生活の一こま一こまが決して忽諸にできないものとして、実際の生活のあり方こそが第一義的に問題になっていた、ということができよう。

なお、農民のものとしてみてきた右の如き思惟方法は、これまでの叙述を通してそれとなくうかがい知られる如く、実は、日本人一般大衆の、古来伝統的な思惟方法なのである。そのことは、日本が、その歴史のほとんど全般を農業国として歩んできた事実、また、たとえば、江戸末期の時点において、農民の全人口中に占める比率が九割に垂んとするものであったという事実を以ってすれば、すでにおおかたの納得は得られようが、諸々の学問の領域における、それぞれの立場からの詳細な研究を以って裏書きすることも、困難なことではない。

大略、以上の如く教祖の生活の基盤をなしている思惟方法について考察してきたが、それは、すでに了得されたであろうように、決してわれわれ一般の人間とは異質な、特殊なものではない。特別な身分や生いたちからもたらされた考え方でもなければ、特別な教養や思想を背後にもってはじめられた生き方でもない。明らかに、というよりむしろ忠実に、普通人としての思惟方式を身につけて出発している生き方である。であるから、あのような教祖の独自の信心が形成される動因は、教祖の日々の問題への取組み方を除いて、他に求めることはできない。われわれは、教祖の信心が形成される過程を考察していくに先立って、その形成が、「実意丁寧」といわれる教祖の生き方を除けば、決して特殊な基盤に立脚してのものではなかったということ、また、決して特殊な何物かを以って説明しようとする必要のないこと、を改めて確認しておきたい。

三 信心形成の過程と要因

さて、そうした中から教祖の信心が生みだされることは、いかにして可能であったのであろうか。普通人としての生活を進める中に、「人の助かる」信心が、いかにして成り立つことを得たか。これが次に説明をせまられる課題である。これを私は、教祖の日柄方位の吉凶説に対する対し方を手がかりに、追求してみたい。それは、日柄方位のことが、教

祖の生活において、極めて大きく問題となつたばかりでなく、教祖における神の顕現にとつても、格別の意味合いをもつものであるからである。

まずはじめに、日柄方位というものが、当時の人々にどのように受取られていたかについて、一べつしておこう。

この日柄方位の吉凶説は、よく知られているように、陰陽道本来のものではなくて、そこから派生したいわゆる俗説にすぎない。もともと陰陽道は、陰陽二氣と木火土金水の五行の相互関係によって、天文自然などの諸現象を説明する、一種の素朴な自然科学である^④。したがって、それは、一つの整然たる理論体系をもち、学問的に研究されもした。けれども、それが、日本に渡来し、大衆に受容され滲透するに当っては、はじめから、知的教養としてよりはむしろ技術的な知識、すなわち方術の一として理解され、やがては、人間の運命、日柄方位の吉凶を定める如き俗説を生んで、生活行動の規制力としての面が前面に打出されるに至つたと思われる。そうして、その俗説は、人々の科学的知識の欠如と相俟つて次第に勢力を得、それが人間の现实生活の幸、不幸と直接的に関わるとせられただけに、一層人心に抜きがたく喰ひ入つたようである。ここにも、先述の、日本人の现实生活を重視する伝統的な思维方式の、一つの表われをみることができよう。

このようにして、日柄方位の吉凶説は、人々の間に圧倒的な影響力をもつてくることとなつた。人々は、建築、旅行、結婚など、非日常的な事態に際会してはもちろんのこと、日常の些細な行動を起すにも、日を選び、方角をただし、種々のまじないをおこなつて、災厄をまぬかれようとこれ努めたのである。そのことは、非常に煩雑で不本意な隸従を強いる規制ではあつたが、人々にとっては、日柄方位を守ることによって保障されるはずの一抹の安心の方が、なお、それを補つて余りある貴重なものであつたし、そうするしかない意味合いの、一種の生活の知恵であつた。

次に、では教祖にとっては、日柄方位のことはいかに問題となつたであろうか。

教祖において、日柄方位のことが最初に問題となつてゐるのは、記録に残されてある限りでは、教祖二十三才の結婚の時である^⑤。この時、輿入れする新婦の一行は、方角が悪いといふのでまわり道をして、文治(教祖)の家に入つたとさ

れている。次は、教祖二十四才の時である。この時、家の増築に際して、日柄をあらためた旨、記されてある。更に、教祖三十才の年の門納屋の増築、三十七才の年の家屋改築の時、それ以後と、年を追うて、日柄方位のことが、次第に大きく問題となってきたことがしられる。このうち、教祖二十三才の時のことは、教祖自身よりも、むしろ、その周囲において問題となったところと思われる。教祖自身において内面的に取組まれるようになるのは、やはり、教祖が一家を構え、みずからその責任の主体となつてからのことと、考えてよいであろう。

そうした日柄方位の問題のなり方の中で、誰しも目を惹かれるのは、教祖の徹底した遵守ぶりである。すなわち、門納屋の増築の際には、十二月十八日に^{ちようなはじめ}新始をおこない、翌年一月八日から工事を始めて、同月二十六日までに終えるよう、方位家に指示された。そこで、柱木を、紀州へ行く人に頼んで買って貰ったが、それを積んだ船がなかなか帰ってこない。ついては、改めて玉島で買入れ、用材を二重に購入してまで、指定の時日に完了したのである。また母屋の改築の折には、小屋がけ、仮移転、下家の取除けなど、それぞれ指定された日を厳守し、地形、上棟、移転に当つても、七、八日も降り続く雨をおかしてまで、方位家の指示に従つたのである。仮移転でも、当時は、形式的なものでよいとされていたにもかかわらず、教祖は嗣子をつれて、身の不便をいとわず、実際に数ヶ月の間移り住んでいる。

それら徹底した遵守ぶりが、教祖のどこから湧き出たものであるか、これはそれ自体、多くの研究を要する課題である。それには、内面的な要因としては、先に触れた如き、教祖が一家の責任者として立つたことの自覚や、養子としての養家に対する義務感もあるであろう。また、それ以上に、教祖があらゆる事柄に対して、「実意丁寧」な生き方を貫いたことが、大きく与っているであろう。が、これが更にいかなるところから出た生き方か、また、それと教祖の性格との関係はどうかなど、詳細に後づけることは、残念ながら、いまの私には未だ果し得ない課題である。

そうとして、このことに関わつて、いまここで触れておかねばならぬことは、教祖によって把握せられていた、日柄方角なるものの意味である。

前に私は、日柄方位を守ることは、一般の人々にとって、生活を強く規制する煩雑なものではあったが、その反面、それによって一抹ながらも安心感が用意され、かつ、当時としてしあわせを得る途は、それ以外に考えられようのない方法である旨、述べておいた。この点までは、教祖とても、やはり同様であったといつてよからう。

しかしながら、そこから先が問題である。思うに、「しあわせを得るには日柄方位を守るほかない」とされたことが、裏返されて、「日柄方角を守りさえすればしあわせが得られる」と置き換えられることは容易であるし、この種のこと、われわれもしらずしらずおこなっているところである。かの教祖四十二才の大患時の古川八百蔵の言葉も、そうした考えを根底にもっていることは明らかである。けれども、この置換は、容易であり、事の表裏を述べているにすぎないようにみえても、実は、両者は全く異質なものである。それはちやうど、道の深奥を究めるには努力するほかない、は正しいとしても、努力さえすれば道の深奥が究められる、とするのが必ずしも正しくないのと同様である。また、人間が真に生きていくには、神に祈るほかないとしても、その逆は、到底そうとは思えないのと同様である。しかも、ことが人間が生きることに関わっている以上、それは単に、形式論理学上の誤まりというにとどまらず、人間の生きるということが、何物かのための手段と化せられてしまうという、人間にとって決定的な過誤を惹起するのである。それは、自我中心の方向に向くか否かの、また、宗教的なものとそうでないものとの、分岐点でもある。

教祖においては、そこに、しあわせに生きるには、いまの自分として日柄方位を守るほかない、という線の確認あるのみで、いわば、守るほかない自己であるからこそ守ることになっていったものと思われる。これが、教祖の生活意識に終始把持されていた、金神に御無礼のないように、ということの内容であり、日柄方位を徹底的に遵守せしめた、一つの中核であったのではないかと考える。

更に、教祖の遵守ぶりに関わって、いま一つ忘れてならないのは、教祖のおかれた状況、つまり、教祖一家に不幸事が陸續として起きてきている事実である。義弟、養父の死は一応しておくとしても、結婚後三度の増改築の間に、長男、次

男、長女を死なせ、三男、四男が病み、飼牛が一頭急死している。これら不慮、災難が、いかに大きく教祖一家の生存を脅かし、その意味で、教祖をして、日柄方位といかに全生命的に取組ませることになったか、また、人間が生きるということが、周囲の状況を変えることによって、みずからの存在のし方が変えられるということであってみれば、その不幸によって、教祖の取組み方がいかに変わったか、想像するに余りあるであろう。ともかく、この金神七殺をほうふつさせるような相次ぐ不幸は、後に至って、神から「年忌・年忌に、しらせいたし」たものであるとされるところからも、教祖にとって、決して消極的な、無意味な事件に終っていないことは明瞭である。

では、教祖の徹底した遵守ぶりから生まれ出たものは、何であったであろうか。この何物かが、教祖の信心を形成せしめ、同時にその内容となったものである。

一般的にいうと、そこに生み出されたものは、人間の真の自由、真の生命である。それは以下の如き意味からである。日柄方位のことは、よく宗教的戒律と同じ性格のものと考えられている。たしかに、対象に神を立て、その定めるところに従順する点、そうに違いない。けれども、既述の如く、日柄方位の遵守が、それによって保障される安全性を得る単なる手段とされ、そのため、実利が中心に据えられて、それを守る自身のあり方、ひいては神が、掘り下げて問題にならないところでは、——これがいわゆる現世利益信仰である——それは真の戒律とは、似て非なるものである。けれど、真の戒律とは、生活を型にはめ、殻にとじこめるものではあるが、その目的は、却ってそのことをエネルギーとして、その殻を突き破って出てくる、新たな真に創造的な自由・生命を期待するところにあるからである。その意味では、日柄方角を守り尽くすことによって、却って、「日柄方位は観るに及ばぬ」^⑦という境地にまで突き抜けた教祖にとっては、日柄方位の俗説が、宗教的戒律としての役割を果たした、いな、教祖は自身で、それを宗教的戒律へと転化していったといえるであろう。そこに真の自由、真の生命を現わしたといえるであろう。

だが、以上は甚だ一般的でない方であって、更に教祖に即した内面的探究が必要である。

それについて、教祖が、自身の心情を述べた比較的詳細な記述がある。すなわち、三十七才の普請着工の際には、

どの方角へ、どのような御無礼を仕りますやら、凡夫であいわかりませぬ。建築成就のうへは、早々、御神棚を仕り、御被・心経五十卷ずつ、御上げます

と金神を拝し、また、四十二才の大患の際には、

どの方角へ、どのような御無礼を仕っておりますことやら、凡夫で、あいわかりませぬ。しかしながら「方角をみて、それですんでおる」などは、私は、毛頭おもうておりませぬ。……

とひたすら神にわびている。

この二つの述懐を比べてみると、^⑧まず両者にみられるものは、どのような御無礼を仕るか凡夫であいわからぬ、という表白である。このこと、つまり、人間がいくら尽しても、なおわかり得ようのないものがその上にあるという体得が、実は、教祖が徹底的に日柄方位を遵守することから生まれた、何物かの第一のものである。どこまで押しすすめても、進めれば進めるほど、限りなくわかり得ないものがあるとの体認である。

次に、教祖が徹底的に日柄方位を守ることから生まれた何物かのうち、第二のものとは何か。それは、いくら尽しても尽しきれぬ有限なる自己である、との体得であったと思われる。先の第一のものが、人間が尽してなおわからぬことの自覚であるとすれば、この第二のものは、尽す尽し方の足りなさの自覚であるといえよう。それは、三十七才の時には、

「建築成就のうへは御神棚を仕って御礼を申し上げます」という、多分に第一のものと混合した如き形で表白され、四十才の時には、純粹な、

「方角をみてそれですんでおるとは思ひませぬ」という告白となっている。この後者が純粹な表白であるというのは、いずれも、日柄方位を手段化せず、金神を神と立てていることには変りはないけれども、殊に後者においては、これですべてでないとする自己のあり方の積極的な確認にまで至っているという意味である。この積

極的な確認が、もうこの上はいかんともなしがたい、絶体絶命の場において得られていることは、多言するまでもないことであろう。

では、教祖において、日柄方位を徹底的に進める中に右の如き人間の有限性、人間に向うもの（神）の無限性を体得することは、いかにして可能であったのであろうか。それについての私なりの考えを、以下に提出してみよう。

まず、人間は通常誰しも、神の無限性、人間の有限性について漠然とは感得しているものであるが、教祖においては、既述の如き意味合いの相次ぐ不幸のために、それが一層深い段階に達していただであろうことは、容易に推察されるところである。が反面、そうした客観的状況がすべてを説明し得るものでなく、そこに、教祖自身の生活態度があつてこのことであることも亦、明らかである。その教祖の生活態度のうち、ここで最も大切であると思われるのは、前述の、日柄方位をどこまでも守っていくことに、教祖の目的といえは目的、なすべきことといえはなすべきことがある、とされてきた点である。それを、現在の問題に即して別言すれば、神の無限性・人間の有限性の宗教的な領得そのものを目標として、種々の努力が傾けられたというのでなくて、それが、日柄方位を徹底的に遵守することの中から、おのずから、あるいは結果的に、生まれたということである。それが大切であるというのは、以下の意味からである。

物事を徹底的に究めていくとき、究めれば究めるほど、問題の見方、内容が一層深まることは、広く人間の世界の事実である。更にその場合、教祖においては、日柄方位をどこまでも守っていくにはいかにすればいかによつて、つねにそこを求め心動く、そこを中軸に生活がなされていたのであるから、日柄方位を進めることによつて浮び上つた自己の問題点、足りなさは、ほかならぬ自己のそこからの行動を徹底させるためのもの、であつたと思われる。つまり、徹底的な実践を通して、自己の足りなさが納得されるのであるが、その納得が納得のための納得でなくて、実は実践の結果生みだされた、かつ、次をいかに進めればよいかを一層はつきりさせる意味合いの、納得である。足りなさが、単に「つまらぬもの」「捨て去らるべきもの」と同意ではなくて、むしろ、次の行為の支えとなる積極的意味を

担った足りなさである。それ故に、徹底的な実践から出た足りなさを納得が、それによって更にそこからより深い実践を生み、更にそこから、足りなさがより一層深く納得されていく、という循環が生ずるのである。またそれ故に、足りなさを自覚することが、私は駄目な人間だと卑下したり、逆に、どうせそれ以上はできはしないと開き直ったりすることには、ならないのであると思われる。教祖における、神の無限性・自己の有限性の体得は、このようにして成り進んでいったと思うのである。

以上要するに、教祖の生き方においては、自己のおかれた助かっている状況の中で、どこまでも助かっている状況の中で、ひたすらそれに取り組まれている。その取り組み方はいえ、日柄方位を守ることのために守ることになっていく、換言すれば、日柄方位を守った結果で以って、自己の守り方を吟味するのではなく、守っていく過程で以って、吟味することになっていくといえる。そして、過程で以って吟味することが可能であるのは、どこまでも徹底的に守りぬくことによって、そこに、おのずから、自己の生き方が問題になってくるという形においてである。このような、吟味の不断の継続は、そこに、必ずや、自己の無限の足りなさを生むものとして、これを、教祖の信心の実質内容とすることができらるであらう。その吟味は、これをとりまとめれば、

- (1) 自分はこれで真に助かっているとはいえない、これで十分な生き方であるはずがない、という自覚に発している、
- (2) その自覚は、自己が現に生きている生の過程を、徹底的に突き進めることを通して生まれている。
- (3) そうした自覚に発する吟味が対象とするのは、自己の生の過程そのものであり、そのし方は、つねにそこからの行為実践を明らかにする形においてである、

と、このようにいうことを得よう。

四 信心の基本的特性

これまで、私は、教祖の信心の内容が、現実生活を進める中に、現実の生き方を問題として形成されてきた過程を中心に、考察を進めてきた。そこで、こんどは視角を変えて、その形成過程の、信心の側からする意義づけ、換言すれば、そのような形成のされ方は、そこに形成された信心の特性にとつていかなる意義を有しているかについて、それを、特に現実生活との関係の面で、少しく考察することとする。そのことは、具体的、体験的に問題と取組み、総じて現実生活を第一義に重んずるあり方が、そこでいかに踏まえられ、いかなることになっていったかについても、同時に明らかにすることになろう。

初めのあたりで、私は、日本の農民したがって一般大衆が、現実生活を非常に重視する思惟様式を具えている旨述べた。そしてそれは、まさに重視されるべきものがそこにあったのであって、それが、生命の保存、生活の保障なる一点であることを指摘しておいた。この点については、日柄方位のことも全く同様であつて、その遵守が、教祖の生活にとつて大きく問題となつた所以も亦、それが、生命・生活の保全に直接関わりるところからであつた。更にそのほか、教祖が取組んだ病気のこと、仕事のこと、家族のことなど、すべてその根底に、生命・生活の確保の問題が、大きく横たわつているのであつて、いわば、この点から出発し、この点に帰ってくるのが、教祖の現実生活であつたといえよう。

そうだとすると、ここに教祖の信心の一つの基本的性格が、おのずと明らかにされてくるであらう。すなわち、教祖の現実の生活というものがそうであるから、その信心も必然的に、生命と生活の確保から出発し、そこからくる性格が、全体を貫いているということである。^①

一般に、宗教とか信仰とかいわれるものは、人間はいかに生きるべきか、何のために生きるか、換言すれば、人間の当為・自由・平等・慈愛や、人生の目的・理想・使命などを尋ね求める問いに対して、人間の根源的本性を問題にするところから、答えていくものであるとされている。たしかに、それらに答えることは、宗教の最大の課題の一つであつて、それなくしては、何の宗教ぞといわれねばなるまい。実際、人間の歴史において、これまで、宗教がその面で果し

てきた役割の極めて大であったことは、誰しも承認するところである。

しかしながら、問題は、その場合に、人間はいかにしたら生きられるか、を問題としていないということである。人間が生きていることは、当り前の前提として問題にならなかつたり、絶対者の名を以って片付けられたり、または、何かとるに足らぬことと考えられて捨ておかれ、ただ、何のためにいかに生きるべきかのみが、問題にされることが多い。だから、当初述べた如く、開祖の教説、言行によって開かれた崇高さが、専ら敬仰されることもなるのである。

だが、このように、人間が生きていくということは、当り前な、あるいは簡単な、あるいはとるに足らぬ問題なのであろうか。もし、人間を、その生の根源から問題にするのが宗教であるとするならば、いかにしたら人間は生きていけるかを問題にしないで、それで果して、人間の生を根源的に問題にしたといえるであろうか。文化的・社会的諸価値において秀れたる者のみが、生存に値するとするのでなくて、むしろ、人間がめいめい生きていくこと自体に、意味を認めるのが宗教の立場であるとするならば、人間はいかにしたら生きられるかの問いを、どこまでも問題にする中で、人生の意義・目的・当為などを明らかにすべきであると考え、どうであろうか。

それはともかく、教祖においては、その信心が、生存の確保を問題として出発し、それをどこまでも追求するところから、人間としての生きる道が、明らかとなってきたのである。この生存の問題が信心の出発点において問われ、そこからくる性格が、信心全体の基調をなしているということこそ、教祖の信心において、现实生活の問題が問題となり、それが「現実生活的」であるとされ、また、それに「庶民性」があるとされる所以なのである。

以上、教祖の信心の出発点に関わって省察することによって、それが、现实生活中的性格を、必然的に帯びている所以を探ったが、次に、信心の形成のされ方から、その点を、一層詳細に検討してみることにする。

教祖の信心が現実生活中心的内容について、第一にいえることは、いうまでもなく、现实生活での問題が信心の問題となる、しかも、それが附帯的なものでなく、むしろそこでの主題となるということである。

宗教を問題とする基盤は、一般に、自己の生活に虚無が現われ、存在そのものの意味が疑問になってくるところにあるとされるが、そうした虚無や疑問が、現実生活を徹底的に突き進める以前の時点で出現してくると、とかく、現実の生存が、虚無や疑問の担い手として、否定されてくることになりがちである。それは、人生が思索的に思念され、そこから人間の有限性が自覚されてくるからであって、現実生活にみきりをつけて、精神界に人間の生甲斐を求めるのは、むしろ必然の勢いである。

その点、教祖におけるが如く、現実生きていくことに全身を投じていく場合においては、現実生活は、単純にこれまでものを切り捨てる形で、否定されることはできない。何故なら、人間の生き方というものは、その人の身につけた素質、能力、性格、経験、習慣など、あらゆる生命の内容との関係において出て来ているものであって、決して、単純に否定できたり、一変する如きものではあり得ない。周囲の状況との関係、自己を取巻く人々との関係を含み込んで、徐々に改められざるを得ないものであるからである。この点への理解を欠くと、自らは高踏的に、他に対しては叱責的になり、つまるところ、問題を共に担うことにはなり難い。人間がしかく単純に否定できると考えるのは、多くは、人間を抽象的に思考する限りにおいてである。

のみならず、教祖においては、そもそも現実生活が否定される必要がなかった。人間の有限性が、既述の如く、現実生活での人間の行為を徹底させる意味合いのものとして、体認されたからである。だから、教祖においては、それら諸々の内容を活かして現実に生きていく中で、人間の有限性をつきつめていこうとする方向を、とることとなった。前のことに即して語れば、虚無といえは虚無、疑問といえは疑問は、現実生活に端的に現われるものではあるが、それは現実生活のみに附帯するものではなくて、実は、人間であるということが、そうしたことを生むのである。したがって、虚無や疑問を、精神的な何物かで解決しようとするのではなくて、現実生活を突き進めることによって、虚無、疑問の中に身を沈め、それを掘り下げていくことが、却ってそれを克服する道であることが、実証されているのである。

現実生活でのあり方が、このように、つねに信心の主題であり続けるだけに、教祖においては、現実生活上の悩みの具体性・個別性が極めて重く受取られ、それが宗教的解決の中に含み込まれ、活かされているのをしるのである。また、それだけに、教祖の宗教思想は、極めて重厚である。けだし、思想の重さというものは、思想として抽象されていく作用の巧拙にもよるが、根本的には、抽象の際に背後に捨棄され潜められたところの、具体的体験的事実の重みに、主として依存しているからである。

第二にいえることは、教祖の信心内容が、現実生活との関わりの中で、つねにみずから展開していることである。

教祖においては、自己の有限性、足りなさの体得が、単に体得にとどまらず、つねに、次のその時点からの行動を明確ならしめようとする意味合いのものであること、既述のとおりであるが、そこから、その有限性、足りなさの自覚は、現実生活を徹底的に進めることとの循環的相互作用の中で、つねにつき崩されつつ、新たなものへとみずから進展することとなった。いふなれば、宗教的体得が、現実の実践を以って、おのずから吟味され、深化せしめられていったのである。そして、そのような生き方にあつては、人間の有限さ足りなさの自覚は、どこまでも深化して止まるところをしない。何故なら、「現実生活」は、どこまで押し進められても、内実ある問題を、まことに限りなく提供する場であるからである。教祖が、それまでの宗教の教説、戒律や思想の内容を批判的に摂取し、もしくはそれらを援用することなくして、みずからの信心内容を形成していき得たこと、また、教祖の信心が、生涯つねに新たな進展を示し、それに応じて、教祖の称号（神号） 更には神の名（神名） さえもが、次々と高い段階へと進められていることの秘密は、ここにあるであろう。またそこから、教祖の新しい内容、たとえば、立教神伝の内容も、決して突如に成ったものでなく、それまでの教祖のあり方、内容を、リファインし純化する性格のものであることに、納得がいくであろう。

第三に、右の如く、教祖の信心は、現実生活での生き方を問題とし、その内容は、現実生活での生き方を通して展開せしめられるのであるが、そのことは、直ちに、現実生活での具体的・体験的なもの一切が肯定されるということをも、

意味するのではないことに、留意しなければならない。すなわち、具体的なものの体験的なものというものは、特定の時、状況の限られた条件の下で、真実たり得、あるいは正当たり得るのであって、いつの場合にも必ず妥当するというものではない。具体、体験に即しすぎるころには、偏狭さがあるのである。また同様な理由から、具体的、体験的なものの一切が肯定されるころには、次の進歩が起り得ない。そこに、人間として実践した上での、限りないわからなさ、人間として実践することの、限りない足りなさが自覚され、それがつねに支えとなっていては、普遍性と進歩性は望み得ない。

教祖四十二才以後、その信心が展開していくに伴って目新しく起きてくる、「はだしの行」「生麦を俵にする」「田に油を入れず」「蚊帳をつらず」あるいは「風呂に入らず」などのいわゆる神のおためし（あるいは行）も、一面からいえば、現実生活をつき進めつつ、しかも、それに埋没しない生き方のおためしであり、行であると思われる。結局、具体的、体験的な生き方から生まれた教祖の信心の内容は、独自のものであったが、それが独自であり同時に普遍性、進歩性をもつのは、生きることと、生きていく中に人間の無限の足りなさが体得されていくこととの両者が、相互に循環的に高め合っているからこそである。具体的・個別的なものに普遍性があるとすれば、無限に足りないという人間の正覚が、その底を貫くという形においてであり、それしかないであろうことが、わからせられるのである。

五 結 び

おわりに、これまでのところをとりまとめて、若干構造的に問題にし、それを以って結びに代えたい。

これまで、私は、教祖の信心においては、人間はいかにしたら生きられるかが、第二義的な問題とされることなく、つねにそれとの交わりの中で、人間とはいかなるものか、何のために、いかに生きるべきかが明らかとなってきたこと、

一言にしていえば、教祖の信心が、現実生活的であることを叙述してきた。これは、結局、人間をいかように捉えていることになるのであろうか。

まず、現実生活を第二義的に考えないということは、これを人間にのみ即していえば、日常現実の個別的生き方を抜きにした如き人間一般を考えない、ということである。人間はそれぞれ代えがたい内容を持ち、各人がそれぞれの眞実を現わし得る存在であるにもかかわらず、それを捨象して、精神的な面からのみ人間の生甲斐を云々することは、許されないということである。人間は、つねに、一つの全体として問題にされねばならぬのである。

このことは、特に絶対者と人間との関係の中で敷衍して述べると、宗教において、人間というものが、単に否定し去られるべきものではない、ということになるかと思う。普通、宗教といわれるものは、神の側から出発するにせよ、人間の側から出発するにせよ、いずれも普遍的な永遠の眞理でもって、現実の自己の生を一旦徹底的に否定し、そこから、眞理を現実化するべく現存する自己へと還ってくる、という構造を有している。つまり、人間が罪惡・業苦に満てるものとして、否定される程度に応じて、眞理が明らかに自覚されるのである。ここでは、「否定」とは、人間としての行動を全く消し去ることである。ところが、教祖の信心にあつては、普遍的な眞理といえは眞理を体認することは、むしろ結果的におのずと得られることであつて、徹底的に、生きるものとして自己にふさわしく生きていくことこそが、願われているのである。ここでは、既述の如く、人間としての有限性が明らかとなればなるほど、それが次の人間の生を、全きものへと奮い起たせることになる。換言すれば、神の絶大さが領得されればされるほど、一層人間として尽しかざるを得ない。そこでは、「否定」とは、そこからの人間としての行動を深めることである。

次に、右の如き人間把握とその生の吟味がなされていく場というものは、多言を勞すまでもなく、日常現実の生活の中での、自己の動きにほかならないことがわかるであらう。現実の生活を放つて独り静観する中にでなく、現実に生きる動きを以つて、自己を把握し、そのあり方を吟味するのである。現実の生活の中に生起する他の人格、事物、事柄と

の関係において、問題の意味、内容、性格や自他の立場、願望、意欲、実情、状況など、あるいは、その関係をとりますく周囲、社会のそれらなどを、自分としていかに感じ、考え、云い、おこなったか——その自己がそのときの本当の自己の表現である。そして、そのときそのとき真実をあらわしていることとするのが、自己を真に把握する所以であり、その総体が自己の真実である。

以上、総じて、教祖においては、「人間」とは生きているもの——生きる中に生きることをそのままに問題にするもの——とされていることがわかる。この当然といえばこれほど当然なこととは思えないことが、改めて願われ求められていかねばならぬところに、われわれは、人間の問題の深刻さを思い知らされるのである。また、そうした人間の捉え方の志向する方向はといえば、個別の中に普遍を顕現していくという、あるいは、「小なるものより漸次に大なるもの来り、暗きよりして輝きあるもの後に到る」^⑩といわれる方向であるといえよう。それは、日本の庶民、いな人類の現実に歩んできた方向以外の何ものでもないが、それであって、実に人類にとってなくてはならない、かつ、最も不完全にしか歩まれていない方向である。

激しい時代の移り変りにつれて、人間の問題も、次々と新しい内容を加え複雑化する。それに伴って、人間が種々な面に引き裂かれ、自己疎外を起す動向は、いよいよ熾烈となってくる。そこから、人間を全的に、生きた中身をもつものとして捉えることへの要請は、いよいよ大きいのである。本教は、必ずやその要請に応え得るものと信ずる。だが、その道は決して平坦ではない。現実具体の生活をつき進める中に普遍を現じようとする信心にあっては、現世利益信仰はもとより、教条主義、助かりの固定化をも含めた、現実具体の単純なる肯定に陥ることへの危険を、つねに背後に担っているからである。人間として当然なる道筋でありながら、それを、みずから極めて厳しく通っていかねばならぬことを思わせられるのである。

(教学研究所所員)

- 1 大淵千仞氏論文「教祖の信心について(上)」(『金光教学』一研究所紀要一第一号所載) P 2 ~ 3 参照。
- 2 その一例として中村元著『東洋人の思惟方法3』、家永三郎著『日本道德思想史』などがあり、その他、神道の研究、日本仏教の研究にはその点について触れたものが多い。
- 3 たとえば、教外でも、岸本英夫氏は、本教を研究に値する特徴をもった大切な宗教であるとし、村上重良氏は教祖の信心に高い「合理性・開明性」をみている。岸本英夫氏講演(『金光教報』昭和34年10月号)および、村上重良著『近代民衆宗教史の研究』P 97 ~ 105 参照。
- 4 石田一良編『日本思想史概論』P 31 参照。
- 5 同右書 P 32 ~ 33 参照。
- 6 以下本稿で触れている教祖の事蹟については『金光大神』(縮刷版)の主として P 30 ~ 111 参照。
- 7 『金光教教典』御理解第六十五節ならびに『金光大神』(縮刷版) P 406 ~ 411 参照。
- 8 こうした研究操作をなす際注意せねばならぬことは、言語表現は必ずしも表現さるべき内容と同一ではないということである。そうではあるが、他方、二者を比較するに当って、前者にあることが後者にないか、表現のし方が異なるとか、前者は、やはりそこにそれとしての意味があるとするとする方がより自然である。
- 9 「生存の確保」が教祖の信心全体を貫いているといっても、それは基本的性格としてみればのことであって、いつまでも生活の資を得ることのみが問題になっていたという意味ではない。そこから出発し、やがては人間の「生の願いの確保」とでも呼べるべき内容が志向されていくのである。
- 10 西田直二郎氏論文「日本民族の精神的伝統と神道」(創文社編現代宗教講座第V巻『日本人の宗教生活』所載) P 9 参照。

教祖時代入信、取りつぎに従った諸師について（続）

金 光 真 整

七

つぎに、諸師が入信後、信心をすすめ、さらに家業を止めて専心取りつぎの御用に至るまでのやうすを見て行きたい。一般的にいへば、教祖より願ひをかけられ教祖よりすすめられた人が多い。しかし、氏子の方からの願ひをうけた人もあるし、出社の先生からすすめられた人もある。教祖よりすすめられた人の中には、はじめて参拝したときにすぐに言はれた人、おかげを受けたときに言はれた人、またずっと後信心がすすんでから言はれた人などがある。また、その中にも、すぐその言に従った人、すぐには従はなかった人もある。珍らしい例では、はじめ御用してゐた人がなくなり、二代目の御用を教祖よりすすめられたが、この言葉に従った人と、従はなかった人がある。

初参拝のとき、教祖より命じられた人

高橋富枝 二十日正月に姉と二人で参拝、はじめて取りつぎを願ったところ、

「亥の年。その方はをさない婦人ながら、千人に一人の氏子である。

神の取りつぎをして、諸方の人を助けてやれ」

と教祖からたのまれたことは、前記のとほりである。そして、二月十日神門拍手をゆるされ、五色の幣をもらって帰ったときのことを、

「金光さまから五色のご神体（御幣）をいただいて帰り、直ちに拝みはじめました。……」

と話してゐる。かくして取りつぎの御用に立ち高き神徳の下に大勢の人々を教化し、学問はなかつたけれども、道理を説き人を導いてうむことを知らず、金照明神として全国から仰がるるに至った。

藤井吉兵衛 前述のとほり、斎藤重右衛門の取りつぎにより、難病がたちまちに全快するみかげをうけ、翌年明治元年はじめて教祖の広前に参拝した。そのとき、

「道のため、ますますつとめよ」

とさとされたので、取りつぎに従ふこととなった。そして、明治五年防長地方布教の端を開いた。祈念力強く、「北国屋大明神」と人々から仰がれ、生涯取りつぎの御用に当った。

片岡次郎四郎 初参拝のとき

「信心して、世の鑑となるほどのみかげを受けてくれよ。……」

とさとされ、そのとほりにおかけをうけ、すすんで不幸な人を導かんと決心したことは前記のとほりである。明治五年つひに神意をうかがひ得るに至り、その徳の高いことを伝へきいて参ってくるものが多くなった。しかし父の亀三郎は農業のさまたげになると、門口から人々を追ひかへしたことも度々だった。次郎四郎は、父と一しよに大谷に参ったところ、

「よくぞ参りたる。世に背の子に教へられて浅瀬をわたるといふことあり。その方、いま、我子に教へられて、この道に入らむとす。まことに喜ぶべし。信心をはげめよ。やがて杖を賜らむ」

と教祖はさとした。これから、父も入信、明治六年九月幸之進が出生した。父入信の明治五年から、次郎四郎は専心布教に当り、翌六年一月には、「神の片腕」ととりたてられ「一の弟子」を授かり「才崎を出家」とされた。明治八年四月夫婦とも「金子明神」を、同十一年五月「金光の神名を名乗れ」と許された。教祖より信任を受け、氏子からも厚く信ぜられ、今に全国から慕はれてゐる。

佐藤範雄 明治九年旧正月初参拝のとき、

「……。人を助ける身となれよ」

との裁伝をうけたことは、前述のとほりである。明治九年八月二十八日、教祖から、

「御領ごりやうの氏子、大工といふ職は、宮・寺をたてる、たふとい職分ではあるが、その職人は世におほい。人の生命を助けるものは、すくないぞ。職をやめて、神に一心になれよ」

とさとされたが、大工をやめなかつた。明治十一年秋、

「氏は、この方のいふことを、聞かぬかやあ。脛すね・腰が立たぬやうになったら、たすけてくれといふて、神のまへにすわるのか」とさらにさとされた、これを、年をとつてからと解してゐたが、明治十二年三月に腰をくぢいたとき、

「それはなほしてやるが、神のいふことを守れ」

といましめられ、同年五月三十日には、さらに事実をもつて神よりいましめられ、大工をやめることを誓ひ、神意のままに同年七月三日から取りつぎの御用に當つた。道を天下に宣揚する願ひを立て、教団組織、神道金光教会、金光教の独立のために働き、教団の要職を歴任し宿老の称号も受け、八十七の生涯を道に捧げた。

唐樋常蔵 明治の初年に尾道の栗吉といふ人から道をきき、藤井吉兵衛の広前に詣で、ほどなく大谷に参拝した。

そのとき教祖は、

「その方は、周防国の本宮なるぞ。疾病・患難すべて諸難をすくひ、道をひらき、諸人をたすけよ」

とさとした。これは、常蔵の肺腑をつらぬくものであった。そこでこのとき決然として船をすて、命をかけて道の取りつぎに専念しようとの意を固めた。それ以来道の人となり、祈念力非常に強く神徳たかく、当時山口県東部地区を風靡した。

神より直接命じられた人

伍賀慶春 初めて教祖の広前に参拝した翌日、自宅で大被をあげてゐたところ、持ってるた扇子が自然におどる心地がして、ふと口をついて、

「金神の道をつとめてくれるか。開いてくれるか、開いてくれば、午の年(妻)の病気をたすけてやる」

との言葉がでたといふ。それから、人々が、「金神さまが来られた」と言ひ伝へて集りだし、取りつぎすることとなった。

八

初参拝のときすぐにはないが、信心のすすんでゆくのをみて、適当なときに、教祖や親先生から、取りつぎの御用をするやうにと頼まれた人がたくさんある。妻の病気全快を機とした齋藤重右衛門をはじめ、いろいろの人、いろいろの場合がある。

齋藤重右衛門 初参拝の日から妻の病気のおかげが現はれた。三日目にお礼参りしたときに、教祖は、

「少しでもよろしいといへば、神の験といふもの、商売人が、売買をして入金をとるかへるも同じことで、ちがひはない。……」

この病人を全快さしてやれば『金神さまはありがたい、あの大病人が全快した』といふて、神のおかげを世間の人がいふであらう

から、それを楽しみにおかげを授けて、全快さしてやるから、楽しみに思ひ、一心に信心せよ」とさとした。その後の重右衛門の信心ぶりについて、

「何から何まで行き届く。天理・道理を心得、家業大切、親に孝、人に実意、慈悲善根をいたし。また、このたび家内の病氣につき、神に心願いたし。快方におもむけば、隣家・村内の病人のそばにゆき、神のありがたき話をきかせ、多少の初穂までつみ、もといれをして神に願ふ。何から何までぬけ目が無い。これまで、多人数参詣すれども、氏子のやうなものが参詣せぬ。神もたよりにする。神の片手になる」

と教祖がほめたと伝へられてゐる。四十日ぶりに、病人は食事がすすみ、全快にむかった。それから、教祖より、
「今日より、先生になり、人の取りつきをして、人をたすけてやれ」

との頼みをうけたので、病氣の人などを取りつき祈念をはじめた。つひに、金光大神の神号を許さるるにいたり、神徳高く信念強く、教祖の手代りとして西三十三ヶ国の道開きの命をうけたといはれるほどのおかげをうけた。

荻原豊松 妻の眼病が全快して、お礼参りをしたときに教祖は、

「よう、おかげを受けさんしたのう。こがあに（こんなに）ありがたあ心に早うなりやあ二ヶ年もなんぎせえでも良かったに。これからのう、人が痛あと言ふてきたら、わが痛あときの心をもつて、たのおでやれ。『我はもうなほつたに、人のことは知らん』といふやうな心をだすと、またこの病氣がおこるぞ。今の心でお、おかげをうけて行きやあ、丑の年（豊松）西阿知（住所）の活手本にしてやる。人間は僅か六十か七十になると、死なにやあならぬのぢやから、丑の年名を残させて死なしてやる。御社をたてさせてやるぞよう」

とさとした。この後も、一家そろって信心をすすめ、教祖のさとしたとほりに、西阿知の活手本となり、須喜は専ら取りつきに従ひ阿知教会の基をなした。

千田志満 はじめ子がなかったので、神・仏に祈願をこめてゐたが、たまたま同郡林村金光梅次郎の広前に参つて

道の人となった。梅次郎につれられて、はじめて教祖の取りつきをうけたとき、

「子どもを授けてやるから、手厚い信心をつづけよ」

とさとされ、月参りをしながら信心してゐた。信心のすすむにつれて志満の取りつぎを願ふものが多くなり、つひに明治六年旧正月、教祖の仰せのままに、専心取りつぎに従った。いちぢるしく教績をあげ、教へ子で取りつぎに従ふものが七・八名もあつたといふ。

秋山米造 九才のとき持病の腹痛で何日も苦しんでゐたとき、父の甚吉が土師野市蔵はしよりすすめられて、大谷にはじめて参つた。そのとき、

「帰ってみい、なほつてをる」

と、教祖がさとしたとほりのおかげをうけた。ちやうど教祖に取りつぎを願つてゐるころ、米造は病床で、

「いまお取りつぎ下さつてゐる。おかげがうけられる」

と声をあげたといふ。十二才のとき、隣家の病人からたのまれて神に願ひ、病人が全快したことがあつた。明治七年、十四才のときに、兄の熊吉とともに大谷に参拝したところ、教祖から、

「巳の年（熊吉）は手が器用であるから、手で名をあげるまでおかげをいだけ。」

酉の年（米造）は信心が好きであるから、人を助ける身となれ」

とさとされた。それから、毎日、土師野の広前で取りつぎの手伝ひもし、教祖のもとにも詣で信心をすすめ、神徳もうけた。ある日、甚吉が教祖のもとに参つたら、

「酉の年を、そとへ出さんがよい。よそへ出て信心するにおよばぬ。わがうちだけで、一心にしてをれ。ますますおかげがいただけ
る」

とさとされ、それ以来は家にゐて取りつぎにあたり、大谷へ参る以外は他出せぬやうになつた。何時とはなしに「金光さまの道が、京屋敷にひらけた」と伝へられ、参拝人も多くなつた。神徳高く、大阪あたりから参つてくる人もあつた。

はやく明治十二年の「御祈念帳」にはそのことが見られるし、また、自分のことを「本間金光大神」と記してゐる。

難波幸 初参拝の年の翌年、明治十年五月十二日に教祖より、

「真心が貫ぬいたから、おかげをやるぞ。我身の難儀を忘れずに、人の難儀を取りつげい」

とさとされ、取りつぎの御用に従ふこととなつた。田の口教会の初代として、九十七才の高齡まで、生涯道の御用に立つた。

青井サキ

夫の道楽の問題で困り「離縁せう」といへば、何としてもゆるさず、「切るの、突くの」といふむつかしさであつたが、教祖より、

「一心さへすれば、どうなりとなるわいのう。神の都合おくり合せが、ただけるわいのう」

とさとされ、信心してゐたら、間もなく夫の方から身をひかねばならぬときがきて、離縁のおかげをうけた。サキは、明治九年（二十四才）から十二年までの三ケ年間、毎朝四時に起きて日参をし、両親の病氣は全快した。大谷へは月参を欠かすことなく、そのあひだに、教祖より「親を大切に」とのくはしい教を受け、親の好きなものをたべさせてよるこばせてゐた。

あるとき、風の強い寒い日、舟がでぬので他の人たちは大谷へのおまわりを止めたのに、サキと角南佐之吉、利守千代吉の三人は、寒い中を夜中までかかつて歩いて参拝したことがあつた。このとき、教祖はわざわざ起きて待つてゐた。そしてその翌日に、教祖は

「三人とも、神の御用がつとまるぞ」

とさとした。サキは、明治十五年三月十七日から専心取りつぎの御用に当り、その日からいろいろとおかげをうけた。小豆教会の初代である。角南のことは前述したとほりである、利守は、以前から、母につれられて赤壁の金神へ参つてをり、教祖の話をつたへ聞き、大谷に参つてから、心より入信した。この二人も、サキと同様、おかげをうけ、九幡教

樋口鹿太郎 父の酒呑みから入信したことは前述のとほりである。そののちいつのことか不明であるが、教祖より、

「難儀な人を、助けてやれ」

とさとされたので、この御用に当つた。しかし、農業は止めなかったから、田んぼで作業中にたのみに来る人があると、その場で大谷の方を向いて拝み、裁伝を下げてゐた。神徳が高かつたので「本庄ほんじよの金神」とよばれた。ずっとのちに、専心鴨方町本庄の広前に坐ることとなつた。

石原銀造 はじめて大谷へ参つたとき、

「そなたも、この方と同じやうに、さかさのそうれん（葬式）を出したのう。この神さまは、一心に信心すれば、おかげがいただける神さまぢや」

とさとされた。その後、いつか不明であるが、

「取りつぎをするやうに」

と教祖よりさとされたが、銀造は、

「私は、我家だけのおかけをうければよろしい」

といつて、うけなかつたところ、ある日同じ村のある人が、教祖のところへ参拝したところ、

「遠くから参らんでもええのに。北方きたがたに銀造がをらうが。あそこへ参っておかけをいただけよ。この方と同じことぢや」とさとされ、それから銀造の取りつぎをうけるものが多くなつて来たといふ。

九

畑徳三郎 取りつぎの御用をと、いはれてもことわつてゐたが、親先生の命によつて決心した人である。徳三郎は、

田畑五郎右衛門から「三週間のおかげ」とさとされてゐたのに、一週間目には悪くなり、三週間たつてもおかげはなく、五郎右衛門より、

「信心がたらぬ、心に迷ひがある」

とさとされなつとくしたが、決心がつきかねてゐた。そのころ(明治十五年五月)の心の迷ひを、つぎのやうにのべてゐる。

「これはこまつたことだ。天地の親神であるから、信心せずにはをれぬが、信心してもよくならぬ。これはやめることもできず、しても効はない。鳥もち桶に足をつきこんだやうなものだ」

と。この年九月七日、絶体絶命のとき、徳三郎は、母にむかつて、

「難波(近藤藤守の広前)に参つて下され、……先生というお方が、どんなことを教へて下さるか、聞いてきて下さい」

とたのんだ。そして、難波から帰つた母の話がききたくて、正月からねたきりの徳三郎は寝返りをうつことができた。それから間もなく全快した。このことから、徳三郎のところへ参つてくる人もできたが、三回までことわつた。ところが、明治十八年の夏重態におちいり、藤守の下でおかげをうけ全快した。そのとき、藤守から、

「お前の病氣は、どうして治つたか。医薬・方術もそのせもなく、助からぬ身命を、神徳をもって助けてくださった。かくお助けくださったのは、お前一人のためではない。神さまは、世にすてた一人をたすけて、社会・公衆を助けさせる神意である。それを、少しも思はぬから、またまた苦しむことがでてくるのだ。

今後、神慮にしたがへばよし。さもなれば、以前の病身にたちかへると思ふがよい」

とさとされ、ここで徳三郎は専心道の御用に立つことを決心した。そして、二十二才の若さで東京布教に従事し神徳高く、道の要職を歴任し、宿老の称号をおくられた。

佐藤彦太郎

近所の者から頼まれて取りつぎの御用をはじめた人である。ちよつと秋山米造に似てゐる。万延元年

(六〇八)の春に眼病にかかり、薬師院で加持をうけたがなほらず、知人より道の話を書き高橋富枝の広前に参拜し、滞在して加療したいとたのんだが、富枝は、

「婦人であるから、……大谷の金神さまで、おかげを蒙りなさい」

と言った。そこで、教祖の広前に詣で、滞在して信心をすすめ、おかげを受けて清眼となった。

元治元年(六一八)近くの人からたのまれて、金神さまへ願ひしたところすぐにおかげがあらはれた。それがはじまりで、教祖の導きをうけつつ取りつぎにしたがった。

藤沢勇 幼いときから信仰の念が厚かった。眼を患って、高橋富枝の広前に参拝し、富枝にともなはれて教祖の広前に参った。おかげをうけて全快し、取りつぎにしたがひ徳望が高かった。たまたま、出生地の総社市に悪疫が流行した。そのとき人々からたのまれて総社にかへり、教祖のゆるしを得て広前を設けた。外部からの圧迫にも屈せず、布教に力をつくし「金子大明神」の神号を許されるに至った。

近藤藤守 自分がおかげをうけただけでは満足できず、自然に取りつぎの御用をするやうになった人である。前述のとほり入信し妻の癩はおかげをうけたが、一心をうちこんで信心するまでに至らなかつた。ところが或日の夕方(明治十三年九月一日以降の或日のこと)。この翌日、伏見町へ参つたら広前は閉ざれてゐたといふ。八月末日までは白神新一郎が伏見町で布教してゐた。ふと過去をふりかへって、

「自分はこれまで、天恩・地恩と申すことは、知らずにくらしてきたのであるから、天に対しても地に対しても、おかせ罪は、すくなくないであらう。また、子どもの折から、親に不孝をいたし、人さまにものをかりたり、御迷惑をかけたことこそないが、ずいぶん、放蕩もして、先祖からの金銭を、湯水のごとくつかつたこともある。これらの行為は、法律には、ふれるやうなことは毛頭ないが、天地の神律には、さぞかし、だんだん、ふれてゐよう。

すなはち、天地に対して、かずかず、御無礼は、かさなつてあるにちがひない。天命で死ぬのも、脳癆などといふ業病にかかるのも当然である。今日、神さまに一切の懺悔をせう。懺悔は、すなはち自訴である。このうへは、天地の神律によつていかやうとも裁判をあふがう」

と心を定め、神前にまはり、三ツ鉢と一、二合ほどの神酒とを供へ、そのお下りをみないだいた。病氣のために、酒

を呑めば死ぬと決められてゐた身体である。知らぬ間に神前で寝込んでしまひ、眼がさめると夜はあけてをり、脳癆は一晩のうちに全快してゐる。

明治十四年正月の初参拝より後、大谷へはたびたび参拝し、教祖よりいろいろと理解をうけ、ありがたくて自分一人の胸に収めきれず、次第に白神新一郎の広前で道の話をする事となり、明治十四年十二月のはじめごろより、商売をやめて専心取りつぎの御用に立つこととなつた。大ぜいの人を育て、神徳高く、道の要職にもたびたびつき、生涯道につくした。

白神新一郎 自分からすすんで道の御用に立ちたいと願はれた人である。永年の盲目より、道を知ることによつて心眼が開け、さらに肉眼まで開けるおかげを受け、ありがたくてならなかつた。そこで、「人を助ける神なる身」をさとり、早く自宅でも人を導き、「御道案内」もあらはし人を助ける道にすすむ契とした。それを、

「この道をひろめて、世の人々を助けんとこのころ、やみがたく、病める者、苦しめる人々をたづねては、道を説き教を伝へ、お蔭をかうむつて信者となつたものも、少くなかつた」

と言はれる。新一郎が、みづからすすんで人々に道を伝へむとしたことが知られる。明治六年九月十九日、天星大明神守屋猪介より、

「三ヶ年辛抱いたすべし。また、三ヶ年しておみちひらき申すべし。世界たひらかにして、困窮なることあり。用心あるべきこと」との裁伝をうけた。これは、大阪布教のことを予言したものであらう。取りつぎの御用に立つことについては、教祖からすすめられたかどうかは不明である。しかし、大阪布教については、許しをえてでかけられたことが次のことからうかがはれる。そのころ、神徳も高く年も若い秋山米造も、大阪布教の願ひがあり、大阪の氏子からも家を借りるから出てきて取りつぎの御用にあたつてほしいとあつたが、教祖から許されなかつたので中止したことがある。(秋山甲談) 新一郎は年は六十をすぎてゐるのに、出かけてゐるのである。そして、その帰幽直前に教祖は、

「白神は、時節をまたず。みだりに、ところをわずらはすな、といひきかせておいたに。世をうれへるのあまり、みづから、ところをいためて、かくは、なったのである。いはば、せんすべもない。されど、世のため、人のために身を犠牲にしたのであるから、いきても神、しにても神。……」

ときとしてゐる。大阪布教の開祖と今に仰がれ慕はれてゐる。

白神新一郎(信吉) 取りつぎの御用をしてゐた父が死んだので、そのあとをつげと教祖より命ぜられ、それに従つた人である。父の死後、氏子等が「あとをついでほしい」とたのんだが、「その任でない」とことわつてゐた。十日祭の後、教祖の広前に参り万事のことにつきお礼・お願ひ申し、

「いかが、いたしたものでございませう」
 とうかがふと、

「その方のところは、どうか」
 とたづねられ、

「なるべくは、おやのあとをついで、お道を伝えたいと思ひますが、これまで商売一途に従事いたしました私、なにごとも存じませんので、はなはだ不安に思ひます」
 と答へると、教祖は、

「おやのあとを、子がつぐのが当りまへである。その方のところごしは、神もおうけ下さる。せひ、さうするがよからう」
 とさとした。

「しからは、神徳をおさづけ下さいませ」
 とお願ひすると、

「それは、信心次第のものぢや。そのやうなことを思はず、ますます、信者に理解してやればよろしい」
 とさとされた。そこで

「その御理解は、いかがいたすべきものでございますか。その方法をお教へ下さいませ」とうかがふと、教祖は、

「理解は、そのとき、その人についてするもの。あらかじめ、かくかくせよ、と方法をさずけるわけにはゆかぬ。なにもそのやうに心配することはない。ただ、一心に信心してをれば、自然にわかってくる」と説かれたのち、かたちをただして、

「人を頼りとせず、父のあとをつげ。神さまが教へてくださる」

とおごそかにさとし、さらに、

「おもふたことを、そのままに、はなしてやれ。神さまが、（おまへの話に）合はしてくだされば、よからうが」と説いた。ここで信吉は決心ができ、父のあとをつぐこととなった。教祖は、

「この方が生きてをるあひだに、はや、二代目ができた」

といって喜んだといふ。信吉は、父のあとをついで新一郎を名乗り、取りつぎの御用に専念し、神徳高く、教内の要職を歴任、終生道のためにつくした。

田辺民五郎 取りつぎの御用にあたってゐた妻むらの死後、教祖からそのあとをたのまれたが、ことわたった人である。むらは、教祖から、

「長尾には、出社がないから、それにしてやる」

とさとされてから、取りつぎにあたってゐるが、明治六年六月二十九日に死去した。そのとき教祖は、民五郎にむかつて、

「民さん、百姓をやめて、神さまに身をまかせてしまつて、人を助けてはどうなら」

とさとされたが、民五郎は、

「百姓が、ほん、大切なとおもひます」と答へた。

「お前は、おもなもの（大切な者）が百姓をやめては、喰へぬとおもはうが。喰へれば喰ふ、喰へねば喰はぬという気で、つとめたらどうなら」

とさらにさとしたが、強いて辞退した。

「それでは、いつまでも百姓をするが良いわい」

と教祖は言った。そのため、取りつぎのことはやめてしまった。

十

これらの方々を見てみると、当然のことながら、教祖から願ひをかけられた人が多い。それをわけてみると、次のとおりである。

- (一) 初参拝のときに、すぐに願ひをかけられた人に、高橋富枝・藤井吉兵衛・唐樋常蔵・佐藤範雄などがみられる。
- (二) はじめておかけをうけて、お礼参拝をしたときの人に、齋藤重右衛門・荻原豊松などがある。
- (三) 相当の時期を経てからの人に、樋口鹿太郎・難波幸・千田志満・秋山米造・藤沢勇・青井サキ・利守千代吉・角南佐之吉・石原銀造などがある。

この教祖の願ひに対して、それを受けた氏子の方のやうすは、次のやうにわけてみる事ができるであらう。

- (一) 即座に従った人に、齋藤・高橋・唐樋・秋山などがある。
- (二) すぐかどうかわからぬ人に、難波・樋口・石原・田辺むらなどがある。

(三) すぐではない人に、佐藤・荻原・千田・青井・利守・角南・畑などがある。

これらを見ると、教祖は、それぞれの人に対して、それぞれ適当な時をみて願ひをかけてゐられることが知れる。それをうけた諸師にも、それぞれの時機のあることがわからせられる。この教祖のあり方、諸師の人がらを見て行くと、もつともつとわからせられるところがあると思ふ。直情径行型の齋藤、慎重ではあるが火がついたら止むことをしらぬ近藤、道理を求めて行く白神、佐藤、等についてもつとしらべたいが、まだそこまで至ってゐない。

このほかに、伍賀慶春は、初参拝の翌日、神より直接命ぜられてゐる。

それから、諸師が御用に立つこととなる要素の一つに、難儀な氏子が頼みに来るといふことがある。氏子が願ひに来たのをうけてすぐ従つたのに佐藤彦太郎、秋山その他沢山ある。それを、ことわたたのに畑があり、片岡次郎四郎の父がある。これらも次第におかけをうけてゐる。いづれも、教祖(神)からの頼みと、氏子からの願ひとの両方の作用がはたらいてゐる。

さらにおかけをうけたこと、道の教を聞いて眼がひらけたこと、このよるこびから、自分からすすんで御用に立ちたいとした人に、白神新一郎、近藤藤守などがある。

さらにまた、御用してゐた人が死亡し、そのあとをつぐについて、教祖の願ひをうけ氏子もそのとほりであった白神新一郎(信吉)と、正反対の田辺民五郎の例が見られる。

十一

以上教祖時代に入信し、取りつぎの御用に當つてゐた諸師の姿をうかがつてみたのである。

その入信の機縁は、大てい人からすすめられてであるが、中には氏子の方から願ひをかけたり、神の方から引きよせ

られたりした例もある。入信の動機は、病気が多い。しかし、その他にも、日柄、方位に疑問をもつものなど、広い意味での人世の悩み苦しみからであることが知られる。これらのことから、広前に参拝して理解をうけて道理であるとなつとくして、信心をせうといふ氣になつてゐる。ここから、それぞれ一心に信心をすすめ、みな奇蹟的なおかげを受けるのであつた。

このやうに信心をすすめた諸師は、「取りつぎの御用に立ってくれ」との教祖の願ひをうける。その時期はその人その人に応じてゐる。この時機がくると、みな一様に家業をやめ、身命をなげうって道の御用に立ち、広大な神徳をうけ、大勢の人々を取りつぎ助けてゐるのである。

大体大まかにまとめると、以上のやうであるが、この他、入信から取りつぎの御用に立つまでの期間なり経過なりをもっと細かく見てゆく必要がある。人がらなり、家庭の状況なり、信心のすすみ具合、また導く人の信心程度などについてである。大まかに言へることは、教祖と齋藤重右衛門とのあひだのやうに、あらゆる条件がうまく備はつてゐる場合は、早く御用に立つことができる。大森と片岡のやうに導く方に問題があつたり、教祖と佐藤のやうに導かれる人に、自分の思ひが強かつたりすると、御用に立つのがおそくなつてゐる。これらについては、改めて研究しなければならぬ。

あ と が き

これは、去る昭和二十八年五月、教祖七十年祭記念にまとめたものである。御伝記「金光大神」の出版されるまへのことであつた。十年後の今日、とりだして多少手を加へた。なほ、資料を提供して下さつた、秋山甲・荻原道之進・堤真佐直・樋口勝太郎・藤井真澄の諸氏にたいして厚くお礼申しあげたい。(三十八年八月誌) (教学研究所囑託)

参 考 文 献 (○は刊行物)

- 金光大神
- 金光大神、別冊
- 金光大神言行録
- 金光大神言行録、原ノート
- 笠岡金光大神
- 笠岡金光大神権現
- 高橋富枝自叙録
- 金照明神のみかげ
- 直信片岡次郎四郎師
- 松永金子大明神
- 初代白神新一郎師
- お道案内 (藤沢本)
- 芸備の霊光
- 吾生立ちの概要 (佐藤範雄)

青井サキ自叙

- 松のみどり (近藤藤守)
 - 唐樋常蔵
 - 我師を偲びて (桂松平)
 - 西城種吉先生
 - 沢井先生
 - 金光教学学院研究部篇 (4) 岡山以東地区に於ける教祖時代の伝道情況
 - 〃 (5) 山口県東部初期布教について
 - 〃 (6) 本教伏見布教初期の研究
 - 〃 (7) 桂松平師の小倉布教
 - 〃 (8) 京都市内布教初期の研究
 - 〃 (11) 初代白神先生の信心について
 - 金光教徒 (昭和十年十二月・秋山米造)
- 手続関係書類 (本部教庁所蔵)

教祖の信心における道理の自覚について

藤村眞佐伎

一

教祖は、生涯に営んだ現実の生活の場において、つねにどう生きていくべきかを求め、その信心はそうした生活体験をもとにして形成された。つぎつぎの不幸や難儀に出会いつつ、つねに信心の立場から、どのようにすることが人間として真実の生き方であるかを、神に祈り、助かりを求め、また後には多くの人々を助け導いて、生きる道をきりひらいていった。その意味において、教祖の信心は、すなわち信心生活であったといえよう。

はじめ、農民としての生活を送っていた頃には、田畑の仕事や、天候、肥料、飼牛、その他農事万般のことがみな信心の問題であったし、家庭における病気の問題や、経済、結婚、出産、育児のことがそうであった。また、村内での近隣の人々との交際や公の仕事がそうであった。さらに取次に従う身となってからというものは、取次を願う氏子のかか

えている問題が、そのまま教祖にとっては信心内容となった。かくて、教祖の信心を明らかにするには、生活の具体的な事実、及びそこにおける生活体験をぬきにしては決してとらえられないであろう。したがって、教祖の信心の全体がすがた、あるいは構造というものを明らかにするためには、その全生涯の生活事実即してとらえられなければならない。いわけである。もとよりそれは容易なことではなく、完全に把握するなどということは到底不可能なことも知れない。

私がここで取り上げようと思うのは、教祖が信心生活をすすめていった過程で、人間の本质というものを深く洞察し、教祖の独自ともいふべき信心における道理を自覚したという点に關してである。教祖はみずからの難儀や苦しみの底から助けられたが、それがただ助けられたという体験的事実に終ったのではなく、どうして難儀をせねばならなかったか、そしてどうして助けられることになったかを自覚した。さらにその生き方の中からおのずから開けた取次において、同じような悩みを訴えでる多くの信者を導き助けた。そのみずからが助かり、他の人々を助ける過程において、教祖の信心における道理の自覚が次第に形成されていったと思うのである。この小論においては、かかる道理が形成されたプロセス、その本質、構造、あるいは特色というものを追究してみたい。

ところで、方法論的な問題にふれておかねばならない。それは「生活事実即し」「生活体験にもとづいて」ということである。事実とはただ過去において起った事柄とか、現象的事実のみをさすのではない。そのような事実をいくらとらえ、再現し、積み重ねても、それは人間の信仰的体験とはいえないであろう。信心とか体験とかいわれるものは、その人の精神的、内面的な世界におけるもので、いわば主体的な生き方にかかわることである。それをぬきにしては、人間の歴史の真実に迫ることはできない。金光教祖という、ほぼ一世紀前に生きた人のあとを探求するということは、単なる外面的事実のみをもっては、到底あかしえない。体験的事実というものは、目に見え、耳に聞こえる現象の底に、秘められている真実のすがたでなければならぬ。その人の形にあらわした行為が、どう思ういや心の動きから出たものであるかを究明することが、真の人間の歴史的研究であろう。だからといって、もちろん現象としての事実を無視

しては、観念論におちいることはいうまでもない。往々、教祖といわれるような偉大な人の歴史を研究する場合、その人を讃仰するあまり、その人物を理想化し、絶対化してしまい、極めて主観的、独善的偏見におちいりやすい危険があるのは、現象的事実を無視するか、あるいは史実の解釈を曲げてしまうか、によるからであろう。事實は事實としてあくまで冷静に客観的に考察せられなければならないが、その底に体験された内面的精神的世界を深く追体験することによって、反省を加え、そこからの史実の解釈を下さなければ、真実を究明することにはならないと思う。

信心における道理というものが自覚化されていくうえに注目せねばならない出来事は、安政五年(五七)十二月二十四日の神伝と立教神伝である。前者は自覚の成立のうえで、後者は自覚の形成展開のうえで意義深いものがある。とくに、立教神伝をうけて後の著しい動きは、その必然の結果として信者というものが教祖との関係のなから輩出してきたということである。もとより、教祖の取次をうけて助けられた信者はすでにそれ以前からもできていた。だが、この神伝をうけたことによってこれまで事実のうえで取次が行われていたのが、ここに自覚的に行われるに至り、それ以後の生活というものもつ意義が大きく転換したのであった。

教祖は安政六年(五八)十月二十一日、神から「なんと家業を止めてくれぬか」「世間になんぼうも難儀な氏子あり。取次助けてやってくれ」との頼みをうけた。そして教祖は常時神の広前にあって難儀な氏子を取次助けるということをし、ここに自覚的にすすめていくこととなった。かくて以後の生活というものはすべて一新したものとなり、一家の経済を支えていた農業に従うことも、みずからは一切断ちきってしまい、家庭のあり方も、その営みは依然続けられはしたけれど、氏子の願いを神に取次ぐ奉仕に専念する中での家庭生活であり、「家内も後家になったと思うてくれ」とあるように、その意味はまるで変ることとなった。さらに、かかる生活態度や様式、条件、情況などの変化により、これまで当面しなかったような問題にも出会った。取次布教者という立場で起ってくる社会的な諸問題、その他以前とは全く性質を異にした幾多の問題にも当面させられるに至った。

このような、生活意義の根本的転換や、そこから当面せしめられる問題性の複雑化というものが、立教神伝をうけたことにはじまるのであるが、その生活態度の中心的姿勢は「世間になんぼうも難儀な氏子あり。取次助けてやってくれ」との神の頼みをひたすらに受けていこうとするところにあつたといえる。そして、その願いをすすめるとき、直接的に、必然的に取次のはたらきの内容として起ってくるものが、信者の問題であつた。かくて、教祖は、信者の訴える問題、悩みや願いごとをきき、取次ぎ助けるというはたらきをする間に、教祖自身その信心が形成せられていった。信心における道理というものが形成展開せられたあとをたずねるとき、とくにかかる点を看過するわけにいかないのである。

立教以後の教祖の生活が、根本的に意義の違ったものとなり、また当面する問題性も複雑になったということについて、今少し厳密に考えてみなければならぬ。すなわち、立教神伝をうけるに至つた、教祖の主體的內面的な立場を考へておく必要がある。先にも述べたとおり、ここから以前に全くなかつたことがはじめられたのでなく、自覚して行われたということであつたが、その意味で本質的なものが展開せられていったのが、以後の生活であつた。教祖の主體的な立場というものは、それ以前も以後も、つねにその心が神に向うという姿勢に貫かれ、生活のすべてに実意をつくすという信心態度であつて、少しもその態度にかわりはない。ただ、その問題性が、以前は教祖の個人的な生活体験に属していたにすぎなかつた。農業に従い、村の仕事に出る教祖において、あるいは家庭の問題において、そこに教祖と神との間で、「氏子あつての神神あつての氏子あいよかけよ」のひびき合いを生じ、立行くおかげをうけてきたのであつた。ところが、教祖の生き方によって助けられる人々ができてき、そこに取次が自覺的に行われるようになってからは、神との関係における教祖の信心内容に、氏子一般の問題が内包せられるに至つた。いわば、それは神に対する教祖自身の、信心の內的展開、自己展開ということにはかならない。してみれば、立教以後における生活の転換にしても、これを外面的客觀的にでなく、主體的に信心の自己展開としてみなければならぬであらう。

かくて、氏子の問題（具体的には信者の問題をさすことが多い）をどうみたらよいであらう。取次は神と氏子との関係の

問題であり、氏子のあり方がどうであるかによって、それとのあいよかけよのかかわりをもって、そこに神があらわされてくる。そこで、まず信者がどのような問題をもって教祖のもとに取次を願ってきたか、ということのみななければならぬであろう。そして、教祖は、信者の願いをどのように神に取次ぎ、さらに神の教えを彼等にどう教え、導いたかを見なければならぬであろう。教祖と信者は、そのような応答関係を結び、人格的なふれ合いをもちつつ、信者は取次をうけることによって、彼等の願いそのものも展開し、教祖はまた、そうした信者の信心の展開により、みずからの信心をもより確かなものに自覚せられたとみることができるといえる。教祖の信心は、かかる両者のかかわり方の中に進展せしめられ、とくに信者のさまざまな信心のあり方をみることによって、みずからの信心が客観的事実として確かめられつつ、より普遍的なものへ根拠づけられていくことになったと思われるのである。

二

取次が開顕せられ、信者が取次を願うようになった時代は、幕末から明治維新期にわたる、社会激変のときであった。当時の社会一般の情勢は、相つぐ政変のために明日の日がどう変わるか予想しがたい時代である。人々は混迷した世に処していく道がわからず、自分等の生活がどうなっていくであろうかとの不安にかられていた。何とか生活の安らぎを得、禍をのがれ幸せに暮りたいとの願いは切実なものであった。信者の殆んどは、そうした当時の庶民でもあったから、庶民の生活がそうであったように、上からの政治の支配を受け、経済的にも、身分階級的にも束縛されたなかで、とにかく破綻の生じないような生活が成り立っていくことを願うのが精一ぱいのくらしであったといえる。

彼等の苦しみや生活の不安は、社会的背景をになって起っており、複雑な社会情勢を反映してのものではあったけれども、彼等の意識や自覚において、政治を変革せねばならぬと考えたり、行動に出たりすることは、一部の進歩的な人々

をのぞいてほとんどみられなかった。庶民というものは、政治権力などというものからは縁遠い存在であった。彼等は、許された枠の中でようやく保持しえている生活の安全を、ひとたび病気とか経済その他の理由でうちやぶられた場合、直ちにその事柄の解決を何かに求めなければならなかった。幸せをとりもどさなければならなかった。そうした解決の手段に選ばれたものが、日柄方角をあらためるといふことであつたし、さらに流行神の信仰とか、現世利益を求める信仰のすがたであつたといえよう。

そこに、当時における難儀の一般的意義も、またその受けとり方も、今日の考えをもつては理解しえられぬ実態があつたわけで、社会的認識や科学的知識に乏しかつた庶民にあつては、それは超人間的、超自然的な力によらざるをえぬものと解していた。人間の身にふりかかってくる不幸や災難も、また逆に、幸せすらも、人間の知恵や能力を超えた神仏や靈力に頼らなければ解決がつかかなかつた。疫病には祇園宮、雨乞いには龍王宮、五穀豊穰には稲荷大明神に祈願するといったように、招福除災、治病、商売繁昌などの靈験をみな神仏の加護に求めた。とりわけ、庶民の生活に密着し、支配的であつたものが陰陽道の俗説である。もとより、その内容は複雑を極め、つかまえどころのないものであつたが、一般の人々にとっては、運命を占い、日の吉凶、方位の善悪を定める神であり、不幸や災難の原因がその支配する神の忌諱にふれることにもとづくものと強く信じこまれていた。そのように、日柄を選び方角を調べるといふ習慣は全く信仰そのものでもあると同時に、生活を律する法でもあつた。さながら律法による信仰にも似て、建築、農耕、旅行、結婚、転宅、その他ことごとくに生活全般にわたる規則を定め、嚴重に守るといふ有様であつた。こうした信仰態度は、信者にしてもむろん例外でなく、病気とか災難にかかると、教祖の広前に参つて、何か障りがあるかないかがいを立てる人が多かつたのである。^①

立教初めの頃の教祖広前の信心が、あだかも流行神のように信者の目に映じていたことは当時の記録からもうかがえる。その頃入信した高橋富枝の記録に「この頃世間にて大谷の金神は大はつこ、うじやが、あれは狸を使うのじやと種々^②

に取沙汰いたしますから、信心しておる自分も心もとならず、一度本元をみとどけんものと、……私が十九才の折はじめて大谷に参拝」したとあり、また、齋藤重右衛門が病気の妻から「これまでにしてもろうて、介抱に申し分はございません。いつ死にましようとも、さらさら不足はございませんが、最後にたった一つご無理なお願いがございます。この頃、大谷の金神様がごはっこうで、ごりやくが多いときいております。一度そこへ参詣して、お願いしてみして下さいませんか」との頼みによって、文久元年(一八六〇)八月十五月初めて参拝している記録^③からも、想像に難くないところである。

ところで、信者等がどのような悩みを抱き、教祖のもとに参ったかについて、詳しくは知り得ないが、「金光大神」や「教典編纂委員会資料」などで、入信の事情を探ってみると、さきの齋藤重右衛門の例をはじめ、多くの者が、病気がまたはそれにとまなう家庭的な悩みを抱いていたことがわかる。眼病に悩んだ藤井きよの、子供の病気が機縁で参った松本与次右衛門、生まれたばかりの子供の難儀を助けてもらいたいと願った齋藤宗次郎、やはり病気で参ってきた浅井岩蔵、津川善右衛門等いずれもそうである。彼等は悩みや苦しみにあるとき、大谷の金神様はおかげの立つ神様だということを目にし、教祖広前の門をくぐったと考えられる。もちろん、病氣ばかりとは限らず、なかには父の大酒に家庭的な悩みをもったのが入信の動機となったという樋口鹿太郎のような人もあるが、やはり圧倒的に多いのは病氣に關してである。また「金光大神」(縮P146)によっても、文久二年(一八六二)夏頃、この地方一帯には、かの流行をみたとき、附近の人が教祖のもとに取次を願ひ、数多く助けられたと記されていることから裏書きされよう。

教祖の信心が、信者等の目には以上のように映じていたとして、果してその外見的事実は教祖の眞実を語っているものであろうか。そこにみのがしてならない重要な点がある。たしかに入信の機縁となったものは主として病氣の悩みを訴え、教祖に何とか解決を与えてもらいたいと願ってきたことに違いない。しかし、病氣の悩みを抱いて参ってきた者が、教祖に直接触れたことによつて、単に病氣の救い以上の何かを得ているという事実をみのがせない。つまり、病氣に悩んでいる自分、病氣にとらわれている自分というものを発見せしめられ、人間として生きていくべき理をさとされ

ているということである。そして、教祖によって今まで想像もしなかった神を彼等は知らしめられた。ときにそれは教えであつたり、裁伝あるいは祈念という形式をもって与えられたが、とにかく教祖の全人格に接することによって、甚しくその威徳に感銘し、彼等の心の奥深く承服せしめられるものがあつた。それなるがゆえに、入信の動機となつた病気を救われて後も、なお続けて信心し、深く教祖に帰依して熱心な信者となり、それ以上にこのような道は他にはないと感じて、後にこの道を未信の人々に布教する者すらも中にはできてきたのである。

今、その著しいものをあげてみると、眼病であつた藤井きよのは、教祖より「もはや、時を失うては元に復することほかなわぬが、御不礼、御ことわりを申して信心すれば、たとえ眼はみえずとも、眼の明るいもの同様何の差つかえもない徳を授けるぞ」とさとされた。きよのの眼病は遂に回復せず、生涯眼がみえぬままであつたという。その意味では病氣それ自体は救われなかつたともいえよう。けれども、眼がみえないままに、裁縫の糸を針の穴にとおすことも自由であつたし、その他どんなことにも他人の手をかりずに過せたということである。それ以上に、この教えにより彼女の心は非常に明るくなり、喜びに充ちた生活を送り、深く教祖の信心に帰依して、後には岡山方面においてこの道を多くの人々に伝えたのである。また、齋藤重右衛門は、さきのような妻の願いから初めて参つてきたが、そのとき、戸口のところでは教祖が他の信者に教えている次の言葉を耳にした。「とかく信心は誠の心で、親に孝、人には実意丁寧、家業大切に、神仏を粗末にせぬように、たとえ小神たりとも、災は下からということがあるから、何れの神仏も粗末にしてはならぬ」ということを聞いた。そのとき、彼は「さても天理じや、道理じや。これがまことの神様である」「人も今ままで金神様はよくわかる（みぬくの意）とばかり教えて、なぜ金神様は有難いと教えてくれなんだのか」と、胸にこみあげる涙をおししづめて感じ入つた。彼は、取次によって、もはや自分の願ひごとの成就以上に、人間としての生き方をさとされ、心の眼をひらかれたのである。

この例にあげたような信者はもちろん全部がそうであつたわけではない。かえつて少数の信者であつたかも知れない。

むしろ、多くの者が教祖の信心の真義をくみとりえなかつたとしても、それは当然といふべきであろう。信仰的体験の深みを理解するということは、いつの時代にあつても、誰にでも許されるべきものではないからである。

ところで、以上の例にみられる信者の側の問題に対して、次にそう受けとらしめた教祖の側に考察の眼を向けなければならぬ。

三

教祖は、当時一般の庶民と同じく金神を信仰し、日柄方角を守ることに出発しながらも、遂にそのなかから教祖独自の信心の世界をきりひらき、そこに天地の道理に合う信心を次第に自覚形成していったのである。

すでに教祖は一家のうちつづく不幸を身をもって体験した。そして遂に、安政二年(五二)四十二才にはみずから九死に一生といわれるほどの大病を患つたにもかかわらず、金神への信心ぶりがまことに熱心に実意をこめたものであつたところから、一命を救われることを得た。しかも、こうした体験は、つぎのような反省的自覚となつて把握しなおされた。

この教祖の体験が全面的に自覚しなおされたのは、安政五年(五五)十二月二十四日のことである。そのとき、自分の過去をふりかえり、一家がうちつづく不幸に見舞われていたことについて、「天地金乃神様への御無礼知らず、難渋いたし」「内々のことをかながえてみい。十七年のあいだに七墓つかした。年忌・年忌にしらせいたし」とあるように、自分が知らずに神様への御無礼をおかしていたということに気づかしめられた。

このときの自覚内容は実に自己を生命の根底から徹底的に問いただすものであつた。「天地金乃神様への御無礼知らず」ということは、人間を超えた神のはたらきにもよおされてのものであつて、単なる人間的自己否定ではない。人間的自己否定は有限の立場を出ないから、結局相対的なものである。しかし、このときの人間を超えた神による自己否定、

すなわち永遠無限なるものによってなされた否定は絶対的全面的であった。それは全く自己の弁解を許さない。神への御無礼以外の何ものでもないという窮極的なすがたであった。教祖は、現在の結果をまねいている過去の神への御無礼を、しかもそれは自分一代のみならず、遠く深い過去へ、自分の知り得ざる先祖にまでさかのぼって徹底的に自己を追せしめられたのである。

かくして、教祖は自己の有限無力さを自覚せしめられ、生命の根底から自分の存在をくつがえされたのであったが、しかし、そこまで自己をつきつめていったとき、はじめて本来の自己というものがたに立ちかえった。すなわち、絶対的否定は、絶対的肯定に転換せられた。そのとき、自分というものは本来永遠無限なる神に生かされている存在であることに目覚めさせられ、そして神もまた、そこに本来の神のはたらきがあることを気づかせられた。まさしく神の神たるはたらきは教祖の信心によってこそひらけたものである。かの四十二才の大病のとき、助けられたということは「実意丁寧神信心」のゆえであったことをあらためて自覚せしめられた。そこではまだ自覚以前ではあるが、体験的に神と教祖との間にあいよかけよのはたらきがずっと交わされていたことを指摘している。もしもそこに神のはたらきがなく、自分の思いやはたらきだけであったなら、また神のはたらきがあっても、教祖の信心がなければ、決して開かれてこなかった事実である。

教祖の自覚的転換は、このときこのようにしてなった。かくて、教祖は本来の自己に目覚め、永遠無限なる神に生かされ、生きるべき道をひらかれた。そして人間としての生きるべき道理を把握するに至ったのも、このときのこの神の前における自己の実存的自覚を根幹に成立したものと見えるであろう。

かくて、その後取次に当ることになったが、その自覚内容には、このとき自己において体認した人間の難儀の本質というものが、そしてそのことに気づくところに神によって立ち行かされる人間の生き方というものが自覚せられていた。それだから、身の難儀を訴え、取次を願い出た信者たちも、単に身にふりかかる現実的な難儀の助かり以上の、そ

うした現象の根源にある人間というものに気づかしめられたのである。

しかし、教祖の、かかる人間についての道理の把握は、安政五年の自覚段階では、いまだ個人的体験領域内のことであった。ここにおいて多くの人間の悩み、難儀に直面するに及んで、教祖は同じ人間のもっている問題性をそこに感得した。すなわち、信者のさまざまな問題に接して、みずからの信心に照らしつつ、人間の難儀ということは如何なることであるか、立行くとはどのようなことなのかということを追究していった。かくして、ここに、個人的自覚が次第に一般的、普遍的自覚へとたかめられていったといえる。そして教祖は、みずから把握しえた道理を、これら幾多の事実にも照らして検証し、一層確信を深めたといえるのではなからうか。

教祖が、人間というものの一般的、普遍的自覚をもつに至ったということは、人間について、あるいは生活、社会などについての思想を生み出しつつあったということをも意味する。思想といっても、もとよりいわゆる学問的思想のように論理的乃至科学的思惟や認識方法にもとづくものとはおのずと別個のもので、学問的な体系をなすものではない。ただ教祖は個々の信者の願いを聞き、取次をとおして、おのずから人間としてもっている問題性をそこに見出し、人間というものの意義、本質を、生命的に共感しつつ、より広くより深く認識した。そこに教祖独自の、信仰による生きた思想というものが形成されたものと思われる。かくて、人間の認識は信者等の具体的な生活問題をもって思想化されていったから、その思想はいわば生活的、実践的な意義をもったものであり、また、かくて見出されてくる人間としての道理もまた、おのずから、こうした信心の展開に応じて、教祖独自の思想をもって形成せられたといえる。

かくて、信者等に接し、彼等の多くがなお現世利益追求的な態度に終始していたなかにおいて、教祖は人間として真実のあり方、生活をとおして信心を自覚的に求めつつあった。かかる段階における教祖に、神伝によって信心生活の意義を示されたのである。すなわち、慶応三年(一八二七)十一月二十四日、

一、日天子の下にすむ人間は、神の氏子。身上にいたが(痛い処)・病氣あつては、家業できがたなし。身上安全願ひ、家業出精、五

穀成就、牛・馬にいたるまで、氏子、身上のこと、なんなりとも、実意をもって願え。

一、月天子のひれい。子どもこ、そだてかたのこと、おやの心、月ののびたのを、ながすこと、すえのなんあり。こころ実意をもつて頼め。なんなくあんしんのこと。(下略)

と、神は教祖にさとした。

この神伝の意義を敷衍して考えてみるならば、まずこれは信者(氏子)の信心についてさとされた最初の神伝であることに注目しなければならない。内容的にみれば、信者の信心生活の意義というものが明確にうち出されている。すなわち、人間の生活というものは、神の氏子たる人間の自覚をもって営まれるべきものであり、しかもその営みはそれぞれに関係し合って成り立っている。そこで、病気にしても病気という現象それ自体を切り離して考えられるものではなく、神の氏子たるの自覚から家庭生活一切、家業の営みすべてにひびき合い、関係し合うこととして問題にし、助かりを求めなければならぬ。

また、婦人の妊娠、出産、育児にしても、そうである。教祖はすでに、これ以前、文久三年(一八五三)二月十一日、(金光大神^{P 149}参照)夫人の出産の体験において、道理にもとづいて、当時の慣習たる妊娠中の腹帯や不浄、産穢、毒断などについてこの俗説をしりぞけていた。そうした立場から、とくに親の心を大切にすることを教え、夫婦生活のあり方が子供の身の上に影響することをさとしている。心のもち方をあやまれば、ただに一時的な問題でなく、子孫末々にまで難儀を及ぼすことである。かくて、生活の営みというものは、人間のはからいや能力、知識をこえた神のはたらきをえて、時間的空間的な関係に結ばれている。人間として存在する所以は、本来そのような自分をこえた神の氏子として生をうけているものであり、その自覚から身上の如何なることも、神に実意に願わざるをえぬことになる。教祖は、信心生活の意義を、かかる人間理解の立場から位置づけした。みずからの生命は神の氏子という永遠の生命を本質にするもので、その生命を大切に生きて生きることが信心であり、そこにはじめて生活が立ち行くという道理を説いたのである。

四

ところで、教祖が人間の本質を鋭く追求し、そこに人間生活あるいは人生に対する道理が把握されていた結果、人間、社会、世界、人生、女性、経済などに関する認識が明確化されてきた。また、当時民間に強く支配していた諸々の俗説に対する教祖独自の思想が形成されていった。こうした一連の思想は、教祖の信仰構造におけるみずからの信仰の反省的自覚という下部構造の上に開花結実せる上部構造といえるものであった。とりわけ、日柄方角の俗説に対する教祖の認識は、この当時の庶民にとって、それが極めて根強い思想であり、みずからの信仰的自覚も、この思想に深くかわりをもって成ったものだけに、とくに意義の深いものがあつたと思われる。ここでは、日柄方角についてその点を考えてみよう。日柄方角に対する道理の自覚は、つぎのような認識を生み出した。すなわち、日柄方角を選ぶ人間の行為というものは、神の不在をねらう背信の振舞いであつて、それは自己の保身、安全のみを期待し、神への自分の御無礼をかえりみぬ行為なのである。かくして、人間の道理として必然的に日柄方角をみる行為が理に合はぬものという認識が生まれるのであるが、しかし、自己の反省的自覚に立つたということ、直ちにそれをもって日柄方角への認識が生まれたとはいえないであろう。認識というのは個人的自覚段階でなく、さらに客観的事実によって確かめられ、整理されて、一般的普遍的自覚へと形成されていく過程において生み出されていくべきものなのである。

そのことを体験的に確信するに至った出来事は、文久元年(一八六一)、東長屋の建築をとおしてであつた。そのとき、教祖は「此方のは何月何日ということはないのであるから、職先が急ればその方へゆくがよし。何時なりとも、その方の勝手次第。準備でき次第に建てよし」との神伝によって大工に指図した。当時の慣習からすれば、それはおよそ思いも及ばぬ英断である。しかし、もはやその判断は確信をもってなされた。すなわち、このときの体験は、過去の体験とは違い、すでに自覚の上に立つて確信をもってなされた、自覚的体験であつた。その結果は、すでに明白であつたといえ

よう。教祖は、いうまでもなく、このとき日柄方角を改めなかったというその行為の中に、神を神として敬い、いよいよ神を神たらしめるはたらきをあらわしたといふべきである。

一方、右の教祖の事情に照らして、信者の側から併せ考えてみなければならぬ。日柄方角について、教祖が信者に語っている記録は、立教当初の頃には見当らない。これは時代的に確実に考証しうる資料そのものが乏しいので、断定はさげねばならないが、さきの教祖の自覚過程を考えると、おそらく日柄方角の意味、本質についての客観的認識がまだ明確に把握しえられていなかったからではないかと、私は考えるのである。

やや時代が下って、元治元年(一八六〇)〔「金光大神」に明治元年とあるのは誤まり〕、山本徳次郎に対し、次のようにさしている。すなわち、二男伊平の出産に妻が産後の血の道病で足が立たぬようになった、そのことをお願いしたとき、「其方の家には御不礼しておる。家は南向。戌亥蔵。西に長屋。東に立上りあり。家の上に、折廻りになっておる。此の折廻り角に大便所あり。此の蔭で不浄の洗物しておる。此の方角へ、此度、後産を、三カ所へ埋め替えておる。とにかく、曆をみて、明方という金神の留守をねろうておるが、(中略)留守をねろうておると、つまらんような事ができる。今より、金神頼む、と心を改め、今より信心すれば病人全快いたす^⑥」と説論した。ここに、教祖が、山本家の方角を指摘してその非を悟したことは、その主意が神への御無礼を自覚せしめるところにあったことが明らかである。しかも、それが金神の留守をねらうという心に無礼の原因があり、今より金神に頼むと心を改めよと教えているところに、みずからの信心の展開にもとづいてとらえた道理の自覚のあとをよく示している。

かくて、日柄方角について、その非を悟す教えが、道理をもって語られはじめた。そして、いよいよその教えが広く行われるようになったのは明治維新期を迎えてからのことである。あたかも維新の社会的変革による信者の不安、動揺はいちだんと激しさをましてきた。また、新政府は諸般の近代的改革をはかったが、この時代の風潮は文明開化の合言葉が象徴するように、官民を問わず、都市から農村にもひろく伝播し、俗信や旧習を打破しはじめた。ことに農村に大

大きく影響を与えたものは、明治五年(七二八)の暦法の改正による太陽暦の採用である。改暦の詔勅の但書「旧暦中、歳徳・金神・日ノ善悪ヲ始メ、中下段中掲載、不稽ノ説等、増補致候儀、一切不ニ相成ニ候事」との布告によって、金神の日柄方角に関しては一切暦の表面から消滅することを伝えた。これによって農村や漁村のように太陰暦と生産活動との結びつきが深かった地方では、とくに民衆の間に大きな疑惑と不安を生ずることになったようである。こうした社会情勢を反映して、信者の願いごとにも、また教祖の教えにも、暦に関するものが非常に多くなった。浅野喜十郎が教祖に「金光様、暦がなくなって日柄がわかりませぬ」と願い出たのに対して、「今月今日で一心に頼めおかげは我が心にある」とさとし、山下佐之市の伝えによれば、まだ改暦となる前「暦が改正になって、方角がわからぬようになるから、信心しておかげうけい」と教祖が語ったことを記している^⑥。その他「日柄方角はみるに及ばぬ」「萬物をみて道理に合う信心をせねばならぬ」などという類の教えはいくつか記録の上にも残されている。

つぎの白神新一郎の資料は、改暦以前のものであるが、その間の事情をよく物語っている。新一郎は、明治三年(七二八)正月、初めて教祖のもとに参拝し、その翌四年「御道案内」という書物を著した^⑦。その中で「暦は諸人知る通り、元日より大三十日まで日月金神様の御事のみ、御祭り致は暦を御神体に用ゆべし、暦を見ても誰も信心せずと宣ひ、神儒仏頑に何宗彼宗のと分離の様申共、暦は別にあらず、世界中一つにして皆氏子なり、此広大無辺、御道志しあらば己が帰依する所を以て神心致べしと宣しなり」と述べている。ここに暦とあるのは太陰暦のことであるが、それを日月金神様(教祖は後に天地金乃神に統一せられるが)の内容として信仰的に解釈しなおしており、具体的な内容に即して生活実践的に把握せられていることがうかがえる。そして「世界中一つにして皆氏子なり」とあるように、人間(氏子)の自覚内容が世界人類を内包する意味に拡充展開せられていることがわかる。この人間の自覚は、さらに明治六年十月十日に至り、天地金乃神の神性を明示する段階において、その内容として人間存在の意義も一層明確に捉えられるのである。このようにして、教祖の信心における道理の自覚は、信者のかかえていた問題、とりわけ日柄方角の問題を骨子にして人

間の心理をみぬき、さまざまな生活現象における人間の動きを的確にとらえて、次第にその実質内容を形成していったといえるであろう。

かくて、ここに考えなければならぬ問題は、教祖の把握した道理の内容と、社会一般の思想としての道理の相違である。いずれも日柄方角に対して自由である点において非常に近いものようであるが、その根本精神は全く質を異にするといわなければならない。すなわち、文明開化に象徴される道理は、その基調が科学的合理主義の思想に出るものであった。したがって、それは学問的、科学的な認識によって、人間的、社会的諸現象を客観的にみる立場から日柄方角の迷妄を否定し、人間をかかると拘束から解放し、自由にしようとする。しかるに、教祖のそれは、日柄方角の問題を単に現象的にとらえ、分析し、批判する立場ではない。むしろ、日柄方角の問題にしようとする人間そのものをみつめ、人間の本質にかえる立場から問題にする。

そこで、教祖の自覚した道理の特色をあげると次のようにいえるであろう。(一) 問題追求の姿勢が自己の主體的な生き方にかかわっての問題の仕方である。つまり、人間を実存的自覚の深みに掘り下げ、神に無礼する難儀な「われ」を自覚したとき、そこに本来の神をひらき、同時に本来の自己にめぐみ、そこからの人間の真実の生き方ができてきたのが、教祖の信心における道理の根本基調であった。(二) かかる自己の実存的自覚が、教祖の場合、つねにその信仰の下部構造に築かれているのであって、その上に立っての人間社会に対する認識である。その認識の仕方は、個々の人間の具体的な問題を人間の生き方を求めるなかにとらえ、共感をもっていくとき、おのずと傾向性を同じくし、同じ方向性をもった問題として認識されてくる。以上のような問題追求の態度から結果的には現象を客観的に把握する科学的認識と同一の結果としてとり出されてくることもあり得る。(三) そこに人間的拘束や社会的障害に対して人間の真実な生き方として自由な立場がひらかれてくる。教祖は日柄方角ということをそうした立場でみなおした。かかる立場で、教祖は、同じように家庭のあり方、その他家業、社会、女性の立場、妊娠、出産などに対してもみなおしたのであった。

四(二)の問題追求の立場から、導き出される道理というものは生活的、行為的、実践的な意義のものである。五 人間の生活問題は時代的、社会的制約を帯びている。したがってそこにおける道理も時代性社会性になってきている人間のうえに立って自覚されるものといわなければならない。人間が生きているということは、社会的現実のなかに生きているのである。六 その意味で、問題性をさらに拡充展開することによって、今日の人間の問題性に対して同じ方式からとらえなおさるべき幾多の問題があると思われる。今日には今日の社会的現実のなかに難儀としてとらえられる問題性がある。政治、経済、国家、家庭、社会、世界など幾多の重要な問題がかかる追究態度から考察せられなければならないであろう。

以上、教祖の信心における道理の自覚について、その成立、形成の過程と、本質、構造、特色などを概観した。安政六年、取次がこの人間社会に開顕したときには、いまだその自覚内容は教祖の個人的自覚として芽生えたにすぎなかったものが、次第に願う氏子の問題をとおして確かめられつつ(客観性、普遍性)、つねにそれが教祖みずからの体験と自覚という過程をたどって内容を充実し(自己展開性)、全人類の上にその意義が事実をもって明らかにせられたことを知るのである。

(教学研究所員)

註

- 1 教典編纂委員会資料、山本定次郎所伝。
- 2 古藤重光筆、高橋富枝自叙録。
- 3 青木茂著、笠岡金光大神。
- 4 山下鏡影筆、温故知新(金光教徒、昭和六年七月三十一日号)
- 5 教典編纂委員会資料による。
- 6 浅野喜十郎の記録、山下佐之市の記録、何れも教典編纂委員会資料による。
- 7 明治四年晩春の筆になる総社、藤沢家所伝のものによる。

取次者の課題

— 布教、教導上の諸問題について —

序

澤田重信

こんにちの布教場面において、取次者はさまざまな課題をになっている。昭和三十四年の立教百年の時点で、教会長信行会が開かれたが、その際いろいろと問題になっていたことは、つきつめていえば、取次の道をこんにちにおいてどのように展開していけばよいか、ということであった。そしてこれは、取次者としてどう生きるべきか、が求められていることでもあった。

人間が生きるということとは、こんにちこの場を生きることである。人間はつねに特定の状況(場)におかれているのであって、人間はこの場において考え、行為するのである。これは、この特定の場は人間が主体的に生きようとするとき、その生の条件となるということである。人間の生き方はこの条件の踏まえ方によって様々になり、そこから人間のおかれている場にも違った意味づけがなされることになる。その意味で、こんにちというものを一応素描し、問題理解

の手がかりとしたい。

われわれは疑いもなく以下のような状況下にある。教内的には、御取次成就信心生活運動の推進^②という教団体制のなかにある。こういえば、本教は同一の方向を目指して歩んでいるかにみえるが、教内の動きは必ずしもこの運動を全面的に受け入れているといえない。その主たる理由は、この運動でいわれる信心は、現実の問題の解決に有効性をもたないとして、疑問符をうっている点にある。^④一方、社会的、政治的状况に目を移すと、社会は泰平ムードに安穩としていくようにみえる。しかしその内側をさぐってみると、^④国民の生活は貧富の差が激しい。しかもそれをきり開く積極的な姿勢がない。また保守政権の安定とある意味での思想統制的な政治体制によって、国民のなかには政治からの逃避の姿勢がみられる。生活の面で一応の経済的安定があるところから、生活態度のうえに小市民的な生活の充足感を何より大切なこととする態度が強くなっているのである。もっと暗い面では、大企業の圧迫による中小企業の倒産、三井三池の争議、安保闘争の問題などがあり、これらの問題もまた信心のうえでの大きな問題になっている。^⑤

右の状況は、教内的には、信心の仕方というか、問題の解決方式の吟味をせまられていることであろう。焦点的にいえば、運動の信心と伝統的な信心のあり方との関連性いかんが問われていることである。^⑥対社会の問題では、信心の実践、展開される場はこの現実の生活なのであって、そこからこの現実を支えるにたる信心の内容が問題になる。本教信心がこんにち的助かり(救済)の内容をもっているかどうかという、信心の内容が吟味されねばならぬということなのである。

取次者は布教のうえでこうした問題に当面して、なんらかの形で解決を与えながら、ともかく布教行為をしている。ところがこの布教において、取次者それぞれ課題意識がどういふものかによって、布教上の諸問題に対する主体的な対応の姿勢が違ってきている。課題のもち方で問題解決の方向が違っているのである。そこで、取次者の現実の姿をおして、そこにみられる取次者の意識の実態(信者の問題にもふれる)と、この意識を形成する要因を問題にし、これを

もととして、こんにちにおける布教の方向を考えてみたい。

われわれはこれを三つの角度から考察しなければならないであろう。それは布教の内容、布教の方法、布教の目的(態度)という角度である。この角度に従う理由は、布教は、なにを、どうして、なんのために、という内容を備えること^⑦によって、一つのまとまった布教という働きを示すと予想するところからである。

註

1 本部教庁刊「教会長信行会」中、「御結界取次についての諸問題」参照。

2 御取次成就信心生活運動は、敗戦後の本教信心の方向づけを意図した運動であり、その願いとするとところは以下のようなものであった。「今や国家は世界との関連において新たな建設の途上であり、戦後の苦悩が漸く深刻になろうとしております。……これは敗戦とか政策とか外面より来る問題としてみるより、むしろ根本的な人間のあり方に根ざす問題と存ぜられるのであります。そこを大みかけ蒙る道が本教の御取次の道であると信ずるのであります。本教はこの道によって立つものであり、

この道を進めて参ることに本教の御用があり、而もそれは神様の御大願の実現体として私共、氏の生活によって成就するものであると存ずるのであります。」(昭和二四・三・六八第二〇回定期議会議監教政方針説明より。以下引用資料の傍点はいずれも筆者)

3 詳しくは金光教教団人有志会議東京集会「会報―特別号」五

一―二頁の矢代礼紀氏の発言参照。「……教内にはこの『取次

運動』に対して、いろいろな考え方が生れまして、本来これは信念運動なのだ、これを具体化するというようなことはできないのではないかというような疑問もありました。今になって初めて分るのですが、三代金光様のおられる間に、教祖以来の『取次』の働きを明確なものとして自覚せしめる上にこの運動は大きな働きをしたと評価されるのです。その意味では、教団の信仰秩序を確立させたわけですから、『取次運動』の役目は今日で終わったということも考えられるのです。そしてその哲学の内容が、一部では『あいよかけよ』とか『頼み合い』の論理として受け継がれてはいます。しかし地方の教会の大部分は、こうした信仰は消化されていません。……」

4 金光教東京出張所報告書(東田と略)三八の一六号、国民文化会議主催公開シンポジウム「現在における知識人の役割と責任」における現状分析を参考にした。

5 「教会長信行会」5 社会の問題について」の懇談内容参照。

6 「昔の信心は、主として天地の大神(神様のおかげ―筆者註)を説かれた。今日では、取次の道が説かれている。このような昔の

信心と今の信心との関係はどうなっているか。又その接点をどこに求めたらよいか」（昭和三十七年度東海教区総会議題―以下東海と略―）と信心のあり方が問われている。

7 「金光大神」（續編二四六―七頁）によると、白神新一郎師の死後子息信吉が、教祖に道を伝える心構えを尋ねている。信吉が「おみくじを授けてくれ」といったところ、教祖は「信者に理解してやればよろしい」といい、さらに「御理解の方法をうけたまわ

りたい」という問いかけには、「理解はそのとき、その人についてするもの。あらかじめ、かくかくせよ、と方法をさずけるわけにはゆかぬ。……ただ一心に信心しておれば自然にわかってくる……」と答えている。ここには布教という働きについて、いかにするのか（方法）、何を伝えるのか（内容）、どうしてそれが可能になるのか（態度）という問題が示されているように思う。

一 布教の内容

こんにちの布教場面で取次者が伝えようとする信心の内容をとりあげ、そこにみられる意識のもつ問題性について考察をすすめる。

取次者の多くが、なんとなくこんにちの社会に対応できないという無力感・乖離感にとらわれている。「自己信頼の根拠がない、自信がない」（西近畿教区布教懇談地区集
（会報告書―以下西近と略））といわれるように、自分の拠り所としているはずのこの道に対して確信がもてないのである。これは取次者として生きることの意味を見出しえないことだといえよう。この確信のないところには、取次に専念する意欲も失なわれてくる。「私はある年の正月、雪の降る日、ある願い事があって、教会連合会内の十数教会へ取次を願って参拝したことがあった。私は教会の玄関を上がってお広前の結界に先生を拝したのは、ただの、一カ所だけであった。……」^①というように、取次者の姿勢に信者を抱きとろうとする構えが弱くなっている。教勢の停滞が云々される背景には、根本的には「教会は冷めたい」（西近）と信者から批判されるように、取次者の信者の

難儀への連帯感の乏しさと、布教への積極さのなさがある。この打開に二つの方向が問題にされているので、そこにみられる取次者の信心を手がかりに、布教の内容をみてみよう。

一つは、御取次成就信心生活運動への批判という形ででてきている。それはこの運動下ですすめられている信心は教学的な信心であって、現実の布教にたいして役にたたぬものとみられていることである。「そんな難しい話は聞いても間に合わぬ」という実感的発言がある。昔の信心にはもっと力があり、いまの信心は「口の信心、頭の信心」(西近)であり、信心は信念のある「腹の信心」(西近)でなければならぬといわれる。^②現在の信心の話はなんら道徳・倫理と交らないものである、と考えられる。こういう感じが抱かれるのは、この運動の信心は、物や事柄についてのおかげを否定はしていないのであるが、物や事柄が人間生活のうえでどういう意味をもっているか、という問い方になっておいて、^③こういう問い方が何か精神主義的な、かつ神のおかげを否定したものととして受けとられているからである。また、こういう意味を問題にする問いは迷いがあるからするのであって、神を信じていないからこそ、むつかしい理屈信心になるとも指摘する。運動の信心には神が存在しないから、本教の信心と違うものだと言われる。ここでは神を信じること、信心に理屈はいらぬこと、この二つが本教信心の中核とみられる。

こうした運動の信心への不信から、取次者の体験が重んじられる。自己の生活体験に根ざしたおかげ話が重んじられるのである。しかもその話の内容は取次者自らの人生内容を語るというよりも、自分がいかに神を信じ、神がいかにおかげを下さったかという、神の偉大な救済力の讃仰ということにとどまることが多い。そこでは、神を信じること、そして信じるに足る神の絶対性というものが強調される。^④そこからその神の絶対性を呼び求めるものとしての祈念力の充実が問題にされる。これは「奇蹟が昔ほどあらわれなくなった」(東日本五教区青年教) (師布教研究集会記録) ので、「ただ祈るよりほかないとひたすら祈念していくところに道が開ける」(西近) という一種の奇蹟期待信仰によって、問題の解決を計ろうとすることである。そこでは信心の究極は祈念力の体得にあり、これが布教力になるとされる。そこには「難儀な氏子を助ける」

についてそれなりの本気があるにしても、この祈念力は事柄の成就・不成就と直結しているのであって、このような形での解決でよしとされるとき、これは個人中心の物や事のおかげでとどまりがちになる。ここからは、現実の社会的次元にたつてものごとを考えようとする姿勢はでてこない。そこで結果として、社会の現状維持、利己主義ムードを助長することにもなる。社会や他人のことは問題の外にあるから、信心の傾向にも、「計算高くなったり、他人のことよりも自分のことばかり」(西近)という自己中心的な、閉鎖的な態度が生まれ、信心内容をも固定してしまうことになる。

二つは、右と違い、社会的次元にたつて、こんにちの信心の内容を問うていこうとするもので、この問題にふれよう。取次者の側で「昔は叱って育ててきたが、今は思いやりの言葉をかけぬと遠ざかる」「昔流の生き方だけをもっていつまでも布教したり、あるいは自己流の考えを信念だと思つては時代に合わぬ」(西近)という反省があり、教導方式・内容の面で昔の布教と実質的に違ったもののあることが指摘されている。ここにはこんにち的な布教の難しさが感じられている。現代の問題は、形のうえでは個人の問題であっても、この個人の問題のなかには社会的・政治的な問題が入りこんでいる。例えば、労働組合のリーダーであるがために本社から傍系会社へ追われた人がある。事柄だけでいえば職場の移動であるが、ここには仕事上の能力という以上の問題が含まれている。この場面でのこの人の身の処し方を取次者に問われたならば、信心はそのような問題は問題にしないのだと、領域的に問題を選びわけけるわけにいかない。これは信心の限界を告白することと同義なのである。そこで取次者はこうした場に立たされるたびに「病気の問題にしても、その問題が社会の問題につながっている面までとらえて問題にするとか、あるいはその病気がその人の人生にとつて、どういう意味をもっているのかを問題にするとか、いろいろなことが考えられる」(東日本)と問題把握の態度そのものの吟味をせまられるのである。この態度が決まらねば、こんにちの信心の内容として何を伝えればよいのかわからぬことになる。

信者の側からは「信者を魅きつけるようにしてほしい。おかげ話で満足しない。今日の時代にあった話を…」(東海)

という要求がある。これは取次者の信心内容が真の意味で、こんにちの人間の問題の解決を志向していないことへの批判であろう。例えば嫁姑の問題で一方的に嫁の忍従が強いられたり、現在の不幸が単に先祖の犯した罪業に帰せられたりして、個人の自由とか主体性というものが信心の内容にならぬとき、その内容は古めかしいものとして反撥をうける。このようにみえてくると、取次者はまだこんにちの布教の内容を生み出しえていないといえるであろう。時代の内容の多様さ複雑さを問題にする角度がつかめないのである。この取次者の姿勢を確立するめやすとして一つの事例を考えてみよう。こんにちにおいては、生きるということが、われわれの眼前にあらわれてくる社会的・政治的諸問題に背を向ける形ではなりたちえない性質をもっている。^⑦ その諸問題に積極的に対応しなかったならば、われわれのおかれている状況はいつのまにか違ったものになる。その一面、現在の社会の体制にならずにいけば、それはそれで十分生きていくことができる。ここにわれわれは人間としてどう生きるべきかということさえせまられることになる。この事例はこの生きることの難しさを示していると思う。^⑧

この人はこんにちの問題に対処して苦しみ、そのなかから、人間として歩むべき方向を自分なりに摸索し求めていることとしていたのである。これはある組合の委員長の告白であるが、首切りという政治的な人間規制による生存の圧迫に対処して政治的交渉を行なうのである。そしてこのことにかかわるとき、単なる政治的な解決の問題だけでなく、解決へのかかわり方（自分の生き方）が問題になっている。そしてこれはこの人が先生の取次を頂くところから可能になっている。このような政治的な事柄というものは、結果がすぐ要求どおりに実現するに限っていない。そこには交渉者であるこの人自身の生存が危くされる可能性もないとはいえない。そこに人間的な妥協、打算、自己保身の姿勢があらわれやすい。ところがここでは、「私はどう思われようとかまわぬ」という、ある意味での自己放棄がなされているのである。このような態度で行動することが正しいと信じられ、人間を幸福にすることだと信じられている。こういう困難な状況のなかでなお「皆が立ち行くように一生けんめいに努力して」ということに人間の生きるということの意義を見出

しているのである。人間が生きることにとまなうこうした厳しさにたえることは、大変勇気のいることであろう。こんにちの取次者に求められているのは、このような献身的な姿勢であると考えられる。信者には、取次者が問題を本当に理解し、共に悩み、考えてくれぬと確信できないのである。そこでいかに「切実な問題であっても、信者の方で、こんな問題は教会にもっていても駄目だと、取次を願う問題を限定し」(教会長、信行会)てしまうことになる。

註

1 教報三十九年一月号二八頁、教学会共同研究会記録参照。

2 「自分は別に『あいよかけよ』とか、そういったことは思わなくても、ただ神様一筋というだけで十分やって行ける。また

これまでそれでやってきて、事実それでおかげを受けてきている。今後もこの信念でやって行けば誤りなくやって行ける。このような考え方が相当あるのではないでしょうか」というように信念の中身が語られる。(東近畿教区「教区信心懇話会」二九頁)

3 「信心を本にした生活こそ、真に生活といえるのであって、信心を本にし、神が現われ給ひ、神を現わし奉る家業になつて、はじめて御用にもなり、立ち行くとも繁昌とも云えるのであります。……われわれが本当に助かると云ふことは、病氣は治り、災難は救われ、無事健康になりました、それからの一挙一動、何につけ彼につけ、この自分と云ふものの動くその一切が道に叶ひ、生命の本来のよい調子で動けるように、生活の全面に亘つて、お蔭を受けて行かなければならないのであります。それでこそ本当に救われるとも助かるとも云う事が出来るのであります。」(高橋正雄氏述「取次の道のおかげ」四八、五八頁)

4

「……神を信ずるといふことがどうもハッキリしていないように思います。信ずるといふ点疑いを離れば神様は絶対におかげを下さり、自分でも考えていないようなことになるのだけれども、その前に信ずるといふことをぬきにしては駄目なんだから……」(東近畿一九頁)

5 信心の社会的実践を考える場合、教内の一部では御取次成就信心生活運動で求められている実践と違った形でこの問題が考えられているようである。これは根本的には信心の内容の問題であるので、別の課題として考えてみたい。ここでは基本的な立場から問題の性質について述べることにする。

6 「教祖様の御広前ではやはり天地の大神といふことも仰有っているのだし、御神徳であらたかなおかげも現われている。それこそそれだけを信じて精神病が治ったり、めくらの眼が開いたり数からいふとその方が多いのですわ。それで流行神の様に思われたり、云われることもあるのですね。所がそれだけでは助からん。助かり方がその段階までという事が起きて来るのですね。それをどうするか。それを御取次頂こうとするとそこからの助かり方が、このお道にあるのかないのか、それが無かつ

たらそこまでの助かりようで、それで助からん様では、この道では御縁が切れるということになります。現在の政治上の難しさや労働運動の難しさや、家庭の難しさ、教育の難しさ、又我々が教務上で出会っているもの、これは天地の大恩を知れとか一方的な御祈念では全然助からんとは云われんけれども、取次としての作用がつかんことになりす……」（東近畿三五頁）

7 「問題を知らせるということは、大衆の生活に不幸を教えることになるのかもしれませんが、その反面知らせないでいても、問題は一向に減るものでもありませんし、知らないために、問題は一層悪化するという場合もあることを考えますと、一人一人の大衆が一人でも多く問題の性格を知ることによって、絶望的な事態になることは避けるべきではないか」という上原専祿氏の言を注目したい。（三八・七・二の東出と同氏の懇談記録）

8 この敘述は次の信心体験によった。「わたしが、大学の教職員組合の委員長をさせてもらっていたときのことです。行政整

二 布教の方法

布教の内容という面から問題を考えてきたが、次に取次者は自らの信心内容を伝える場合、その内容に応じた伝達形式というものを有しているのです、この面にふれる。これは取次者がいかに信者に臨んでいるかという問題である。

信者にとって取次者は「先生のおかげで今日の私がある」「先生の教えられるとおりにしておれば間違いはない」と

理で八名首切りという大問題が起りました。当時は学校と組合で団体交渉が行なわれていて、連日交渉やら組合の会合で大へんでした。誰しも職を失いたくありません。しかし行政整理は法律できまったことですので、首切返上というぐあいには参りません。わたしは夜も眠らず悩みました。そしてあらためてお取次願いました。先生から、「どうしてよいかわからぬが、皆が立ち行くよう一心にお願いさせて頂きます。」というおことばです。その時、わたしは首切られる人は気の毒だといいながら名委員長だと皆に思われようと自分の立場ばかり考え、何もわからないくせに独りでりきんでいることに、はっと気づいたのです。申しわけのなさで一杯で、わたしはどう思われようと構わない、皆が立ち行くように、一つしゅうけんめいに努力させてもらおうと決心しました。」（隅田隆太郎氏述「取次」一放送講話集 八〇参照）

いわれるように、その存在はまことに大きな意味をもっている。この取次者への信順において、信者の人生に充実感、安堵感が生まれる。このような取次者への信順は一つは個人崇拜という形になり、取次者もまた自らをこういう位置におこうとしているとみられる。このことが、どういう教導上の意味をもっているか考えよう。

この個人崇拜という問題は、取次者の徳を問題にすることと関連がある。『守々の力によって神の比礼が違う』（御理解のは、取次者に徳がないからだと考えられる。徳があればいわゆる『見ぬき見とおしのおかげ』を頂くことができるのであって、「神から直々に教えを頂くことが少ない」（西近）と取次者に神と交通する能力がなくなったことが歎かれる。したがってここでいわれる徳は、取次者の生活内容から培われた感化力、抱擁力、教養といった人格内容を意味するのでなく、神通力乃至霊能力なのである。この徳は病気の治癒、予言、事柄の成就のうえに働く一種の超自然力であって、徳をそなえるということは、こういった神秘力を身につけることを意味している。取次者の權威はこの個人的資質に負うのであって、この資質のあるなしで取次者の資格のあるなしが云々される。『神や霊神の声が聞えるようにならぬと取次者として一人前でない』ともいわれる。

このような取次者は、その身にそなえた神秘力によって神格化されている。取次者は神であり、絶対者なのである。信者への臨み方はこういうものとして行なわれる。^①ここでは信者も、自らを取次者と異質的なものとしてとらえ、取次者との間に序列の差を意識することになる。取次者もこの優位性を誇示し、それに安んじているところがある。この優位性を保つためには、こういう力が消滅したら困るので、そこに神徳を頂くための修行が求められるのである。この神徳はその意味では技術でもある。こうした取次者から特殊能力が消えれば、この取次者は『ただの人』になってしまう。極端な場合、取次者が病気になるというだけで、信者はそのもとを去ってしまう。^②ここでは取次者の人格内容ははじめから問題でなかったのである。

このような取次者の個人的資質が強調されるところでは、信者と取次者の結びつきはどうなっているであろうか。こ

こでの取次者はいわば人間を超えた力をもつ神であって、問題解決の場面で決定権を握っているとみなされている。だからここでは一方的にただただ神のいうことをうけいれるという、取次者依存の態度になりやすいのである。(このような神にもちかけられる問題は概して、個人の立場だけに即した現世利益的なものである) こうしたところでは、取次者と信者の関係は、取次者―信者という権威主義的な、単一的な関係にとどまってしまう。

取次者への信順で違った性質のものについて次にみてみたい。

ここでは布教の働きは、取次者個人の特殊能力に依存してなされるのと違って、取次者を中心にして、信者の相互作用においてすすめられるのである。問題解決の場面で取次者の働きに加えて、信者の相互作用が強調される。取次者は信者と切り離された存在ではなくなる。「取次の先生は教会づくり、組織づくりの長である」(東海)といわれるように、教会＝取次者という見方から、教会の一機能としての取次者という見方が示される。取次者―信者という単一的な関係は、取次者を頂点とした取次者―信者―信者という複合関係になる。信者の方ではお互いの結合が積極的に求められ、相互共励、教会の運営会議などが行なわれるようになっていく。教会は教師のものという認識から、自分たちのものであるという認識へと発展し、取次者個人に属していた権威は教会に属することになる。その権威は自己と教会の同一視によって支えられているから、教会の構成員である自らが権威になる。

このような状況が生まれるには時代的背景がある。それは時代に即した解決方法が考えられもし、要求されるようになってきたことである。この面からだけいえば、取次者の側で「指導力の不足を痛感する、教師中心主義では限界がある」(西近)と告白されるように、狭い個人の経験では問題理解が不可能であり、処理のしようのなさが感じられている。そこで、信者の出会っている事柄を積極的にとりあげ、「みんなで考える」という集団的な思考法をとるようになった。個人の特殊能力に依存する形では問題理解の範囲が限られているのである。こんにちにおいては、問題の諸様相、その構造を理解することが、問題解決の見通しをつけていくうえで、昔と比較にならぬほどの重要性をもってきている。そ

ここで、教会のなかでも、いろいろな経験を交換し合うことによってお互いの経験を深め、本当に納得できる解決を求めようとしている。それは形からいうと、これまでの取次者一辺倒の一元的な解決方式から、取次者を中心にした多数者の経験にもとづく多元的な解決方式への移行といえるであろう。

しかしながら、この取次者というものを機能として理解する見方はいま一つ内実をそなえていない。それは二つの問題となつてあらわれている。一つは、取次者が「先生としか頂かぬ、生神金光大神の働き（なのに先生を―筆者註）親しさ、相談相手としか思っていない」（西近）という、取次者として軽んぜられているという実感を抱いていることである。これは信者の側に一種の合議主義的風潮が生まれ、取次者の取次を頂くという姿勢が弱くなっている点を指摘したものであろう。^③二つめの問題は教会を布教を目的とした機能的組織としてみる見方が展開してきてはいるが、教会の組織は必ずしも機能中心に考えられていない。「地位、財産等の関係で総代になっている。かえると具合の悪いことが起る」（西近）という布教とは違った原理によって教会が運営される。そして信者の間でも、教会に参るのに「衣裳くらべになる」（西近）から参りにくいか、「信者が互いに批判的である」（西近）「教会の奥の御用をしていると嫉妬される」（東海）というような、組織のメンバーとしての役割の認識を阻む感情問題が根深い。人間を身分で評価しようとする意識が、教会の組織活動を固定し停滞させる。これでは組織メンバーとしての意識が成熟するはずがなく、「信者と教会長は個々につながっているが、信者相互の横のつながりが乏しいため、一つのことのことが滲透していくのに時間がかかる。もっと教会が組織体としての体制をもつことが必要である」（西近）といわれても、その方途がたたないのである。組織の長としての取次者は以上のような問題の難しさに当面させられている。

註

1 「現代人は簡単におかけがうけられることを望んでいる。それには、御神徳を頂かないと信者をひきつけることができないが、

その神徳を頂けないのが悩みになっている。」（教会長信心）といわれ、この立場をすすめると、この取次者はこうした性格をもつこととどまるであろう。

2 「信奉者はただ目前の事柄を中心とし、その事柄の助かりのおかげを受けることが、道の信心なりというように考えているので、信心の成長は望むべくもない。……母は無理をしてついに倒れたのである。そうなれば行き詰るのは信奉者であり、母を中心とした教会である。あいよかけよの働き合いのない、そのように育てられていない信者は、しだいに教会を離れるとい

う実状となった。……」（阿部俊雄氏述「先生と私」—教報三八年一月号付三頁）

3 この発言は取次者が身分意識にとらわれているともうけとれる。この場合は、信者と取次者のある意味での対等なあり方は「実に苦々しいこと」と考えられる。こうした考えをもつ取次者が不在わけではない。

三 布教の目的—布教の態度

これまでみてきた布教内容や布教方法は、布教という働きをよりよくすすめるための要件と考えられる。そうした内容や方法はなににもとづいて、その内実をそなえることができるかを考え、布教というものの意味を明らかにしたいと思う。この問題に迫る視点として、布教における人間の関係がどうなっているか、そのすがたをみてみよう。

布教という働きは、人から人へ「おかげをうけておることを話にすべきかす」（御理解）という行為であって、そこに、助けるもの助けられるものという人間関係が生じる。ところがこの人間関係は、人間の関係のどこに価値をおくかで、さまざまに潤色されることになる。客観的にいえば、普通取次者は、なんらかの形で信者からの財の提供によって、その生活ななりたたせているから、人間関係が生じるということは、同時に財の授受関係が生じているということなのである。またこの人間関係は権威を媒介にして、支配・服従という上下関係を生むことにもなる。^①

かくして人間関係がもつこうした性質が、布教という働きを布教ならざるものに変えることになる。布教というものは、「難儀な氏子を取次助ける」というそのこと以外に目的をもたぬ行為であるが、そのことを目的としない行為意識が入りこむ。布教することにもなう、財の収入、権威といったものの実現を重視し、そのために「ものをもってくる

信者を大事に」(西近)し、「教会のために役立つ信者」(西近)をつくろうとする。ここでは取次者はその信者の助かることを考えているというよりは、教会経営(教会家庭の家計維持の意味に近い)のための一種の道具的価値をその人に認めているにすぎない。布教の目的は取次者の生活の安定、支配欲の満足ということにすりかわっている。

このような態度は取次者の生活のなかから生まれてくる。取次者の生活内容は一般の人々のそれと変りはない。取次者は家族をもち、そこには夫婦間の問題、子女の養育・保護、家庭経済の問題など、人間が生きていくうえで出会う問題には殆んど出会うといってよい。この取次者の生活内容が一般のそれと変らないということが、生活意識のうえでも一般のそれと変らないものになる。そこから社会一般の家庭本位の、享楽主義的な生活態度に傾きがちになり、そうした生活の実現のために布教に力を入れるという傾向になる。布教はいわばそのための手段でしかなくなるのである。こういう態度は根本的には生活の不安を物質的な支えによって覆い隠そうとするところからでくる。そういう態度から信者におもねることになる。また人のうえにたつことで感じる心理的優越感から、尊大にふるまったりする。取次者が人間であるが故にもつこの弱さに対し、信者はいろいろな不満を感じている。

信者が「先生は信者の懐をあてにする」(西近)というとき、それは自分の存在意義が、財の提供者という利用価値だけにとらえられていることへの批判なのである。利用価値を中心とした人間の関係は一種の契約関係であって、ここでは自己中心的な利益がたえず問題になる。このような取次者の態度は当然信者に冷めたいよそよそしさを感じせしめ、結局、信者を教会から遠ざけてしまうことになるのである。

次に布教における人間の関係でまた違った性質のものがあるので、この内容にふれる。

これは湯川安太郎師の事例であるが、師は布教に出る弟子に「あなた方が、ここで私にしてもらったとおりのことを人にしていけ。私の方へは返さいでええ」^②といったという。弟子の育成は自分のためにするのではない。その人のためにするのである。これは先に自分のことを考える企図的な交わりと趣きを異にしたものであって、そこではその交わり

による利益、代償を期待していいないのである。この態度は、師の信者と全面的な関係をもとうとするところから生まれている。^③そしてこの全面的に人とふれ合おうとするところに無限の抱擁性が生まれてくることになる。

この「私のことを考えぬ」ということは、形式的に理解すると、他者本位の生活態度とうつるであろう。けれどもこの態度を掘ってみると、それは人間の生の根本的な構造にふれているのである。取次者のこういう他者を自分の内容にして生きるという姿勢から、人間の生き方に調和が生まれることになる。^④

註

1 本論 九六頁、取次者と信者の身分の差についての敘述参照。

2 これは対談「信心について―先生の信心、信者の信心―」と
りつぎ十四集二九〇頁―の鈴木信雄氏の談であるが、この資料はいわば過去の資料であるけれども、この布教態度は弟子である鈴木氏に受けつがれているところからあえて使用した。

3 右対談の鈴木氏の談に「……信者が取次を願いにこられて一寸間があるよね、横手で聞きますねん。」「先生、信者の病気で、難儀を取次者として聞いて、神様にまた向っていかねばならん。その場合、取次者といものは、可愛想になあ、気の毒になあと思うて、そういう心で神様に御祈念するんですか」とね。すると、「違う」とおっしゃったんだな、「痛いやるなあ、

つらいやるなあと違う。痛いねん、痛いんや」そういうふう
に教えて下さった……痛いやるなあでは同情ですね。痛いとい
うのは自分だからね。また、ある娘さんが母親のことを願いに
こられた。すると、娘さんの年までたずねられる。そして教え

られる。「取次者というものは、信者が願いにきたら、そのこ
とだけ願うとつたらええでは、取次はできへんのや。きた人が
娘であり、また未婚であれば、良縁のえられるよう取次してい
く、そういう心くばりをしていくのが取次者や」と、いろいろ
取次者の心構えについて教えられました。先生は、信者から上つ
てこられて信者の心持をよう知つとられましたね。例の火鉢の
そばでよく教導されましたのも、信者の中においてということ
であったと思われれます。」と湯川師の布教の態度の厳しさとお
おらかさを語っている。そしてこの態度は同師の信心生活の反
省から生まれているとよみとれるのであって、結局、師の生活
内容のとらえ方の深さがその布教内容、方法の豊かさを規定し
ているといえよう。

4 この内容は高橋正雄氏の場合次のような表現になっている。
「…生きていくということは、自分の生命が自身でしていかな
ば、世界中のものがみなよくなっても、自分のところが狂って
おったら、自身のところだけは、よいぐあいにいきはせぬ。だ

からといって自分のところさえ、いい具合にしていけば、世界中狂っておっても、自分のところだけは立ち行くという、そういうものでありはせぬ。……そのことをしていく道を取次がれる……ご自身の生き方をいつでもそうなさって、そういう姿勢をととのえられていて、そうして、それを、その問題を持ってきた人との間で、あいよかけよでそれをなさる。……その御自身がそれほどなさっておりながら、私が出したという気位のあらぬ……どれほどのことを金光様がなさっていらっしやっても、これは、私が出したのだ、私のものじゃ、私の功じゃ、こういう

結 び

この小論では現実の布教の数面に言及したにすぎず、布教という問題を全般的に扱えなかつた。そのなかで述べた取次者の意識についてもいま一つ構造的な把握ができていない。しかしながら、わずかの局面をとりあげても、性格を異にした意識がみられ、もっと深く考えればまだまだ問題があると思う。われわれは一応以上の観察から次のように問題を整理しておきたい。

意識の一つの傾向は、問題解決という面だけでいえば、取次者の徳に依存した、事柄の解決に重きをおこうとするものであった。この解決方式は過去において有効であったし、現在においても有効性をもつと考えられている。確かにこの種の解決は、解決ということだけを問題にすれば一つの解決に違いない。ところが現実には、この解決方式では十分に①こんにちの諸問題に対しえなことが起きてきているのであって、そこから新しい信心内容の形成が求められている。

ところが少しでもおありになったら、はたして、今日のようにわれわれが、真から底からこの道で助かっていくことができるであろうか。私は必ずそこにかたまりができると思う。そうしてそれは対立になる」。 (金光教報・昭和三九年二月号付「生きること助かること」一六―八頁) ここでは人間を関係においてとらえ、人間がそのかわりのなかでどう生きねばならぬかということが問題にされる。そのあり方として、まず自分が他と対立しない生き方のできる人間になることが求められているように思う。

これが、二つめの意識の傾向であつて、それは人間の組織的な結合をもとにして、現実の諸問題の構造をさぐり、そこから自らの生き方を確立していかうとするものである。ここでは問題解決よりも、問題を解決しうる人間になることが求められている。

このような布教についての意識の違いは、既にみてきたように、取次者が自己の生活を問題にする態度の違いから生じている。さらにいえば、人間の生き甲斐をどこに見出しているかの違いなのである。取次者が人間のもつ弱点に身をゆだねるとき、布教という働きはほしいままな欲望達成の手段、あるいは権勢欲を充たすための手段に化す可能性をもっていた。一方、人間のうちにある他者への献身、変革の姿勢からは違った働きが生まれている。生活への接近の態度が、布教内容や布教方法を根本的に性格づけていた。この態度が明確でないということは、生活を吟味する姿勢がないことであるから、生きる意味もつかめないことになる。そこでは真に現実の問題の解決に役立つ内容も方法も生まれてこないことになる。知識としていくら問題を理解しても、問題解決の力にならない。生活のなかでその問題のもつ意味がとらえられてこそはじめて本当に理解したことになる。^②また、組織づくりというとき、その方法を方法としてだけ身につけても、それを生かす人間に力がないならば、その方法は単なる技術的な人間操作の域をでない。人間同志も浅いふれあいしかできず、かえって組織は固苦しい枠としての意味しかもたないことになる。

御取次成就信心生活運動は、新しい本教信心の形成を、こんにちの諸問題を素材とし、それを踏まえて果そうとしていると考えられる。ところが、教内のこの運動への批判は案外根深いものがある。そこにはそれなりの教祖以来の信心の伝統に対する考え方があり、その理解にたつて批判がなされているように思う。けれどもこの批判は断片的な表現としてしか語られておらず、その信心の全貌がつかめない。それでは批判としての役割を果すことにならない。そこでは問題だ問題だといわれているだけで、教政当局の提出する諸問題について、その問題を真正面からとりあげ、解決すべき課題として検討してみる姿勢がない。この姿勢がないときは運動の推進体である教政当局への感情的な反撥という

だけにとどまるし、取次運動の展開にもブレーキをかけることになる。

ここにおいて、現に教内に存在する意識の違いをもっと根本的に、意識の生まれてくる人間の本性にまでさかのぼって吟味しなおさねばならぬ必要性があるといえるのである。これこそ、取次者の喫緊の課題だといえよう。

(教学研究所所員)

註

- 1 「教祖様の御出現は、人間は神の氏子であり、神の氏子の実質を備えた、人間をお育てなさるおぼしめしの現われであるように思われるのです。われわれは、ただ安産とか、お産をらくにお願いするだけで、それ以上のことを考えもしなかったし、実際説いていないのです。(中略)これからの宗教の分野においては、確かにこの金光教をもっとすすめたい、すすめておかねばならないところがあるのです。こんにちわれわれの信仰が、そこまで磨かれておらず、神様のうわっただけなで、おかげがあるものだから、そのおかげに頼っているところがあるところです」という発言を味わいたい。(藤彦五郎氏「こんにちたいせつと思われること」教報三十九年二月号付二三頁)
- 2 以下の反省はこのことを語っているといえよう。
「本当に生きて水を求めて信者は教会に来る。然るにこちらが

要目という説明的なものだけを唯機械的に伝えることばかりに骨を折って、おつては、信者の受ける感じとして、何か最近教会へ参らせて頂いても倫理的なお話であったりして、以前のように本当の神様の御比礼と申しますか、神様の御徳に心が触れ、真に有難いというものが、湧き起って来るような雰囲気や段々少なくなつて、むしろ頭で理解しなければならぬような傾向になり、教師もまたお説教などで、どうしてもそのような傾向になりやすいというところに、この道の信心からすれば、生々としたものが生まれるはずであるのに、どちらかというと、沈滞気味になつてくるというような感じもあつたわけで、それはこちらの要目の頂き方が間違っていたからそうなつてきたわけです。かんじんの取次に精魂を傾けるといふようなことに力を入れずに要目の趣旨だけを理解しようとしていた……」(東近畿四一頁)

教会家庭の諸問題についての一考察

藤井記念雄

一 問題考察の視点

教会家庭の問題といえ、こんにちの本教に焦点的に浮び上ってきている現実問題の一つである。それが広く全教の問題意識にのぼってきているということは、一面ではそれが問題としてとりくまれ、そこから次第に実践的展開がみられるようになり、教会家庭観が徐々にではあるが明確になってきている事実を背景にすることであり、他面切実な問題として、たえず具体問題が生起している事実にもとづいてのことであると考えられる。それらは類型化を許さぬほど幅轉し、複雑多岐にわたっているが、あえて教会家庭を中心にして表面化している問題を拾ってみれば、夫婦関係の問題、親子関係の問題、経済の問題、思想の問題、家庭教育(しつけ)の問題、教会後継の問題等をあげることができる^①。ところで教会家庭の問題として包括されるこれらの諸問題を整理検討してみると、それらの根底に一貫して存在する二つの問題に気づかせられる。一つは家族の人間関係(家族関係)の問題であり、さらにつきつめていけばそれは父親の

問題であり、その二つは家庭と広前、すなわち生活と御用^②の關係の問題である。勿論これはそれぞれ別個の問題ではないが、この二つの問題が教会家庭の問題を考察していく手がかりであり、またある意味では教会家庭の問題自体であるといえるのではあるまいか。いいかえれば、教会家庭の問題というのは家族關係の問題、なかんずく父親問題であり、家庭生活と取次御用の關係の問題であるということである。本稿では、この二つの問題視点から教会家庭の問題を考えてみたい。

なお父親問題といっても、それはなにも父親だけに問題があるという意味ではない。それは家族みんなのみずからの問題であつて、とりわけ母親の問題でもあるにちがいないが、その問題の性質と巾の広さにおいて、家族關係の問題を象徴するのが父親問題であるという意味であり、それは以下のべるところから理解できるであろう。

二 父親のすがたと問題点(1)

教会家庭の問題は、さきにあげたような多くの問題そのものであると同時に、それらを総括的にかかえ持った大きな問題である。そしてその大きな問題の一角であつて全体を象徴すると考えられるのが父親問題なのである。

ところで、父親問題というのはどういう問題なのであるか。またそれはどうして生じてきたのであるか。つまりわれわれが考えてみなければならぬのは、父親問題の内容、性質といったことについてであり、さらに問題發生の歴史的過程とその理由などについてである。しかしいきなりそれらの点についてのべるよりも、こんにちの父親なる人の多様なあり方をできるだけ広くながめわたしてみることが必要であろう。つまりなるべく数多くの事実から出發するのが順序であると思う。

父親のあり方を知る材料はわれわれの身邊にたくさんあるわけであるが、残念ながらはつきりしたかたちでとらえ、

表現するだけの用意がない。そこでいきおい子供の立場からみての父親のすがたと、父親自身の意識にのぼった問題を通して父親のあり方をみてみるほかないわけであるが、およその傾向は十分読みとれると思う。その資料を「教会長信行会」^③（信行会、「西近畿教区布教懇談会地区集会報告書」^④（西近）、「第四回東海教区総会記録」^⑤（東海）に求め、父親のすがたをある程度典型的に描写してみよう。（引用資料の傍点及びカッコ内補足は筆者）

- 1 教会長は信奉者の「願い」が日常教会における生活の中心の関心事となつて、この願いの成就のためには食事時間、睡眠時間にとだわらぬ行動がある。ところが一方家族は世間普通の生活をしていくことを普通のことと思つている。十分でない生活様式にせずしらずの間に不平不満ができてくる。このようなことが教会長の意欲を阻害することがある。（西近）
- 2 信者に対してはあれこれ教導しているが、家族に対してはそれと同様のこととして扱えない。家族もお結界で改めて御取次を頂くとということにならぬ。（信行会）
- 3 教会家族のあり方が教会長の意に添わず、それが御用の障害となり、また信者の批判を受けることともなつていことがある。（信行会）
- 4 主として妻の心がけい、かんによるが、道の建前、御用の性格等の理解と心くばりがないと御比礼が頂けないという事実があらわれているが、主人が大広前で御用を勤めておる間だけ先生として頂くのでなく、家庭に入つても家庭人として区別しない（先生として頂く）方がよいのではないか。（西近）
- 5 教会家庭、殊に夫人がしっかりした信念をもつて後祈念をしてくれるようになるよすが、家事の方に心を使いすぎる。（西近）
- 6 御取次ということが夫人にわかつてないと、教会長一人だけではむづかしいものがある。（西近）
- 7 問題を問題として親と話しあうとすぐ対立的になる。親は頑固な信念をもつている。（東海）
- 8 父を見習わさせて頂いているが、親は御結界が、一番居り易い（家庭には居りにくい）という感じを受ける。（西近）

以上は、父親として、夫としての、また子供（青年教師）の立場からの発言であるが、実に容易ならぬ問題ばかりである。教会においても家庭においても、一応責任ある立場において、信奉者の難儀が助かっていかねばならず、また家族がどうしたらたちゆくことになるか、それらへの配慮を怠ることもできない。そうした立場にあって家族の生活全体を

配慮し引き受けておればこそ、またそのことに真剣であればこそ、右のような問題が提起されているのだと思われるし、無理からぬことばかりである。しかしながら、だからといってこのままでは、教会としても教会家庭としても、よいわけでない。ここにあらためて問題になるのが、父親自身そうした立場にあってどうあったらよいのか、ということではない。それは容易にわかり得ることではないように思われるが、しかしみずからのあり方を求めることなく、放置しておいてよいとも思われぬ。みずからのあり方をみつめ、問題にし、みずからの信心をどこまでも育て培っていくこと、これは少くとも信心の基本であり、御用の基本であると思われる。問題状況というのは、とかくみずからに眼が向きにくく、他へ眼が向いている状況であるともいえよう。

そこでここからのあり方を求めていくについて、右にみられる父親像を検討しておく必要がある。まず共通してみられるのは、御用中心の考え方とあり方であり、従って結果として、家族の生活に対する配慮があまりみられるとはいえないことである。いいかえれば家庭生活と遊離したところで取次御用がすすめられているところがあり、生活と御用が基本的に結びついていないということである。こうした父親の意識と現実が実は問題の根本であることを、みずからの立場において自覚しなければならぬのではあるまいか。実際は、みずからに問題の根源をみないところから、「家族の教会生活への不平不満」「御結界で御取次を頂かぬ家族」「教会長の意に添わぬ家族のあり方」「妻の心がけの足らなさ」「家事に心を使いすぎる妻」「御取次ということがわかってない妻」に問題の原因をみる結果になっている。また「取次者の心にあせりがあるのは、たんに取次者だけの責任ではない。教会家族の心にも一つのまとまりがない故、それが取次者の心に反映してあせりが生まれ、ひいては財の面の問題にまでなってくる」(西近) という言葉にもよくあらわれているが、問題の責任は家族にあるという責任転嫁になってしまう。それは逆にいえば「自分は信心がわかっていて、できている」「自分のやっていることは正しい、本当のあり方である」という自負や信念が多かれ少なかれ存在しているということである。そこから家族への教導意識過剰、さらにはさまざまな強制的要求が出てくる。

それは家族からみれば頑固な父親であり、信心の故の一種横暴な父親であり、あるいは家族から浮き上ってしまったで自分自身を家庭から疎外している父親のすがたである。家族は被害者である。父親自身家族のあり方に問題を感じるとき、家族の方でも父親のあり方に問題を感じているものである。実際は、より多くの問題を家族の方で感じているにちがいない。

三 父親のすがたと問題点②

次のタイプをみてみよう。

- 1 教会生活の形態がなんとなくありがたさにしばられているため、子供としては満足せぬところがあるように思う。社会の一般家庭の満された様子をみれば、子供になんとかしてやりたいと願うが、教会生活としては財的にそういうわけにいかぬ。……親としてはなんとか世間並みに満たしてやりたい。(西近)
- 2 よし自分一人が神前で餓死するという思いをもつことができたとしても、家族がおれば御結界にあっても御祈念をしても、米びつのが気がかかる。(西近)
- 3 御神前で餓死できるのをありがたいと思える自分はそのでもいいが、教会の子弟は一般に、一般家庭を羨しく思っている。事実われわれも「よその実庭とはちがうのだから」という言葉をしばしば聞かされて育ってきた。そこで教会とはこういうものだという理解でなく、諦めがある。子供のうちはそれでもいいが、大きくなるに従ってそこに何かもの淋しさを感じ、ときには反抗さえもする。(西近)
- 4 結界奉仕中に家庭から用事を依頼してくる。それには種々の内容の事柄があるが、それをどうしても聞き入れないといけないこともあるが、そうでないことさえ依頼してきて御用ができにくく、結界をはなれておると(家庭の用事をしておると)たえずびくびくしておる自分の現状である。(西近)
- 5 生活状況によって結界恪勤ができない。すぐ子供がテレビを一緒にみようという。(東海)

- 6 幼稚園で「あんたはお父さんともう一寸団欒しなさい」といわれる。他の子は遊びにいても、教会である故に行けぬ。(東海)
- 7 子供が親と一緒に遊びにいけないことを淋しがる。(信行会)

むつかしい問題ばかりである。しかしここでも父親のあり方が問題にされねばならない。タイプというにはあまりにも多種多様なすがたがうかがわれるのであるが、その考え方、あり方がどっつかずであるという意味で一つの類型を示している。御用中心でもなければ家庭生活に中心をおいているわけでもなく、さればといってその両者の関係についての問題意識や観念があるというわけでもない。つまり御用についての自覚があるというわけではないが、御用することの実際的な意義は感得しており、その姿勢は身につけてもいる。そして家族の生活的立場についても具体的に理解し得るわけで、それだけに両者の関係において起ってくる事柄の一つ一つについてどうしたらよいかわからず、家族のみや要求が一応無理もないものと理解できても一方が「気にかかる」し、なにかしら落ちつかぬ。現実の事態の中でとまどいしているすがた、「びくびくしている」父親のすがたがそこにある。幼稚園(社会)からも子供を通して実はそうした父親のあり方が問題にされているわけである。

これは要するに生活意識が分裂しているすがたであって、ここで問題になるのは、前述のように家庭生活と御用の関係を問題自体の中で体験的に感じとってはいるが、その関係というものについて考えられていないということである。「『死んだと思うて欲をはなして……』の教えをどう受けるかについては、自分として覚悟をきめているが、子にしてみればそこに問題がある」(西近)とか、「教会家庭と御用の両面にわざわいされて、布教活動に専念できにくい」(西近)などという発言は、問題として感じとってはいるものの、両者の関係が問題意識にのぼっていないことをよくあらわしている。実際は、「この関係がどうあったらよいのか」「この関係の中でどうしていったらよいのか」がわからぬところから、問題意識なり実践意識も消えていくのかもしれない。確かにこれは容易にわかり得ることでないかもしれぬ。しかしこのことが問題意識にのぼって来ないかぎり、問題追求の態度は生まれて来ないし、そこからの展開を期待すべ

くもないように思われる。また「人が助かる」ということも極めて安易な、うすっぺらなものになってしまいうように思われる。これは単に現象的に扱える問題ではなく、根源的な問題であり、たとえ困難であっても避けることのできない課題なのではあるまいか。その点母親の場合には、同じような事態にあっても問題の感じ方に一段鋭いものがある。それは父親とちがって、生活に深く足をおいているからであろう。

次に、もう一つのタイプについて一応考えておく必要がある。それは「若先生の働き場がない」というのは、場がないのか、意欲がないのか」（信行念）というかたちで問題にされている、いわゆる若先生の問題である。若先生も父親であるかぎりにおいては、これも父親問題の一角を占めているはずである。これはどちらかという意識も現実も家庭生活に中心をおきながら、それであって満されず、無気力になりがちだがたを問題にしているといえよう。ここでは、信心とはなにか、取次とはなにか、教会とはなにかということについて、家庭生活との関連においてのなんらかの自覚が求められる。

父親問題は、教会家庭の問題の頂点に立っている。実際、その父親のあり方はこんにちでは多様を極めているわけで、直接的な問題の所在はそれぞれ異ってはいるが、一方そこに共通する基本的な問題を導き出すことができるように思う。それはすでに事例を通してのべてきたところからうかがえるように、家庭生活と取次御用の関係の問題にほかならない。いうなれば、現実場面においてはこの関係の問題を起点としてすべての問題が起ってきているといっても過言ではなく、この関係について考えてみるのがわれわれの課題となってくるわけである。

四 どうして問題意識にのぼってきたか

家庭生活と取次御用の関連の問題を明らかにするについて、その問題がどうしてわれわれの問題意識にのぼってきたのか、ということについて考えておきたい。

それはまず、敗戦後の占領政策によって日本社会の民主化がおしすすめられることになり、その一環として信教自由の原則がうちたてられたことと、一方では家族の制度的変革^⑦が行なわれたことに発端がある。信教自由の原則は、これまでの桎梏をとりのぞき、本教本来の信心生活や諸活動を自由にすすめることができる基盤として、また家族制度の変革は、不自然な家族関係をチェックして家庭における人間性を解放する根拠として、それぞれ劃期的な意味をもつものである。この両者を基盤にして展開してくる本教及び家庭生活の実情から、教会家庭の問題、とくに家庭生活と取次御用の関係の問題が意識化されることになったと考えられる。

ところで「古い家族制度の改廃は純然たる政治の力で行なわれたのであるが、家庭の民主化を推進し、これまでの家長権にもとづく父親の座を實際にゆり動かしていったのは、漠然たる社会的な力であり、そういった力によって育てられていく娘や息子の父親に対する態度である。父親はそうした中で家庭についての考え方、あり方のよりどころを失っていっただけで、そこから新たな観念、つまり『家庭とは人間にとってなんであるのか。家族が心から求めているものはなんであるのか。家庭の営みとは一体なにを意味するのか。父親にとってそれはどんな場所であるのか。』——そういったことからついてのまとまった考えを形成することができぬまま、実際には家庭を軽く考え、家庭をかえりみない父親の多様なあり方を生み出してきた^⑧」。一方、戦後中間層（または若い父親）において増加してきている現象に、「父親の女性化^⑨」という現象がある。そこには家庭本位の考え方があり、一つの家庭主義哲学があるといえる。東京、大阪近郊の団地生活者についての調査^⑩によれば、妻がのぞむ夫（父親）の理想像は、「妻や子供と家庭生活を楽しむ」

夫ということであり、これが六〇・二%、妻が自分のくらしの目あてとして「あくせくしないで自分たちの生活を楽しむ」ことをあげているのが六一・五%、夫(父親)が自分の人生目標として「趣味にあつて、気楽な快適な生活」と答えているのが六四・七%に達しているという。こうした家庭主義は、「仕事は仕事、遊びは遊び」と割り切る態度に通じている。本教教会家庭においても例外であるわけはなく、こうした一般社会の大きな流れに沿ってとにもかくにも動いてきている。その事実が否めないが、果してそれで「たちゆく」ものかどうか。本教の信心にもとづく家庭のあり方があらためて求められるのである。その点、一般家庭でも教会家庭でも本来かわるところはないが、教会家庭においては問題のあらわれ方が顕著である。家庭生活を軽く考えることは勿論、家庭と広前、生活と御用を割り切って考えることを現実に許さぬところがある。そうであればこそ、すでにみてきたような諸問題が、教会家庭という現実場面で起つてきているわけである。いずれの場合においても、それは少くとも信心が「人が助かる」ためのものであってみれば、その信心の把握と実践においてこれまで足らなかつたところが一挙に露呈することになってきたからであろう。

ところで、生活と御用の関係がわれわれの問題意識にのぼるに至つたのは、一面では以上のような問題状況が露呈してきたことによるが、他面また、その信心の把握の実践の教团的な一つの展開があつたことである。敗戦後、宗教に対する一切の保護、統制がはずされ、全く自由に本教本来のあり方を打ち出し、諸活動をすすめていくことができるようになったといえ、信心の生命が絶えてなかつたならば、いたずらに混乱を来たすのみで、今頃どうなつていただろうかとさえ思われる。厳しい国家の権力統制の中にあつて時勢に流されてしまうことなく、受けつがれ、生きつづけてきた信心の生命があつたればこそ、混乱の中にも次第に一つの動向が生まれて来、戦後の歴史の中でここまでに展開してきたといわねばならない。昭和二十二年二月一日の教主の言葉を契機にして、昭和二十四年八月より御取次成就信心生活運動^⑩が全教においてすすめられることになり、急速な変化をみせる社会の中で、たえず「人が助かり、たちゆく」とを志向する本教信心の本質が、信心の実践を通して次第に明らかにされてきているところがある。現実には、こんに

ちの本教にあまりにも多くの問題があることも事実である。教会家庭の問題もその一つにすぎないが、それが問題として表面化してきたこと自体に、すでに本教信心が生きて展開してきたすがたを感じないわけにはいかぬところがある。

われわれはすでに、「どっちつかずのあり方」ということで、父親の一つの類型をみてきた。それ自身問題であるにはちがいないが、家庭生活と取次御用を切りはなして、生活は生活、御用は御用と割り切らせないものが、すでにのべたごとく教会という場の中にあり、また本教信心そのものにあつてのことと、それらを感じとっておればこそ、現在としてどっちつかずにならざるを得ないのであろう。「御用中心のあり方」「家庭生活中心のあり方」においても同様である。このように、家庭生活と取次御用の関係の問題を意識にのぼせたのも、教会という現実の場であり、基本的には本教信心の教团的な自覚と展開があつてのことなのである。そしてこの問題に正面からとりくんでいくところに、これからの教会家庭の助かりと展開があるといわねばならない。

五 家庭生活と取次御用の関係

現在本教内に、家庭生活（家庭）と取次御用（広前）の関係について、「それは区別されるものか、一つのものか」という問題提起がある。それは一方では(a)「家庭の営みと広前の働きは一貫した営みであり働きであつて、一体のものである」といわれており、他方では(b)「家庭の営みと広前の働きは質的にちがうものであり、そのちがいははっきり認めねばならない」といわれているところから起ってくる疑問である。(a)は両者の同質性、一貫性を、(b)は異質性、個性を主張していることは明らかであるが、それはいろいろな立場から考えられ、主張されており、ここで本来的な立場から一応のみきわめをしておくことが必要に思われる。

ところで家庭と広前の関係についての二つの主張を、どのように理解したらよいのであろうか。一見して、それらは

矛盾するように思われるが、果してあいれない見解なのだろうか。一言でいうなら、この二つの主張はそれぞれ異つた立場からの認識によるものであって、同一平面での対立的見解とみることはできないように思われる。従つてこれはどちらも大切な認識であつて、それが混同されたり、一方だけのみ方に終つては教会家庭生活は本質的になりたないし、またその問題にとりくむこともできないことになるのではあるまいか。

すなわち、(a)は本教信心の本質にもとづく本来的なあり方を表現したものであつて——この点は次項でのべる——具體的には父親(教会長、教師)の立場においての認識であり、なによりもまず父親自身のあり方がこの認識において貫かれておらねばならぬという意味で、このことは教会家庭における父親であることにおいて、求められ、把握されていかねばならぬ課題であるといえよう。一方(b)は、教会家族の立場に立つての認識であり、主張である。家族は概ね教師であり、教会家庭の一員である前に、家庭の一員としてその家庭に生まれてきたのであり、家庭の中で生きるということがあるだけである。それが年令を重ねていくに従つてその生き方に段階のちがひこそあれ、基本的には家庭の一員としての自由な生活を求めていると考えてさしつかえない。従つて父親が実際に教会の家庭生活を営んでいるということは、そうしたそれぞれの段階にある生活者としての家族との関係に生きているということである。これが事実である。段階とは実情といふことの一つの概念である。こうした家族の実情と生活事実に立つて生まれたのが、(b)の「家庭の営みと広前の働きは質的にちがうものであり、そのちがひをはつきり認めねばならない」という認識と主張にほかならない。

このようにみると、(a)の認識だけでは(実際に(a)の認識だけ、ということとは考えられない。従つてそれは中途半端な(a)の認識を意味する)、それをもつて家族にさまざまな要求をしたり、教導意識過剰になったり、また家族からみれば信心の故の一種横暴な、また頑固な父親になりかねない。また(b)の認識だけでは、広前の働きがついていくことにならず、家庭がどのようになつていったらよいか、その願ひも方向も生まれて来ないと思われる。ここにどうしても(a)(b)二つの認識が必要になつてくる。つまり父親自身において、「家庭の営みと広前の働きは一体のものである」という認識とそこからの

あり方を求める一方、それを規範化(固定化)し家族に強いることなく、それぞれの段階にある家族とのかわりにおいて、実際のあり方をその時その時新たに(段階的に)創造していく¹⁴ということである。そうする以外にはしなないと思われる。

ところでいま、われわれは家庭生活と取次御用の関係について、「それは区別されるものか、一つのものか」という問題提起にもとづいて、(a)(b)二つの認識を対象化して考えてみた。従って二つの認識が並列的にとりあげられることになつたのであるが、それらを生きていく者の立場(主体的立場)から考えなおしてみるならば、本来(a)の認識には(b)の認識が含まれているといわねばならない。つまり実際においては、(a)「家庭と広前は一体のものである」という本質的認識とそこからのあり方がみずからにおいて願われ、求められるとき、(b)「段階の自覚」(家族の立場に対する配慮)もおのずから生まれてくる場所がある。それらは相関的な関係にあるものようである。従って、まずわれわれに必要になつてくるのは「家庭と広前は一体のものだ」という認識であり、この点を自覚することが、さきにも述べたようにわれわれ自身の課題になつてくるわけである。

それは、いかえれば本教信心というものを家庭と広前の関係という視点から考えてみるということであり、また本教信心の立場から家庭観を問うこと、つまり教会家庭観を問うことにほかならない。

六 教会家庭とはなにか

われわれは誰しも家庭生活を営んでおるのであるから、いまさら家庭とはなにか、と問うまでもない自明のこのように思われるが、営むことと知ることとは必ずしも同じものではない。われわれは生活がなんであるか、家庭がなんであるかをどれだけ知っているであろうか。現に、こんにちにおいては家庭の機能は次第に社会に移行し吸収されてしま

って、最後に残っているのが家族をむすぶ愛情であるというようなことが段々いわれている。^⑩果して家庭とはそういうものなのだろうか。それではあまりにも事実と異なるし、家庭に生きる価値もそれだけのことでしか認められぬことになりはしないか。ここでどうしても、家庭についての次のような認識が基本的に求められるのである。

「家庭とは家族生活をその内面からみた言葉であるが、一口にいえば性愛と母性愛とともにある生殖がその本質的機能であり、家族生活の社会的機能である。生殖とは人間の場合にはたんに子供を産みおとすことではない。哺育・養育・教育の過程が生殖の過程であり、それが個体としての人間（生命）再生産の過程である。従って家族の最初にして最後の社会的機能は、人間の再生産（再とは反復の意）である。——社会を本位にしていえば家族は人間そのものの唯一の給源である。

ところで再生産ということとは、個体としての人間についてのみならず、人間の日々の労働力の更新についてもいえる。栄養と休養をとって一日の疲労から活力を回復することも原則的には人間が家庭においてするのであるから、家庭は二重の意味で再生産の場だということになる。家庭は共同原則（衣食住の共同）に支配されている小世界であるが（愛情についても同じ）、それが共同原則に従わなければならないということの根底には、いまいうような人間の生命の再生産の機能が家族生活にとって固有のものだ、ということがあるからである。生活する（生活を継続する）ということの本質的意味も、以上のような二重の意味をもった人間の生命の再生産ということであり、物の再生産は要するにそのための必要な条件にすぎない。——ここには、家庭こそは人間生命の泉である、という観念が凝結している。^⑪」

あえて引用するまでのことでないと思われる家庭についての右のような事実認識（本質観）が、必要に思われるところにこんにちの問題状況の根の深さがあるといえよう。それだけに、この事実認識に立って家庭に生きることの極限の価値を認識することは、基本的に重要なことであるといわねばならない。

ところで次に、われわれはどれほど家庭に生きる価値を認識しても、家庭内において、またいわゆる仕事とか公生活

というものと関係がつかず、実際にはどうしたらよいかわからない、という問題につきあたらないともかぎらない。それがはじめにみたようなさまざまな問題になってあらわれきてもいるわけである。それはむしろ家庭に生きることに真剣であればあるほど、どうにもならぬ矛盾に逢着せざるを得ないのであるまいか。すべて、人は家庭に生き、生活を営んでいる限り、そこには「どのように生きるか」がなんらかのかたちで工夫されているにちがいないが、ここで「どのように生きるか」があらためて問題になってくるわけである。つまり家庭に生きる生き方の問題であり、家庭のあり方の問題である。これをあらためて問うていくところから、教会家庭とはなにか、その輪廓が浮んでくると思われる。

ところで、一家の生活、たちゆきを求めて生きた教祖の生き方について考えてみると、四十二才までとそれ以後と、全く異っていることに注目しなければならない。そのちがいは根源的なちがいであり、生活のすべての面にわたっていることであるから、一言でいいあらわすことはできないが、あえていうなら、四十二才までの教祖は、農業をしてその収入で一家の生計をたて、そして家を栄えさせ、家族みんなが生活していくことに主として力を入れているが、その時からは、農業することにはかわりはないが、一家の生計をたてることや、家を栄えさせ、家族みんなの生活が豊かになることに力を尽して、農業の営み方でなくなってきたということができよう。つまり自分や家族の生活をたてるために、働く、そうせずしては「生きてゆけない」という通念からすれば、四十二才以降の教祖のあり方は「強いて生きようとしなさい」あり方であるともいえよう。それはどういふことであろうか。

人が生きるためには財(金や物)のみならず、愛情、親切等々いろいろなものが必要である。それを得なければならぬ。しかしながらわれわれは、それをかりに利得というなら、利得を期待して努力しても、必ずしも現実に得られるとはかぎらない。従ってそこから不安や悩みも起ってくる。生きようとすればするほど、生きることに真剣であるほど、生きられないことになってくる。当面する問題こそ異なるが、教祖は四十二才までの体験——家族の次々の病死を通して、どうしたら金神様に御無礼せずに生きられるかを求めて、どのように生きたらよいかわからぬ自分(凡夫)である。

そしてそうとして生きるよりほかないという自覚——を経て、利得を期待しての生き方ができなくなった教祖には、その意味での不安や悩みから解放たれて、それだけ心をこめ、力を尽して家業や一切を営むことができていくことにもなっている。そうすることによってどうなっていくか、生きてゆけるかどうかはわからないが、もはやそうするほかの生き方はなかったのである。——これは前々とはその生き方の質を異にしており、これこそそのびやかな生き方であり、家族やすべての人の自由を害うことなく、従ってあいよかけよで展開する積極的な生き方であるといえよう。つけ加えていうならば、この生き方が「生かされて生きる」ということの中身でもある。

これは、のちの立教神伝の言葉を借るならば、「死んだと思うて欲をはなしての生き方」であるともいえよう。こうした欲をはなした生き方が、家業のみならず家族とのかかわり（家庭生活）においても段々にすすめられ、展開するに至って、四十六才のときに神のたのみ（立教神伝）があり、それからは人が助かりたいという願い、それを助けたいという神の願い、その両方を受けて生きることが教祖だけでなく、教祖の家庭の願いになり、従って教祖自身農業を営むこともなくなったのである。そしてその願いにもとづく生き方が次第に家庭（教会家庭）の動向になっていくすがたをわれわれは知ることができるのであるが、^⑩四十二才以降次第に明確になり、現実場面で展開し、そしてみずからにおいてみずからの生計をたてようとすることさえ止めることになったその生き方が、「取次」という言葉でいいあらわされる新しい生き方である。新しいというのは、教祖においてはじめて生み出され、自覚化されたという意味であり、従って新しい生き方であると同時に、これまでにない新しい概念である。^⑪いいかえれば、この新しい生き方であるところの「取次」によって家庭生活が営まれるところから、家庭がたちゆくことになり、人が助かりたいと願い出てくることにもなって、願い出る人間の難儀を取次ぎ助ける働き（取次御用、広前の働き）が生まれてきたのであって、家庭の営みと広前の働きを貫くものが「取次」という概念であり、生き方にほかならない。——なお、蛇足ながら、取次御用（結界取次）の基本的意味は、取次者自身取次に生きることにあり、少くとも取次に生きることを求めているところにあるのであって、

取次者自身のそれをおいては、取次御用乃至教導の意味は極めて曖昧なものになってしまふと思われれる。

以上のように、「家庭と広前は一体である」という認識は、みずから「取次に生きる」ことにおいて生まれる認識であり、取次に生きることが、もつとも基本的な意味において教会家庭の教会家庭たるゆえんであり、また本教信心にもとづく家庭のあり方であると思われれる。

ここでふりかえって考えてみなければならないのは「家庭のもつ閉鎖性」と「公私の別」ということについてである。家庭という一つの小さな世界は、外界と無関係に存在するわけではないけれども、極めて閉鎖的な世界であることはまぎれもない事実である。「第一に経済的に閉鎖的であり、第二に感情的に閉鎖的であり、そして第三に物理的に閉鎖的である。人間葛藤の場としての家庭、『家庭悲劇』という熟語から連想されるもの、『家庭惨劇』（酒ぐせのわるい父親を娘がしめ殺す。不良の長子を母と弟がしめ殺す等々）とよばれる社会的事件の多発。——これらのことがわれわれにささやくのは、現代の家庭が解体にひんしたということではなくて、いかに家庭というものが社会から懸絶した独自の閉鎖的な小世界であるか、ということである¹⁹⁾。事実、教会家庭においても閉鎖的に考えられ易いし、現実になり易いところがある。例えば「教会家庭は、開放といっても一つの城をつくらねば、取次の点で問題ができる。また家庭内に信者が入り込むところと、家庭に入ってはまずい場合とがある。だが教会というところは信心が好きにならなければならぬ反面、手足をのばして息ぬきできる場ができることを願う」（西近）という発言にも、なかなかむつかしいところがある。家庭の実情にもよることではあるが、父親自身の考え方、あり方としては問題であるといわねばならない。

家庭を問題にするところから教会は生まれ、本教が生まれたといわれる²⁰⁾。事実、概略ながらすでのべたところであるが、一口にいえばそれは家庭の閉鎖性（家庭の閉鎖性はみずからの閉鎖的、独善的なあり方による）を問題にしたところからである。そして取次に生きる生き方によって閉鎖的な家庭が開かれ、そこから教会も生まれてきた。であるから、教

会家庭は勿論のこと、本教信心にもとづく家庭であるゆえんは、取次に生きるところにあり、取次による開かれた家庭であるところにあるのであって、少くともそのことが願われているところにあるといわねばならない。従ってまた「昔は生神金光大神の広前ではなく、取次者個人の広前として御用がすすめられてきた点が多い。しかしながら教会に御用させて頂く取次者は、私生活と広前の働きをはっきり区別していくことが大切である。教会家庭をみてありがたき、樂しさを失い、おかげをおとした例も少くない。このことは取次者の公私混同の考え方によって起ってくる現象ともいえるよう」(西近) という見解もうなづけないところがある。本教信心において、公私の別ということが果してあるのかどうか。その答えは、すでにのべたところからおのずから明らかであろう。これは公私混同の考え方によるのではなく、公私を区別しなければならぬような家庭なり広前の実態にその原因があるのであって、ここからの展開が切に願われる。くり返していわねばならない。家庭に生きることに社会に生きることは、本来、別のものではない。家庭問題にとりくむことと社会問題にとりくむことは一貫した性質のものである。それは「取次」の一点においてである。

以上、教会家庭の諸問題について、雑駁ながら一つの考察を試みたわけであるが、要するに家庭の問題は父親の問題であり(それは同時に、すべての家族自身の問題であるということでもある)、父親自身において家族の段階(実情)というものがどれだけ自覚されているか、家庭に生きる価値がどれだけ認められているか、ということである。それは経済においても、感情においても、また基本的には物理的にも開かれた家庭に生きる(取次に生きる)という意味においてである。——これは単に教会家庭だけの問題ではなく、すべての家庭の問題でなければならぬ。

初代にとって教会はみずからの生活の展開のちに生まれたものであったにしても、のちのちの者にとっては教会も教会家庭もすでに存在しているものであった。従ってその存在のもともとの意味をたずねていくことが大切なことになってくる。そして家庭に生きるとはどういうことなのか、取次とはどういうことなのか、という問題をどこまでももち

つづけていくしかない。そしてそれを生活の実際においてたえず創造していくしかないように思われる。

(教学研究所員)

註

- 1 昭和36年度及び38年度の「西近畿教区布教懇談会地区集会報告書」(西近畿教務所保管資料)より。これは全教に通ずる問題と考えてさしつかえないと思われる。
- 2 一般概念によれば、御用とは仕事のことであり、私生活に対する公生活を意味する。
- 3 昭和35年3月、本部教庁発行。
- 4 註1参照。
- 5 昭和39年1月に実施されたもので、その傍聴記録。
- 6 次の発言に、家庭と御用の関係についての母親の問題意識がうかがえる。
 「婦人教会長の場合は、家庭の雑務との関連を考えると、あまりにも結界奉仕ということ、ある意味で強調しすぎはないか」(西近)
 「あまりにも次々と問題(主として経済的)が重なってくるために、御理解してもらおう前に、それを辛抱している子供たちをみておれぬ気が母親として起ってくる。といってその方ばかり気をとられていたのでは御用はおろそかになる。そのギャップを一体どうしたらいいのか」(西近)
- 7 旧家族制度の廃止を意味する。ところで旧家族制度が廃止されて、よく家族制度がなくなったようにいわれるが、家族の存在が法律によって擁護されているかぎり、古い制度に新しい制度が代ったとみななければならない。
- 8 大能信行著『家庭論』中、「新父親読本」「父親論の草分け」より要約。なお家庭についての観念をもつことを、著者は家庭についての理想をもつことだといひ、それについて次のようにべている。
 「理想をもつということは、理想通りにいくことではありません。しかし理想があればこそ、悩みもし、試してもみ、やり直しもすることができるといふものです。それは家庭生活について、しっかりした問題意識をもつこと、また実践意識をもつことなのです。」——こんにちこのことの重大性を考えぬわけにはいかない。本教信心にもとづく家庭の理想像、社会の理想像を明確にするということである。
 なお著者は、理想的な父親であるための第一条件について、「それは家庭における一家団欒を無上のものとする態度です。家庭について女性と信仰をともし、家庭生活の永遠の価値を

信ずることです」とのべている。これは団欒ができるできない以前の態度の問題を指摘したものである。

9 これは最近よくいわれている言葉であるが、『思想の科学』昭和36年2月号の田島一郎「女性化するおやじたち」では、「子供の世話をひきうけ、炊事を手伝い、政治的無関心に陥込む母性的おやじ」と規定し、その問題性を次のようにみている。

「男らしさの失墜は、おやじのもつ積極性、合理性、視野の広さ、力づよさ等による指導を最も必要とする思春期の子供たちをスポイルし、欲求不満の耐性の低い子にしてしまう場合が多い。さらにわるいことには、おやじたちが母性化しているため、家庭生活をたのしむあまり、家庭に閉じこもり、小市民的事なかれ主義に酔い、社会から離れているので、社会的視野に眼を開きはじめて思春期の子供たちとの精神的交流を失っている」。そして結論として、「閉じられた家庭生活から脱出して、社会に眼をひらき、女性化しながらその女性的特質を吸収して、人間おやじに成長するほかない」とのべている。

10 読売新聞社会部編『わたしとあなた』P・16参照。

11 朝日新聞昭和39年3月14日、重松敬一「現代おとなを診察する」⑩によれば、東大新聞研究所の調査にもとづいて、「仕事は仕事」という割り切り派が二十代三十代の現代おとなの中心思想になりつつあると指摘し、「あまりにも自分のもの、自分のペースを見失いがちな現代社会のまったただ中で、遊びは遊び、と割り切ろうとする態度に、未来おとなの自主性を感ずる」との

べているが、なお一歩つつこんでみていくと、そこにはなお問題が残されているといわねばならない。

12 昭和22年2月1日、和泉内局の辞任願に対して、「(前略) 此際は全教、一新の御陰を受ける事が一番大切なことで有りますから、留任して全教一家の実を挙げるよう其方途を講ずることを進めて下さい」という言葉があった。

13 この運動については、十余年をすぎて教内でのみ方はいろいろあるが、教外者の一つのみ方を参考までにあげておく。

「考えれば考えるほど、御取次成就信心生活運動をはじめたことは、たいしたことすな。教内的視野からばかりでなく、日本の宗教の中で、この運動がどれだけの意味をもっているかを考えてみるべきです」。(岸本英夫談、『金光教報』昭和39年3月号P・6)

しかしこの運動のもつ意味は、いうまでもなくそれ自体にあるのではなく、われわれ全教のもの信心生活が今後どう展開するかによって、将来あらためて評価されるであろう。その意味では、現時点にたつてたえず問題を明確にしていかなければならない。

14 「段階」ということについては、高橋正雄著『家庭の助かりについて』の付録「一族会の記」P・138の中で、著者は「どうなったら助かっていくのか、その段階の自覚がこれまでなかった。人間の助かり方としてどういう順序を追うて助かっていくのか、ということができておらない。家庭がどうなっていたらよいかということができぬ。教会もそうだ。教会家庭の問題

が多年問題になっているが、どうにもならぬ」と語っている。

また、教学研究所における、昭和39年2月の第七回教学懇談会において湯川成一氏は、「人をあずかってくれといわれればあずかる。うちの場所（銀座）は刺激がほしいところだから、六カ月間どういふところか自由に見に出して、わかったらいい。わからなかったらもう六カ月自由にしなさい。若いものが、ここでやっていかねばならんという道を見出しなさい。そうしないと、ああせいこうせいと、朝何時に起きいというてもしようにない。映画も野球も相撲もいきたいところへやる」と語り、さらに「その人のためにその人を育てる。そのためにお下りを頂かせてもらっている。先代は『十二分にして六分に喜んでもらうたら大成功』ということをいわれた。八分やったらごく上等や。その肚くくってんと人は育たん。子供でもそうです」（同懇談会記録より）と語っている。ここには家族の段階についての自覚が明瞭にうかがえる。

以上の点についてはまた、教祖の家族に対する態度にも、終始段階の自覚がきわやかにかがえるが、いまはその詳細にわたる余裕がない。しかし「段階」の自覚において『金光大神』をみなおせば、おのずから明らかであろう。

15 清水幾太郎著『社会学入門』P・93の中で「家族はなんのために存在するか」を問うたあと愛情の問題にふれて、「多くの機能が失われた結果、他のたくさんの絆はすべてどこかへ消えて、今は愛情という絆だけが細々と残って、それだけが人間と

人間とをかるうじて結びつけている」とのべている。

また、教内においても社会学の書物等の影響からか、そうした類のみ方が教学講演などによく出てきている。端的な一例をあげれば、昭和35年4月の「家庭の問題と信心」をあげることができが、全般に家庭とはなにかという観念が明確でない。

一方ジャーナリズムは、家庭の観念をもてあそんでいるかのごとく、「家とは着替えをするところ」「男性飼育法」「夫は下宿人である」「家庭企業説」などという言葉が横行している。われわれは日常の感覚においてこうした影響をしらすしらず受けていることは否めない。

16 大熊信行著『家庭論』のあちこちにちりばめられている内容をとりまとめたものであるが、著者の家庭論の中心をなす思想であり、驚きをもって読みとったものである。

さらに一言ふれておきたいのは、台所における調理やその他家庭における主婦の営みは、本質的に生産過程であるということである。従って主婦はいまのまま自己の二重、三重の意味における生産性を自覚さえすれば、そこに新しい生活が開始する、とのべていることである。詳しくは同書「主婦中心の思想」参照。

17 御伝記『金光大神』にみられる通りであるが、高橋正雄著『家庭について』P・40以下に、願いを中心として、教祖と家族との関係の中で次第に一家の動向となっていくすがたが詳述されている。

18 昭和36年の「東近畿教区信心懇話会」において、高橋正雄氏は次のようにのべている。

「先程、『あいよかけよ』ということを、『助け合い』とか『協力』とかいう言葉でいわれたが、そういう言葉ではいけない。……だから『氏子あつての神神あつての氏子』という言葉でいいあらわされることになりました。『協力』とか『対抗』とか『指導』という言葉は一般の言葉であり、作用です。一般ではそういう作用しか知らないです。ところがその作用ではたぢゆかぬものが残っています。『取次』という言葉は前述のどれでもない。今の国際間でも、政党間でも、取次までいたっていません。

前に申しましたように、『取次』では夫婦がなくなってしまうのではなく、そのままあつて、しかも固りそして別に残らない。だから『取次』という言葉はわかりにくいのです。(同懇話会記録 P・51)

19 大熊信行著『家庭論』P・100 より要約。

20 教学研究所における昭和39年2月の「戦後信心生活運動発足に至るまでの教内事情に関する資料収集の会合」において、高橋正雄氏は「一番直接には、家を問題にして道が生まれていったといつてもよい。そこに本教独自のところがある。たえず家を問題にしているのだが、なりゆきに(なりゆきのままに)なつてきているところがある。家の問題が全体として問題にしえたことにならず、依然としてこんにちでも問題になる」という

意味のことをのべている。さらに「本教は女を大事にしている以上に、根本的に女というものをみている。……この道は女から開ける」という意味のことものべている。(同会合傍聴記録より) 女性は生活そのものといえるほど生活の中にあり、生活に密着していることを思えば、十分首肯できることである。

この点、藤彦五郎氏も「女は世界の田地である……」「腹は借物というが……」などの婦人に関する教祖の教えは、他の宗教にかつてみられぬものがあるとのべたあと、「われわれはただ安産とか、お産をらくにとお願いするだけで、それ以上のことを考えもしなかつたし、実際説いていないのです。……ここにまだまだ金光教という教祖がお立てになつたお道、人間の助かる大きな道があるのでないかと思うのです。そこにこれらのいくべき道があり、またここが助かるようになることがわからせられたら大したことと思うのです。ほんとうの世界が助かる、人間が助かっていきます」とのべている。(『金光教報』昭和39年2月号「こんにちたいせつと思われること」)

21 昭和34年の立教百年祭時の教学講演「家庭の助かりについて」の後の懇談で、佐藤一徳氏は「金光教には公私の別はないと思ふ」とのべ、家庭の開放性にも言及している。(本部教庁発行「立教百年祭教学講演」P・264)

22 『近代日本思想史講座3』中の佐藤忠男「政治意識と生活感覚」P・297の中で、日高六郎著『青年の自画像』にみられる調査結果にもとづいて、学生と青年労働者の考え方が全体として

あざやかにくいちがっていることを指摘し、「学生たちの政治的関心の強さと家庭生活に対するシニシズム。これに対し労働者たちの政治的無関心と家庭の幸福への積極的な願望。この両方の対蹠的な思考方法はいったいどこから出てきたのだろうか。大宰治はかつて『家庭の幸福は諸悪のもと』と言ったが、日本では、政治について深い関心をもつ者は家庭を蔑視し、家庭の幸福に強く関心をもつ者は政治に対して無関心になる、といった思考方法の対立が伝統的に根強いようである」とのべたあと、「学生対労働者の価値観の相剋は重大な問題をはらんでいるのではない。明治以後、日本における政治上の進歩的思想運動は、学生および知識人層を主なリーダーとして進められてきたが、この運動が民衆の中で孤立し続けなければならなかった理由のひとつは、民衆にとって、進歩的思想とはすなわち反・家庭の幸福思想である、と理解されつづけてきたためではなかっただろうか。家庭と政治とを統一された視点でとらえることができ」ないことが、結局お互いの家庭観や政治観をも歪んだ形のものにしてしまった、と問題の焦点をとらえている。

これは家庭と政治にかぎらない。家庭と仕事についても、問題の性質は同じである。昭和39年3月1日の朝日新聞日曜版「わが家の茶の間」で、映画俳優三国連太郎氏はみずからの家庭観について、「あたたかいみそ汁のおいや、よくあたたまった部屋、つまり平安な生活はしよせん男を骨ぬきにしてしまう

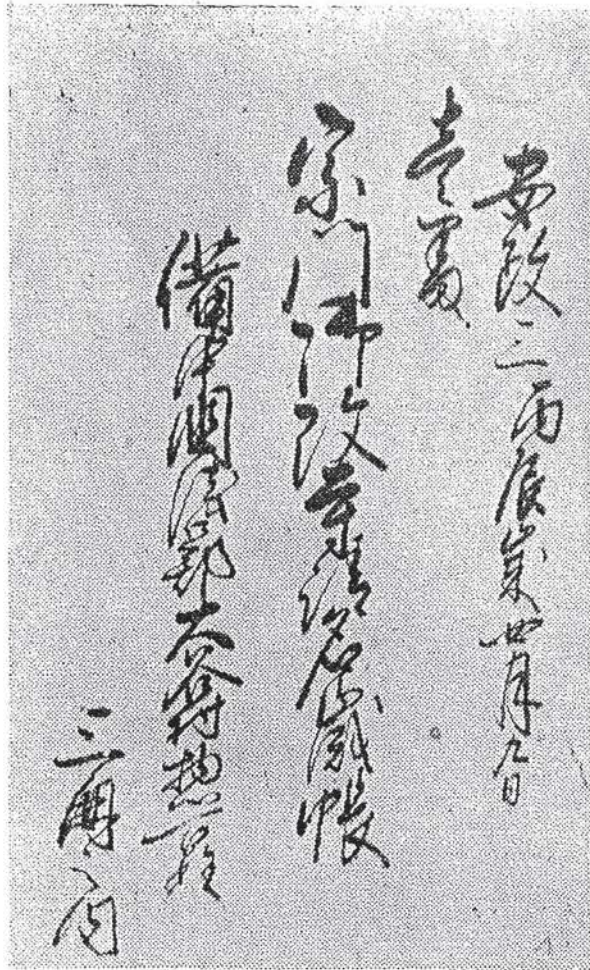
ものだと考えたのである。そして幾多の有望な青年が、家庭を持ったがために去勢されて行く実例をまのあたりにみて、ほとんどこれは動かし得ない私の真理となったのである」と語っている。しかし反家庭的な自分にもときにはグサリと胸にこたえるときもあると、一方ではやはり問題になっている。それが現実だと思う。

その点で、ガンジーの思想運動は刮目に値する。上原専祿著『現代を築くところ』中、サチャグラハ運動についての註釈P・21の中で、「ガンジーの三つの根本思想すなわちブラーマチヤリア（禁欲）、アヒムサ（非暴力）、サチャグラハ（真理をつかまえる）は、ガンジーの家庭生活の中からはじまって、次第にインド民衆の心をとらえ、ついに全インド民衆のスワラージ（自由と独立をめざす運動の根本をささえ、強力な不服従運動となって発展した」ということがのべられている。ガンジーの家庭と社会を貫くそれらの思想をもっと深くわかりたい興味を感じるのであるが、本教においては、それが「取次」にほかならない。

また大熊信行氏も「男性が一面において、非常に家庭的であることは、他の一面において、大いに社会的・行動的であることとを少しも妨げるものではない。その両面は統一できないなどと思ひこんでいるのは、最も悪い意味で『日本的』旧型の男性にほかならない」（朝日新聞、昭和39・4・15「きのうきょう」欄）と述べていることも付記しておこう。

資料

小野家文書 (6)



金光真整 編
三矢田守秋

安政三年 大谷村 宗門御改寺請名歳帳

附 教祖一家の毎年の記事抜萃

「宗門御改寺請名歳帳」について

これは、一般に「宗門改帳」と呼ばれているものと同種のものである。江戸時代、幕府はキリスト教禁止のため、外に對しては国を鎖ざすとともに、内には「宗門改め」の制度をもうけ、毎年全国にわたって、士民の別なく、その宗旨をしらべて改め帳を作り、檀那寺をしてキリスト教徒でないことを證明させた。こうしてできた帳面を「宗門改帳」・「宗門別帳」などといい、寺の證明書を寺請證文、或は宗旨手形と呼んでいる。

ここにとりあげたものは、備中国浅口郡大谷村（現岡山県浅口郡金光町）の安政三年（一八五六）の宗門改帳であるが、一番・二番・三番および下番（非人の部）の四冊にわかれている。このほか大谷村のものとして現存しているのは、嘉永元（三・下）、二（下）、六（二・下）、安政二（二）、四（一・二・三）、五（一・二・下）、六（一・二・三・下）、万延元（一・二・三）、文久元・二（各一・二・下）、三（二・三・下）、元治元・慶応二・三（各全部、但し元治元年より四番が増冊されている）、明治元（三・四・下）、二・三（各全部）である。

これらの記載の様式は以下に示す通りである。各冊とも、宗旨別・五人組別に村内各戸の家族の名前・年令・続き柄などを書き上げ、最後に檀那寺の請状がしるされている。なお二番の帳面には、村内の社祠・堂宇、総戸数・総人口とその内訳がしるされているとともに、宗門改めに遺漏や異状のない旨を誓約した村民の連判状並に村役人の奥書がしたためられている。

大谷村では毎年四月に、村役人によって領主役所に提出され、村役人の手許にも控えが保管され、こんにちの戸籍台帳の役割もはたした。これらによって、村の人口構成や村民各戸の家族構成等を行うことができる。但し、婚姻や出生の届けは、数年おくられて出されているのが普通であって、年令などもこんにちの戸籍簿ほど正確ではない。

教祖一家の記事は、安政三年以後明治三年まで十五年間のうち、文久三、慶応元、明治元の三年分が欠けている。なお、参考のため末尾に明治五年の壬申戸籍を掲載した。

凡 例

- 一、原文には、句読点・返り点などはないが、編者が適当につけた。
- 一、読みにくい漢字にはルビをつけた。
- 一、変体假名は平假名に改めた。
- 一、註は本文の下或は左わきに括弧を付して入れた。

天台宗寂光院檀那宗旨證文

大谷村庄屋役小野四右衛門家内

一家主 四拾四歳 小野四右衛門[㊦]

備前児嶋郡彦崎村庄左衛門娘

一妻 三拾六歳 かつ

一嫡男 拾八歳 読太郎

一次男 拾歳 金治

一嫡女 拾四歳 ころ

一次女 拾貳歳 きし

一三女 六才 とし

一父 七拾貳歳 小野光右衛門

一継母 五拾九歳 しけ

一下男 貳拾七歳 新三郎

右合拾人内男五人 女五人

小野四右衛門組下多平治家内

一家主 四拾三歳 多平治[㊦]

一妻 三拾四歳 とみ

一嫡男 拾才 喜平治

一妻 三拾四歳 とみ

一嫡男 拾才 喜平治

一妻 三拾四歳 とみ

一嫡男 拾才 喜平治

一妻 三拾四歳 とみ

一嫡男 拾才 喜平治

同郡阿方崎新田村長太郎娘

一母 七拾四歳 むめ

一従弟 四拾歳 富平

右合五人内男三人 女貳人

小野四右衛門組下重五郎家内

一家主 五拾九歳 重五郎[㊦]

一妻 四拾八歳 たみ

一嫡男 貳拾三歳 理右衛門

一次男 拾六歳 平三郎

右合四人内男三人 女一人

小野四右衛門組下秀吉家内

一家主 四拾三歳 秀吉[㊦]

一妻 三拾八歳 ころ

一嫡男 拾四歳 理喜蔵

一次男 七才 光蔵

一父 七拾三歳 源之丞

右合五人内男四人 女一人

小野四右衛門組下音十郎家内

一家主 六拾貳歳 音十郎

一妻 三拾八歳 ころ

一嫡男 拾四歳 理喜蔵

一次男 七才 光蔵

一父 七拾三歳 源之丞

大谷村善蔵娘

一妻 四拾九歳 ちう

一嫡男 貳拾參歳 順右衛門

一次男 拾六歳 芳蔵

一嫡女 貳拾七歳 なか

右合五人内男三人 女貳人

小野四右衛門組下友蔵家内

一家主 三拾六歳 友蔵[㊦]

一妻 貳拾八歳 たけ

一嫡男 拾歳 久右衛門

一父 六拾九歳 善平

一母 六拾歳 みき

一弟 三拾三歳 辰五郎

一辰五郎妻 貳拾五歳 うめ

右合七人内男四人 女三人

小野四右衛門組下忠蔵家内

一家主 六拾八歳 忠蔵[㊦]

一養子 三拾三歳 清蔵

一妻 三拾三歳 清蔵

一嫡男 三拾三歳 清蔵

一妻 三拾三歳 清蔵

一嫡男 三拾三歳 清蔵

一妻 三拾三歳 清蔵

一嫡男 三拾三歳 清蔵

一妻 三拾三歳 清蔵

養父忠藏娘

- 一 清藏妻 三拾壹歳 ぬひ
- 一 清藏嫡男 拾才 近之丞
- 一 清藏嫡女 七才 りよ
- 右合五人内 男三人 女貳人

小野四右衛門組下浅太郎家内

- 一家主 貳拾壹歳 浅太郎
- 一 母 六拾四歳 ゆふ
- 一 兄 三拾七歳 松五郎
- 一 松五郎嫡男 八才 伊右衛門
- 一 松五郎次男死(朱) 五才 品藏
- 一 兄 貳拾九歳 十蔵
- 一 兄 貳拾七歳 安太郎
- 右合七人内 男六人 女一人

小野四右衛門組下忠五郎家内

- 一家主 四拾三歳 忠五郎
 - 一 弟 三拾壹歳 関藏
- (貼紙) 甲寅年(安政元年)奉願上備前興除新田内尾吉太郎方之奉公稼二罷出申候
右合貳人男

小野四右衛門衛門組下余吉家内

- 一家主 六拾貳歳 余吉
 - 一 嫡男 拾九歳 六治郎
 - 一 嫡女 貳拾貳歳 つゆ
 - 一 次女 貳拾壹歳 あさ
 - 一 弟 五拾九歳 菊松
 - 一 菊松妻 四拾五歳 きく
 - 一 菊松嫡男 拾九歳 杏右衛門
- 浅口郡柏嶋村藤介娘
(貼紙) 乙卯年(安政二年)家出仕行衛相知不申二付奉願上張紙二被仰付候

小野四右衛門組下元右衛門家内

- 一 妻 四拾三歳 りの
- 一 嫡男 拾八歳 数右衛門
- 一 次男 拾五歳 直次郎
- 一 嫡女 貳拾壹歳 まつ
- 一 次女 貳拾歳 とせ
- 一 三女 拾貳歳 たき
- 右合九人内 男六人 女三人

小野四右衛門組下元右衛門家内

- 一家主 五拾貳歳 元右衛門
- 一 妻 四拾三歳 りの
- 一 嫡男 拾八歳 数右衛門
- 一 次男 拾五歳 直次郎
- 一 嫡女 貳拾壹歳 まつ
- 一 次女 貳拾歳 とせ
- 一 三女 拾貳歳 たき

小野四右衛門組下読杏家内

- 一 四女 八才 とわ
- 右合八人内 男三人 女五人
- 小野四右衛門組下読杏家内 四拾八歳 読杏
- 小田郡新賀村藤兵衛娘

小野四右衛門組下多八家内

- 一 妻 三拾九歳 すて
- 一 嫡女 拾三歳 とよ
- 一 次女 拾才 よし
- 右合四人内 男一人 女三人
- 小野四右衛門組下多八家内 五拾九歳 多八
- 須惠村源七娘

小野四右衛門組下多八家内

- 一 妻 五拾五歳 かむ
- 一 嫡女 拾五歳 うた
- 右合四人内 男貳人 女貳人
- 組頭柳太郎家内 三拾九歳 柳太郎
- (貼紙) 丁未年(弘化四年)江戸御屋敷欠落仕未夕村方之帰り不申候

小田郡走出村直右衛門娘

一妻 三拾貳歲 りき

一嫡男 拾五歲 伊太郎

一次男 拾壹歲 嘉平治

一三男 七才 俊三郎

右合五人内男四人女一人

柳太郎組下儀右衛門家内

一家主 五拾歲 儀右衛門

一妻 四拾六歲 すき

一嫡男 拾歲 幾右衛門

一嫡女 貳拾壹歲 富代

右合四人内男貳人女貳人

柳太郎組下まつ家内

一家主 三拾四歲 まつ

右巷人女

柳太郎組下藤吉家内

一家主 三拾壹歲 藤吉

一妻 貳拾五歲 せき

大谷村誂次郎妹

一妻 六拾七歲 ちよ

一母 浅口郡勇崎村与三郎娘

一兄 四拾歲 善吉

(貼紙) 丙午歲(弘化三年) 江戸御屋敷欠落仕未夕村方へ歸り不申候

一姉 四拾壹歲 はつ

一妹 貳拾貳歲 とよ

一從弟 同郡柏嶋村 四拾歲 七之丞

一七之丞妻 藤吉姉 三拾五歲 かね

一七之丞嫡男 拾四歲 藤兵衛

一七之丞次男 七才 忠右衛門

一七之丞嫡女 九才 はな

右合拾巷人内男五人女六人

柳太郎組下清吉家内

一家主 四拾五歲 清吉

一嫡男 貳拾壹歲 栄丞

一次男 九才 平太郎

一嫡女 拾六歲 まき

右合四人内男三人女一人

柳太郎組下勇吉家内

一家主 貳拾三歲 勇吉

浅口郡地頭上村半四郎孫

一母 五拾九歲 つゆ

一兄 三拾九歲 千吉

(貼紙) 乙卯歲(安政二年) 家出任行衛相知不申二付奉願上張紙二被仰付候

一姉 貳拾八歲 みつ

右合四人内男貳人女貳人

柳太郎組下岩吉家内

一家主 貳拾歲 岩吉

一父 四拾三歲 与十

一母 四拾七歲 こよ

一弟 拾五歲 文五郎

一妹 拾貳歲 ちせ

大谷村安五郎娘

右合五人内男三人女二人

組頭治郎右衛門家内

一家主 五拾三歲 治郎右衛門

一妻 大谷村七平娘 四拾九歲 ひち

一嫡男 拾九歲 治郎吉

備前御野郡西河原村独身

一養子 貳拾五歲 新治

治郎右衛門娘

一新治妻 式拾貳歳 いち

一嫡女 拾四歳 との

一養父 八拾貳歳 平太郎

右合七人内 男四人 女三人

治郎右衛門組下新藏家内

一家主 五拾歳 新藏[㊦]

一妻 須惠村平藏娘 四拾貳歳 そめ

一嫡男 貳拾貳歳 為次郎

一次男 六才 益右衛門

一嫡女 佐々井半十郎様御代
官所浅口郡勇崎村増
右衛門梓増吉妻二遺
申候(朱) 拾九歳 めやく

一次女 拾六歳 しか

一三女 拾歳 みな

右合七人内 男三人 女四人

治郎右衛門組下半四郎家内

一家主 四拾三歳 半四郎[㊦]

浅口郡六条院中村千代三郎娘

一妻 四拾六歳 さん

一嫡男 拾九歳 十右衛門

一次男 拾七歳 半五郎

一嫡女 拾歳 すか

一父 七拾歳 仁市

一役之丞後家 浅口郡西大嶋新田又兵衛妹 六拾三歳 まつ

右合七人内 男四人 女三人

治郎右衛門組下常藏家内

一家主 四拾九歳 常藏[㊦]

同郡六条院中村喜代介姫

一妻 四拾歳 すゑ

一嫡男 拾五歳 萬太郎

一次男 四才 早太郎

一嫡女 拾八歳 ちか

一父 七拾三歳 九右衛門

右合六人内 男四人 女三人

治郎右衛門組下茂右衛門家内

一家主 六拾歳 茂右衛門[㊦]

一亡妻やす嫡男 貳拾貳歳 貞藏

右合貳人男

治郎右衛門組下三右衛門家内

一家主 貳拾九歳 三右衛門[㊦]

大谷村茂右衛門娘

一妻 三拾歳 はや

一嫡男 八才 光太郎

一祖母 須惠村忠八娘 七拾九歳 くめ

右合四人内 男貳人 女貳人

治郎右衛門組下羽右衛門家内

一家主 四拾三歳 羽右衛門[㊦]

浅口郡勇崎村善右衛門娘

一妻 三拾七歳 ゑひ

一嫡男 拾五歳 烈右衛門

一次男 拾壹歳 本太郎

一嫡女 拾七歳 はつ

一母 同郡八重村宗右衛門姫 六拾六歳 ひて

一弟 三拾五歳 小十郎

一小十郎妻 浅口郡占見村亀藏娘 貳拾九歳 ちか

右合八人内 男四人 女四人

組頭浅治郎家内

一家主 五拾貳歳 浅治郎[㊦]

一嫡男 貳拾三歳 鹿藏

一次男 拾六歳 此次郎
 一嫡女 貳拾歳 さの
 一次女 拾貳歳 ひろ
 右合五人内男三人 女貳人
 浅治郎組下甚之丞家内
 一家主 四拾貳歳 甚之丞
 一妻 三拾貳歳 むめ
 一嫡男 拾壹歳 丈吉
 一養母 五拾五歳 かよ
 藤之丞棹
 一弟 拾七歳 松之丞
 一從弟 四拾壹歳 弥十郎
 一弥十郎妹 貳拾七歳 まち
 一弥十郎妹 貳拾五歳 いと
 一從弟 四拾九歳 千代蔵
 浅口郡船尾村市五郎娘
 一 千代蔵妻 四拾三歳 てる
 一 千代蔵嫡男 拾九歳 若治
 一 千代蔵次男 拾五歳 幸七
 一 千代蔵三男 拾四歳 読右衛門
 一 千代蔵四男 八才 音之丞

右合拾四人内男九人 女五人
 浅治郎組下又右衛門家内
 一家主 四拾歳 又右衛門
 一嫡男 五才 又吉
 一嫡女 拾三歳 きぬ
 右合三人内男貳人 女壹人
 浅治郎組下河手熊蔵家内
 一家主 七拾五歳 河手熊蔵
 一養子 三拾貳歳 喜三郎
 林右衛門娘
 一喜三郎妻 貳拾三歳 りき
 右合三人内男貳人 女壹人
 浅治郎組下六之丞家内
 一家主 四拾九歳 六之丞
 一嫡男 拾七歳 役之丞
 一嫡女 貳拾貳歳 かめ
 一次女 拾歳 まつ
 一兄 五拾貳歳 長次郎

(貼紙) 乙酉年(文政八年) 我儘大坂え奉公稼二罷出候
 二付奉願上張紙二被為仰付候
 勇善娘
 一役介人 三拾歳 はる
 右合六人内男三人 女三人
 浅治郎組下富五郎家内
 一家内 三拾五歳 富五郎
 一妻 三拾壹歳 さと
 一嫡男 拾歳 文太郎
 養祖父文兵衛娘
 一母 六拾八歳 たみ
 一兄 五拾壹歳 藤十
 浅口郡柏嶋村忠介娘
 一藤十妻 四拾七歳 とみ
 一藤十嫡男 貳拾五歳 喜代蔵
 一姉 四拾四歳 たね
 一たね嫡女 拾九歳 のゑ
 右合九人内男四人 女五人
 浅治郎組下元太郎家内
 一家主 拾七歳 元太郎
 右老入男

浅治郎組下沢吉家内

一家主 四拾貳歳 沢吉[㊦]

一妻 養母はま娘

一嫡男 三拾四歳 てつ

一嫡男 拾貳歳 勘藏

一次男 八才 善三郎

一養弟 三拾貳歳 八代吉

右合五人内男四人 女一人

組頭礒右衛門家内

一家主 六拾六歳 礒右衛門[㊦]

一妻 小田郡関戸村助右衛門娘

一嫡男 五拾七歳 まつ

一嫡男 三拾七歳 春太郎

一春太郎妻 大谷村寛治娘

一春太郎嫡男 三拾歳 たみ

一春太郎嫡男 拾歳 光太郎

一春太郎次男 九才 里次郎

一次男 三拾四歳 駒次郎

下道郡陶村辰蔵娘

一駒次郎妻 貳拾八歳 きよ

一駒次郎嫡男 七才 常之丞

一嫡女 貳拾貳歳 りゑ

右合拾人内男六人 女四人

礒右衛門組下藤五郎家内

一家主 貳拾八歳 藤五郎[㊦]

一妻 養兄吉松妹

一嫡男 三才 元右衛門

一嫡女 六才 いの

右合四人内男貳人 女貳人

礒右衛門組下嘉平家内

一家主 五拾歳 嘉平[㊦]

一妻 養祖父嘉平孫

一養子 三拾七歳 きく

一久四郎妻 須惠村好太郎弟

一石蔵後家 浅口郡口林村清介又従弟

一久四郎妻 貳拾壹歳 きし

一石蔵後家 六拾七歳 ふて

右合五人内男貳人 女三人

礒右衛門組下兼蔵家内

一家主 四拾壹歳 兼蔵[㊦]

一妻 伯父方之丞娘

一嫡男 四拾六歳 して

一嫡男 拾八歳 与四郎

一次男 拾三歳 敬次郎

一三男 八才 周右衛門

一從弟 三拾歳 孫兵衛

一孫兵衛弟 二拾七歳 時五郎

右合七人内男六人 女一人

礒右衛門組下新右衛門家内

一家主 六拾壹歳 新右衛門[㊦]

一妻 浅口郡小坂村清右衛門娘

一嫡男 六拾三歳 きみ

一嫡男 三拾七歳 銀蔵

一銀蔵妻 同郡乙嶋村次蔵娘

一次男 貳拾八歳 りゑ

一三男 貳拾八歳 久吉

一三男 拾九歳 惣十

右合六人内男四人 女二人

礒右衛門組下八百蔵(古川氏)家内

一家主 六拾貳歳 八百蔵[㊦]

一妻 浅口郡六条院中村平吉姉 (教祖妻とせの父)

一嫡男 六拾壹歳 むめ

一嫡男 三拾貳歳 三作

一三作妻 同郡小坂西村藤七又従弟

一三作妻 貳拾七歳 つう

一三作嫡男 四才 才吉

池田内匠頭様御領分六条院中村
宇吉甥勝五郎養子参り遺申候(朱)

一次男 貳拾貳歳 国太郎

一三男 拾八歳 忠三郎

一嫡女 当村兼蔵從弟孫兵衛
妻遺申候(朱) 貳拾五歳 ます

右合八人内 男五人
女三人

礪右衛門組下役蔵家内

一家主 貳拾八歳 役 蔵

一妻 浅口郡柏嶋村六兵衛娘 貳拾三歳 とみ

一嫡女 五才 はな

右合三人 男一人
女二人

礪右衛門組下文治(教祖)家内

一家主 四拾三歳 文 治

大谷村八百蔵娘

一妻 三拾七歳 とせ
(正しくは三十八才)

一嫡男 拾歳 浅吉
(正しくは十二才)

一次男 八才 石之丞
(正しくは九才)

一養母 浅口郡益坂仁太郎娘 六拾五歳 さん
(正しくは六十六才)

右合五人内 男三人
女二人

礪右衛門組下五郎右衛門(古川氏・新屋の治郎)家内

一家主 貳拾九歳 五郎右衛門

右老人男

組頭瀬十郎家内

一家主 三拾貳歳 瀬十郎

浅口郡占見村文右右衛門娘

一妻 貳拾壹歳 ちか

一妹 貳拾五歳 さよ

一妹 拾八歳 よし

一伯父 六拾壹歳 弁次郎

一弁次郎嫡男 貳拾九歳 広右衛門
同郡黒崎村さと娘

一広右衛門妻 三拾貳歳 はる

一広右衛門嫡女 九才 こま

一弁次郎嫡女 貳拾四歳 さき

右合九人内 男三人
女六人

瀬重郎組下藤右衛門家内

一家主 三拾八歳 藤右衛門

浅口郡深田村柳右衛門娘

一妻 三拾貳歳 ふみ

一嫡男 拾歳 政次郎

一嫡女 六才 くま

一母 浅口郡深田村万蔵又從弟 六拾九歳 よね

右合五人内 男二人
女三人

瀬十郎組下新四郎家内

一家主 三拾四歳 新四郎

大谷村林之丞娘

一妻 三拾貳歳 かん

一嫡男 六才 砂右衛門

一嫡女 拾壹歳 うた

一次女 九才 まさ

一母 浅口郡地頭上村幸三郎娘 六拾八歳 その

一從弟 四拾六歳 梅太郎

一梅太郎妻 同郡下新庄村巴蔵娘 四拾五歳 たみ

一梅太郎嫡男 貳拾三歳 宇吉

一梅太郎次男 拾五歳 曾十郎

一梅太郎嫡女 拾九歳 とみ

右合拾壹人内 男五人
女六人

瀬十郎組下弁藏家内

一家主 三拾八歳 弁藏[㊦]
 浅口郡柏嶋村伝四郎娘
 一妻 三拾五歳 りか
 右合貳人内男貳人
 女貳人

瀬十郎組下理喜藏家内

一家主 五拾五歳 理喜藏[㊦]
 浅口郡深田村萬次郎娘
 一妻 四拾八歳 のふ
 一嫡男 拾三歳 辰藏
 一嫡女 貳拾貳歳 さと
 一次女 拾五歳 まつ
 一三女 八才 しも
 兄善吉倅
 一甥 三拾壹歳 久松
 同郡六条院中村文右衛門娘
 一久松妻 貳拾四歳 りき
 同郡六条院村喜介妹
 一久松母 六拾五歳 とめ
 一久松弟 貳拾五歳 長五郎
 右合拾人内男四人
 女六人

組頭寛治家内

一家主 五拾五歳 寛治[㊦]
 浅口郡本庄村儀右衛門娘

一妻 五拾七歳 さか
 一嫡男 貳拾貳歳 義平
 一嫡女 貳拾六歳 きく
 右合四人内男貳人
 女貳人

寛治組下元藏家内

一家主 六拾壹歳 元藏[㊦]
 浅口郡下竹善藏娘
 一妻 六拾壹歳 せん
 一嫡男 三拾三歳 卯之丞
 同郡柏嶋村八兵衛娘
 卯之丞妻 三拾歳 しも
 一次男 貳拾九歳 惣五郎
 一三男 拾六歳 鹿太郎
 一從弟 三拾三歳 俊平
 浅口郡地頭下村音之丞娘
 一俊平妻 貳拾九歳 きく
 一俊平嫡女 五才 ふん
 右合九人内男五人
 女四人

一家主 四拾九歳 順太郎[㊦]
 寛治組下順太郎家内

一妻 四拾七歳 みと
 浅口郡鴨方村徳三郎娘

一嫡男 貳拾壹歳 甚吉
 一嫡女 拾八歳 りゑ
 右合四人内男貳人
 女貳人

寛治組下善兵衛家内

一家主 貳拾四歳 善兵衛[㊦]
 大谷村理作妹
 一妻 貳拾七歳 りは
 一嫡男 七才 嘉市郎
 一妹 貳拾歳 かむ
 大谷村藤右衛門弟
 一從弟 三拾五歳 馬藏
 備前児嶋郡下津井村五郎右衛門養二從弟
 一馬藏妻 貳拾九歳 いと
 一馬藏嫡男 拾歳 嘉吉
 一馬藏次男 七才 弥平
 一いと妹 貳拾壹歳 しう
 右合九人内男五人
 女四人

一妻 三拾五歳 むめ
 浅口郡道口文右衛門娘
 一家主 三拾四歳 久之丞[㊦]
 寛治組下久之丞家内

河手又五郎妻大谷村俊平娘
 一母 五拾貳歲 やす
 一嫡男 拾歲 龜之丞
 一次男 八才 伊三郎
 一嫡女 拾四歲 なみ
 一次女 四才 ちゑ
 一弟 三拾歲 河手伊八
河手又五郎倅
同人娘笹井半十郎様
御代官所淺口郡乙嶋
村定之丞妻二遣申候
(先)
 一妹 貳拾歲 けい
同人娘
 一妹 拾四歲 こう
同人娘
 右合拾壹人内男四人
 女七人
 寛治組下読次郎家内
 一家主 三拾五歲 読次郎㊦
 一妻 淺口郡玉嶋村龜藏娘 貳拾四歲 さめ
 一母 同郡佐方村庄吉娘 六拾八歲 りき
 一伯父 七拾三歲 熊太郎
 一熊太郎嫡男 三拾七歲 近藏
 一近藏妻 大谷村利喜藏娘 三拾四歲 しめ

一近藏嫡男 拾歲 宗太郎
 一近藏嫡女 七才 つね
 一從弟 五拾三歲 長四郎
淺口郡柏嶋村庄三郎姉
 一長四郎妻 四拾壹歲 まつ
 一長四郎嫡男 拾九歲 秀吉
 一長四郎次男 拾貳歲 美代藏
 一長四郎嫡女 拾四歲 こめ
 一長四郎弟 四拾七歲 熊藏
 一從弟 五拾七歲 りか
 右合拾五人内男八人
 女七人
 組頭理右衛門家内
 一家主 四拾七歲 利右衛門㊦
須惠村市右衛門娘
 一妻 四拾六歲 ふく
 一嫡男 拾八歲 常次郎
 一次男 拾歲 若太郎
 一嫡女 拾九歲 たみ
 一次女 拾歲 まん
 一兄 死(朱)六拾三歲 藤吉
大谷村甚左衛門娘
 一藤吉妻 五拾三歲 まき
 一藤吉嫡男 貳拾四歲 千代藏

一藤吉次男 貳拾貳歲 直藏
 右合拾人内男六人
 女四人
 理右衛門組下九十郎家内
 一家主 四拾六歲 九十郎㊦
淺口郡佐方村萬吉娘
 一妻 四拾五歲 つゆ
 一嫡男 貳拾三歲 喜太郎
 一次男 貳拾壹歲 龜藏
 一三男 拾八歲 元藏
 一嫡女 五才 ゆふ
 右合六人内男四人
 女貳人
 理右衛門組下音之丞家内
 一家主 六拾歲 音之丞㊦
淺口郡小坂東村梅太郎姉
 一妻 五拾壹歲 よし
 一嫡男 貳拾九歲 相藏
 一次男 貳拾三歲 友藏
 一嫡女 拾五歲 くみ
 右合五人内男三人
 女貳人
 理右衛門組下新五郎家内

一家主 七拾三歳 新五郎[㊦]

一妻 養母き上娘

一嫡男 六拾貳歳 つゆ

一嫡男 三拾六歳 読之丞

一讀之丞妻 三拾壹歳 きく

一讀之丞嫡男 八才 久四郎

一嫡男 右合五人内男三人 女貳人

理右衛門組下平七家内

一家主 六拾六歳 平七[㊦]

一妻 須惠村周蔵娘

一嫡女 六拾七歳 きく

一嫡女 三拾七歳 きぬ

右合三人内男壹人 女貳人

理右衛門組下政右衛門家内

一家主 五拾九歳 政右衛門[㊦]

一妻 養父坂太郎娘

一嫡男 五拾壹歳 ふて

一嫡男 三拾四歳 政五郎

(貼紙) 江戸御屋敷御奉公相勤居申候

一政五郎嫡男 五才 熊太郎

右合四人内男三人 女壹人

理右衛門組下好蔵家内

一家主 三拾壹歳 好蔵[㊦]

一妻 浅口郡道越村治作又従弟

一嫡男 八才 宗右衛門

一嫡男 貳拾五歳 蜜蔵

一弟 貳拾三歳 志津右衛門

一弟 拾九歳 富右衛門

右合六人内男五人 女壹人

大谷村^{年寄役}組頭役 三郎治家内

一家主 四拾七歳 三郎治[㊦]

一妻 浅口郡鴨方村永蔵娘

一嫡男 三拾八歳 かつ

一嫡男 拾壹歳 信松

一嫡女 拾五歳 たき

一次女 五才 きわ

一母 浅口郡本庄村源兵衛娘

一弟 六拾六歳 さよ

一家来 三拾三歳 西菊平[㊦]

一常平嫡男 六拾貳歳 常平

一常平嫡男 貳拾七歳 元吉

右合九人内男五人 女四人

三郎治組下西沢林蔵家内

一家主 五拾四歳 西沢林蔵[㊦]

一妻 備後沼隈郡藤江村正蔵坊娘

一嫡男 四拾九歳 たけ

一嫡男 貳拾七歳 西沢森四郎

右合三人内男貳人 女壹人

三郎治組下仲治家内

一家主 貳拾四歳 仲治[㊦]

一妻 猪右衛門娘

一嫡女 貳拾五歳 かの

一次女 八才 しま

一養祖母 六才 きよ

一養祖母 大谷村林蔵妹

一養祖母 七拾六歳 てい

一養祖母 茂右衛門娘

一養祖母 拾九歳 きやう

右合六人内男壹人 女五人

三郎治組下多吉家内

一家主 四拾三歳 多吉[㊦]

一妻 浅口郡黒崎村千吉孫

一嫡男 四拾三歳 みな

一嫡男 九才 長右衛門

一嫡女 拾九歳 の 孫
右合四人内 男貳人 女貳人

一兄 三拾五歳 藤治
一兄 貳拾九歳 惣吉

三郎治組下梶右衛門家内
一家主 五拾三歳 梶右衛門
浅口郡下竹太三七俵

三郎治組下八右衛門(森田氏)家内

三郎治組下読十郎家内

組頭林之丞家内

一家主 四拾八歳 八右衛門
一嫡女 拾九歳 こよ
一次女 拾歳 とし

一家主 三拾歳 読十郎
一養妹 養母ちせ娘 貳拾四歳 むめ

一家主 五拾九歳 林之丞
一妻 養父愛蔵娘 五拾貳歳 まち

右合三人内 男壹人 女貳人

右合貳人内 男壹人 女壹人

一嫡男 貳拾六歳 浪五郎
一嫡男 拾五歳 砂三郎
一三男 九才 良蔵
一次女 貳拾九歳 はな
一次女 貳拾三歳 すゑ
一三女 貳拾歳 とみ

三郎治組下八百治家内

三郎治組下亀蔵家内

一嫡男 貳拾九歳 九才 良蔵
一嫡女 貳拾九歳 はな
一次女 貳拾三歳 すゑ
一三女 貳拾歳 とみ

浅口郡池口富六姉

浅口郡勇崎村為七娘

一嫡女 貳拾九歳 はな
一次女 貳拾三歳 すゑ
一三女 貳拾歳 とみ

一妻 三拾八歳 はる

一妻 元養子磯吉娘 四拾八歳 みか

一嫡女 貳拾九歳 はな
一次女 貳拾三歳 すゑ
一三女 貳拾歳 とみ

一嫡男 拾貳歳 伝四郎

一孫 拾三歳 ゆき

一嫡女 貳拾九歳 はな
一次女 貳拾三歳 すゑ
一三女 貳拾歳 とみ

窪屋郡中嶋村介吉娘

一弟 四拾歳 喜代七

一嫡女 貳拾九歳 はな
一次女 貳拾三歳 すゑ
一三女 貳拾歳 とみ

右合五人内 男三人 女貳人

浅口郡小坂東村次右衛門娘
一喜代七妻 四拾三歳 きの
一喜代七嫡男 拾九歳 鉄太郎
一喜代七次男 拾三歳 豊太郎
一喜代七三男 九才 千代蔵

林之丞組下きみ家内

三郎治組下留吉家内

一喜代七嫡男 拾九歳 鉄太郎
一喜代七次男 拾三歳 豊太郎
一喜代七三男 九才 千代蔵

一家主 六拾八歳 きみ
一嫡女 貳拾六歳 きと
一次女 貳拾三歳 たつ

一家主 廿七歳 留吉
浅口郡浜中村持姓院娘
一母 六拾六歳 たひ

右合八人内 男五人 女三人

右合三人 女

林之丞組下久右衛門家内

一家主 式拾貳歳 久右衛門[㊦]

一母 浅口郡黒崎村谷田文仲娘 五拾五歳 まつ

一兄 三拾五歳 豊太郎

右合三人内男貳人 女一人

林之丞組下さつ家内

一家主 六拾九歳 さつ[㊦]

一嫡男 五拾歳 吉右衛門[㊦]

(貼紙) 癸卯年(天保十四年)家出仕行衛相知不申二付 奉願上紙二被仰付候

一嫡女 三拾五歳 さい

右合三人内男一人 女貳人

林之丞組下政太郎家内

一家主 三拾九歳 政太郎[㊦]

一妻 浅口郡占見新田村友右衛門娘 三拾五歳 きの

一嫡男 拾歳 播次郎

一嫡女 五才 ゆう

一下男 七拾歳 新八

右合五人内男三人 女貳人

林之丞組下ふみ家内

西沢福太郎妻備後沼隈郡下山田村 西光寺娘

一家主 式拾三歳 ふみ[㊦]

右老人 女

林之丞組下市五家内

一家主 四拾七歳 市五[㊦]

(貼紙) 甲辰歳(弘化元年)奉願上浅口郡阿賀崎新田村 え當時出職仕居申候

右老人 男

林之丞組下川手秀太郎家内

一家主 四拾壹歳 川手秀太郎[㊦]

一嫡男 拾八歳 川手幸次郎

一次男 拾貳歳 川手紋三郎

一家来 三拾四歳 久蔵(鈴木氏)

一久蔵弟 三拾歳 今蔵

一久蔵姉 死(朱) 三拾七歳 〽さと

右合六人内男五人 女一人

林之丞組下直藏家内

一家主 式拾七歳 直藏[㊦]

一妻 養父川手与十郎娘 式拾四歳 まつ

一嫡男 七才 与次郎

一嫡女 九才 あさ

一養父 六拾六歳 川手与十郎

一養母 浅口郡柏嶋村寿平妹 五拾五歳 よし

一妹 松平内蔵頭様御領分屋那梯木名主貞次郎伴拾九歳 〽さめ (一治妻二遺申候(朱))

右合七人内男三人 女四人

林之丞組下川手国平家内

一家主 三拾五歳 川手国平[㊦] (のち、安平と改名)

一母 浅口郡連嶋泰蔵妹 七拾三歳 つね

一兄 四拾九歳 角三郎

一姉 四拾歳 ひさ

右合四人内男貳人 女貳人

林之丞組下理作家内

一家主 三拾歳 理作[㊦]

一母 祖父武平娘 四拾七歳 さん

一妹 誑右衛門娘 式拾三歳 さる

右合三人内男一人 女貳人

林之丞組下多重郎家内

一家主 死(朱) 七拾三歳 〽、多十郎
 一嫡男 貳拾八歳 磯吉
 一磯吉嫡男 拾歳 多三郎
 一次男 貳拾六歳 留十
 一留十嫡男 六才 喜三郎
 右合五人 男

家数合八拾四軒

人数合四百六拾八人内 男貳百六拾三人 女貳百五人

右之分は、何れも代々天台宗当寺檀那にて御座候。切支丹宗門御改先年被仰出之候御法度書之趣並貞享四年卯六月被仰出之候御条目之趣ヲ以、慥遂詮義候処、前々切支丹にて転候もの並其類族之者、宗旨紛敷者、疑敷もの、怪敷もの、害人も無御座一候。若切支丹宗門之由訴人御座候ハハ拙僧罷出申開可仕候。依て證文如件。

備中国浅口郡六条院中村真岳山
 明王院末寺同国同郡

大谷村

寂光院

安政三丙辰藏

四月九日

御奉行様

大谷村寂光院寺内

一寺主 六拾壹歳 良快
 一弟子 貳拾歳 良孝
 一弟下男 天台宗浅口郡占見村泉勝院旦那手形外ニ有リ 五拾壹歳 万平
 一右同断 下男 四拾九歳 元平

右合四人男

寂光院家来安五郎家内

一家主 七拾四歳 安五郎
 一嫡男 四拾貳歳 文吉
 一文吉妻 浅口郡口林村作兵衛娘 三拾三歳 きく
 一文吉嫡女 貳才 みと
 一従弟 貳拾五歳 浅吉
 一浅吉母 安五郎娘 四拾歳 さき
 一浅吉弟 拾七歳 寿太郎
 一浅吉妹 貳拾貳歳 かよ
 一従弟 三拾九歳 清右衛門

浅口郡東大嶋八百歳又従弟

一清右衛門母 六拾三歳 まき
 一清右衛門妹 貳拾貳歳 なつ
 一清右衛門妹 拾六歳 もよ

右合拾貳人内 男五人 女七人

寂光院家来千藏家内

一家主 四月死去(朱) 六拾貳歳 〽、千藏
 一妻 浅口郡占見新田村代五郎妹 五拾九歳 せき
 一嫡男 三拾四歳 重八

同郡龜山清藏妹

一重八妻 貳拾六歳 との
 一重八嫡女 七才 つや
 一次男 三拾壹歳 新藏

同郡黒崎村之内佐見仁右衛門娘

一新藏妻 貳拾五歳 ふみ
 一三男 貳拾七歳 七兵衛
 一四男 貳拾五歳 留吉
 一嫡女 貳拾壹歳 ちせ

変名千藏(朱)

小田郡園井村勇藏娘

一伊八後家 四拾貳歳 ゆき
 一姪 伊八娘 貳拾歳 さか
 七兵衛妻ニ相成申候(朱)

一姪 同人娘 拾八歳 ひと
右合拾三人内男五人 女八人

寂光院家来平藏家内

一家主 五拾貳歳 平藏[㊦]

一妻 浅口郡六条院中村伊平太娘 四拾八歳 うめ

一嫡男 拾九歳 妻吉

一弟 三拾七歳 民藏

一民藏妻 同郡同村金太郎從弟 三拾歳 よみ

一民藏嫡女 七才 のふ

右合六人内男三人 女三人

寂光院家来房右衛門家内

一家主 貳拾四歳 房右衛門[㊦]

右老男

家数合五軒

人数合三拾六人内男拾八人 女拾八人

右之内下人合貳人男

右下人之分は、寺請状銘々主人方え取置之申候。御用次第指上可申候。

安政三丙辰歳四月九日
貳番

宗門御改寺請名歳帳

備中国浅口郡大谷村惣百姓

三册之内

浄土宗清雲寺檀那宗旨證文

柳太郎組下中嶋彦太郎家内

一家主 貳拾七歳 中嶋彦太郎[㊦]

一母 小田郡東三成村栄次郎妹 六拾五歳 まん

一弟 貳拾五歳 好太郎

右合三人内男貳人 女一人

柳太郎組下中嶋栄七郎家内

一家主 貳拾貳歳 中嶋栄七郎[㊦]

一祖父 七拾五歳 中嶋金藏

一弟 拾六歳 十太郎

一妹 拾貳歳 いと

一養從弟 小田郡笠岡村胡屋佐介後家つま娘 五拾歳 いち

右合五人内男三人 女二人

柳太郎組下中嶋友太郎家内

一家主 三拾五歳 中嶋友太郎[㊦]

一嫡男 八才 多吉

大谷村小野四右衛門叔母

一母 五拾八歳 たけ

右合三人内男貳人 女一人

柳太郎組下中嶋清太郎家内

一家主 四拾歳 中嶋清太郎[㊦]

大谷村清四郎娘

一妻 四拾四歳 きよ

一嫡男 八才 林平

一嫡女 拾五歳 なか

一兄 五拾五歳 茂市

右合五人内男三人 女二人

家数合四軒

人数合拾六人内男拾人 女六人

右之分は、何れも代々浄土宗当寺檀那にて御座候。切支丹宗門御改先年被仰出候御法度書之趣並貞享四年卯六月被仰出候御条目之趣ヲ以、慥遂ニ詮儀候処、前

々切支丹ニて転候もの並其類族之もの、宗
旨紛敷者、疑敷者、怪敷者耆人も無御座
候。若切支丹宗門之由訴人御座候ハバ、拙
僧罷出申開可仕候。依證文如件。

京、知恩院末寺

備中国賀陽郡刑部村

来迎山

安政三丙辰歳 清雲寺

四月九日

御奉行様

浄土宗浄光寺檀那宗旨證文

柳太郎組下吉五郎家内

一家主 五拾四歳 吉五郎

一妻 四拾九歳 さん

一嫡男 式拾九歳 虎吉

一次男 式拾歳 久蔵

一三男 八才 卯平治

一嫡女 松平内蔵頭様御領 式拾式歳 とき

一次女 分浅口郡占見村 豊次郎方吉右衛門妻遣申候 (朱)

拾八歳 ちやう

右合七人内 男四人 女三人

右之分は、代々浄土宗当寺檀那ニて御座候。
切支丹宗門御改先年被仰出之候御法度
書之趣並貞享四年卯六月被仰出之候御
条目之趣ヲ以、慥遂ニ詮儀候処、前々切支
丹ニて転候者並其類族之者、宗旨紛敷もの、
疑敷者耆人も無御座候。若切支丹宗門之
由訴人御座候ハバ、拙僧罷出申開可仕候。
依て證文如件。

一観音堂

一阿弥陀堂

一地藏堂

一薬師堂

一観音堂

堂合五ヶ所

家数合九拾五軒

内 寺ヶ所 寂光院家来四軒

惣人数合五百三拾耆人内 男式百九拾六人 女式百三拾五人

右之内 下人合四人男

一権現社 寂光院預り

一荒神社 村中預り

一賀茂社 (大谷村氏神) 右同断

一山神社 久之丞預り

一荒神社 村中預り

一権現社 須惠村 与右衛門預り

一山神社 津谷預り

一荒神社 右同断

一荒神社 夕崎谷預り

宮社合九ヶ所

後自然切支丹宗門紛敷もの、怪敷もの御座候ハバ、早速可ニ申出候。若隱置後日於頭者、庄屋年寄五人組迄如何様之曲事にも可被ニ仰付候。依て庄屋年寄五人組迄不殘連判證文如件。

安政三丙辰歳四月九日

寂光院檀那五人組之組頭大谷村庄屋役組頭役

小野四右衛門

同檀那 同人組下 同村 多平治

法林寺檀那 同人組下 同村 紋吉

寂光院檀那 同人組下 同村 十五郎

同檀那 同人組下 同村 秀吉

右同断 同人組下 同村 音十郎

右同断 同人組下 同村 友藏

右同断 同人組下 同村 忠藏

右同断 同人組下 同村 浅太郎

右同断 同人組下 同村 忠五郎

右同断 同人組下 同村 象吉

右同断 同人組下 同村 元右衛門

右同断 同人組下 同村 読黍

右同断 同人組下 同村 多八

右合拾四人

寂光院檀那五人組之組頭大谷村 柳太郎

同檀那 同人組下 同村 義右衛門

清雲寺檀那 同人組下 同村 彦太郎

同檀那 同人組下 同村 中嶋栄七郎

右同断 同人組下 同村 友太郎

右同断 同人組下 同村 清太郎

寂光院檀那 同人組下 同村 ま津

同檀那 同人組下 同村 藤吉

右同断 同人組下 同村 清吉

右同断 同人組下 同村 勇吉

右同断 同人組下 同村 岩吉

浄光寺檀那 同人組下 同村 吉五郎

右合拾式人

寂光院檀那五人組之組頭

大谷村治郎右衛門

同檀那 同人組下 同村 新藏

右同断 同人組下 同村 半四郎

右同断 同人組下 同村 常藏

右同断 同人組下 同村 茂右衛門

右同断 同人組下 同村 三右衛門

右同断 同人組下 同村 羽右衛門

右合七人

寂光院檀那五人組之組頭大谷村 浅治郎

同檀那 同人組下 同村 甚之丞

右同断 同人組下 同村 又右衛門

右同断 同人組下 同村 河手熊藏

右同断 同人組下 同村 六之丞

右同断 同人組下 同村 富五郎

右同断 同人組下 同村 元太郎

右同断 同人組下 同村 沢吉

右合八人

寂光院檀那五人組之組頭大谷村 礪右衛門

同檀那 同人組下 同村 藤五郎

右同断 同人組下 同村 嘉平

右同断 同人組下 同村 兼藏

右同断 同人組下 同村 新左衛門

右同断 同人組下 同村 八百藏

右同断 同人組下 同村 役藏

右同断 同人組下 同村 文治

右同断 同人組下 同村 五郎右衛門

右合九人

寂光院檀那五人組之組頭大谷村 瀬十郎

同檀那 同人組下 同村 藤右衛門

右同断 同人組下 同村 新四郎

右同断 同人組下 同村 新四郎

右同断 同人組下 同村 弁 藏^卍
右同断 同人組下 同村 理喜藏^卍

右合五人

寂光院檀那五人組之組頭大谷村 寛 治^卍

同檀那 同人組下 同村 元 藏^卍

右同断 同人組下 同村 順太郎^卍

右同断 同人組下 同村 善兵衛^卍

右同断 同人組下 同村 久之丞^卍

右同断 同人組下 同村 読治郎^卍

右合六人

寂光院檀那五人組之組頭大谷村理右衛門^卍

同檀那 同人組下 同村 九十郎^卍

右同断 同人組下 同村 音之丞^卍

右同断 同人組下 同村 新五郎^卍

右同断 同人組下 同村 平 七^卍

右同断 同人組下 同村 政右衛門^卍

右同断 同人組下 同村 好 藏^卍

右合七人

寂光院檀那五人組之組頭大谷村^{年寄役}
組頭役

三郎治^卍

同檀那 同人組下 同村 西沢林藏^卍

右同断 同人組下 同村 仲 治^卍

右同断 同人組下 同村 多 吉^卍
右同断 同人組下 同村 八右衛門^卍
右同断 同人組下 同村 八百治^卍

右同断 同人組下 同村 留 吉^卍

右同断 同人組下 同村 徳十郎^卍

右同断 同人組下 同村 亀 藏^卍

右同断 同人組下 同村 梶右衛門^卍

右合拾人

寂光院檀那五人組之組頭大谷村 林之丞^卍

同檀那 同人組下 同村 き み^卍

右同断 同人組下 同村 久右衛門^卍

右同断 同人組下 同村 さ つ^卍

右同断 同人組下 同村 政太郎^卍

右同断 同人組下 同村 ふ み^卍

右同断 同人組下 同村 市 五^卍

右同断 同人組下 同村 川手秀太郎^卍

右同断 同人組下 同村 直 藏^卍

右同断 同人組下 同村 川手国平^卍

右同断 同人組下 同村 理 作^卍

右同断 同人組下 同村 多十郎^卍

大谷村中御百姓五人組之組数合拾組之人数
合九拾人、大谷村中五人組之義は村中家並

最寄順々次第ヲ以、御百姓地借家借迄、五
軒宛組合相定申候。此外組はつれ之者壹人
も無御座一候。依て如件。

年寄

安政三丙辰歳

三郎治^卍

四月九日

庄屋

小野四右衛門^卍

御奉行様

安政三丙辰歳四月九日

三番

宗門御改寺請名歳帳

備中国浅口郡大谷村惣百姓

三冊之内

禅宗法林寺檀那宗旨證文

小野四右衛門組下紋吉家内

一家主

四拾壹歳

紋 吉^卍

浅口郡小坂西村茂吉徒弟

一妻

三拾五歳

む つ

一嫡女

拾壹歳

し も

同郡上新庄村兵四郎娘

一母

六拾七歳

た め

右合四人内男老人
女三人

右之分は、代々禪宗当寺檀那ニ御座候。切支丹宗門御改先年被仰ニ出之候御法度書之趣並貞享四年卯六月被仰ニ出之候御条目之趣ヲ以、慥遂ニ詮儀ニ候処、前々切支丹ニて転候もの並其類族のもの、宗旨紛敷者、疑敷者、怪敷もの耆人も無御座候。若切支丹宗門之由、訴人御座候ハバ、拙僧罷出申開可仕候。依證文如件。

備中国浅口郡鴨方村長川寺末寺

同国同郡佐方村円満山

安政三丙辰歳

法林寺圓

四月九日

御奉行様

安政三丙辰歳四月九日

宗門御改寺請名歳帳

備中国浅口郡大谷村辻請御預ケ山
下番非人

天台宗寂光院檀那宗旨證文

村請御預ケ山下番非人新五郎家内

一家主 三拾壹歳 新五郎

一妻 三拾貳歳 吉 ぬ

一嫡男 六才 国次郎

一從弟 三拾七歳 宮藏

一宮藏妻 三拾壹歳 とく

一宮藏嫡男 拾壹才 三代吉

右合六人内男四人 女貳人

右之分は、天台宗当寺檀那ニて御座候。切支丹宗門御改先年被仰ニ出之候御法度書之趣並貞享四年卯六月被仰ニ出之候御条目趣ヲ以、慥遂ニ詮儀ニ候処、前々切支丹ニて転候もの並其類縁之者、宗旨紛敷者、疑敷もの、怪敷者耆人も無御座候。若切支丹宗門之由訴人御座候ハバ、拙僧罷出申開可仕候。依て證文如件。

備中国浅口郡六条院中村真岳山

明王院末寺同国同郡大谷村

寂光院

安政三丙辰年

四月九日

御奉行様

安政四年

磯右衛門組下文治家内

一家主 四拾四歳 文治

一妻 三拾八歳 とせ

一倅 拾壹歳 浅吉

大谷村八百蔵娘 (正しくは三十九才)

(正しくは十三才)

御奉行様

切支丹宗門御改先年被仰ニ出之候御法度書之趣ヲ以、右之非人慥遂ニ詮儀ニ候処、前々切支丹ニて転候もの並其類族之者、宗旨紛敷もの、疑敷もの、怪敷ものニて無御座候。依て檀那寺證文取之指上申候。此已後自然切支丹宗門紛敷義も御座候ハバ、早速可申上候。若隠置後日於頭は、如何様之曲事ニも可被仰付候。依奥書如件。

庄屋

小野四右衛門

年寄

三郎治

教祖一家

(安政四年より明治二年までは、一番の帳面より抜萃)

安政四年

磯右衛門組下文治家内

一家主 四拾四歳 文治

一妻 三拾八歳 とせ

一倅 拾壹歳 浅吉

大谷村八百蔵娘 (正しくは三十九才)

(正しくは十三才)

一次男 九才 石之丞
 (正しくは十才)
 一娘 六才 くら
 (正しくは七才)
 一養母 六拾六歳 さん
 浅口郡益坂仁太郎娘
 右合六人内男三人
 女三人
 (正しくは六十七才)

安政五年

礒右衛門組下文治家内

一家主 四拾五歳 文治[㊦]
 大谷村八百蔵娘

一妻 三拾九歳 とせ
 一悴 拾貳歳 浅吉
 一次男 拾歳 石之丞
 一三男 四才 卯之治
 一娘 七才 くら
 浅口郡益坂仁太郎娘
 一養母 六拾七歳 さん
 右合七人内男四人
 女三人

安政六年

礒右衛門組下浅吉家内

一家主 拾三歳 浅吉[㊦]
 一父 四拾六歳 文治
 大谷村八百蔵娘

一母 四拾歳 とせ
 一弟 拾壹歳 石之丞
 一弟 五才 卯之治
 一妹 八才 くら
 一妹 貳才 この
 一養祖母 六拾八歳 さん
 浅口郡益坂仁太郎娘
 右合八人内男四人
 女四人

萬延元年

春太郎組下浅吉家内

一家主 拾四歳 浅吉[㊦]
 一父 四拾七歳 文治
 大谷村八百蔵娘

一母 四拾壹歳 とせ
 一弟 拾貳歳 石之丞
 一弟 六才 卯之治
 一妹 九才 くら
 一妹 三才 この
 一養祖母 六拾九歳 さん
 浅口郡益坂仁太郎娘

右合八人内男四人
 女四人

文久元年
 春太郎組下浅吉家内
 一家主 拾五歳 浅吉[㊦]
 一父 四拾八歳 文治
 大谷村八百蔵娘

一母 四拾貳歳 とせ
 一弟 拾三歳 石之丞
 一弟 七才 卯之治
 一妹 拾歳 くら
 一妹 四才 この
 一養祖母 七拾歳 さん
 浅口郡益坂仁太郎娘
 右合八人内男四人
 女四人

文久二年

春太郎組下麻吉家内

一家主 拾六歳 麻吉[㊦]
 一父 四拾九歳 文治
 大谷村八百蔵娘

一母 四拾三歳 とせ
 一弟 拾四歳 石之丞
 一弟 八才 卯之治

一妹 拾壹歳 くら
 一妹 五才 この
 一養祖母 七拾壹歳 さん
 右合八人内男四人 女四人

元治元年

春太郎組下麻吉家内

一家主 拾八歳 麻吉
 一父 五拾壹歳 文治
 一母 四拾五歳 とせ
 一弟 拾六歳 石之丞
 一弟 拾歳 卯之治
 一妹 拾三歳 くら
 一妹 七才 この
 一養祖母 七拾三歳 さむ
 右合八人内男四人 女四人

慶応二年

(貼紙はすべて翌慶応三年の異動を示すものである)

春太郎組下赤沢麻吉家内

一家主 貳拾歳 赤沢麻吉
 (貼紙)本組(足輕本組)に被仰付除之

一父 五拾三歳 文治
 (貼紙)家主
 (貼紙)金光河内

一母 四拾七歳 とせ
 (貼紙)妻
 大谷村八百蔵娘

一倅 拾八歳 石之丞

一次男 拾貳歳 卯之治

一娘 拾五歳 くら

一次女 九才 この

一養祖母 七拾五歳 さん
 浅口郡益坂仁太郎娘

右合八人内男四人 女四人

慶応三年

春太郎組下金光河内家内

一家主 五拾四歳 金光河内
 大谷村八百蔵娘
 有志組
 一妻 四拾八歳 とせ

一倅 拾九歳 金光石之丞

一次男 拾三歳 卯之治

一娘 拾六歳 くら

一次女 拾歳 この

右合六人内男三人 女三人

明治二年

(○貼紙は翌三年の異動を示すものである。この年、教祖夫妻の記事が見えないのは、「金神社神職」として別帳扱いになったがためと考えられる。)

春太郎組下金光石之丞家内

一家主 貳拾壹歳 金光石之丞
 (貼紙)一家不残別帳被仰付 (貼紙)別帳ニ付除之

一弟 拾五歳 卯之治

一妹 拾八歳 くら

一妹 拾貳歳 この

右合四人内男貳人 女貳人

明治三年

(二番の帳面の末尾の貼紙より抜萃。但し、明治四年のした書きと考えられる。)

神葬祭御改帳

金神社神職金光太陣家内

一家主 五十七才 金光太陣
 大谷村八百蔵娘

一妻 五拾壹才 とせ

一倅 貳拾三才 金光萩尾

一次男 拾六才 宅吉 右之分は、神葬祭ニ相違無ニ御座ニ候。切支 明治四辛未歳 年寄 西沢武一郎
 一娘 貳拾才 くら 丹宗門之義ハ、連々被ニ仰出ニ候趣ヲ以、慥 四月 里正 小野慎一郎
 一次女 拾三才 この 遂ニ詮義ニ候処、紛敷者菅人も無ニ御座ニ候。 浅尾藩 御役所
 右合六人内男三人 女三人 仍て證文如レ件。

明治五年 壬申戸籍

備中浅口郡大谷村

四百五番屋敷居住 農 旧神官	実父当県浅口郡占見村 農 香取千之介三男	明治十六年十月十日死 亡(朱) 養父善太郎離縁 明治十二年十一月廿九日 日隠居ス(朱)	文化十一甲 戌八月十六日生
-------------------	-------------------------	--	------------------

文政二己卯 二月六日生

嘉永二己酉 四月廿五日 生

嘉永四辛亥 十二月十五日 日生

当村農古川八百蔵 妻 長女 明治十八年二月九日死亡(朱)	補権訓導但明治十七年十一月廿二日 少 農 業 金 光 萩 雄 戸主(朱) 種痘済 年六月十九日	当村三百九十九番 屋敷藤井駒次郎長男 常次郎妻ニ拾年 一月送ル(朱) 長女 くら 年廿二	当村古川登免入夫 七年戌十一月十日 送籍(朱) 農 業 三男 金 光 宅 吉 年十九
------------------------------	---	--	--

(實際に婚姻したものではなく、いわゆる兵隊養子である。)

<p>安政五戊午 一月十七日 生</p> <p>本村四百四番地平 民古川参作長男才 吉妻ニ明治十三年 五月廿一日送ル(朱)</p> <p>農業</p> <p>次女</p> <p>古野</p> <p>年十五</p>	<p>安政三丙辰 年十二月廿 九日生</p> <p>当村四百四番屋敷 平民古川参作長女 明治十一年九月十 四日入ル(朱)</p> <p>次男萩雄妻(朱)</p> <p>種痘済</p> <p>遊起</p> <p>(朱)</p>	<p>明治十一戊 寅年九月十 五日生</p> <p>明治十四年九月十 七日死亡(朱)</p> <p>萩雄長男(朱)</p> <p>同櫻丸</p> <p>(朱)</p>	<p>元治元甲子 七月十八日 生</p> <p>本村四百四番屋敷古川 参作次男明治十二年五 月十八日入ル(朱)離縁 明治十二年十二月十二 日本村四百四番地古川 参作方へ送ル</p> <p>同人養子長男(朱)</p> <p>金光玉治郎</p> <p>(朱)</p>
--	--	---	---

<p>安政元甲寅 十二月廿五 日生</p> <p>本村四百四番地全居古 川登免入夫ニ差遣居候 処親族協議ノ上願済ノ 上七月十一日復籍入ル (朱)</p> <p>種痘済</p> <p>金光宅吉</p> <p>(朱)</p>	<p>安政六己未 三月廿一日 生</p> <p>本郡黒崎村五拾七番地 平民農阿部三平長女明 治十三年八月十三日入 ル(朱)</p> <p>宅吉妻(朱)</p> <p>種痘済</p> <p>喜代</p> <p>(朱)</p>	<p>明治十三庚 辰八月十三 日生</p> <p>宅吉長男(朱)</p> <p>金光攝胤</p> <p>(朱)</p> <p>種痘済</p>	<p>明治十五年 二月十日生</p> <p>氏神賀茂社 神道葬祭</p> <p>同人長女(朱)</p> <p>飛婦野</p> <p>(朱)</p> <p>種痘済</p>
--	---	--	--

彙報

総論	一五二	頁
研究報告	一五三	
教学方法論の研究	一五四	
第一部研究会	一五四	
第二部研究会	一五五	
第三部研究会	一五五	
第四部研究会	一五六	
教義資料の蒐集・整理	一五七	
布教活動記録の蒐集・整理	一五七	
第四部資料の蒐集・整理	一五七	
教団自覚運動に関する研究	一五八	
信心生活記録の蒐集・整理	一五八	
教統者に関する資料の調査・蒐集	一五九	
資料の整理・保管	一五九	
小野家文書の整理・保管	一六〇	
金光大神御覚書研究会	一六〇	
御覚書演習	一六一	
信心懇談会及び時事懇談会	一六一	

原書ゼミナール	一六一
教規講読会	一六一
教学研究所総会	一六二
総会準備文献講読会	一六三
教学懇談会	一六三
研究生の養成	一六四
教内各種会合の傍聴	一六六
評議員会	一六七
職員懇談会	一六七
金光教概説書編纂会概況	一六八
「とりつぎ」誌について	一六九
その他	一六九

総論

三十八年度における方針は、つぎのとおりであった。

- (1) 研究者の実質的研究の充実
- (2) 教学方法論（教学の意義・分野・課題）の究明
- (3) 本所全般にわたる資料の整備・確認
- (4) 運営方式の確立（教団と研究所、所と部、部と研究者、研究事務等の有機的関連性）

この年度は、本教概説書の草稿執筆のことが、各班で分担してとりすめていく段階を一応終了し、全体調整者による調整作業に移されることとなったため、本所全体としてみると、概説書関係からの制約を脱して、本所本来の研究活動にその態勢を向けていくことのできた年度といえる。

この年度を全般的に反省してみると、方針(1)の点では、実質的研究の意味が、研究者個々の関心による研究というように考えられがちで、教学の全体的研究構想のなかで、各自の研究を位置づけ、所なり、部なりとの有機的な関連性をはっきりさせていく面の弱かったことが問題点として浮んできた。

(2)の点では、このことの重要性が、もう一つ切実感をもって受けとめられることにならず、その他このことの究明操作が具体的にはっきりしにくかったこと、基礎資料の蒐集整理などに時間が費されたことなどの理由で、研究会をもつての究明という点ではほとんど進捗しなかった。(3)の点では、引継ぎ資料(学院研究部、奉修所からのもの)等、本所こんにちまでの諸資料の基礎的整理を集中的に行なった。また(4)の点については、評議員会等で、教団と本所との関連性にかかわる諸問題を明らかにしていくことにつとめた。

方針としてかかげられる点は、その年度、重点的にとりすすめ

ていきたい諸点であって、それが、年度の活動のすべてであるというものではない。したがって、最初に方針としてあげられた点が、三十八年度の本所の活動の全体というものでなく、これらの点を中心に、以下、具体的に項目としてかかげる諸点について、それぞれ活動をすすめた。つぎに、それらの内容、反省点を述べることにする。

研究報告

研究報告の提出・発表については、そこに大きく二つの願いがある。一つは、研究を報告することによって研究者自身のみずからの内容を整理し展開させていきうること、また、その発表によって他の種々な角度からの批判を受けうること——研究の着実なる促進——を願うてのことであり、いま一つには、発表された研究の成果を、研究者相互あるいは教内信奉者がみずからの信心の内容として摂取し、それを一層進展させていきうること——信心の把握・展開——を願うてのことである。そうした意味合いから、本所は昭和三十四年度より、研究者全員が各自の実質研究の成果を年度ごとにとりまとめ、研究報告として提出することになって、今日に至っている。

三十八年度は別記一覧表の如く報告書が提出されている。(後掲

の「研究報告一覽表(3)」参照のこと) そこでは、各自の実質研究が、
 教学の全課題、全分野の中での位置づけをえて進められること、
 また、各自の研究が、従前の研究を経てそれとの結びつきにおい
 て段階的に進展していくようつとめること、が留意された。

さらに、そうした報告の検討の面では、三十八年度は、三十七
 年度提出の各報告書について検討会をもち、また、三十八年度に
 おける各研究者の研究の意図・方法・構想などについても、その
 要項をプリントし、検討をおこなった。そこでは、各自の研究の
 内容・方法・態度の面に関して、お互いに極めて厳しく検討し合
 うことが望まれ、それらを自己の内に吸収することへの努力が必
 要とされたが、同時になかなかそのようになっていかない各検討
 者のあり方が問題となった。

教学方法論の研究

教学の研究において、つねに本教教学の意義・分野・課題など
 が明らかにされることが必要である。教学方法論の研究は、この
 ことを自覚的に所全体の研究課題として取上げ、各部の具体的資
 料にもとづき、実質的研究をすすめるなかから究明しようとする
 ものである。

その方法としては、各部がそれぞれの資料をもとにして、その

研究をとおして方法論に関するレポートを作成し、全体による研
 究会をもつこととした。

三十八年度では、従来、この計画が全体的な立場から共通した
 形でとり上げようとした点を反省し、各部の実情に応じ、各部の
 研究会や資料検討、あるいは部員の論文検討などのなかで、具体
 的に可能な方法をもってすすめることとした。

三十八年度の実施情況をみると、各部とも主として基礎資料の
 蒐集や整理の作業に多くの時間と労力が費やされ、方法論究明の
 ための研究会をもつということは、一部実施された程度に止まっ
 た。

第一部研究会

第一部研究会は、第一部の研究領域である教史、伝記研究の立
 場から、教学の意義・分野・課題の究明という、教学の方法論的
 研究を主目的にし、併せて、部員の実質的研究の促進充実をも意
 図してすすめられている。昭和三十八年度も前年同様、部員の「
 研究報告」並びに「研究報告要項」を手がかりに、研究過程に生
 じた、研究の立場、意義及び課題等に関する具体的問題性を、把
 握する方向で研究会をもった。

しかるに、実際は「研究報告」並びに「研究報告要項」それ自

体の批判検討に終始した。そして実質的研究の充実促進には、幾分なりとも資することはできたが、方法論的研究に本格的にとりくむまでにはいたりえなかつた。その主なる理由として、昭和三十八年度の実質的研究が具体的な成果をみるまでに進捗してないことと、部員の教学方法論に対する問題意識の未成熟、という二点が反省的に浮び上ってきた。

第二部 研究会

第二部の基本課題として、昭和三十八年度より教義史の研究にとりくむこととなった。教義史の研究には、まず資料に即するための整理規準なり、資料解釈の立場を明確にする必要がある。そのことを具体的には、矢代次氏についての資料を蒐集し、整理していく過程で考えていくこととなった。矢代氏に関する蒐集は昭和三十八年八月に行なつた。他面、他宗教の教義史といえる文献を参考にするため、ハルナックの「基督教の本質」をとりあげたが、諸種の事情で部員各自の自主的な講読に終つた。また、部としての教学方法論究明のことは、全体として容易にその機会をもちえないままに現在に至っている。

第三部 研究会

この研究会は、当部の研究領域である布教、教制並びに信心生活の究明、及び部の立場からの教学方法論を明らかにすることを願ひとしているが、次のような部の実情から研究会それ自体の内容を生みだすことが困難であつた。

すなわち研究の進捗は資料の確な把握と相まつものであるが、蒐集方途がつかめぬところから、積極的にその蒐集を推進しえぬまま今日に及んでいる。いきおい部員の研究態度も不明確であり、そこからこの研究態度の確立、資料蒐集の方法の適正化が、なんらかの統一ある形ですすめられることが願われていた。

そこで三十八年度は、右の研究の実情を打開する方途として、当部の研究領域のなかから、部員各自の研究の関心をみだし、かつ部員相互の関連をも見出しうるような研究会をもつこととした。それは各自の実質的研究の成果を通して、部の研究の意義・分野・課題を明らかにし、かつ資料蒐集の意義も明らかにするような方向をとることであつた。このことを、共同研究という形で「御取次成就信心生活運動の歴史的展開とその実態」という課題を設けて果そうとした。

最初、一応この課題に含まれる問題を浮かび上げ、各自分担してその問題に関係ある資料の蒐集につとめたが、資料の不充分さに阻まれ、かつ研究方法も明確にとらえられず、資料蒐集の態

度ひいては研究態度に疑義がもたれることとなった。そこから上原専祿氏の「課題化的認識方法」について同氏の著述（「思想四六八 アフリカ研究の問題点」、岩波講座現代—現代の問題性」）をテキストとして研究会をもち、本教のなう今日の問題を焦点として研究をすすめていくこととなった。かくして教師のあり方に視点をすえ「御取次成就信心生活運動の意義と現実」を問題にしつつ、各自の関心にもとづき、研究領域を定め、その資料蒐集をとおして、各自の課題を浮び上げ研究することとなった。全部員による研究会（会合数 十二回）はこの段階で一応おわった。

以上の経過をとおして、最初予想した共同作業としての共同研究の形は崩れたが、各部員の問題意識についての相互理解が可能になり、また資料の蒐集についてもその見通しをややもちうることとなった。研究会をとおしてうみだされた各部員の研究報告は次のようなものである。

福嶋真喜一 信心生活の姿勢を問う

竹部 教雄 本教信心の倫理性

沢田 重信 取次者の課題—布教、教導上の諸問題にふれて

藤井記念雄 教会家庭の諸問題についての一考察

（なお和田威智雄助手は研究生からのテーマをひきつづいて研究した）

第四部 研究会

第四部の所管である文化及び諸宗教に関する研究には、本教から考えて二つの課題がある。すなわち、文化及び諸宗教を本教教学としていかに見、いかに位置づけるかという課題と、そうした文化及び諸宗教の学問的内容・方法論を理解・摂取して、本教教学を確かなものとしていく課題とである。そのためにはまず深い専門的素養を培いながら、文化及び諸宗教の立場、内容を十分に理解していくことが大切である。こうした意味合いから、この研究会では主として宗教的諸文献の研究と、教学方法論研究とをおこなってきた。

昭和三十八年度は、研究所総会との関係も考慮に入れて、北森嘉蔵著『神の痛みの神学入門』を中心に、計六回研究会をおこなった。これらキリスト教関係の著書の場合、その神学の性格から学的内容・方法論がきわめてきわやかな形で打出されており、また長い神学展開の歴史を有しているので、本教教学を進める上に示唆深いものがあつたと共に、本教教学の立場からみて、歴史的イエスと神との関係、キリスト信仰とキリスト者の実存の関係など、多くの点が問題として浮上してきた。これらの諸点については、今後とも何らかの形で研究を進めていくことが願われている。

教義資料の蒐集・整理

三十七年度より実施を延期してきた矢代次氏に関する教義資料の蒐集を、三十八年八月二十二日夕刻より二十三日夕刻まで、函館教会において行った。この内容の整理については、三十八年度、まずテープからの文字化を行なったが、これの検討は次年度において行なうことになった。この蒐集には、高橋博志、岡開造の両名が当った。この種の教義資料の蒐集は、教義研究、あるいは教義史研究という場合、必須の基礎作業であるがために、今後とも、十分な実質的研究をふまえながらすすめていきたい。整理（索引カードの作成）の点は、蒐集のほうに力を注いだ関係もあり、進捗していない。

布教活動記録の蒐集・整理

現在のところは、とにかく資料を集めるといふ態度であって、そこから整理も、原資料そのままの姿で仮綴じにしてある状態である。これは現在の部員の研究状況がかかる分野の開拓を志すまでにはいたっていないこともあって、資料化の意義が現実的に理解しがたいところに主たる原因があると思われる。

三十八年度は、今は今なりに蒐集・整理の態度を確立しようと

した。これまで管内通牒に目次を付してきていたが、そのなかで、各教区の布教活動の内容がうかがえるものには簡単な内容紹介をつけ、やや研究の便に供しうるものとした。

第四部資料の蒐集・整理

教学研究をすすめていくについて、研究上いかなる資料をとりあげ、それをいかに読みとるか、その研究を著実にすすめる、成果あらしめる一つの重要なポイントである。その意味合いから、第四部では、その所管の研究領域に関わって、教外の資料、すなわち諸宗教や広く一般の学問、文化等の資料について蒐集、整理をすすめてきた。

昭和三十八年度は、まず前年度より引継いだ、安田理深氏の講話「教学の意義、信心と教学、教団と教学」並びにそれについての懇談の記録の印刷・製本をおこなった。さらに、三十六年度総会時の堀一郎氏の講演「宗教の社会的役割」、三十七年度総会時の増谷文雄氏の講演「聖典の成立過程」についても同様、印刷・製本を終えた。けれども、それら製本まで終えたものについての内容的な整理検討は、まだ個人的部分的な域にとどまっております。決して充分なものではなかったといわねばならない。

その他、東京出張所から送付される報告書については、それを

研究資料として活用に使すべく、昭和三十二年以降、三十八年度までのものについて、全体の目次を作成し、それぞれ内容が一見してわかるよう、簡単な概要の紹介を付した。

教団自覚運動に関する研究

第二十二回（昭和三十九年二月二十六・二十七日）

本教が、昭和九・十年の事件を契機とする教団自覚運動をとおして自覚するようになったみずからの本質的内容を、教団の体制や諸活動の上に、自由に、そして全面的に展開していくことができるようになったのは、第二次大戦後、信教の自由を保障されてからである。

そこで、今回は本所設立以来継続的にすすめてきた教団自覚運動に関する資料蒐集の最終的段階として、終戦後の本教の状況、特に終戦から昭和二十四年の御取次成就信心生活運動の発足にいたるまでを中心として、資料の蒐集並びにその間の本教の動向及び具体的事実の意味内容を明らかにする目的をもって、「戦後御取次成就信心生活運動発足にいたるまでの資料蒐集のための会合」を開催した。

その主なる問題点は、①敗戦から生じた事態が教団に及ぼした影響 ②昭和二十二年二月一日の教主の御言葉の意味（当時にお

ける）③佐藤一夫内局の施政とその使命等であった。

なお今回の会合をもって、教団自覚運動に関する主要な点の資料蒐集は一応終了した。

（出席者—佐藤一夫、高橋正雄、高阪正太郎、多河常樹、竹部寿夫、林博徳、大淵千復、佐藤博敏、小野敏夫、佐藤一徳、研究所職員）

信心生活記録の蒐集・整理

(1) 三十八年度からようやく積極的意図（研究へのふみ出し）をもって蒐集をすすめることになり、まず高齢者であつて、その信心生活内容が記録にのこっていない人のうち、小林順太氏（豊原教念）——蒐集者、高橋一邦、沢田重信——及び大代多喜治氏（神通教念）——蒐集者、内田守昌、藤井記念雄——について、それぞれ信心生活の具体的内容について聴取した。

(2) その他では、信心懇談会の講師、今西光寿氏（南大垣教念）、須賀院義雄氏（上田教念）の信心生活の内容を記録化した。

(3) 整理については、蒐集した記録テープを文字化して保管の方途を講ずるのが精一杯で、それを咀嚼し、研究資料化するまでにいたっていない。研究資料化する作業は、この面の研究の進捗と相応ずるもので直ちにすすめることは困難であるが、今後の課題である。

なおその他では、研究所にある書物類について、人名による索引カードを66冊について実施した。

教統者に関する資料の調査・蒐集

本教を今日あらしめた中心生命である、教祖、金光四神、金光攝胤君の三代百四年にわたる取次の働きを、事実にもとづいて明らかにする目的をもって、昭和三十六年度より、全教にわたり、お三方のあらゆる資料の調査・蒐集に着手した。

昭和三十八年度は、前年度の調査で報告された自筆資料と、三十六年度の調査において報告された金光攝胤君の写真のうち、明治・大正時代のものを写真複写した。

右資料の貸与依頼先は一八三人で、三十八年度末現在における回答者は一四四人。その複写資料数は、教祖自筆資料三十二点、金光四神自筆資料二十二点、金光攝胤君自筆資料二百三十四点、金光攝胤君写真資料十一點である。

資料の整理・保管

本所は、開設以来、研究の基礎的段階として、教学に関する教内外各面の資料をできるだけ多く蒐集することにつとめてきた。

現在、本所に蒐集されている資料は、開設時に引続いだ教祖伝記奉修所資料、金光教学院研究部資料を含め、その後の研究活動にともない蒐集せられたものが相当の点数にのぼっている。

しかし、近年、本格的研究の進展をはかるためには、既集の資料が、ただ機械的に整理されたままに放置せられておるものを、真に研究の上に活用しうるよう整理、分類する要のあることが反省せられるに至った。そこで三十七年度より、既集資料につき、本所全体の立場から資料の整備、補修、分類、目録作成等を計画的、合理的にとりすすめることにした。

昭和三十八年度に実施した整理は、各部及び各主査のもとにある資料（事務書類を含む）の目録作成、奉修所引継ぎ資料、学院研究部引継ぎ資料、ならびに教団自覚史関係資料について、個々に表題をつけ、補修整備して形態をととのえるとともに、目録を作成した。さらに各資料のうち、数部を本所資料庫に保管し、残部は齋場の資料庫に移管した。

これらの整理をとおして、資料の全体的確認が一応果されたわけであるが、研究資料として十分に活用されるまでには、なお整理の作業を積み重ねていかなければならない。

小野家文書の整理保管

小野家文書は、御伝記「金光大神」の編纂に際して、御覚書とともに、教祖事蹟に関する基本資料となったものであり、さらに今後、教祖の生活環境をより深くより広く究明するに欠かせぬ資料である。かつまた公共的にも、一般地方史研究の資料として貴重な価値をもつものである。したがってこれの整理保管については十全を期さねばならぬことというまでもない。

そのため従来実施してきたことは(イ)原本をなるべく完全な姿のまま、かつ安全に保存するための措置、(ロ)広く研究の用に供しうるための措置である。具体的には、公文書から私文書という順序で逐次うらうちによる補修をすすめ、それらを書庫におさめて保管状況に留意する一方、教祖関係資料・村方基本資料の複写撮影を逐次実施し、そのネガ及び棒焼ボジの作成をすすめ、さらに去る三十四年度よりは「研究所紀要」によって資料の紹介を行ってきた。

三十八年度の実施状況は左の通りである。

1、うらうちによる文書の補修

文書の点数一四六点、この紙数一九九一枚

2、文書の複写撮影

天明七、寛政一〇、天保一、弘化四、文久一、各年度の大谷村御物成帳、統計約一三〇〇コマ

3、紀要による資料の紹介

「役用並天象出行日記―小野光右衛門―」天保九年一〇月―一〇年五月

金光大神御覚書研究会

本教の根本資料である御覚書を、誰でもが正確に読みうるように、訓詁註釈を施すことを主目的とするものである。昭和三十年九月実施以来たえず問題になってきたことは、年間を通しての進捗の度合いがはかばかしくないということである。そしてその理由は、当初の四・五年においては、主として研究会の構成のしかた、事前の準備不足、審議検討の不手ぎわ等によるものであったが、この数年は、当所の研究業務が多方面にわたってすすめられるようになったところからくる実施回数削減の主たる因となっている。

三十八年度は、年間少くとも十回は実施しよう予定したが、実際は七回がようやくで、検討せられたのは五頁(一〇六―一〇七頁)であった。

そこで、このままの状況ですすむとすれば、一応の審議検討を

終るためには、なお八乃至十年の歳月を必要とする実情にあることが省みられ、一方、この研究会が御覚書に関する最も基礎的な研究であることにかんがみ、できるかぎり、次年度中に審議を終るよう計画することとせられた。

御覚書演習

この演習は、昭和三十五年度以降実施してきたものであるが、昭和三十八年度より、従来の実施方法を反省し、御覚書全体の視野に立って問題にしていく研究方法をとった。三十八年度においては、御覚書記述の用語である「今般」「このたび」、「難儀」「難渋」「ふしあわせ」、「たちゆく」「おかげ」「たすかり」等について、全体を通じて問題にしてみた。しかし、実際の演習状況としては、検討が散漫になり、断片的討究にもすれば止まりがちとなっていたことは否めない。そこで今少しく意味の連関性なり、用語の実質的関連性に重点をおいてすすめることが望ましいとの反省がなされた。

信心懇談会及び時事懇談会

信心懇談会は、本所職員が自己の信心を反省し、さらに深い自覚をもつことを目的として開かれるもので、講師を迎えて講話を

聴き、懇談を行うということで実施された。実施回数は二回で、第一回は今西光寿氏、第二回は須賀院義雄氏を講師として行われた。

時事懇談会は、教内外の諸問題について、その認識を深め、問題の所在を明らかにすることを目的として開かれるもので、三十八年度は教葬、内局更迭などの教団事情のため、教務担当者出席を得ることが難しく、実施された回数は一回のみであった。

原書ゼミナール

教学研究者の学問的素養を培う意味において原書の講読と内容理解をねらいとする演習を行なっている。

昭和三十八年度より新たに D, B, Schneider の "Konkokyo" をテキストに使用、講読を行っているが、三十九年三月現在、C, V "The beginning of Konkokyo" を読んでゐる。

教規講読会

昭和三十六年度に始つたこの会は既報（紀要第五号参照）のよりに大淵千仞、小野敏夫、徳永篤孝の三氏から、教規についての諸問題に関する講話をきくことからはじめた。三十七年度では前回の講読会をとおして得た理解を踏み台として、さらにその内容

を深く理解し、問題点を明らかにすることが願われていたが、本所の実情から実施することができず、改めて三十八年度で行なわれることとなった。

三十八年度では、まず教規の条章を正しく読み理解することに重点をおいた会合を開き、二回にわたり、大淵千仞氏の「教規を正しく読むために」という講述のもとに教規を通読した。

講述は、教規を問題にする場合、まず、これを正しく読むということが前提になるので、教規が正しく読めるために必要であると思われる事柄を最少限度に説明したものである。その内容は、教規の本質、教規の具えるべき要件、教規の構成、用字、配字並びに用語、について述べられており、三部資料としてプリント化した。

教学研究所総会

本教教学の方法論を明確にし、内容を豊かにするためには、ひろく他教の教学、神学、宗教学、さらに一般の諸学問の立場や方法を考察し、また広く学問文化の内容を理解し、それらの学問的成果を教学の上に摂取しなければならぬ。一方、研究所としての立場から考えて、研究所が総合的研究機関としての目的、使命を果していくためには、研究者相互の連繫を密にし、研究内容の交

流、相互批判が行われなければならない。

かかる意味合いで、開所以来、毎年一回研究所総会を行い、外学識者を招いて講演を聞き、討議を行ってきた。(三十六年度までは年二回総会が行われ、この趣旨のものは後期総会としてもたれていた。前期総会は三十七年度より取り止めになった。その事情については前号掲載)

第十九回教学研究所総会(昭和三十八年十二月二・三・四日)今回の総会は、中心課題をキリスト教神学の内容、方法論の理解におき、左の日程で研究を行った。

第一日には「キリスト教の人間観」をテーマに共同研究を行い、第二日には東京神学大学教授北森嘉蔵氏を講師に迎え、「キリスト教学の成立過程」と題しての講演、及びその後講師を中心としての懇談が行われた。

第三日には、第一日、第二日の内容をふまえ、そこに醸成された問題意識をさらに本教の問題に展開させ、「本教における教祖観」というテーマで、総括的、反省的な共同討議が行なわれた。

このたびの総会を通じて感じられた点は、キリスト教の場合、三十七年度にとりあげた仏教に比してわれわれにとって異質的な感じがやはり強いことである。それだけにかえて、キリスト教神学の性格や特質、あるいは問題点などが極めてきわやかな形で

浮上してきたともいえる。とくにキリスト教信仰におけるキリストの位置は、本教信仰における生神金光大神とその信仰構造が非常によく似ており、キリスト論の理解は教学上の幾多重要な点を見出させられるものがあつた。さらに信仰と教学の関係についても検討がなされ、信仰における教学の必然性がどこに求められるか、その第一の契機は信仰そのものの内側から即自的に要求され、第二の契機としては対他的に要求されてくる、というような点が問題とされた。その他、本教信仰の各方面にわたって、教義的に闡明されるべき分野・課題について新たな視野を開く上に示唆を与えられる点が多かつた。

総会準備文献講読会

この会は、研究所総会における招聘講師の講演の内容理解と、講師を中心とする懇談での内容掘下げに資するため、当該年度に予定している講師の著作を中心とした文献を講読していくものである。

三十八年度は、講師に北森嘉蔵氏が予定されていたところから、同氏の『神学入門』をテキストとしてとりあげ、四回にわたって実施した。

実施にあたっては、あらかじめ主査の部においてテキストの内

容について問題点を提起し、それを手がかりとして講読会での研究討議をおこなつた。

そこでは、キリスト教神学は歴史的にどのように進展し、またその進展を促した要因は何であるか、神学的倫理と一般倫理との違いはどうか、新しい福音解釈と異端的福音解釈との関係はどうであるか、北森氏が神の痛みを説く所似は何であるかなどの諸点が主として検討された。

教学懇談会

従来、この懇談会は大祭時等の教学講演会の内容に即して行つてきたのであるが、三十八年度よりは本所の自主的な立場で行うこととなつた。その実施方法として、経年次的なテーマ「取次の本質と現実」を設定し、各年度ごとにこのテーマに関わる現実的な問題を取りあげる。

昭和三十九年二月二十二・二十三日の第七回教学懇談会では、「今日における教会の実態——とくに教会後継の問題について」をテーマとして行なつた。

(内容)

第七回の懇談会においては、とくに教会後継という問題を通して、教会とは何か、今後の教会はどうあらねばならないかを考え

てみたのである。懇談における問題点として最初にあがってきたものは、次のごとくである。

- 1、今日の教会が当面している実情。
- 2、教会の世襲的傾向からくる問題。
- 3、教会後継の意味―生き方をもつての道の授受について。

この三点を全体の手がかりとしながら、教会が生れるということがどういふことであるのか、その元の働きは何かということが問題となった。その一見解として、初代が教会を生みだし、その生みだされた教会の中に生れたものが後継者であるということが提起された。いわば、教祖が教団、教会を生み、それを後継者たる四神様、前教主という方が育てていった、これが道の教会であり、後継者であるのではないか。この三代にわたる教統者、ここに教会後継の典型があり、ここに即して各教会の後継問題を考えるべきであるというのである。

教会の実態については、今日では教会が道本来の在り方によって、人が助かり育つ働きのできているものと、単に形骸にすぎぬものとの差がきわめてはなはだしい段階ではないか。むしろ現状としては、道の生命さえ失っていく傾向にある教会が全体を支配するまでの趨勢になっている点が問題である。その形骸化の現象としては、教師と信者との身分意識がくる一方的教導、教会の維

持経営を考えての信者の利用、教師の職業化等である。これらの問題は、教会長教師が「元をとって道を」開く精神をもって難儀に立ち向うことによつて克服しなければならぬ。

かかる教会の実情実態の中で人が育ち、後継者ができていくはずがない。そこで後継者問題も、教団の組織において考えられねばならない。さらにこうした問題は、教会長なり取次者の立場にあるものが、「家族の一人としての自分がどうとりくんでいくか」を考えねばならない。それはいいかえれば、いかに教会長として立派であっても、家長としての信心はどうなっているかの反省が強く求められる。

以上の懇談を通じて、人が助かる育つということは、広前の修行という場、家庭の生命である自由な場というこの二つの場によつてできていくのではないかといった結論にみちびかれていったのである。

出席者―湯川成一（銀座）、渡辺寅蔵（新発田）、谷口金一（虫明）、日吉道雄（芦屋）、米本鎮雄（御器所）。

所内出席者―竹部教雄、藤村真佐伎、三矢田守秋、藤井記念雄、内田守昌（司会）。

研究生の養成

教学研究において、その研究者の養成は必然的に伴うものであ

り、かつ研究それ自体と同等の比重をもつ重要なことがらである。それはひとり、研究者を育成し、それがもたらす研究的成果によって教学の研究内容が充実・展開することを期待するという意味にとどまらず、それを通して、所における研究者も育てられていくという意味をもっている。

A 研究生の所内実修

所内実修の実施は、三十八年度で七回目であり、奥山巖雄（篠原教会）山根清志（福岡高宮教会）藤井忠彦（臼杵教会）和田威智雄（松島教会）野本信太郎（伊予市教会）の五名が五月一日～十一月三十日の六カ月間、所内において実修した。その実修目的は、研究の態度、素養の修得及び研究方向の決定にあり、三十八年度より研究指導の強化を意図して、後半の三カ月は各部に配属されて実修を行なったが、有意義であった。

実修の概況

(1) 基礎研修（講話）

- ① 教学研究所の現況 ② 教学研究の歴史と研究所設立の意義
- ③ 教学の意義・分野・課題 ④ 各部の研究目的・課題・方法
- ⑤ 文献講話（研究会）

- ⑥ 御覚書の講読演習 ⑦ 出社の成立とその展開（上）（中）（橋本真雄）
- ⑧ 教祖にみる「氏子」についての一考察（金光真整） ⑨ 人間・神・

- 宗教による救い（矢代代次） ⑩ 生神の意味（松井雄飛太郎） ⑪ 信奉者の信心生活について（沢田重信） ⑫ 教学の意義及び問題二、三（大淵千復）
- ⑬ 原書ゼミ D・B・シユナイター著「金光教」
- (3) 研究実習

- ① 研究要項作成 ② 文献解題（文献に対する正しい理解力を養い、考え方なり批判をまとめて適確に表現することを目的とする） 第一回——佐藤金造編「佐藤照師」（奥山——以下カッコ内は研究生名）家永三郎著「日本文化史」（山根）波多野精一著「原始キリスト教」（藤井）高橋正雄著「我を救へる教祖」（和田）増谷文雄著「現代仏教入門」（野本）。第二回（研究題目に即して）——管圓吉著「啓示の意味」（奥山）今井登志喜著「歴史学研究法」（山根）菱田嘉吉編「金光教の神観」（藤井）増永靈鳳著「現代の課題と仏教思想」（和田）奈良本辰也著「二宮尊徳」（野本） ③ 御覚書用字索引作成 ④ 各種記録の整理

(4) 検討会、懇談その他

- ① 文献解題検討会 ② 研究要項検討会 ③ 職員との懇談 ④ 所内各種研究会参加並びに所外各種会合傍聴
- (5) 研究生の研究題目（三十八年度生）

奥山巖雄「おしらせ」の本質的意義」山根清志「満州布教史研究——戦時活動について」藤井忠彦「教祖の体験にみられる神

の神性——四十二才の大患を中心として」和田威智雄「道の継承とその展開——近藤藤守師の信心をみて」野本信太郎「齊藤重右衛門師の信心成立の内因」。研究生の委嘱は昭和四十年五月三十日までである。なお和田研究生は所内実修終了後研究所助手に転じた。

(6)三十八年度には、福嶋義次(佐野教会)が特例として十二月一日～三月三十一日の四カ月間、所内において実修した。その後研究所助手に転じた。

B 地方在住研究生

(1)研究態勢を整えていく上に、教学研究会、研究生集会及び研究所総会に出席して指導を受けるほか、一定期間、研究所に出所して実修を行ない、研究指導を受けるなどしてきた。

(2)影浦允章、前田正紀、松田教道、橋本教嗣、八山法一の各研究生は昭和三十八年五月十四日をもって、内野健研究生は昭和三十八年六月三十日をもって、それぞれ研究生委嘱期間を満了した。

なお、高阪松太郎研究生は昭和四十年五月十四日まで研究生委嘱期間を延長した。

C 研究生集会(第二回)

研究生の育成指導を積極的にすすめるために、研究生を中心として、教学研究の基本的態度の修得、研究方向の確立をはかり、

さらに研究成果の検討等を通して、以後の研究が促進されることを意図して、昭和三十八年六月十三日(十一・十二日の教学研究会にひきつづいて)に行なった。その主な内容は次の通りである。

(1)研究生期間終了者及び中間者の研究報告書の検討—三つのグループにわけて行ない以後の研究方向の確認をした。

(2)懇談——研究生生活の反省、研究と教会での御用との関連等が中心に話し合わされたが、浮上してきた問題は次の通りである。

①研究所と前研究生とのつながりがどうあったらよいか。②研究そのものについての疑問、不信が起ってくる理由、その原因はどこにあるか。③研究をすすめながらひよわな信心、力のない信心になっていくという問題。④直接、布教の発展とか自分の信心と結びつくことにならない研究というものにとりくむ態度如何。

⑤研究生乃至前研究生への資料配布をどうしていくか。⑥研究所職員と地方在住研究生との人間、研究的つながりの問題。以上。

教内各種会合の傍聴

本所では従来から、教内で行なわれる教学的会合、各種会合を傍聴してきているが、その願いとするところは、教内の動向、実態にふれて、研究者の信心生活のうえに示唆をうるとともに、また教学研究をすすめていくうえの着眼点や素材をうるところにある。

三八年度に出席した会合、傍聴者は左のとおりである。

教学会共同研究会（三八・六・九） 岡、沢田

第二九回臨時議會（三八・七・二七～三〇） 竹部、沢田

修徳殿特別入殿（三八・九・七～九） 藤井、瀬戸

教学会共同研究会（三八・一一・九） 岡、藤井、沢田

近畿布教研究会（三八・一二・二二） 和田

東海教区教区總會（三九・一・一八～一九） 沢田

評議員会

本所の運営は、研究機関という性格よりして教務教政の直接支配をうけてはならぬが、しかしまた、教団の機関である以上、教務教政の立場から十分に責任の負い得るものでなければならぬ。評議員制度は、このような特質をもつ機関として公正妥当な全教的仕組みによる運営方式の樹立を願いとして設けられたものであって、今年度の本会は春秋二回開催された。

第四回（昭和三十八年九月七日、八日）

研究所存立の意義を、原理的本質的に明確にしていくにとどまらず、本教の現状及び研究所の実情から問題にしてみることを趣意として開催。主として取りあげられた問題は次の三点である。

一、本所は教学研究の機関であって、他の教務機関とは御用の

性質を異にし、従って教主統理の御取次を頂くについても、他の教団機関が教監の指揮監督下にあつて、すべて教監の教務系列を通して教主の御取次を頂くのとは、自ら異なるところがあるはずではあるまいか。どうあるのが本当であるのか。

二、本教教学の樹立について、本部教庁と研究所との働き合いがどうあつたらよいか。

三、研究者の養成は少くとも十年の歳月を要すると思われるが、直接布教の場以外での御用の面が十分に開拓されていない本教の現状の中で、このように年月を要する研究者の養成を不可欠の中身とする研究所の運営はどのようなになされたらよいか。

第五回（昭和三十九年一月二十日、二十一日）

昭和三十九年度の方針及び計画の大綱、予算の骨組み等について協議。その結果、原案に一部具体的事項を追加した。右に続いて、前回の評議員会における懇談内容の一つであつた、教主統理の御取次を頂くについて本所としてはどうあるのが本当か、という点について、さらに問題追求的な協議が行なわれた。

職員懇談会

本所の職員が、職員として出合っている一切の問題を出し合つて、本所全体の立場からそれらの問題性を確認し、相互に意志の

疎通をはかり、つねに全体として問題にとりくんでいこうとする姿勢を生み出していくことを目的に開かれるものである。

定例的には春秋各一回開催し、その他必要に応じて随時開催することになっているが、今年度は春の会合はもつに至らず、秋の会合及び臨時に一回、計二回行なった。

第一回は昭和三十八年九月二十七日に行ない、御用と生活保障の関係の問題が懇談の主たるものであった。こうした面からみた今日の教会及び教団の問題としては、今日の社会に即応して本教教師の生活は一体どうあり方であつたらよいのか、その姿を明確にすることが極めて大切であるわけであるが、それにしても問題が問題であるだけに、今俄かにどうともなるものではない。それだけに、常に問題の所在を明確に把握し、なんとかそのあるべき姿を生み出すべき努力をそれぞれの職責において進めることが願われることとなった。

第二回は、昭和三十九年一月十四日に行ない、第四回評議員会の内容の一つであった、教主統理の御取次を頂くについて、本所としてはどうあるのが本当かという点について、問題追求的に懇談した。

金光教概説書編纂会概況

(昭和三十八年四月より三十九年三月まで)

(1) 経過及び現況

本教概説書の編纂について、前号報告以後の状況は次のとおりである。

昭和三十八年三月二十八日の各班連絡会議において、各班提出の再修正稿について全体調整上の諸問題を検討、今後の調整の仕方を検討した結果、全体調整者が各班草稿をもとにして基本線を出し、大体の調整を行ない、それを各班あるいは全体の検討にやってまとめあげていくという方針がとられることになった。

その後、全体調整者において各班草稿を検討してきたところ、
 ①全体調整の立場から、構成上の問題点を一つ一つ理由をあげて指摘し、各班においてそれぞれさらに検討するがよいか、
 ②全体調整者において現在の原稿を書きなおしてそれについて班及び全体の検討にかけるかが考慮された。

そこで、今日教内における概説書編纂のもつ意義、教内への影響、また所内における所の業務との関連等あらゆる角度から判断して、時間的にできるだけ早く脱稿し得るよう、この際としては、ある程度調整者の主観が入っても調整者が直接原稿に手を加え、場合によれば原稿を作りかえ、それをもって各関係者が検討して仕上げていくという方針に切りかえられた。現在、以上のような意図で、調整者において検討中である。

(2) 今後の見通し

そこで、今後さらに稿を改めて最終稿にまで仕上げるにはなおかなりの時間を要するとみなければならず、その時期を予定することは困難である。しかし、できれば三十九年度内にある程度まとまりがつく段階にまでこぎつけたい願いである。

なお、今後最終稿に仕上げるまでに経なければならぬ作業としては、次のようなことが考えられる。

①現在の草稿を全体調整者が全面的に統一調整して第二次草稿を作成する。

②このことをすすめる間に必要に応じ、各班連絡会議をもち、調整者と問題点について検討を行う。

③第二次草稿を全関係者に送付して検討にかけ、さらに総会において全体的に検討する。

④総会の結果によって、第三次草稿を作成し、これをさらに総会にかけて最終稿に仕上げる。

「とりつぎ」誌について

十四集の刊行を最後に刊行中止に至っている（その理由については前号参照）が、本誌のもつ教団の性格からいって、この刊行中止はまことに惜まれる。今後、本誌のもっていた「教内へ教学的問題意識を提供し教学的啓蒙をはたしていく」という役割は、単に研究所自体の営みという立場を離れて、もっと広い教団的視

野にたつて、なんらかの形でとりすすめられることが望まれる。

その他

本所が、教内諸機関とたえずつながりを保っていくことは、本所のあり方が全教に理解せられ、教学的関心が全教的に醸成せられていくために、欠くことのできないことである。本所は、こうした意味あいから、教内諸機関とのつながりを、毎年度、行事計画のなかに、組み入れることにしている。三十八年度は、本部教庁とのあいだに懇談を行なう予定であったが、このことは未実施に終わった。しかし、所管の布教課（本部教庁）職員に、本所の実情実態にふれてもらうよう、適宜来所を求めることについては、不十分ながらすすめられた。このほか、限られた出席範囲ではあったが図書館との懇談も行なわれた。

また、本所は、広く一般の学問成果や文化の内容を理解吸収し、さらに、それらにふれることによって、本教教学の方法論を確立していくことをねらいとして、各種の学会（宗教学会、哲学会、地方史研究協議会）や講習会に参加することになっている。三十八年度は、宗教学会、哲学会へ各三人、地方史研究協議会へ二人が参加した。その他、教内における教学有志とのつながりの点についても、前年度と全しく、これら有志との研究的交流に留意した。

第六回 教学研究研究会

昭和三十八年六月十一、十二日の両日にわたり、第六回教学研究研究会が開かれた。第一日の午後「教会の近代化とその諸問題」と題して安田好三氏の特別研究発表があり、第一日午前、午後の一部、第二日午前に個人の研究発表が行なわれた。第二日の午後は「教会布教の展開をめざして―受けつぎたいものと改めたいもの―」というテーマで共同討議が行なわれた。

以下、特別研究発表の要旨、並びに個人の研究発表の要旨をかかげる。

特別発表

教会の近代化とその諸問題

安田好三

このテーマについて、現実的な角度から、教会の近代化の背後にある諸問題をとらえ、今日の本教教会の問題を整理したいと考える。

近來「教会機能の拡充強化」ということが、どの内局でも教務教政の基本方針の一つとして打ち出され、また、いつの議会で

も教勢の横ばい状態が問題になり、それにも重といった意味がこめられている。この人

対する当局の方途が問われる。昭和三十六年九月の全国青年教師連盟のご造営を中心にしたアンケートの集計をみても、その四割が地方教会の充実を問題にしている。さらに昭和十五年を境として教信徒の数は急減している。教会の近代化は、実はそういった現実の状況から求められてきていると

権尊重は近代社会が形成されてきた過程において生まれてきた考え方である。わが国では明治維新を経て、上からの近代化がすすめられた。そこでその近代化してゆく社会に適應してゆく仕方、それが実は近代化といわれているように思われる。しかし、教会の近代化という場合、社会との適應という意味にとってよいか疑問である。近代化したために社会に受け入れられ、教勢がのびるかもしれない。しかしそのために、教会の本質がそこなわれ失なわれることになる場合もある。布教の近代化が社会の進展を阻止したり個人を抑圧するようなことでは、いくら近代社会に適應するからといっても、とり入れることはできない。

各教団の布教や現状を「宗教日報」(第七巻二号)によってみると、最近文部省宗務課に「教団組織の再編成と布教方法」に関する問い合わせが多いと前書して、各教団の活動、例えば東本願寺の「同朋会」、西本願寺の「門信徒会」、天理教の「全国研習会

や縦の布教委員会」その他をあげ、その傾向について、次の五つをあげている。

(1) 伝統的な布教組織を機能本位に組みかえる。(2) 布教単位をネット化し、教団本部が世話役の機関になる。(3) 大衆化のために信心が薄れてくるので、教学の振興に力を入れる。(4) 俗人布教を盛んにする。

(5) 教職者は信徒の世話役、布教の相談役として、民主的な權威を新しく獲得しはじめている。

このような五つの傾向にとらえた考え方はだいたい次のようである。

現代の産業社会では都市に人口が集中し、また大企業の地方進出によって地方の都市化もすすむ、そうした現状から、農村の共同体的社会が崩壊し家の解体を促した。前近代的な家族制度がくずれ、家族が個々バラバラの個人となった。また企業の高度化がすすみ、消費ブームという事態をかもし、そうしたことが、生活面に影響し、無秩序で、消費的な自由な気分にあふれている。したがってそういう今日の社会に対応する新たな布教組織が教団として考えられてゆ

く、といわれるのである。

そうした見方においてとらえられる近代化の概念は、教団ないし教会が時代社会にあらゆる面において、適応していかねばならないということであるようである。

○

そうしたことを、一応本教にあてて問題をうかびあがらすために、(1) 本教の教義の近代化、(2) 布教、主として布教形態の近代化、(3) 組織制度の近代化、(4) 施設・設備の近代化、という四点にわけて考え、最後に、各教団の活動にみられた五つの点に照らして、どういふ問題があるか。その問題を主体的に荷のうてゆくのはだれであり、それはどういふ事柄であるかを、課題として結論的にとりあげたい。

(1) 教義の近代化について

本教の教義を考えるとき、その依り所は教典である。一方、教祖の御事蹟が教義であるとされる。教祖は実意丁寧神信心によつてご自身難儀から助かれた。そうした難儀を取次ぎ助けられるところから教義が

生まれてきた。

難儀の実相は人によってちがう、また時代とともに変わってゆく。したがって説かれるご理解の内容も進展せずはない。そうした面から本教の教義が今日どうなっているか考えてみたい。

一つは教義はたえず進展してゆくということである。本教において助かるということとは、難儀の実相に対応し具体的な意味をもっている。そこに教義内容の進展がある。しかしそこに問題がある。私は御取次の内容から生まれてくる新しい教義を「教説」ということばで区別したい。「教義」という場合、教団的拡がりをもつことが必要である。教説は多分に教師の性質なり、おかれた状況、もちこまれた問題などにかかわって、非常に恣意的に話される。そこには世間一般の考えや靈信仰のような古めかしい教説が、本教教義のように話されている場合もある。そこでそれらを教団的理念でもってたださねばならない。なお、最近各教会創設者の伝記が公刊されているが、そこに採録されている教説を、普遍化し教義

化してゆく努力も教義の近代化の上に必要であろう。

次に問題となることは、教典を教条的というか、固定的に扱い、もち込まれた問題に見合う教典の部分を取りだして説いてゆくことで、取次が全うされたかのように思う、というあり方である。果してこれ今日の難儀を取次げるであろうか。

②布教・主として布教形態の近代化について

井門富二夫氏の説によると、近代社会が生まれ、それに適合してゆく布教形態を、①講時代、②檀徒時代、③サークル時代、④法座時代、とわけて考えている。講時代は村落共同体的な閉鎖的な布教形態をとる。全国的な教団組織をもつのが檀徒時代（布教形態は①と変らない）。サークル時代は大正期のデモクラシーの風潮、下にみられる同好の士によって結ばれた布教。法座時代は世界戦争後の流動化された社会に対応して生まれたあり方をさすという。

こうした考え方を参考にしてみよう。本教の布教のあり方をみてみよう。

講時代は教祖広前が誕生してほどなくみられる姿である。明治にはいつてからも、そうした布教形態が生まれ教団組織後も存続している。檀徒時代に入って教勢は順調に伸びた。大正末期のサークル時代に見合う形態はないが、その頃、教会、教師、信徒の増加率はなだらかな曲線で上昇している、布教のあり方は時代社会に適合していたと考えられる。昭和十五年を境に教勢は横ばいになり、戦後も布教の趨勢線は一向に上昇しない。

そこで、次に法座時代の布教形態のいくつかをとらえ、それに本教の布教のあり方を照らしてみよう。

カソリックでは、使徒職制布教というものが考えられている。今まで布教を一人の教職者に背負わせていたものをマスとしてとらえ、その地域の信徒を隣组的につかみ、使徒的役割を果させようとするのである。そして教職者にはその世話役、相談役的な役割をもたせる。

立正佼成会の場合には法座を中核とした布教形態をとっている。これも民主化の現代、

布教も民主的な話し合いをとおして問題解決を求めざるわけである。

本教の場合、教規によると、結果取次を根源形態として、いろいろな布教形態をとってよく、またやるべきだと考えられている。しかも各種の布教形態がみられるのであるが、その運営がうまくなされていない。さらに、教規には、教師も信徒もひとしく信奉者であるとうたわれていながら、教師は人を助ける専門、信徒は助けてもらう専門であるかのような意識が現実存在する。もともと本教は、その布教形態において今日の時代社会に十分対応しうるものをもっていると思う。したがってサークル時代とか法座時代とかの問題でなく、現実の意識が大きく布教を疎外しているのではないか。

③組織制度の近代化について
本教の組織制度を、一応教規により図式化してみると次のようになると思う。

教祖
↓
広前
↓
本部、教主
↓
本部教庁—地方教務機関—教会

教祖広前の自己展開、その延長として教会④が生まれる。一方、⑤教団の教務教政の面では本部教庁のもとに地方教務所があり、教会はその教務所管下にある。もちろん④の教会と⑤の教会は全く同一である。

これを発展段階をとおしてみると、若干問題がある。教団形成の最初の頃、教務担当者と手続上の先生とが同一人であった。すなわち、白神、近藤、佐藤の三直信などは、教務ならびに信心の両面の指導者であった。ところが大正より昭和の初期にかけて、代が変わり、その弟子たちが活動するようになって、教務担当者と信心の指導者が同一でなくなってきた、献身目標に分裂が起きてきた。

教会の手続関係についても、教団発展時において手続はその推進力の一つとして働いていたが、今日では教団的な秩序を維持する規制力のように思われている感がある。そこで、この問題は教団が組織制度をもつに至った手続というか、そうした現実の問題からとりあげて説明してゆかねばならない。

次に組織制度を機能の面からみると、少年少女会、青年会、婦人会、信徒会といった教会内の団体のこと、教会自体の問題

——教会それ自体の組織の問題、親教会、子教会、教会連合会などのつながりの問題がある。ことに教会が信心の授受の線で生まれてきているために、教会と教団との関係、教務面がとかく軽く扱われてきている。教団的布教が求められている今日、このあり方は信徒会、青年会が中央組織をもち、本部教庁を経ずして、各教会の単位組織とつながってゆくあり方とともに、問題であろう。

(4) 設備施設の近代化について

教団的問題として奉斎様式については、すでに儀式服制等審議会で問題にされてきている。教会では信者が参りやすいように畳を椅子席にするといったことがとりあげられている。これは単なる布教技術の問題ではない。どこまで難儀な人たちの身になっていくか、という問題である、しかし近代社会だからといって、しょうしゃな近代建築の教会を要しない。参拝者の現実の生

活から考えれば、参拝者の参りよいということに意義がある。

○ 以上、教義、布教、組織、設備施設の近代化の問題について大略述べたが、これらの問題をにのうてゆくのはわれわれ教師である。教会の近代化がなされていないのは、近代化してゆくスピードの早さについてゆけないところからであろうか。

しかし、その場合、何が問題なのかというところ、私自身の中に問題がある。私自身の意識、教師意識が問題の焦点にある。教団の中の問題について、自分の意見や信念を述べるにしてもたえず人の思わくを懸念し、仲間はずれにされはせぬかと自分を守ろうとする意識が働く。教会と教会との関係、教会と教務所の関係にみられる一国一城的な教会のあり方、それらは結局教会長、教師の意識の問題にかかわってゆく。教会相互の協力が生まれ、教師、教信徒という階級的意識がとけた共同体的な教会になってゆかねばならない。

もともと信徒も教師も相より相たすけて、

ともに難儀な氏子を取次助けてゆくという働きを使命づけられている。その使命感にたつて、意識の上でもっとお互いに手をとりにあつて連帶的に難儀に立ち向い、そのようにして今日の難儀について教師も信徒も共通の意識にたち互いにわかりあつて、そこから難儀の背後にある社会、国家、世界の問題まで考えてゆかねばならない。

以上のように、教会の近代化の問題として、私には教師の意識の問題が課題として浮かんでくる。その解決のためには、教師自体が、これまでの教師意識を越えて、もっと信徒の生活意識にいく入り、大衆の一人であるとの生活実態ができてゆかねばならない。信徒とともに働き、ともに難儀に立ち向うていってこそ、生神金光大神の取次を実現していくことができると思う。

(文責在編者)

研究発表

現段階の認識についての一考察

小笠原富貴雄

教団を歴史的に捉えて今後の方向を把握

する姿勢が大方と思われるが、ここではあえて立教より今日までの教団過程を社会情況との関連において捉えて、現在ほどのような段階であるか考えてみたいと思う。まず前の段階を次のごとくみる

1、教祖において信心が確立せられた時代
 においての矛盾

○合理的開明的な教義からみる封建的國家社会。

2、本教が社会集団として國家社会から制約を受けることになって起きて来る問題

○“教祖の信心”が後退された。

○後退による教団活動の矛盾。

○教団の矛盾に対して顕著な抵抗のないこと。

3、教団自体の矛盾

○管長問題

4、自覚運動において

○“結界取次”信仰の闡明

5、戦争による問題

○取次信仰の自覚の不徹底。

○國家社会を支えていた絶対主義思想と本教信仰との矛盾に対する無自覚。

6、敗戦による問題

○無条件という情況におかれた。

○國家社会より要求されていた人間像の崩壊による本教信仰の混迷。

○そうした中で全教一新全教一家とのお言葉による新たな教団体制への機運。

7、取次運動の展開によってあらわれた特徴

○運動について反対の声。

○信教自由の保証のもとに、教祖伝記の奉修と新教規の施行。

○造営が取次運動の一環として進められた。

以上のような教団史の各段階を経て、今日の教団が内外より求められ問われているのは、

1 金光教の思想

2 社会に対する明確な姿勢である。

何故今日求められているかと云えば、これまでの各段階において教祖の信心がもつ基本的な姿勢が、その時代に対応して完全に確認され、捉えられて来たかというところも、必ずしもそうでなく不鮮明のまま展開されて

来ていると思われるからである。

そこで、信奉者一体となって日常の中から具体的に本教の信心を再確認する必要がある。

教団についての問題

藤井憲一

教団は一つの組織であり制度である。組織制度は合目的の運動を展開進化せしめて行くところの統合機関として捉えることができるであろう。そういう意味からは、教団は目的そのものでなく、有機的な媒介であって、いわゆる、フィクションを基底にもちながら最もリアルなものといえる。

ところが、組織制度はもともと人間そのものではない。したがって一度、それが有機的な行政運動と組織化運動を失った場合は、「一つの意味においての物質性」の故に、それ自体が抽象目的化してしまうのである。

本教は教祖以来百余年、「取次」による道のおかげを受けてきている。しかも取次

は、手続のままに「取次ぎ取次がれる」ものとして、めいめい信仰者の主体性にかかわっているのである。最も具象的には本部広前の御取次をそこに頂くのであり、そこでは絶対の力をもって一人一人と結びついている。信仰は主体的でなければならぬ。

さて、組織制度という本来「一つの意味における物質性」のものが、多数の信仰者の統合機関として合目的の運動をすすめるということと、主体的に一人一人において御取次の救いを頂いているものと、この両者の関係はどういうものであろうか。

ここに今日教団はもちろんのことわれわれ信奉者として見逃すことのできない問題があると考えられる。「御取次成就信心生活運動」とか、あるいは「全教一新全教一家」とかは、いま一つははっきりした捉え方がせられなければならず、しかもそれは身近に迫られているものといわれなければならないのである。

取次方式について

長谷川良行

本教は一人対一人の結界取次を根源としその一人対一人の結界取次によって救われた個人が多数で同一目標に向って活動を起し、その活動が個人に帰って受けとめられたときに取次の働きが具体的に更により自主的に受けとめられてくるのであると考える。

そうなったときに一人対一人で受けとめられるものとは質を異にするというか更に展開したものが活動に参加した一人一人に受けとめられてくるように思えるのである。一対一の結界取次から得られる態度より、より全体的組織的団体的な態度として受けとめられてくるのである。その結界取次の展開して行く過程を一応取次方式と仮称する。

教務所は教区の教会、教師との間に「取次に関する懇談会」を中心に相互の理解作用を積重ねてきた。教務所と教会教師とが全体的にかかわり合っその相互作用から

一層によい働きが生まれるように双方が作用を起し、更にその働きを受けて双方が共によくなって行くことを繰返してきただけであって、教務所においてはこの取次方式の確認がますます大切であると考えられるものである。

取次方式に基づく結界取次の展開が単に教務所と教会教師間に作用するばかりでなく教会相互間あるいは教師相互間に活潑に作用した教務所と本部との間にも教区の実情が正しく教務作用として教務の筋合にのり全教の教団作用を受けて展開していき、教区が今日の教団体制の内部構造と一体の体制がとれてくるよう望まれるのである。

教務について

—組織論的視点より—

奥川達雄

集団を成立せしめている一般的な条件には、一定の目標を旨としておこなう目標行動がスムーズに秩序だつて進められ、しかもそれが現実行動として強力に効果的に進

められるためには、その集団の人間関係の総体が一定のわくと一定の方向に維持され、統制され、指導される必要がある。これは、組織がになう役割である。

じからば、本教の教団も現実の存在として組織的な社会集団の一つであることは明白な事実であるが故に、この組織がになうところの役割があるう、あるとすればどのような言葉で、どのような行動で本教教団の中に現われているのであろうか。

この点を明らかにするに当っては、何よりもまず、本教教団というものの、教団組織の成立事情と、その目的を問題にするのでなくしては、何をいうのかつかまえてこゝろのないことになる。

本教教団は、立教神伝を受けられた教祖によって始められ、生神金光大神取次の働きによって、人が集まり、その集まる人々の間に同信的結合の組織が生れ、更に取次の働きを専心おこなう人が生れ、本教の布教集団へと成長して来ている。ところで本教教団の組織目標は何であるか。それは、いうまでもなく、「この方は人がたすかる

ことさえできればそれで結構である」との難儀な人がたすかるところに目標がある。この目標をめざしておこなう目標行動がスムーズに秩序だつて進められ、しかもそれが現実行動として強力に効果的に進められるため、本教教団においては「教務」という言葉で、組織がになうところの役割を表現しているように思える。

それ故に、組織論的に考察してみると、本教の教務は、本教教団組織の運営であり、運動であるといえよう。

組織がになうところの役割は、その組織の局面を通して理解することができる。すなわちその組織の組織されたものの運営面と更に組織を発展させるための方法、組織化する運動面の二面をみることによってできるからである。

本教の教務についても、教団組織の運営と運動を通して、理解することができよう。

教会のはたらきについて

西村淑夫

これまで教務所の御用をさせて頂いて、いつも心にかかつて離れないことは、本教会が、現代社会の中にあつて、いかなる意義と役割を果すべきかということである。ここ数年にわたつて教団、教区の布教活動を概観するに常に教会機能の拡充、強化、展開のことが大きく取り上げられていることをみても、このことは一つには本教の取次布教が、布教活動の一環として、教会をその拠点としておこなわれていることと、二つには絶えずあらゆる難儀を内蔵する社会が本教なかんづく教会に対して切実に求めている救いに、いかに対応、対処すべきかを不断に問われていることについてみずからが答えるべく自動している証拠と思考されるのである。

○教規に示されてあるが如く、一対一の結界取次を根源型態とし、それを中心として教導が進められ、布教が展開されているという機能構造からいって、結界を含む教会の十全なる機能発揮こそ本教の使命である「人が助かる」という至上目的が取次成就として達成されるのであつて、そうした教会の働きの中心的責任者は教会長であり、教会長個人の信心内容が現実的には教会の消長、盛衰に関わるところが多い。もちろんこの場合の教会長個人の信心とは、単に教会長個人の内部的「祈念」「信念」とかいわれる多分に精神的なことがらや、あるいは終日結界に坐するという彼の門外不出といわれる形式的なことをいうのではなく、あくまでも教会長の信心を中味としての教会家庭、教師、信者を内容とする文字通り教会ぐるみの信心を指すものであることはいふをまたない。

○機能的に教会のはたらきをみるとき、それは「願ひ、礼場所」としての一対一の結界取次を原型として、更にそうした一対一の取次に依つて自覚的個人に高められた信者複数人（信心しておかけを受けたもの）に依る有機的組織的広前としてのいわゆる「信心の稽古場」とが考えられる。

○かくて教会機能を取次のはたらきの内容としての布教活動と理解するとき、教団にあつては教主の御取次を中心としての全教会（教師・信者）参加による布教活動であり、教会にあつては教会長を中心とする在籍信者参加による布教活動と考えられるのであつて、全信奉者が信仰的絶対信頼関係に立ち不断に「あいよかけよ」の取次作用を実現しながら全組織をあげて「人が助かる」道を協働、実践してゆく中に眞の教会機能発揮の実があがるのではなからうか。

教師について

山崎 隆

「教師」について、実際問題にふれてみて、考えさせられるところの一面を述べてみたいと思う。

今更にいうまでもなく、教規に「教師は教祖に神習い立教神伝を体して生神金光大神取次の働を実現するため云々」とあるが、今日の教師自身の問題はどこにあるか、いろいろの教師の会合・話し合いに出て来る問題の根源は「金光教信心の再確認」の必要につながるようである。

「本教信心の再確認」の問題点。

その一は「教師の信心態度」について

その二は「教導—取次作用」についてである。

その一「教師の信心態度」について
 現実に布教を担当するのは、一人一人の教師であり、教師自体が自発的自主的に問題と取組むという態度がなくては、新展開は期せられないのは、当然であろう。ではそういう態度はどこから生まれて来るのであろうか、「神に対する態度を前進型と内省型（即ち反省型）に大別して見られると思う。教祖様四十二才の御大病の時『御方角をみて、これですんでおる』などは、私は毛頭おもうておりませぬ」と思われた。その「これで済んだとは思いません」といわれるという御態度は、その前進型といえると思う。「尚もつとめてみます」と神への限りなき祈りと御用の展開をひそめておられる。そこに信心生活態度が前向きであるかと思う。内省型とは、「私はいたらん者」とか「不徳者だから」というだけで前向きなところがなく生活態度が消極的である型をいう。

その二「教導—取次作用」について

根源形態として結界取次がある。お参りに来る人は「願い出る氏子」である。一人対一人である。もつと全体的に教導できる布教活動のできるようにしなければならぬ。こうした点から、一対一を根源とする教会機能の拡充ということは何か、という問題の基本的性質を明確に捉えることがなされるのが急務である。取次が一対一で行われて、その被取次体である個々の人、役員などが、今までの取次作用をうけて、取次の取次、すなわち取次者のお手替りの役割をうけもつて、組織体としての集団を構成することが大切であると思う。

共同実践目標は「金光教千年の展開を目指す」の信心再確認」であろうと考える。

布教者の信心

——「取次者」について——

橋本教嗣

金光教の信心において「御取次を願ひ」

「御取次を頂く」ということが基本である

ことはいうまでもない。

そこには必ず「取次者」という存在があることは当然である。私の研究テーマ「布教者の信心」を究明するに当って、「取次者」ということを究明する必要性を感じ、このたびは、ここに焦点をしばって問題を考えたい。

もちろん、本教の取次者の創始者は教祖である。故に教祖の信心の全貌を明らかにしなければ、取次者の内容は明確にならないが、このたびは、取次者について、教祖が教え諭している、幾つかを拾って、現代の取次者である私を反省、吟味したい。

本教に取次者（教師）という御用専従者がある。専従者が特権や特種な階級におけるという意味ではなく、その専従者としての使命を明確に自覚しておらねばならぬ。「死んだと思うて」（立教神伝）「神の守をして居る者は……」（御伝記三五六頁）「神を商法にはせぬ」（同上三五五頁）などの御教えを通して、取次者である私に呼びかけるもの、あるいは教祖を神習う（教規）私自身の自覚内容の程度、態度を明らかにしなければならぬ。

らないのである。

そこで考えさせられるのは、「後々の者は容易におかげをうけさせる」(御理解第九一節)に眩惑させられ、怠慢を重ね、名譽欲、金錢欲にふけており、おのれの信仰体験として受けとめぬ感受性の不敏を痛感せられ、あるいは御用への情熱がまだ燃え立たずにいる状態を遺憾としている。

信心の数学化

——御神号奉唱すなわち取次の神秘性と科学性——

梅木正三郎

1、その神秘性

御神号とは、御理解第四節「——まさかの折には天地金乃神というに及ばぬ。金光大神助けて呉れと云えばおかげを授けてやる」の中の「金光大神」である。

教祖も晩年に至っては、個々の氏子の祈念のとき「生神金光大神様、生神金光大神様——」とくりかえしとなえてのち、ねがいこみをした。(教祖伝金光大神の取次)

神と氏子との間に紙一枚も隔りがあった

はならぬというのが御神意である「生神金光大神の手続きを以て天地金乃神頼む」ということは御神号即ち御拝詞であると心得ねばならぬ。(佐藤範雄、記念の神語り)かくの如く「生神金光大神」即御神号は、天地金乃神のものでもなく、教祖(川手文治)のものでもない。又我々氏子のもものでもない。反面、誰のものでもある。あたかも太陽、空気に比すべき、精神的生命の活力素である。それが取次である。

そこに「御神号」すなわち「御取次」の神秘性がある。

2、その科学性

「信奉者」と称してもその靈験が千差万別である。その個人差はいかにして生ずるか、ここに次の如く「御神号」奉唱すなわち「御取次」を頂いて「生かされてある」意識無意識、自覚無自覚に「我呼吸」と「神呼吸」に呼吸の数を色別けてそれを信心年令靈験年令を「御取次成就数」の単位単数として次のごとく目標、標準を定めて公式ができそれによって「御取次成就数」

が算出される。

目標＝信奉者年令。信心年令。靈験年令。標準＝紙数の都合にて略す。読者御考案も可。

$$\text{公式} = \frac{\text{信心年令}}{\text{靈験年令}} \times 100 = \text{信心知能数}$$

$$\frac{\text{信心年令}}{\text{御神号年令}} \times 100 = \text{靈験数}$$

$$\frac{\text{信心知能数}}{\text{靈験数}} \times 100 = \text{御取次成就数}$$

かくして信心テストが十分に標準化されて個人差を一層明瞭に記述することができるようになるであろう。すなわち御取次成就数は信奉者の信心知能と関係させて考えるのであるから信者が良いおかげをうけているように見えてもその信心知能の程度からすると僅か五〇%の御取次成就の成績をあげているに過ぎない。また、普通の信者の五〇%のおかけしかうけていないものでもその信心知能の程度から一〇〇%の「成就数」を実際には頂いているというようなこともその「数」によりて示される。もしこの成就数が完全化して、全教的なものとなれば、それは信奉者を鼓舞する手段とし

て有効であり、また教内、機関のポストとなる役職員を決定するに、有望なる科学的尺度を与えるものであろう。

「御取次成就信心生活運動の歴史 的展開とその実態」研究の一視点

竹部 教雄

このテーマに取り組む以前から、教内の動向に対して漠然として抱いてきたある一つの感じがある。それは、御取次成就信心生活運動が十幾年にわたって進められてきているにかかわらず、「全教一新」と仰せられる前教主金光様の思召の中身がどのようになされてきているのか、どうも自分の手許において感得できないという点である。顧みて、このように一新されていかなければならないという自分自身の生活内容があるとはいえないのである。

このような漠然とした問題感覚が、問題意識にまで上ることになったのは、大淵所長の次の如き問題指摘によってである。

「戦後におきまして、教祖様の御信心の

本質に基づいて一切のことに本教本来のあべき姿を顕現しようとする自覚が高まって、それが次第に全教の動向となり、いろいろな部面にその成果があらわれてまいっておりますが、国家、社会、政治、倫理、

国際関係といった領域、部面については、今日願いとしてははっきりしていても、それがまだ具体的な姿勢、実践の態度にまで展開をみていない実情であると思う。昭和二十二年二月、教主様からお示し頂いた「全教一新全教一家」の願いも、このような面への本教的展開のおかけを頂くまでにならなくては真に成就されたとはいえない。いやむしろ、かかる新展開こそ全教一新の一番大切な内容であり、中心目標でなければならぬ。近頃だんだん教勢不振というところがいわれておるようですが、それも実は、このような国家、社会、世界などに関する領域での新展開が不十分なため、本教が今日の時代社会に即応した根本的な生活指針を与えることができかね、確信ある実践行動をとり得ないことになっているところに主たる原因があるのではあります

まいか。その意味において、本教全体の第一課題はまさしくこの意味の新展開の実現ということであると申すことができましよう」。(昭和三十七年度研究生退所式における挨拶の一部)

ここに指摘されているような面への展開をいまだ見ることのできないのは、そこにどういふ問題があつてのことか、その原因を究明したいというのが、私の研究の視点である。

研究意欲の問題

高橋 一邦

私は、昭和三十三、三十四両年度にわたって、「高橋茂久平の信心について」というテーマのもとに、茂久平の誕生から帰幽までを概観したが、それは、諸種の事情から、甚だ不十分なものに終わっている。中でも、茂久平の教团的な活動についての記述が極めて少なく、その点の研究はほとんどなされていない状態である。

そこで、三十七年度において、テーマを

「高橋茂久平の信心について——その教団的活動——」として、茂久平が、どのような教団的活動を、どのように果したか、ということを明らかにし、そこにみられる茂久平の信心を究明したいと考えた。

まず、資料収集に着手したが、現在までのところ、そのごく初期の段階にあるので、その内容的な発表ができるまでに至っていない。そこで今回は、私が現在、教学研究について抱いている問題、即ち、教学研究に対する熱意の問題について述べてみたい。私は、教学研究に打ち込めない、という問題をかかえている。そこで、この問題を、研究所内での研究報告検討会の席上に持ち出した。そして、同席の各氏と話し合ううちに、私にわからされたことは、私が、現在、自分自身で問題と感じていることについて、いい加減な取組み方しかしていない、ということであった。

いい加減な取組み方というのは、第一に、情熱が持続しないこと、第二に、主体的な取組み方でないこと、第三に、学的な取組み方でないこと、である。

自己の当面している問題に対して、右のような取組み方しかしていないということ、は、私にとって実に重大な問題である。私は、まず第一に、自分のそういう生き方が改まるおかげを受けなければならぬ。生き方が改まれば、研究意欲もおのずと起ってくるであろう。

私が、自分の生き方の主体的でないこと、厳密でないことに気づかされたのは、今回が初めてではない。これまでにもしばしば気づかされ、その度に、これではいけないと思ひ、改まろうとして、しかも改まれません、改まるところである。しかし、私は、この願いを捨てることはできない。この願いを絶えず新たにし、おかげを受けていかねばならない。

明治初期の宗教関係法令について

長野 威真 一

金光教団の基礎が確立された明治期において、教祖の信仰内容を展開させていく過程のなかで、国家権力の本教におよぼした

作用および本教の国家権力に対する態度——

本教は道の道たる働きを十全にあらわすことができたか、また、できなかったとすればその原因はなにか——を明らかにするという目的のもとに、まず研究の第一段階として明治初期の宗教関係法令を収集した。そして、明治初期の宗教関係法令を、

- 1 神社神官に関するもの
 - 2 寺院僧侶に関するもの
 - 3 キリスト教に関するもの
 - 4 民間信仰に関するもの
 - 5 国民教化に関するもの
- 以上の五つに大別し、各々について重要な法令を取上げ、その法令の意味内容を考察した。

「天地金乃神と申す事は」の「事」のもつ意味

内野 健

先ず「事」という語の意味について述べると、

〔事〕〔名〕山しぐさ、しごと、わざ、②

人生に現出する無形の状態、物の対(3)わけ、ゆえ、(4)異変、騒乱、「四方事なし」(広辞林より引用)とある。

覚書にみられる「事」の意味をこの広辞林の用例に徴してみると、

- (1) 神もした事もなし。(広辞林(1)の意味の例)
 (2) 母が何かの事申して聞かせ候。(同(2)の意味の例)

(3) 世間の氏子が天に一家がないから降る照るの事がわからん。(同(3)の意味の例)

(4) 金光大神を六角豊の上おろすからよくよくの事と申うてくれ。(同(4)の意味の例)
 などが挙げられる。結局、この事の意味は前の修飾句によって、その意味内容が決定づけられる。さらに今一つの特殊例は、

源七事、川手文治郎に改名仕り候。

のように、英語の同格的使用例(法)がみられる。

そこで観点を交えて、文の成分の面から眺めてみると、

(1) 主語格の例

どうしてこういう事が出来たじゃろう

かと思ひ。

(2) 述語格の例

平日の通りに相成る事。

などの例のように、前者二つの例の他に(3)修飾語格(4)並列格(5)同格的例などがみられる。これらの文の成分の面を総括的にみて言える事は、その格を総称するような概念を表わす意味に使用している事である。

かかる二点から―天地金乃神と申す事は―事の意味は物の対である事柄、つまり、天地金乃神と申す神はの意味で、文章的には主語格で、以下―末々まで繁冒致す事―までの述語格で、その内容を具体的に、場所、空間、時間の三次元の世界にわたって説明したのではないかと思う。

教祖時代にお取次に従われた諸師について

金光 真 整

本誌第六号「教祖時代入信、取りつきに
 従った諸師について」の内容参照。

満洲布教について

山 根 清 志

終戦によって終りをつげた本教の満洲における布教が、どのように始められ発展してきたか、を概観し、そこにどのような特徴があるかをみてみる。

満洲布教というと、満洲人に対しての布教という意味にとられるかもしれないが、本教の満洲布教ではその面の割合はきわめて少なく、事実上は満洲における日本人への布教であった。そこに、終戦により日本人の引揚げが行われるとともに、本教も引揚げざるをえなくなり、現在同地に何一つの影響も残しえなかった原因があると思われる。

満洲布教は松山成三師によって始められ、終戦時には二十九の教会が設けられていたが、この発展は、日本の勢力伸張とともにであった。布教上の問題点としては、満洲における教会の設置は、教会設置願いやアンケートによって見ると、意外に簡単に設置が認められている。ここにも、日本人に

対する布教であるという点が如実にみられるのである。

信心における「客体化」と「現実化」について

松井雄飛 太郎

信心は「おかげをうけたら神心となって人に丁寧な話をしていくのが神への御礼ぞ」や、また「自信教人信」などの教語に端的に示されるごとく、人に伝わるもの、伝えねばならぬものである。ここにいう人とは、人類あるいは人間一般を意味するものではなくして、あくまで歴史的社会的存在としての人間である。だとすれば人に伝わる、伝えるという事象なり行為は、信心の本質が歴史的社会的存在状況——現実生活——と、深く触れ合い、そして、そこにおいて各種の新しい生活秩序を確立することだといわねばならない。

一体、現実生活をどうみるかということ、極めて困難な、かつ複雑な問題である。現実をみるみ方、把握の仕方そのもの自体

に、すでに本質的価値が導入される。現実には現実の内側からでは決して見えない。私はここで現実生活を巨視的に、そしてまた「客体化」の生活として、その一視点から問題を提起してみたい。「客体化」とは人間の認識の領域で起るだけでなく存在において、実在性そのものにおいて、根源的生において起る主体の実存的状态の結果なのである。そして、すべてそこでは疎外、束縛と権威的支配の圧倒する生活である。問題はそこでは人間におけるもろもろの「客体化」がまず信心によっていかに位置づけられるかということである。

キリスト教では決定的欠陥、罪として、仏教では苦として「客体化」を把握定着しようとする。教祖の信心過程においては、難儀として定着しうる。しかもその過程において極めて特徴的にいえることは、その難儀のもつ意義が、積極性をもってくみとらねばならぬということである。難儀は神から遠くはずされた外部視されるものではなく、すでに神の内容、内実そのものとしてあるのではなからうか。だからこそ難儀を

共通の場として、そこに神と人間との対話が交わされたとき、教祖は真に人間として助かる道が開けたのである。「客体化」が「現実化」されたのである。「現実化」とは権威的支配の圧倒する生活でなく、「創造」と「人格」の生活にほかならない。「現実化」は「客体化」の積極性による受容なしでは開けえない世界であろう。

講と教会との組織について

前田 正紀

本誌第六号「神道金光教会講社気多な組成立の要因について」の内容を、神道金光教会講社気多組説教所について両者の比較研究という角度からまとめたので、内容については、右論文参考のこと。

「難儀」把握の視点について

藤井記念 雄

教祖において把握された難儀とは、「難儀なもの」「難儀な事柄」「難儀な存在」

というような意味のものではなく、例えば現実には病気を荷って苦しんでいる人間の姿、つまり「難儀な状況」を意味している。そしてこの「難儀な状況」の把握が、病氣災難という場においてのみでなく、信心の展開に従って、次第に全生活に拡充されていき、また深みを増していく、すなわち生活の場における個々の事柄を通して、人間の生きることの根源にまで深くすすんでいく。教祖においては「難儀な状況」の把握が次第に広く深くなってきた。

このように、難儀とは「難儀な状況」であり、「人間の現実の姿」を意味している。従ってそれは、現実（客観的状况）と人間（主体的状況）との入りくんだ姿が難儀（状況）であるということであり、客観的状况と主体的状況とをそれぞれ切りはなしてみつめても、本教の立場での難儀の把握にはならないことになる。いいかえれば、人間としてみずからのあり方を限りなく問うていくところから、われわれの生きる現実をみきわめていくところに、難儀把握の基本的視点があるといえよう。

ところでまた、現実に生きるみずからを難儀と自覚したとき、みずからを生かし、支える働き（神）を感得した教祖の事実からいえば、難儀とは神との結びつきにおいて意味をもつ概念である。神との結びつきがなかったら難儀という自覚にはならない。立教神伝にみられる「……難儀な氏子あり……」という教祖の難儀把握は、本人はそれを自覚してなくても、その眼をもつてみると、それが難儀ととらえられてくることを裏書きしている。

このように「神との結びつきにおいて、すなわち、神に生かされ、支えられて生きていく人間である」という視点に立ってこそ、現実に生きる人間（自己）を難儀な人間として、また難儀の意味内容を具体的状況に即してとらえることができるのである。はなかるうか。

教祖観の問題

—近藤藤守師について—

高坂松太郎

近藤藤守師の教祖観を通じて、そこにみいだされる本教信心上のいくつかの特色、問題点をとりあげる。

藤守師が教祖との間に、直接取次ぎ取次がれる関係が生じたのは、明治十四年二月一日であり、それより明治十六年十月の教祖帰幽までの二年九ヶ月にわたって続いている。その間における師の教祖に対する態度についていくつかの要点と思われることを述べてみたい。

① その一つは、教祖の教えを求めることの強さ、教えを聞くことの非常な熱意と関心である。師は教祖の教えに接して「有難しとも又忝けなく、今は寒さも疲れも打忘れて時の移るのも知らなんだ」と語っている。又受けた教えを反省し、展開することにも師はすぐれていた。

② 次に注目すべきは、教祖に対する肉親のごとき思慕敬愛の情が顕著なことである。師夫婦と教祖夫妻との交流は、しばしば親子との関係をもって説かれる神と人間との関係が現実的な姿で現われているように思われる。このような関係に生じた体験が、

師の教祖観の上に与えた影響は、きわめて大きいものがあつたと思う。

⑨さらに師の教祖観、生神金光大神観の形成の点で、みおとすことのできない重要なものとして、次の事実がある。それは、「神からも氏子からも両方からの恩人は此方金光大神である……」に関する一連の裁伝である。この裁伝に関する直接的な師の解釈はないが、講話集のいくつかの項で、その内容にふれた話がある。この裁伝は教典にも収録され、本教教義、教祖観、取次観等の上からも、きわめて重要な意義をもつものであり、この内容は、さらに多くの面から究明するべき、今後に残された課題である。

本教における祈りの意義について

宮尾 肇

教規前文にも明言されているように、本教においては、「神と人とは、氏子あつての神神あつての氏子の関係」にあり、「この道理を人に伝え、人の願いを神に祈つて、

人を救い神を助ける、生神金光大神の取次の働によつて「神と人とあいよかけよで行く世界を顕現」してゆくのであるが、ここにおける祈り、すなわち本教における祈りの意義を明らかにするため、一般における祈り、教祖及びその教義にあらわれている祈りについて考察する。

先づわが国における祈りの語源を調べてみると、安藤正次氏の「古代国語の研究」及び白石邦氏の「祝詞の研究」によれば、「いのる」という語は「忌」又は「齋」の意に該当する接頭語「い」と動詞「のる」との結合によつて出来た語であり、のるは多く「言う」の意に用いられているが、「魂がのり移る」「氣がのる」といった、「靈力の呪的転移」という原義があり、宗教的呪術的な意義を強調するものとして「のる」に神聖な意味をもたせて「齋」という意の接頭語「い」が添加されて、「いのる」という語が成立したと述べられている。

又、一般に、人間が超人間的存在と人間的に交渉関係をつけようとする要求が、宗

教上幾多の儀礼祭式すなわち宗教的儀式となつて表われて来ているが、その中で特にその交渉関係を直接的に達成するものとしてなされるのが祈りであり、そのために、祈りはある意味で宗教の核心であるともいわれている。

(各宗教における祈りの実態を概観す) さて、本教における祈りについて考察を進めてゆくのであるが、今回はその第一段階として、総体的な概観にとどめる。

先ず、教祖の御祈念には、総氏子の身上に関する総祈念と、個々の氏子の個人の場合のねがいに関する別祈念があり、(縮刷版「金光大神」三〇六頁参照)萬延元年五月朔日、神の仰せにより、「願主歳書覚帳」を整えられており、ここから、教祖の祈りは単に氏子の願出の一事に止ることなく、引続き育ち助かつてゆくことが願われていることを知る。又「此方が祈る所は、天地金乃神と一心なり」と仰せられているように、本教の祈りは、氏子から神への祈りだけでなく、神から氏子への祈りが自覚され、取次と一体不離のものである。

さらに、本教の祈りの内容には、常には、常に「御礼」と「御詫」と「御願」がある。

近世大谷村農地の実際と諸問題

三矢田 守秋

農家としての教祖一家の経済生活にみられる余裕―それは、今日、近世農民の生活として一般に知られているところからすれば、理解に苦しむほどのものであるが、―それがどこから生じたものであるかを解明するため、私はさきに、地積の問題をとりあげ、近世大谷村農地の実面積は、検地帳記載の面積の二倍前後に及ぶことを実証した。

しかして、右のような事実の確認からだちに浮上してくる問題は、この事實は、大谷村の特殊事情によるものか、あるいは他地方にも多くみられる普遍的な事実なのかという疑問であり。大谷村の特殊性とすれば、特殊性を生み出したものとして把握されるものは何かという問題であり、さらには、このような大谷村の実態が領主側に

おいてどの程度に把握されていたか、把握されていたとしてその対応策はどのようなものであったか、逆にほとんど把握されていなかったとすれば、それは如何なる理由にもとづくものなのかというような点々である。

ここでは以上のうち、領主側の実態把握の実際と関連して、旗本蒔田領の領国体制、支配構造等について若干考えてみた。

宗教的態度に関する一考察

畑 愷

岸本英夫博士は、その著「宗教学」において、該博な宗教学体系を発表し、更にその後も補足修正の努力を続けていることは、賞讃に値いするものがある。したがって、今や、彼の「宗教学」なる著書をもって、その宗教学体系とみては、不十分なのであるが、かねがね私が問題点としていたところを、あえて提示してみた。

それは、彼が、機能主義の立場に立って、人間が宗教をもっている状態を、信仰体制

と宗教的行動に分けてとらえ、更に前者を、宗教的態度の宗教的行動原型とに分析しているのであるが、その「宗教的態度」に関する問題なのである。

彼は、人間の心の奥底に形成される宗教的態度を、請願態・希求態・諦住態に類別し、請願態を、超自然力をたよりに日常的問題を解決しようとする態度として、結局は、奇蹟の問題と結びつくものとし、それは、人類文化の進展とともに消滅していくものとみている。更に、信仰体制は、みかけのみがくほど深まるものとして、請願態から希求態へ、更に諦住態へと、段階的に進展するものとなし、請願態を通俗信仰の基盤とみなしている。

しかし、一口に請願態といっても、さまざまな様相がある。大体、なんらかの人間をこえた神的な対象を立てる宗教体系においては、通俗的な請願のみでなく、懺悔や感謝ということもあり、それらのなかにも、その対象に対して請願する要素がこめられている。そして、請願態として洗練化されていく。

そこで、私は、試みに請願態を、(A)遍歴的請願、(B)逃避的請願、(C)呪術的請願、(D)畏敬的請願、(E)合一的請願、と類型別にして考察してみた。(A)は、機能神に対して「願かけ」をしてまわる態度、(B)は、「障らぬ神に崇りなし」的な平穩を願う態度、(C)は、「呪いや占い、神憑りなどによって、神靈の発動を強制する態度、(D)は、特別な願いごとがなくても、ひたすらに神に帰依する態度、(E)は、願うこと自体がすでに、対象からの働きかけであると信じて、願わしめられている態度、をいう。

しかも、これらは、画一的に區別されるものでなく、また、希求態・諦住態と一脈相通する面もあるので、岸本氏の「宗教的態度」の分類における、請願態のとらえ方と、そのわりきった段階的差別には問題がある、と思う。

神道金光教会の性格について

橋 本 真 雄

明治二十九年二月の日付のある専掌心得

畑徳三郎の建議書は、その時点における金光教会の中心問題を突くものであった。その指摘している点は、金光教会の成文化せられた諸規則の建前と、金光教会の実態との懸隔を、全面的に再検討すべきである主張し、しかも、その検討に当っては、金光教会の信仰的基盤に立って、ややともすれば、従前の自然的慣行的に流れている点を改め、規則の外衣的形式的な施行を強行してゆこうとする点を反省して、独自の在り方を生み出すべきであるとした。したがって、この建議書のもつ意義は、金光教会が組織体として成立して以来、約十年にしてようやく本格的に組織自体を問題にしようとしたところにある。

すなわち、神道本局の管轄下において、その制度的建前にもとづくとするれば、信仰的な内容から成立してきた諸種の実態は、あるいは無視され、あるいは歪曲せられねばならぬ。さればといって、信仰的内容の裏付けをもっている諸種の実態のままでは、教会の組織的な運動や活動は、あるいは停滞し、あるいは混雑して組織体としてのあ

り方にはならぬ。そのことは、教務教政の執行面において、最も顕著に現われてくる。いわば、組織的教団を表にかかげて、実態は組織以前のあり方である。これを改め、更に大きく前進するためには、制度の全面的な改革にまたねばならぬ。

しかし、この建議は、直ちに実行するには余りにも広範にわたる検討と改革を要するので、その後の動きの中で徐々に、手近なところからすすめられることとなった。すなわち、本部専掌制度、本部事務のすすめ方、教師育成機関の拡充等である。かくして、やがて本教独立への方向をもたらしたと考えられる。換言すれば、この建議の主張するところは、独立によってほぼ達成せられた。

以上の点から、神道金光教会が、形式的には神道的であっても、内面的には絶えず、その脱衣に意を注いできたといえる。したがって、神道金光教会の性格を考察する場合、このような実態的な把握がなされねばならぬであろう。

主体性について

富田 義 男

主体性をもつということは、個性的であるということでもある。

個性というものは、個を個たらしめているものと、簡単にいえばそうなるが、評論家の小林秀雄は「人間にはそれぞれ特徴があるが、それは個性ではない。個性は普遍性、客観性がなければならぬ。特徴はどこまでも特徴である」といつている。

自我の強い人を、主体性の確立した人、個性的であるとはいわない。また逆に他人のいうとおりになり、自己をもたない人も個性的であるとはいわない。しかし、そのような特徴をもった人とはいえる。

戦後、教育界で個性教育ということがいわれてきている。しかし、教師がどれほど自覚して個性教育をしてきているかという点、それは非常に足りないのではないかと。例えば、音楽に秀でた特徴をもっている子供を育てるにしても、その特徴を伸すべく教育をし、本人も努力する。しかしその特

徴が伸されれば慢心になる場合があったり、また順調に伸びなかった場合は卑下してみずからを傷つける場合も起る。それは真の意味での個性教育がなされていないからである。

「人間が助かる」「おかげをうける」ということは、人間が主体性をもつことであり、つねに個性的であるということではあるまいか。であるから取次は、人間に主体性を確立させる。個性的たらしめる働きとすることがいえる。しかし、実際には、教会の教導が、主体性を確立させる方向と逆に、依存的なものにさせている場合もあるのではないか。

そこで、個性はいかにしてつくられるか、ということであるが、それについて小林秀雄は「自己をみつめる、自己反省をきびしいまですることによって個性がつくられてゆく」といつている。自己をみつめる、自己をきびしいまで批判する、そこから個性が生まれる。

「心」のうらおもて

大森 繁

表の心とは五官につながる意識、自覚心理を指し、裏の心とは潜在意識、傾向心理を意味することにおく。

現代人は専ら頭脳にたより過ぎて心配不安疑惑恐怖に悩み、我慾に耽って頭脳を酷使し、賢しいばかりで身の徳を失い、心の法則を知らないためにかえってみずから失敗不幸を招来する傾向がある。人間の頭脳は一切の事物を解決したり成就するようにはできていないからである。できることは、知識を集め価値判断をし結論を下し願望努力するだけである。利口発明ぶるな、細工をすなの御教と共に、一心に頼め、願え、祈れ、また任せすがれの御教がある所以である。

表の心で成功幸福を望んでも、裏の心の底に否定的心理や罪の自己処罰意識が潜むときは、表の心の希望を容赦もなく粉碎し、その潜在意識に描かれた想念を顕現すべくぐんぐん条件を調べてゆく。一心とは表裏

一貫して葛藤なき心的状態といえる。潜在意識には過去の記憶が累積していて、それが判断の基礎となり、習慣が心の慣性をつくり、ある傾向を帯びた心が内より働きをける——与えられた目標に向かってミサイルのように突進する具象化力であって、その舵をとるのが表の心であるから、常に正しい願望を堅持し、我心の動きを調べ、誤差を修正しつつ調子を合せて行く要がある。

潜在意識は無選択的に念いを具象化しようとするから、すべからず不浄心を去り、愛念善心を保持し、神の意識を迎え受け、内在神性開顕の大みかげを受けることが最高の助かりであろう。

教祖における政治権力への態度

岡 開 造

教祖において、政治権力の問題が、自覚にのぼってくるのは、端的には、布教（取次）ということを通してであるといえる。

そこで、この布教行為をすすめることとの関連のなかで、教祖において、政治権力

が、どのように問題になっているか、それに対する態度はどうかを、構造的な側面に重点をおいてみてみることにした。

政治権力への教祖の態度が、神からのお知らせのかたちで、明確に出ているものとして、元治元年正月一日の神伝をあげるこ
とができる。このなかで注目されるのは、「天地乃神には御上もなし」と、「その方
前者すなわち「天地乃神には御上もなし」
は、後者の「その方には御上もあり」を根
底から位置づける言葉と解することができ
ないであろうか。すなわち、「その方」が
取次を行なう場合は、「御上」の支配する場
であって、当然、「その方」もその政治的
な支配を受けていかねばならない。しかし、
その支配の受け方、御上に対する態度とい
うものは、たんに御上の政治支配を肯定的
に受け入れていくというだけにとどまるも
のではないという点が、この神伝の言葉に
よって、さとされていると考えられる。

この態度が、どのようなものであるかについては、元治元年の前年、すなわち、文

久三年、齋藤重右衛門が、官憲の忌諱にふれ捕縛されるにいたった際の教祖の態度に、これを見ることが出来る。教祖は、このとき、「きれる刃は、こぼれるというが、この方は、きれず、まがらずじゃ」と述懐されている。この「きれず、まがらずじゃ」という言葉のなかに、教祖の独自の主体性が表現されていることをみる。御上に対する、いわゆる反抗の態度はみられない。しかし、たんなる随順、肯定かというところでもない。たんなる肯定ならば、「まがらず」とは、いわれないであろう。御上に対する姿勢でなく、さりとしてたんなる肯定、是認でもない、独自の態度をうかがうのである。

たんなる是認の態度でなかった点は、つぎの教祖のことばが、よくこれを示している。「いま、徳川の時代にて、石垣をつんだように、びりともするものでないが、三十年さきでは世もかわり、この道もつらぬく……」。

神の大願とその現実

岡本陸範

一 神の大悲願とその覚証契機

(1) 人間凡夫の内容

それは人間の「無常」と「罪悪性」(「無礼・めぐり」)であり、いわば神からの遊離——離脱と神からの背反——抵抗である。

それからは人間の主体的自立的自由意志(人間が生かされて生き、祈れ薬れという前後関係が逆転する)の問題の核心となる。

(2) 人間凡夫(無常・罪悪)の自覚

それは人間の本質たる自由意志の本性が神への無知乃至背反等によって、信仰的に表明される。すなわちそれはかの善導や親鸞が指摘している第十九願・第廿願・第十八願の信仰内容の様相によって教学的に明示されている。

しかして右三様相の信心のあり方と相互の関係の中で第十八願の様相にまで信心のあり方が追いつめられるとき、ここに神の大願とその力が自覚される。それは人間における信仰の究極的限界の立場であり様

相なのである。すなわち、ここでは神の大願の愛と力とに圧倒され、それをわれわれに信ぜしめる立場なのである。

金光教の弁証——動的無体

影浦允章

よく世間で「あなたの話には矛盾がある」などといって、矛盾のある筋の通らぬ(常識的に)話は世間一般では相手にしてくれない。ところがこの矛盾によって、実際は発展している天地である。この矛盾をなくしないでそのまま一つの発展の契機として進んでいる。そのような深い天地の動きをみていくのが弁証法であり、金光教もその弁証法的発展、つまり大天地の発展を人の世に伝えていること、論をまたない。「やれ痛や！が有難し」とか、「知りて知り難し」とか、正反合の理を繰り返して進展している天地の動きを示されている教である。そして「神が生れる」というこのこと、実は、どんな宗教どんな哲学をもってしても説明することのできない天地始つての出来事である。

あり、特に私がこのことを強く感じたのは、カントの物自体の哲学、「物自体は現象の根底に存して現象せざるもの」というのであった。勿論現象するものは、火にも焼け水にも溺れる。しかし金光大神の「神が生れる」は、現象するともしないともいえない。しかも火に焼けず水に溺れぬものか、そのまま現象の世界において、現実の世界において実感され、顕現発揚されて行くのである。ウインデルバンドが「心の世界と、肉体の世界の他に無意識界という第三帝国を想定する事が出来るが、経験する事は出来ない」といっている第三世界を経験し、顕現して行くのが我が金光大神の道であり、これを気づき始めたのはもう数年前のことであるが、次第にハッキリしてきて、ここに私は「動的無体」という言葉で金光教独特の道の相を観て行こうと思っている。無体は勿論無限の生命体であり、時間と空間の一致を自分の命の中に捉えていくことでなければならぬが、言葉そのものは西晋一郎博士の「無体の静」という言葉に示唆されているところがある。博士は「特殊的信

仰を持たずとも道徳を超えてはならぬ」という微妙な発言をされているが、わが金光教には「超えて超えない」という矛盾の上に立つ一筋の道がある。「変人になれば変人にならぬと信心は出来ぬ。変人とは直い事ぞ」と教えられている。直い事とは直観の世界であり、鈴木大拙氏のいう分別識が爆砕されて、出てくる靈性的直覚の世界である。永遠を今に見、空間をここにみる世界である。変人はすなわち、普通人である。シルレルのいう「努力を超えた遊戯の生活」靈性的直覚を根源として、感性的直覚を楽しむ道であり、どこまでもよろこびの道である。

教会の世襲的傾向

をめぐっての問題

米 本 鎮 雄

本誌第六号掲載「教会継承をめぐる問題について」の教会継承の問題状況、世襲的傾向とその問題、の内容参照。

行詰りと展開の関係について

谷 口 金 一

われわれは行詰ってどうにもしようがない、ということに当面する。そこがこの道でおかげになるといふのはどういう展開をしていくことになることであろうか。

もちろん行詰りということも厳密に言えば、行詰りという固定した状態があるのでなく、客観的条件と主観的内容の関係についての状態をさすのであるから、行詰りは、状態は同じにみえても、人々によって違う。

この行詰りに対する態度はいろいろある。(イ)自暴自棄になる——破壊的反抗的 (ロ)つぶされてしまう——沈滞消滅 (ハ)展開——新たな世界の開顕、である。

一般的にみて、行詰りは(イ)(ロ)になりやすいが、われわれが助かるために(ハ)になることが望まれる。(ハ)については、自分を行詰らせているものと自分の関係を見やぶる眼(自覚)が養なわれ、それに対する道が生まれなければならない。それにはまず他から

の光(教えの作用)がいる。教えを聞こうとしない人は、行詰りのくり返しになりやすい。聴教ということがきわめて大切なこととされる所以である。しかし、その聴教は普通いわれる修養とかわらぬ場合も多い。

この道の展開には、さらにそれらを超えた自分の力だけで展開するものでないものがあると考えられる。それについて次の二つの状態が考えられる。

行詰っても、自分が一つの立場をもって神に相對し、結果的に神を利用することになり勝ちである。願いといても神に対する注文である。教祖はそこが違っている。

四十二才のどうともならぬ状態のとき、神に対する態度が「凡夫相変わらず」とされ、自分を肯定する態度がいささかもない。それであるから、神に注文することにならず、「うけたまわる」態度が生まれ、「自分の根にかなうことはさせてもらう」態度ともなり、自己否定をとおしての自主性へと展開する。「あいよかけよで立ち行く」といわれたり、「生かされて生きる」といわれたりすることは、このような内容を表現さ

れたのであろう。

経験と論理

高橋 博 志

スポーツにも科学が必要である。金光教祖は信心の實踐と共に信心の道理を重んぜられた。そのあとを受けて直信たちもそれぞれにその両方を展開しようとした。しかし、それはなお充分、学的でなかった。

すなわちそれは、なるほど個々の経験（靈験）に止らず、それらを貫く道理に着目した者はあったが、なおその道理を充分抽象化しえず、主として具体的経験（靈験）を重んじた。今後はさらにすすんでその道理を充分抽象化しなければならない。

要するに、この信心の経験と論理の関係は、三段階にわけて考えることができると思われる。

第一段階は、自己の経験をとおして、他に経験させる。すなわち、経験から経験へである。第二段階は、経験から道理（論理）を抽象せんとするのであるが、なお、それ

が充分できず、いわば経験から論理へである。第三段階では、信心の道理を充分に抽象化して、第二段階とは逆に理論から経験へとならねばならぬ、と考えられる。ただし論理から論理へとなつては、いわゆる論理の遊戯であつて、これはつつしまねばならぬわけである。

本教における社会事業

— 発生と歴史 —

高橋 修 義

研究の意図

本教における社会事業を再検討する必要は、今に起つたことではない。太平洋戦争終結後の新憲法によりもたらされた信教の自由と教団内に芽生えた全教一新の願いに促がされて、そのことは既に自覚的に推し進められて来た。然るに現在行われている本教内の社会事業の一つ一つが、周囲からさしたる問題の指摘もなく存続し得ていることは、どうということなのであろうか。

この研究は、そういう疑問から始まった。

その疑問は、現在に立ってその横断面をとらえることより、歴史的な時間の流れに沿つた縦の断面をとらえることの必要を更に感じさせはじめた。

研究の目的と態度

だからこの研究は、本教の社会事業を、一個の出来上つた理念や形態をもつたものとしてとらえるのではない。対象を前期的なものとして扱うことによつて、そこから本教のものとしての社会事業の理念や形態をさぐり出して来ようとするのである。そのため、対象を一般社会事業の枠にはめてその類似点や発展過程の異同を見ようとするのではなくて、あくまでも現在の眼からは、広く「社会事業らしきもの」に求め、拡大された分野で、それぞれの問題を十分に検討されねばならない。

時代区分と対象分類

この研究の時代区分は、一般歴史を扱う場合と同じ明治・大正・昭和の三代に分けられる。この区分は、社会事業の当然内容としなければならぬ社会的諸問題の発生源たる社会経済機構の上からも相応しいも

のであろう

又先述のごとく、研究対象を拡大して扱うこの研究での社会事業は、その分野を十箇事業に分類される。すなわち、

- ① 生活保護 ② 児童保護 ③ 身体障害者保護
- ④ 精神薄弱者保護 ⑤ 保健医療保護
- ⑥ 労働保護 ⑦ 司法保護 ⑧ 軍人遺族保護
- ⑨ 社会教化 ⑩ その他

明治時代のこと

明治時代は、社会の近代化に伴って恤救規則とその補助法規が次々に施行されていたが、すべて慈善救済の再確認に過ぎなかった。一方本教では、第一世管長の日赤入社(明22)を契機に直信先覚諸師の入社が相次いだ。併し活動の大半は日清日露両戦争の遺族慰問、戦地慰問あるいは、各地の風水害罹災者救護等であった。

教祖における布教の意義

内 田 守 昌

本教において布教といわれるとき、どのような本質的要件にさええられ、また内

容を具備するものでなければならぬか。

本教布教の歴史的起点は、教祖の布教である。教祖は安政六年の立教神伝を受諾し、その神伝に開示された布教の本質およびその現実的意義によって、教祖の布教の方向が決定づけられている。したがって、布教の現実形態は、その方向性に即するものであり、教祖の自覚も、この神伝の本質に基づいて形成され、その行為も規制されている。かかる立教神伝が教祖に下る必然の理由が、教祖の信心の自己展開であるとみることとも可能であるが、同時に、それは神の顕現「神が世に出る」という意義を内在するものである。そのゆえにこの神伝は、「神もたすかり、氏子もたちゆく」事態を志向する意義をもつものであったといえる。

ともあれ、教祖の布教は、本教における布教の本質的内容の初発生成のものである。根源的布教形態の確立をみたものである。

その布教の本質といわれるものは、いうまでもなく、生神金光大神の取次であり、布教という表現はこの取次の客観表現としてその意義を保つものであるといはねばなら

ない。この取次はそのはたらきの結果として人間を実質的的根本的に変革し、社会的現実の場においては、それは宗教行為として客観的規制を受けるのは当然である。すなわち対自的な問題から対他的な問題をふくんでくるのである。そこに取次布教の適応性の問題、現実的伝達性の問題を考えざるをえなくなるのである。

取次の語源

山 崎 一 男

取次ということは、古代から広く用いられたもののように、今から約四九〇〇年前オリエントの都市国家ウルク第一王朝の時代、四三〇〇年前カナアンのタブレット(楔形文字の記録)の解説に、三世紀後半中国の魏志倭人伝、七世紀前半の随書東夷伝の解説にも見えており、十世紀後半の情眞公集、十一世紀初頭の源氏物語を始め、紫式部日記、傾城酒吞童子、栄華物語などに見えておる。

十一世紀後半の院政時代の院中に「取次

衆」戦国時代に「取次銭」という名称があり、江戸時代になると、徳川將軍の「御側御用取次」、地方藩主では「諸事取次衆」、神祇伯王の白川家に「取次」ということがあり、庭瀬藩ではその「取次頭」もあり、神道金光教会にも「事務取次掛」を藤井恒次郎師が担当しておられた。

小野家文書の「御用諸願書留帳」、「永代御用記」の中に村役人の奥書で「右の通り願出修に付、取次差上候、云々」という文面があり、「神道金光教会講社結収手続大意」の第一八条の終りに「——右書籍へ本部ニ参詣シ取次係ヲ以テ願出ル時ハ——」又、明治三二年施行の商法第五〇二条、第五五九条にそれぞれ取次ということが記載されてある。

「取次」という文字については中国の白居易に「シユジ」次第にという意であり、万葉集では「取次」ⅡととりつぎⅡとなつておる。取次とよく似た用語に「とりつたえる」「召次―召次所―」「申次―申次奉行、申次人―」「手次」(願主歳昼覚帳)「他理」「委任」「仲立」「仲介」「取扱」等があ

り、これを辞典から見ると、明治時代の辞典には見当たらないが、大正初期の漢和辞典に「取次」シユジとあつて、その出典も示しており、次いで、大正十二年の字源で始めて国語ⅡととりつぎⅡと解釈をしたほかは国語辞典にも見当たらないが、昭和初期の辞典になると、諸辞典(事典)が申し合わせたように「とりつぎ」「とりつぐ」「取次」(とりつぎ)と解釈し、その出典も示しておる。

古代統治者の側近で用いた語が時代の推移とともに、一般社会にも用いられるに至つたということが、言いえられるのではなからうか。

神 の 綱

松田 教道

具体的な人間の具体的な傾向性を指摘することによって、人間の自己自身に対する責任とはどういことであるかを考え、人生に於ける人間のあるべき道を問おうとするのである。

① 空想性の問題、(自惚・自己卑下、孤独感・虚栄心)

② 自己限定の問題、(生活の合理化——顛倒)

③ 社会環境に対する一方交通的態度

④ 固定化の問題、(願い→道理)

以上の四つの人間の諸傾向性をもって、自己生成を阻むもと考え、そこから、極まりなき不確定さを示す自己の自覚となり、それは必然的に自己否定を生み出すのであり、そのことはまた自身によるべき対象を求めざるを得ないこととなる。

そこで、自己の自己自身に対する責任とは何かへの一つの態度として、「心実正、神仏に身任せ」について、考えてみたのであるが、この言葉には二つの面から考えられる。一つは、これまでの人生体験において遭遇してきたところの悲劇的、絶望的な事態からくる自身の生命に対する危惧であり、今一つは、金神信仰の全的自己投入の態度である。そして宗教信仰において問題となるのは前者の後者を照らし出す関わりにおいて後者が問題となる。そこでこの金

神信仰への全的自己投入を可能ならしめたものに、日柄方位への絶対的遵守、「これですんでおる」とは思えない限りない試みにも拘わらず、なおかつ、絶望的な事態を惹起さざるを得なかつた事態である。絶対的遵守への全的試みは、対象への否定的方向にはなく、却って自己自身への自己否定的反省とならざるを得ないからである。なぜなら、自己否定とは一切の受容への足がかりに外ならないからである。そしてここから他とは異つた日柄方位の遵守の場が生み出されてくる。すなわち、おことわり、の場である。それは生命本然の姿としての限りない自己の眞実性への希求を秘めた眼であると同時に、対象への全き承服を意味している。

そういう人生への態度を端的に表白したものと、この「心実正、神仏に身任せ」を受け止めるのである。すなわち、自己自身への絶えざる希求という自己否定の主体化の中に神の綱が働きかけられてくるということを確認するのである。

初代白神新一郎「御道案内」について

福嶋眞喜一

本誌第六号「初代白神新一郎『御道案内』について」P146、P161参照。

教祖における取次の展開

——その社会的展開について——

藤村眞佐伎

取次が開顕されたということは、ひとり教祖の信心の問題だけに止まらず、他の人に対してその信心が働きかけるようになったことであり、新しい問題を投げかけるようになったことであつた。その意味で、教祖の取次が広く社会的に展開せられたことを意味していた。そのような問題としてH取次の内側からの問題とH外側の問題を呼び起してきた。

H 取次の内側の問題としては、立教神伝にあるように、難儀な問題をもって願ひ出る氏子が、取次をうけて助けられるので

あるが、そこで、助けられるというのはどのようななたらきをうけて、どのような結果が生まれてきたのか。私は、信心の様相をとおして、時代的に段階を分けてその特色を考えてみたいと思う。それは信者の生活問題というものが時代、社会の関係から生活の情況、その問題性というものが変わるからであり、一方、教祖の信心が進展していつており、信者に対してもそれが反映していると思うのである。

H 取次の外側の問題として、取次布教行為が社会的行為としてあらわれてくることから、山伏の問題とか布教公認手続きの問題、政治権力との関係の問題などが起ってくる。ここにも、時代、社会の推移による問題性と、教祖の信心の進展によりこれらの問題に対する対処の仕方にも相違ができてくる。

教祖の信心の進展に関連して、このような問題の上にあらわれている様相、特色を段階的に明らかにしようと思うのであるが、段階設定を、およそ次の三期に区分して考えてみる。(A)立教当初の徳川封建制度の崩

壊期。この頃の信者の中心は笠岡、西六を中心とした人々である。(B)明治維新前後。この頃の信者は岡山地方が非常に多くなっている。(C)明治六年頃以降、晩年まで。明治新政府の制度の革新と整備がなる時期で、信者は遠隔の地に及ぶ。教祖における主な神伝は(A)では立教神伝、元治元年の神伝(B)では慶応三年十一月二十四日の神伝、(C)では明治六年十月十日の神伝があげられる。

本教信者の教義理解の諸相

——実態調査にもとづく分析——

沢田重信

この発表では、本誌六号掲載同タイトルの論文の内容を要約して発表した。

布教者の成立過程

——教祖時代前期を中心として——

宮田眞喜男

立教から明治初年にわたる、およそ教祖時代の前半期に、取次の働きに従事してい

った人々の様相は、「願主歳書覚帳」「一乃弟子改帳」「出社神号帳」を通して伺うことができる。これら資料は、教祖に取次を願った入信時から、布教に従事するまでの動向、経緯を、一乃弟子、神号という各時点において捉えることができ、神号を授与された人々は、僅かの例外を除いて、ほとんど願主歳書覚帳に記載されておる。このように、取次に従事した経緯なり性格を、これら資料は最もよく現わしている。入信から、取次に従事する間の動きは一様でなく、一乃弟子の段階で停止したもの、一乃弟子から子明神、金子明神といった神号を授与されるまでに信心が進展しているもの、さらには、神号の中でも、各々の信心の段階に即して授けられ、神号が変遷している場合等さまざまである。こうした諸々の相にみられる布教者の成り立ち方は、一乃弟子なり、神号が許され、授けられるという、教祖の願いの象徴的行為より、単に主体的な願いにとどまらず、教祖との願いあいとの関係において成り立つ性格であることをみることができるといえる。そこでごく概括的に一乃

弟子なり神号の意味を捉えると次のごとくである。一乃弟子は、入信後間もなくにして許されているところより、教祖の信者に對する信心の自覚喚起、奨励の意味をもつ。神号は、一乃弟子の段階から信心が自覚的にすすめられる段階、現実の信心生活に取次の働きの現われていったところに授けられているとみることができるといえる。神号帳に見える神号の種類は、子明神、金子明神、金子大明神、向明神、向大明神、金光大神等である。子明神、向明神等の称号は、金子明神、向大明神の前段階として授けられ、取次者としての自覚乃至行為への過渡的段階を示す。例えば、教祖から取次者に懲罰されたにもかかわらず経済的理由で辞退した人が子明神で止まっているのは、子明神の神号の意味を示している。金子明神、金子大明神の称号は、信心生活の中に、取次の働きの現われていったことを意味している。それは、当時、布教資格を得るために、白川家に入門の手続きをとり、資格を所得した人々が、金子大明神の神号を授けられていることであろうかといえる。

「罪」と「難儀」について

瀬戸美喜雄

キリスト教における「罪」の意識と、本教における「難儀」の把握が、それぞれ信仰者において深化する過程を、対比的に考察することによって、その共通点と相違点を闡明することを試みた。

そこから結論的にいえることは、まず共通点については大略以下のごとくである。

(1) 信仰の出発点には、何か人生の空虚さ、あるいは助からなさがあること。

(2) その空虚さの背後に神の働きのあることが感得され、そこから、自己の生き方を神の意志、あるいは神の願いに合致させようとする、いわば律法主義的な傾向が現われること。

(3) そうした生き方が信仰を追求しているようであって、実は自己追求の偽装にすぎぬことが領得され、神と人間の媒介者（媒介の働き）において救われよう、媒介者をそのままに受けとろうとしてくること。

(4) 罪人が、あるいは難儀な状況にある人間が、助かりの主体であり、また、自分こそその主体であることが洞察されること。

(5) 右の洞察が可能なのは実は自分が助かりの中におかれているからである。つまり、助かっているのではないとの正覚が、実は助かりの働きそのものの表われであることが納得されること。

(6) 神の救いの面のみでなく、苦悩している面がみえてくること。次に、その相違点については大略次の如くいえる。

(1) 宗教本来の助かりという場合、キリスト教が人生究極の意義、目的などを追求することに重点を置くのに対し、本教は現在の生活の過程充実に主たる力点を置いていること。△宗教の目的▽

(2) キリスト教は、すでに示顕されたとされる普遍的真理を日常生活に現実化しようとするのに対し、本教は、日常生活の中に普遍的真理（真実）を現じようとする方向をもつこと。△宗教の方向▽

(3) キリスト教が、神・人間をその本性に着目して規制的に捉えようとするのに対し、本教は、神・人間を人間の生活の動きの中で状況的に捉えようとすること。

△神・人間の捉え方▽

以上、共通点と相違点をみてきた、その中、人間が生きていく上に決定的に重要なのは相違点である。そこで相違点を掘り下げる必要があるが、それはあくまで共通点を踏まえての広い視野のものでなければならぬことを附記しておく。

批判論文の寄稿につきお願い

金光教 教学研究 所

本所で刊行してまいりました「金光教学」―研究所紀要―は、
 当所の研究業績発表の機関誌という基本的な性格のために、つい
 一方的な発表になりがちであったことは否めません。そこで、本
 誌の基本的性格はそれとして保ちながら、しかも一方的にならな
 いためには、所載の論文に対して、広く教内外の批判的な立場か
 らの論述をお願いし、それをできるだけ本誌に掲載公表していく
 ことが、最も望ましいことと思われおります。これを実施
 することによって、教学研究上の必須要件である「発表」と「批
 判」との二面が、相応じて作用し得る開かれた場ができると同時
 に、他面さらに、この「金光教学」が、教団における教学交流の
 場という意味をも荷ってくださることになるであろうことを、念願す
 る次第であります。

以上の趣旨とするところを諒とせられ、左記の要項にもとづき、
 大いに批判論文を御寄稿いただきますようお願いいたします。

記

- 一、批判対象 「金光教学」―研究所紀要―各号所載の論文
- 一、字 数 一万六千字以内(四百字詰原稿用紙四十枚以内)
- 一、期 日 昭和四十年五月三十一日
- 一、宛 名 岡山県金光局区内大谷 金光教教学研究 所
- 一、その他 御寄稿の原稿は、勝手ながら当所に保管しておき
 たいと思いますので、お返しいたしません。なお、
 本誌に掲載する原稿の選定は、当研究所以外のメ
 ンバーをも加えたグループで行ないます。

金光教学第六号正誤表

(行数の太字は後から数えてのもの)

頁	行	誤	正
136	1	座・	座・
118	2	平担地	平担地
96	8	統管上	統轄上
85	4	させているかと	させているかと
80	4	表5の得点	表4の得点
79	3	諸々の悩み	諸々の悩み
73	4	女は点3.5	女は得点3.5
72	1	身体と人間	身代と人間
22	1	なければならぬ。	なければならぬ。
21	4	たのめい、申して	たのめいと申して
20	12	僧侶	僧侶
17	2	問題でる	問題である

発刊に当って

このたび、当研究所紀要「金光教学」を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととして、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に「金光教学」の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所有長 大淵千仞)

研究報告一覽表 (3)

金光教教学研究研究所

- 配列の順序は所属部順とし、部内においては執筆者氏名の五十音順とした。
- 記載の順序は、題目、執筆者氏名、職名、部属、研究所紀要掲載号数である。

題 目	氏 名	(職 名)	(部属)	紀要 号数
昭和38年度				
高橋茂久平の信心について				
—その教团的活動—	高橋 一 邦	(所員)	[I]	
「神前撤去の命」についての一考察	長野 威真一	(助手)	[I]	
金光教の布教者について	宮田 真喜男	(所員)	[I]	
近世大谷村農地の実際について	三矢田 守 秋	(所員)	[I]	7
教 団 の 意 義				
—教団形成過程における思想的背景—	内田 守 昌	(所員)	[II]	
教祖における政治への態度				
—「御上」へのばあいを中心として—	岡 開 造	(所員)	[II]	
信 心 と 教 学				
—我が家における—	高橋 博 志	(所員)	[II]	
取次者の課題				
—布教、教導上の諸問題にふれて—	沢田 重 信	(所員)	[III]	7
本教信心の倫理性	竹部 教 雄	(所員)	[III]	
信心生活の姿勢を問う	福嶋 真喜一	(所員)	[III]	
教会家庭の諸問題についての一考察	藤井 記念雄	(所員)	[III]	7
信心の継承と展開				
—近藤藤守師の「心配り」について—	和田 威智雄	(助手)	[III]	
教祖の信心の基本的特性				
—その「現実生活的」性格について—	瀬戸 美喜雄	(所員)	[VI]	7
畑徳三郎をめぐる諸問題	畑 愷	(所員)	[IV]	
教祖における道理の自覚について	藤村 真佐伎	(所員)	[IV]	7

金光教京都市教会連 合会編	立教神伝をいただいて	昭38. 11	京都市教会連合会
金光教徒社編	救いの泉 布教教導資料2	昭38. 9	教 徒 社
金光教東近畿教務所 編	教区信心懇話会—あいよか けよで立行く道—	昭38. 4	東 近 畿 教 務 所
金光教本部教庁編	昭和三十八年度の願い—お 年柄を迎えて—	昭38. 4	本 部 教 庁
高 倉 貞 雄	信心のめざめ	昭38. 4	教 徒 社
高 橋 正 雄	女 の 場	昭38. 9	教 徒 社
竹 内 長 次 述	信心の授受 昔と今	昭38. 5	池 袋 教 会
武 部 正 太 郎	電波にのって	昭38. 5	香 榎 園 教 会
武 部 正 太 郎	教主直参	昭38. 11	香 榎 園 教 会
畑 愷	私をゆり動かすもの	昭38. 9	畑 愷
福 田 源 三 郎	雑 囊	昭38. 10	河 手 正 平
水 谷 松 雄	束縛なき人生	昭38. 9	教 徒 社
湯 川 茂 編	湯川安太郎信話 第9集	昭39. 2	あ ゆ み 社

K5 組 織、制 度

K6 儀 式

K7 布 教

K8 諸 学、芸 術

藤 原 隆 夫	てすりごんぼ てからっぽ	昭39. 1	栗 原 教 会
---------	--------------	--------	---------

昭和39年9月15日印刷

昭和39年9月20日発行

金 光 教 学 第 7 号

編 集・金 光 教 教 学 研 究 所

印 刷・玉 島 活 版 所

発 行・金 光 教 教 学 研 究 所

岡山県浅口郡金光町



THE JOURNAL OF THE KONKOKYO KYOGAKU RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
The Konkokyo Kyogaku Research Institute
Konko, Okayama, Japan

1964

No. 7

CONTENTS

MIYATA, Moriaki	
A Study on the Management of Agriculture of the Founder's Family	1
SETO, Mikio	
The Characteristics of the Founder's Faith —An Inquiry of its Relation to his Actual Life—	31
KONKO, Shinsei	
Some of the Toritsugisha (Mediators) at the Age of the Founder (2)	53
FUJIMURA, Masaki	
The Founder's Awakening to the Reason of Faith	70
SAWADA, Shigenobu	
The Tasks of the Toritsugisha —An Analysis on Present Situations of their Missionary Works and Instructions—	87
FUJII, Kineo	
A Study on Some Problems of Minister's Family	105
Materials for Research	
The Ono Documents -6- —Shumon Aratame-cho (Register of the Religious Beliefs of the Villagers)	127
Notes of the Activities of the Institute	152
Summary of the Addresses	
At the Sixth Meeting of Kyogaku Research	170
List of Publications in Konkokyo (1963)	
List of Studies, Reports and Essays	